

2023年度版

中小企業施策利用ガイドブック

中小企業の方が中小企業施策をご利用になる際の手引書として
主な施策の概要を紹介しています



中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業(者)」及び「小規模企業(者)」とは、以下の者を指します。

中小企業の範囲

中小企業基本法では、中小企業の範囲を次のように定義しています。

中小企業は、我が国の企業の99.7%を占め、従業者の68.8%が働くなど、我が国経済において中心的な役割を果たしています。

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下の会社 又は 従業者数300人以下の会社及び個人
卸 売 業	資本金1億円以下の会社 又は 従業者数100人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金5千万円以下の会社 又は 従業者数50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金5千万円以下の会社 又は 従業者数100人以下の会社及び個人

※中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業(一部を除く)は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業とする場合があります。

小規模企業者の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員数20人以下	従業員数5人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なる場合があります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。

なお、本ガイドブックでは、通常の定義と異なる場合にはその旨明記してあります。

※ 中小企業の定義について詳しくは中小企業庁ホームページ「中小企業・小規模企業者の定義」のページをご参照下さい。



2023年度版「中小企業施策利用ガイドブック」ご利用の手引き

本書では、経営改善・資金繰り支援対策、震災対策など、中小企業者の方が施策をご利用になる際の手引書として、各支援制度の概要をご紹介します。実際に施策を利用される場合には、各ページ下欄の「お問い合わせ先」でご確認ください。

【使い方】

目次から探す

中小企業施策を分野別に探すことができます。

1. 経営サポート: 技術力の強化、創業・ベンチャー支援、経営革新支援、新たな事業活動支援、知的財産支援、再生支援、雇用人材支援、海外展開支援、取引・官公需支援、経営安定支援、小規模企業支援
2. 金融サポート: 融資制度、保証制度 など
3. 財務サポート: 税制、会計、事業承継
4. 商業・地域サポート: 商業・流通支援 など
5. 分野別サポート: 建設業、農林水産業、食品、生活衛生業 など
6. 相談・情報提供: 相談窓口 など

インデックスから探す

利用者のニーズに適した融資、補助金、相談、セミナー等を探すことができます。

① 技術開発に取り組みたい	⑩ 金融環境・経営環境の変化に適応した支援策を利用したい
② これから創業したい	⑪ 小規模事業者の支援策を利用したい
③ 経営の効率化や革新を図りたい	⑫ 事業承継を円滑に行いたい
④ 他の事業者と連携し、新たな取組をしたい	⑬ 社員教育・人材育成や新たな従業員を雇用したい
⑤ 特許権などの知的財産権を活用したい	⑭ 海外で事業を展開したい
⑥ 事業を再生したい	⑮ 事前の防災対策や自然災害から復旧したい
⑦ 商店街の活性化、物流の効率化を図りたい	⑯ 働き方改革を進めたい
⑧ ITを利活用したい	⑰ カーボンニュートラルに取り組みたい
⑨ 下請取引の相談やあっせん、官公庁から受注したい	NEW !
	⑱ 賃上げに取り組みたい NEW !

索引から探す

施策を五十音順で探すことができます。

また、本ガイドブックは、中小企業庁ホームページ及び中小企業庁ミラサポplusにおいても、閲覧・ダウンロードすることができますので、ぜひご利用ください。(中小企業施策利用ガイドブック電子版)

(中小企業庁ホームページ) (中小企業庁ミラサポplus)



■各種相談窓口もご利用ください。

【経営全般に関すること】

よろず支援拠点	国が設立した無料の経営相談所。中小企業・小規模事業者が抱える経営課題についてワンストップで対応します	47都道府県に設置 332頁に連絡先掲載
中小企業電話相談 ナビダイヤル	お近くの経済産業局が支援策の紹介、経営相談に対応します	☎ 0570-064-350 平日9:00～17:00
がんばる中小企業 経営相談ホットライン	中小企業診断士等の経営アドバイザーが経営相談にお電話で対応します	☎ 050-3171-8814 平日9:00～17:00
経営相談チャットサービス (E-SODAN)	経営に関するお悩みにAI(人工知能)と専門家がチャットでお答えします(https://bizsapo.smrj.go.jp/)	人工知能:24時間365日 専門家:平日9:00～17:00

【資金繰りに関すること】

中小企業金融相談	資金繰り全般について相談に対応します	☎ 0570-783-183 平日9:00～19:00
金融庁電話相談	民間金融機関に関する取引についての相談に対応します	☎ 0120-156811 平日9:00～17:00

【知財活用に関すること】

知財総合支援窓口	知的財産に関する相談に対応します	☎ 0570-082100 平日9:00～17:00
----------	------------------	-------------------------------

【事業承継に関すること】

事業承継・引継ぎ 支援センター	事業承継の悩みや経営者不在の悩みを抱える事業者の相談に対応します	47都道府県に設置 323頁に連絡先掲載
--------------------	----------------------------------	-------------------------

【取引トラブルに関すること】

下請かけこみ寺	中小事業者が抱える取引上のトラブルを、専門家が問題解決に向けてサポートします	☎ 0120-418-618 平日9:00～17:00
---------	--	--------------------------------

【事業再生等に関すること】

中小企業 活性化協議会	過剰債務等で経営状態が悪化している事業者の相談に対応します	47都道府県に設置 321頁に連絡先掲載
----------------	-------------------------------	-------------------------

本ガイドブックの各施策の詳細については、中小企業庁ミラサポplusでご確認いただけます。

(中小企業庁ミラサポplus)



2023年度版

中小企業施策利用ガイドブック 目次

1. 経営力サポート

	ページ
■技術力の強化支援	
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	1
成長型中小企業等研究開発支援事業	3
IT導入補助金	4
SBIR制度に基づく支援	6
中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）	7
省エネ関連設備等の導入に対する支援	10
CIP(技術研究組合)制度	11
公設試験研究機関（公設試）	12
グリーントランスフォーメーション関連融資事業	13
■創業・ベンチャー支援	
産業競争力強化法に基づく創業支援	14
新創業融資制度	16
創業支援貸付利率特例制度	17
女性、若者／シニア起業家支援資金	18
新規開業支援資金	19
起業支援ファンド	20
中小企業成長支援ファンド／中小企業経営力強化支援ファンド	21
中小企業投資育成株式会社による投資	22
ディープテック・スタートアップ支援事業	24
新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）による創業・ベンチャー支援	25
■経営革新支援	
中小企業等経営強化法（経営力向上計画）	26
新価値創造展・中小企業総合展	29
中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト 「J-GoodTech(ジエグテック)」	30
販路開拓コーディネート事業	31
中小企業組合等課題対応支援事業補助金	32
中小企業組合に対する助言、情報提供	33

中小企業共通 EDI	34
認定情報処理支援機関（スマート SME サポーター）	35
IT プラットフォーム・IT 戦略ナビ・みらデジ	36
先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例	37
標準化（JIS、ISO 等）活用支援制度	38
地域 DX 促進環境整備事業（地域 DX 支援活動型）	39
■新たな事業展開支援	
小規模事業者持続化補助金	40
新事業創出支援事業	41
地域未来投資促進法による支援	42
地域 DX 促進環境整備事業（地域デジタルイノベーション実証型）	43
経営革新計画	44
新たな事業活動を支援する融資制度等	45
健康・医療事業分野への資金供給	47
伝統的工芸品産業支援補助金	48
中小企業等事業再構築促進事業	49
■知的財産支援	
中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業	50
模倣品対策支援事業	51
防衛型侵害対策支援事業	52
冒認商標無効・取消係争支援事業	53
海外知財訴訟保険事業	54
特許料等の軽減制度	55
知財総合支援窓口	56
産業財産権制度に関する説明会、講師派遣、研修、相談	57
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）	58
開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、GXTI、特許戦略ポータルサイト	59
電子出願支援	61
早期審査・審理／面接／巡回審判	62
海外知財情報提供と専門人材による支援	64
中小企業等外国出願支援事業	65
中小企業等外国出願中間手続支援事業	66
地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）	67
営業秘密・知財戦略相談窓口	68
創業期スタートアップに対する知財戦略構築等支援事業（IPAS）	69
IP ランドスケープ支援事業	70

スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業（IP BASE）	71
---------------------------------	----

■再生支援

中小企業活性化協議会	72
認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業	74
認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業	75
産業復興相談センター・産業復興機構	76
中小企業再生ファンド	77
企業再生貸付	78
事業再生保証制度（DIP 保証制度）	80
事業再生円滑化関連保証制度（プレ DIP 保証制度）	81

■雇用人材支援

地域中小企業人材確保支援等事業	82
中小企業大学校の研修	83
事業復興型雇用確保事業による支援	84
働き方改革推進支援助成金（適用猶予業種等対応コース）	85
働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）	87
働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）	88
働き方改革推進支援助成金（労働時間適正管理推進コース）	89
働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）	90
就業環境整備・改善支援事業	91
働き方・休み方改善コンサルタント制度	92
最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業	93
受動喫煙防止対策に関する各種支援事業	96
化学物質管理に対する支援(労働安全衛生法に基づくラベル、SDS、リスクアセスメント等)	97
産業保健総合支援センター	98
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」	99
労働移動支援助成金（再就職支援コース）	100
労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）	101
雇用調整助成金	102
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	103
人材確保等支援助成金	104
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	106
建設事業主等に対する助成金	107
キャリアアップ助成金	110

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	112
ユースエール認定制度	113
65歳超雇用推進助成金	114
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	116
人材開発支援助成金	117
認定職業訓練制度	121
若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）	122
生産性向上人材育成支援センター	123
勤労者財産形成促進制度	124
両立支援等助成金	125
特定求職者雇用開発助成金（就職氷河世代安定雇用実現コース）	128
障害者トライアル雇用	129
障害者作業施設設置等助成金	130
障害者福祉施設設置等助成金	131
障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金	132
重度障害者等通勤対策助成金	135
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	136
障害者の職場適応のための支援（ジョブコーチ支援）	137
人材確保対策推進事業	138
中小企業育児・介護休業等推進支援事業	139
高度安全機械等導入支援補助金	140
中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）	141
中途採用等支援助成金（UIJ ターンコース）	142
働き方改革推進支援資金	143
エイジフレンドリー補助金	145
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	147
障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）	148
特定短時間労働者の雇用に対する支援	150
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	152
フィットテスト測定機器等購入補助金	153
団体経由産業保健活動推進助成金	154
過重労働解消のためのセミナー	155
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）	156
地域戦略人材確保等実証事業	157

■海外展開支援

新規輸出1万者支援プログラム	158
海外展開ハンズオン支援	159
越境EC等利活用促進事業	160
輸出商社マッチング	161
新輸出大国コンソーシアム	162
中小企業海外ビジネス人材育成塾	163
現地進出支援強化事業（海外進出支援）	164
現地進出支援強化事業（海外販路開拓支援）	165
アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業費補助金	167
海外展開セミナー、WEBによる海外情報の提供	168
現地進出支援強化事業（海外調査・情報提供）	170
海外展開・事業再編資金	171
スタンドバイ・クレジット制度	173
輸出保険	174
海外投資保険	175
日本台湾交流協会事業	176
中小企業・SDGsビジネス支援事業	178
技術協力活用型・新興国市場開拓事業費補助金（社会課題解決型国際共同開発事業）	179
奨学金の代理返還支援	180
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣・寄附講座開設事業）	181
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）	182
海外CEO商談会	183
EC活用支援	184

■取引・官公需支援

「下請代金支払遅延等防止法」の規制について	185
下請ガイドライン	187
適正取引講習会（テキトリ講習会）	188
下請Gメンヒアリング	189
下請かけこみ寺にご相談ください	190
下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	191
中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援	192
取引先の支払条件改善のための融資制度～企業活力強化資金（下請中小企業関連）～	194

■経営安定支援

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度（グループ補助金）	195
------------------------------	-----

なりわい再建支援事業（なりわい補助金）	196
経営安定特別相談事業	197
小規模企業共済制度	198
経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）	199
中小企業退職金共済制度	200
社会環境対応施設整備資金融資制度（BCP 融資）	201
災害復旧貸付	202
J-クレジット制度	203
事業継続力強化計画	204

■小規模企業支援

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	206
-------------------------	-----

2. 金融サポート

東日本大震災復興特別貸付	207
設備資金貸付利率特例制度	208
令和2年7月豪雨特別貸付	209
新型コロナウイルス感染症特別貸付	210
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金 劣後ローン）	211
高度化事業（災害対策）	212
セーフティネット貸付	213
中小企業経営力強化資金融資事業	215
信用保証制度	216
セーフティネット保証制度	217
東日本大震災復興緊急保証	219
災害関係保証	220
信用保証協会による借換保証	221
創業関連保証制度	223
スタートアップ創出促進保証	224
コロナ借換保証	225
事業再生計画実施関連保証制度（経営改善サポート保証）	226
経営改善サポート保証（感染症対応型）制度	227
信用保証付債権 DDS について	228
再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）	229
証券化支援スキームを活用した融資制度（CLO 融資）	230

挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）	231
高度化事業（工業団地等の整備に対する貸付制度）	232
環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）	233
I T活用促進資金	234
「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進（事業承継時の経営者保証解除）	236
事業承継特別保証	237
経営承継関連保証	238
経営承継借換関連保証	239
経営承継準備関連保証	240
特定経営承継関連保証	241
特定経営承継準備関連保証	242
自主廃業支援保証	243
特定社債保証制度（私募債保証制度）	244
流動資産担保融資保証制度（ABL 保証制度）	245
信用保証協会による経営支援事業	246

3. 財務サポート

■税制等

少額減価償却資産の特例	247
交際費等の損金算入の特例	248
外国人旅行者向け消費税免税制度	249
中小企業向け賃上げ促進税制	251
中小企業経営強化税制	252
中小企業投資促進税制	254
地域未来投資促進税制	255
エンジェル税制	257
公害防止税制	258
地方拠点強化税制	259
中小企業者等の法人税率の特例	260
国税の猶予制度	261
中小企業防災・減災投資促進税制	262
中小企業の経営資源の集約化に資する税制	263
中小企業の会計	264
カーボンニュートラル投資促進税制	265
中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置 （登録免許税・不動産取得税）	266

■事業承継

事業承継の円滑化のための支援策	267
事業承継総合支援事業	268
事業承継・引継ぎ補助金	269
事業承継円滑化のための税制措置（法人版事業承継税制）	270
事業承継円滑化のための税制措置（個人版事業承継税制）	272
経営承継円滑化法による総合的支援	274

4. 商業・地域サポート

地域商店街活性化法に基づく支援	275
企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金	276
流通業務総合効率化法に基づく支援	279
特定民間中心市街地経済活力向上事業	280
民間中心市街地商業活性化事業	281
中心市街地経済活性化診断・サポート事業	282
中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業	283
中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度	284
中心市街地活性化協議会運営支援事業	285
地域商業機能複合化推進事業	286
面的地域価値の向上・消費創出事業	288

5. 分野別サポート

ソーシャルビジネス支援資金	290
中小建設企業への支援	291
農林水産関連企業等に対する金融措置による支援	294
食品等流通合理化支援策	296
生活衛生関係営業への支援	297
工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）	299
脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業	300
環境金融の拡大に向けた利子補給事業	301

6. 相談・情報提供等

ITに関する専門家派遣・オンライン相談	302
よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）	303

専門家派遣（中小企業 119）（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）	304
中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター	305
商工会・商工会議所の窓口	306
J・N e t 2 1 中小企業ビジネス支援ポータルサイト	307
高度外国人活躍推進プラットフォーム	308
サイバーセキュリティお助け隊サービス制度	309
SECURITY ACTION（情報セキュリティ対策自己宣言）	310
情報セキュリティ対策支援サイト	311
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（働き方改革推進支援センター）	312
個別労働紛争解決制度	313

【問い合わせ先一覧】

中小企業庁・経済産業局等	314
都道府県中小企業担当課	317
都道府県経営革新計画担当課	318
都道府県高度化事業担当課	319
都道府県等中小企業支援センター	320
政令指定都市における中小企業支援センター	320
中小企業活性化協議会	321
事業承継・引継ぎ支援センター	323
独立行政法人中小企業基盤整備機構（代表）、がんばる中小企業経営相談ホットライン 経営相談、専門家の派遣、戦略的 CIO 育成支援事業、販路開拓コーディネート事業等 担当課、海外展開支援事業相談窓口、新事業創出支援事業担当課	324
J E T R O 国内事務所	325
J I C A 国内機関	325
政府系金融機関等（全国信用保証協会連合会、（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発 金融公庫、（株）商工組合中央金庫）	325
都道府県等の信用保証協会	326
日本商工会議所	327
全国商工会連合会	327
全国中小企業団体中央会	327
全国商店街振興組合連合会	327
全国中小企業振興機関協会	327
一般財団法人海外産業人材育成協会	327
株式会社日本貿易保険（NEXI）	327

産業復興相談センター（二重ローンや事業の復旧・復興についての総合相談窓口）	328
都道府県事業復興型雇用確保事業担当課・室	328
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）内 総合労働相談コーナー	329
都道府県中小企業団体中央会	330
知財総合支援窓口	331
よろず支援拠点	332

2023年度 中小企業施策利用ガイドブック インデックス

支援制度	① 技術開発に取り組みたい	頁	② これから創業したい	頁
融資・リース・保証	新たな事業活動を支援する融資制度等	45	産業競争力強化法に基づく創業支援 新創業融資制度 創業支援貸付利率特例制度 女性、若者／シニア起業家支援資金 新規開業支援資金 中小企業経営力強化資金融資事業 創業関連保証制度 スタートアップ創出促進保証 再チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金) 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進(事業承継時の経営者保証解除)	14 16 17 18 19 215 223 224 229 236
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 成長型中小企業等研究開発支援事業 IT導入補助金 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制) ディープテック・スタートアップ支援事業 地域未来投資促進法による支援 地域未来投資促進税制	1 3 4 7 24 42 225	産業競争力強化法に基づく創業支援 起業支援ファンド 中小企業投資育成株式会社による投資 ディープテック・スタートアップ支援事業 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) 中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース) エンジェル税制	14 20 22 24 106 141 257
情報提供・相談	公設試験研究機関(公設試) ITプラットフォーム・IT戦略ナビ・みらデジ	12 36	スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業(IP BASE) 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進(事業承継時の経営者保証解除) 中小企業の会計	71 236 264
	セミナー・研修・イベント	12	新価値創造展・中小企業総合展 スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業(IP BASE)	29 71
法律等に基づく支援	SBIR制度に基づく支援 CIP(技術研究組合)制度 地域未来投資促進法による支援	6 11 42	新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)による創業・ベンチャー支援 地域未来投資促進法による支援	25 42

支援制度	③ 経営の効率化や革新を図りたい	頁	④ 他の事業者と連携し、新たな取組をしたい	頁	
融資・リース・保証	経営革新計画 新たな事業活動を支援する融資制度等 設備資金貸付利率特例制度 中小企業経営力強化資金融資事業	44 45 208 215	経営革新計画 新たな事業活動を支援する融資制度等 中小企業経営力強化資金融資事業	44 45 215	
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 IT導入補助金 省エネ関連設備等の導入に対する支援 中小企業成長支援ファンド／中小企業経営力強化支援ファンド 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 地域未来投資促進法による支援 健康・医療事業分野への資金供給 中小企業等事業再構築促進事業 地域未来投資促進税制 中小企業の経営資源の集約化に資する税制 中小建設企業への支援	1 4 10 21 37 42 47 49 255 263 291	中小企業組合等課題対応支援事業補助金 小規模事業者持続化補助金 地域未来投資促進法による支援 地域DX促進環境整備事業(地域デジタルイノベーション実証型) 伝統的工芸品産業支援補助金 地域未来投資促進税制	32 40 42 43 48 225	
情報提供	販路開拓コーディネート事業 中小企業組合に対する助言、情報提供 中小企業共通EDI ITプラットフォーム・IT戦略ナビ・みらデジ 標準化(JIS、ISO等)活用支援制度 中小企業の会計	31 33 34 36 38 264	中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジグテック)」 中小企業共通EDI 新事業創出支援事業	30 34 41	
	セミナー・研修・イベント	29 83 291	新価値創造展・中小企業総合展	29	
	法律等に基づく支援	中小企業等経営強化法(経営力向上計画) 地域未来投資促進法による支援 経営革新計画	26 42 44	新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)による創業・ベンチャー支援 地域未来投資促進法による支援 経営革新計画 伝統的工芸品産業支援補助金	25 42 44 48

支援制度	⑤ 特許権などの知的財産権を活用したい	頁	⑥ 事業を再生したい	頁
融資・リース・保証	中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業	50	企業再生貸付	78
			事業再生保証制度(DIP保証制度)	80
			事業再生円滑化関連保証制度(プレDIP保証制度)	81
			中小企業経営力強化資金融資事業	215
			事業再生計画実施関連保証制度(経営改善サポート保証)	226
			経営改善サポート保証(感染症対応型)制度	227
			信用保証付債権DDSについて	228
			「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進(事業承継時の経営者保証解除)	236
			信用保証協会による経営支援事業	246
補助金・税制・出資	模倣品対策支援事業	51	認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業	74
	防衛型侵害対策支援事業	52	認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業	75
	冒認商標無効・取消係争支援事業	53		
	海外知財訴訟保険事業	54	中小企業再生ファンド	77
	中小企業等外国出願支援事業	65		
	中小企業等外国出願中間手続支援事業	66		
	地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度)	67		
情報提供・相談	知財総合支援窓口	56	産業復興相談センター・産業復興機構	76
	産業財産権制度に関する説明会、講師派遣、研修、相談	57	経営安定特別相談事業	197
	特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)	58	「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進(事業承継時の経営者保証解除)	236
	開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、GXTI、特許戦略ポータルサイト	59	信用保証協会による経営支援事業	246
	電子出願支援	61	中小企業活性化協議会	320
	早期審査・審理/面接/巡回審判	62		
	海外知財情報提供と専門人材による支援	64		
	地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度)	67		
	営業秘密・知財戦略相談窓口	68		
	創業期スタートアップに対する知財戦略構築等支援事業(IPAS)	69		
	IPランドスケープ支援事業	70		
スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業(IP BASE)	71			
セミナー・研修・イベント	産業財産権制度に関する説明会、講師派遣、研修、相談	57		
	海外知財情報提供と専門人材による支援	64		
	地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度)	67		
	スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業(IP BASE)	71		
法律等に基づく支援	特許料等の軽減制度	55		
	早期審査・審理/面接/巡回審判	62		

支援制度	⑦ 商店街や中心市街地の活性化、物流の効率化を図りたい	頁	⑧ ITの利活用を行いたい	頁
融資・リース・保証	高度化事業(工業団地等の整備に対する貸付制度)	232	IT活用促進資金	234
	地域商店街活性化法に基づく支援	275		
	企業活力強化資金/観光産業等生産性向上資金	276		
	流通業務総合効率化法に基づく支援	279		
	特定民間中心市街地経済活力向上事業	280		
	中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度	284		
補助金・税制・出資	外国人旅行者向け消費税免税制度	249	IT導入補助金	4
	地域商店街活性化法に基づく支援	275	地域DX促進環境整備事業(地域DX支援活動型)	39
	流通業務総合効率化法に基づく支援	279	地域DX促進環境整備事業(地域デジタルイノベーション実証型)	43
	特定民間中心市街地経済活力向上事業	280	中小企業経営強化税制	252
	民間中心市街地商業活性化事業	281	中小企業投資促進税制	254
	中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度	284		
	地域商業機能複合化推進事業	286		
	面的地域価値の向上・消費創出事業	288		
情報提供・相談	流通業務総合効率化法に基づく支援	279	中小企業共通EDI	34
	民間中心市街地商業活性化事業	281	認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)	35
	中心市街地経済活性化診断・サポート事業	282	ITプラットフォーム・IT戦略ナビ・みらデジ	36
	中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)派遣事業	283	ITに関する専門家派遣・オンライン相談	302
	中心市街地活性化協議会運営支援事業	285	サイバーセキュリティお助け隊サービス制度	309
			SECURITY ACTION(情報セキュリティ対策自己宣言)	310
		情報セキュリティ対策支援サイト	311	
セミナー・研修・イベント	中心市街地経済活性化診断・サポート事業	282		
	中心市街地活性化協議会運営支援事業	285		
法律等に基づく支援	地域商店街活性化法に基づく支援	275		
	流通業務総合効率化法に基づく支援	279		
	特定民間中心市街地経済活力向上事業	280		
	民間中心市街地商業活性化事業	281		

支援制度	⑨ 下請取引の相談やあつせん、官公庁から受注したい	頁	⑩ 金融環境・経営環境の変化に適応した支援を利用したい	頁
融資・リース・保証	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援 取引先の支払条件改善のための融資制度～企業活力強化資金(下請中小企業関連)～	191	輸出保険	174
		194	海外投資保険 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度) 社会環境対応施設整備資金融資制度(BCP融資) セーフティネット貸付 セーフティネット保証制度 信用保証協会による借換保証 コロナ借換保証	175 199 201 213 217 221 225
補助金・税制・出資	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	191	中小企業等事業再構築促進事業	49
情報提供・相談	下請ガイドライン	187	経営安定特別相談事業	197
	適正取引講習会(テキトリ講習会)	188		
	下請Gメンヒアリング	189		
	下請かけこみ寺にご相談ください	190		
	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援 中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援	191 192		
セミナー・研修・イベント	適正取引講習会(テキトリ講習会)	188		
法律等に基づく支援	「下請代金支払遅延等防止法」の規制について	185	事業継続力強化計画	204

支援制度	⑪ 小規模事業者の支援策を利用したい	頁	⑫ 事業承継を円滑に行いたい	頁
融資・リース・保証	小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資) 中小企業経営力強化資金融資事業	206	「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進(事業承継時の経営者保証解除) 事業承継特別保証 経営承継関連保証 経営承継借換関連保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継関連保証 特定経営承継準備関連保証 事業承継の円滑化のための支援策 経営承継円滑化法による総合的支援	236
		215		237 238 239 240 241 242 267 274
補助金・税制・出資	小規模事業者持続化補助金	40	事業承継の円滑化のための支援策	267
	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	191	事業承継・引継ぎ補助金 事業承継円滑化のための税制措置(法人版事業承継税制) 事業承継円滑化のための税制措置(個人版事業承継税制) 経営承継円滑化法による総合的支援	269 270 272 274
情報提供・相談	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援 中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援 商工会・商工会議所の窓口	191 192	「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進(事業承継時の経営者保証解除) 事業承継の円滑化のための支援策 事業承継総合支援事業	236 267 268
		306		
セミナー・研修・イベント			事業承継の円滑化のための支援策	267
法律等に基づく支援	中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援 小規模企業共済制度	192 198	事業承継の円滑化のための支援策 経営承継円滑化法による総合的支援	267 274

支援制度	⑬ 社員教育・人材育成や新たな従業員を雇用したい		頁
融資・リース・保証	働き方改革推進支援資金	143	
補助金・税制・出資	伝統的工芸品産業支援補助金	48	重度障害者等通勤対策助成金 135
	事業復興型雇用確保事業による支援	84	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 136
	働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)	87	高度安全機械等導入支援補助金 140
	働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)	88	中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース) 141
	働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)	89	中途採用等支援助成金(UIJターンコース) 142
	働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)	90	エイジフレンドリー補助金 145
	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業	93	特定短時間労働者の雇用に対する支援 150
	受動喫煙防止対策に関する各種支援事業	96	特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース) 152
	労働移動支援助成金(再就職支援コース)	100	フィットテスト測定機器等購入補助金 153
	労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)	101	団体経由産業保健活動推進助成金 154
	雇用調整助成金	102	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース) 156
	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	103	現地進出支援強化事業(海外販路開拓支援) 165
	人材確保等支援助成金	104	中小企業海外ビジネス人材育成塾 163
	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)	106	奨学金の代理返還支援 180
	建設事業主等に対する助成金	107	技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣・寄附講座開設事業) 181
	キャリアアップ助成金	110	
	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	112	技術協力活用型・新興国市場開拓事業(国際化促進インターンシップ事業) 182
	65歳超雇用推進助成金	114	
	特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	116	中小企業の経営資源の集約化に資する税制 263 中小建設企業への支援 291
	人材開発支援助成金	117	
	認定職業訓練制度	121	
	両立支援等助成金	125	
	特定求職者雇用開発助成金(就職水河世代安定雇用実現コース)	128	
障害者トライアル雇用	129		
障害者作業施設設置等助成金	130		
障害者福祉施設設置等助成金	131		
障害者介助助成金、職場適応援助者助成金	132		
情報提供・相談	就業環境整備・改善支援事業	91	障害者の職場適応のための支援(ジョブコーチ支援) 137
	働き方・休み方改善コンサルタント制度	92	人材確保対策推進事業 138
	受動喫煙防止対策に関する各種支援事業	96	中小企業育児・介護休業等推進支援事業 139
	化学物質管理に対する支援(労働安全衛生法に基づくラベル、SDS、リスクアセスメント等)	97	障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度) 148
	産業保健総合支援センター	98	中小建設企業への支援 291
	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」	99	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(働き方改革推進支援センター) 312
	ユースエール認定制度	113	
生産性向上人材育成支援センター	123		
セミナー・研修・イベント	地域中小企業人材確保支援等事業	82	生産性向上人材育成支援センター 123
	中小企業大学の研修	83	中小企業育児・介護休業等推進支援事業 139
	受動喫煙防止対策に関する各種支援事業	96	精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 147
	産業保健総合支援センター	98	中小企業海外ビジネス人材育成塾 163
	若年技能者人材育成支援等事業(ものづくりマイスター制度)	122	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(働き方改革推進支援センター) 312
法律等に基づく支援	伝統的工芸品産業支援補助金	48	
	ユースエール認定制度	113	
	勤労者財産形成促進制度	124	
	中小企業退職金共済制度	200	

支援制度	⑭ 海外で事業を展開したい	頁	⑮ 事前の防災対策や自然災害等から復旧したい	頁
融資・リース・保証	海外展開・事業再編資金	171	社会環境対応施設整備資金融資制度(BCP融資)	201
	スタンドバイ・クレジット制度	173	災害復旧貸付	202
	輸出保険	174	小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)	206
	海外投資保険	175	東日本大震災復興特別貸付	207
			設備資金貸付利率特例制度	208
			令和2年7月豪雨特別貸付	209
			新型コロナウイルス感染症特別貸付	210
			新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン)	211
			高度化事業(災害対策)	212
			セーフティネット保証制度	217
			東日本大震災復興緊急保証	219
			災害関係保証	220
	補助金・税制・出資	伝統的工芸品産業支援補助金	48	事業復興型雇用確保事業による支援
模倣品対策支援事業		51	施設・設備の復旧・整備に対する補助制度(グループ補助金)	195
防衛型侵害対策支援事業		52	なりわい再建支援事業(なりわい補助金)	196
冒認商標無効・取消係争支援事業		53	中小企業防災・減災投資促進税制	262
海外知財訴訟保険事業		54		
中小企業等外国出願支援事業		65		
中小企業等外国出願中間手続支援事業		66		
新規輸出1万者支援プログラム		158		
アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業費補助金		167		
中小企業・SDGsビジネス支援事業		178		
技術協力活用型・新興国市場開拓事業費補助金(社会課題解決型国際共同開発事業)	179			
技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣・寄附講座開設事業)	181			
情報提供・相談	中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジエグテック)」	30		
	海外知財情報提供と専門人材による支援	64		
	地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度)	67		
	海外展開ハンズオン支援	159		
	越境EC等利活用促進事業	160		
	新輸出大国コンソーシアム	162		
	中小企業海外ビジネス人材育成塾	163		
	現地進出支援強化事業(海外進出支援)	164		
	現地進出支援強化事業(海外販路開拓支援)	165		
	海外展開セミナー、WEBによる海外情報の提供	169		
	現地進出支援強化事業(海外調査・情報提供)	170		
	日本台湾交流協会事業	176		
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業(国際化促進インターンシップ事業)	182		
海外CEO商談会	183			
EC活用支援	184			
高度外国人活躍推進プラットフォーム	308			
セミナー・研修・イベント	海外知財情報提供と専門人材による支援	64		
	越境EC等利活用促進事業	160		
	輸出商社マッチング	161		
	新輸出大国コンソーシアム	162		
	中小企業海外ビジネス人材育成塾	163		
	現地進出支援強化事業(海外進出支援)	164		
	海外展開セミナー、WEBによる海外情報の提供	169		
	日本台湾交流協会事業	176		
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業(国際化促進インターンシップ事業)	182		
海外CEO商談会	183			
EC活用支援	184			
法律等に基づく支援	伝統的工芸品産業支援補助金	48	事業継続力強化計画	204

支援制度	⑩働き方改革を進めたい	頁	支援制度	⑪カーボンニュートラルに取り組みたい ＜NEW！＞	頁
融資・リース・保証	働き方改革推進支援資金	143	融資・リース・保証	グリーントランスフォーメーション関連融資事業	13
補助金・税制・出資	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 小規模事業者持続化補助金 働き方改革推進支援助成金(適用猶予業種等対応コース) 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース) 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース) 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース) 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース) 人材確保等支援助成金 キャリアアップ助成金 人材開発支援助成金 両立支援等助成金	37 40 85 87 88 89 90 104 110 117 125	補助金・税制・出資	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 IT導入補助金 省エネ関連設備等の導入に対する支援 中小企業等事業再構築促進事業 アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業費補助金 J-クレジット制度 カーボンニュートラル投資促進税制 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT事業) 脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業 環境金融の拡大に向けた利子補給事業	1 4 10 49 167 203 265 299 300 301
情報提供・相談	働き方・休み方改善コンサルタント制度 生産性向上人材育成支援センター 中小企業育児・介護休業等推進支援事業 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(働き方改革推進支援センター)	92 123 139 312	情報提供・相談	開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、GXTI、特許戦略ポータルサイト 中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター	59 305
セミナー・研修・イベント	過重労働解消のためのセミナー 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(働き方改革推進支援センター)	155 312	セミナー・研修・イベント	中小企業大学の研修	83
法律等に基づく支援			法律等に基づく支援		

支援制度	⑩賃上げに取り組みたい ＜NEW！＞	頁
融資・リース・保証		
補助金・税制・出資	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 小規模事業者持続化補助金 中小企業等事業再構築促進事業 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 キャリアアップ助成金 中小企業向け賃上げ促進税制 事業承継・引継ぎ補助金	1 40 49 93 110 251 269
情報提供・相談		
セミナー・研修・イベント		
法律等に基づく支援		

団体『試作品・新サービス開発のための設備投資等を支援してほしい』 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

新型コロナや物価高等の事業環境変化への対応に加え、GX・DX などの成長分野への前向き投資や賃上げ、海外展開を促すため、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。

対象となる方

以下の要件を満たす事業計画(3～5年)を策定し実施する中小企業・小規模事業者等であること。

- ①付加価値額の年率 3%以上向上
- ②給与支給総額の年率 1.5%以上向上
- ③事業場内最低賃金を地域別最低賃金 30 円以上向上

支援内容

＜中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援＞

■補助上限額

750～5,000 万円(※)

■補助率

2 分の 1～3 分の 2(※)

※補助上限額・補助率は、従業員数や申請枠によって異なります。詳細は下部記載の URL より公募要領をご確認ください。

【通常枠】

補助上限額: 最大 750～1,250 万円

補助率: 中小企業 2 分の 1、小規模・再生事業者 3 分の 2

【回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠】

補助上限額: 最大 750～1,250 万円

補助率: 3 分の 2

【グリーン枠】

類型: 温室効果ガスの取り組みに応じて、エントリー、スタンダード、アドバンスの類型を設置

補助上限額: 750～4,000 万円

エントリー類型: 100 万円～1,250 万円

スタンダード類型: 750 万円～2,000 万円

アドバンス類型: 1,000 万円～4,000 万円

補助率: 3 分の 2

【グローバル市場開拓枠】

類型: 事業計画の内容に応じて、①海外直接投資類型、②海外市場開拓(JAPAN ブランド)類型、

③インバウンド市場開拓類型、④海外事業者との共同事業類型を設置。

補助上限額: 3,000 万円

補助率: 中小企業 2 分の 1、小規模事業者 3 分の 2

【大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例】

補助事業終了後、3～5 年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を 100 万円～1,000 万円、更に上乘せします。(ただし、回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除きます。)

ご利用方法

- (1) 公募期間中に補助金申請システムによる申請書提出
- (2) 外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) J グランツ補助金にて交付申請を行い、交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後に成果を報告
- (4) 事務局による検査後、補助金を受給
- (5) 事業終了後 5 年間の成果を毎年報告

参照情報

ものづくり補助事業公式ホームページ「ものづくり補助金総合サイト」

お問い合わせ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター(ものづくり・商業・サービス補助金事務局内)

受付時間: 10:00~17:00(土日祝日および 12/29~1/3 を除く)

電話番号: 050-8880-4053

『ものづくり基盤技術やサービスの高度化に向けた研究開発を行いたい』 成長型中小企業等研究開発支援事業

中小企業者等が、大学・公設試等と連携して行う、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けた研究開発等の取り組みを最大3年間支援します

対象となる方

中小企業者等

ただし、中小企業者等を中心として、大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者、自社以外の中小企業・小規模事業者など、2者以上で共同体を組んでいること。

また、「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に基づき、特定期間ものづくり基盤技術(精密加工、表面処理、立体造形等の12技術分野)及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等に取り組んでいること。

用途・対象物

人件費・謝金、旅費、機械装置等の設備備品費、消耗品費、委託費 など研究開発に必要な経費

支援内容

中小企業者等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、特定期間ものづくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取り組みを最大3年間支援します。

■補助金額

<通常枠>

○単年度:4,500万円以下

○3年間総額:9,750万円以下

<出資獲得枠>

○単年度:1億円以下

○3年間総額:3億円以下

※但し、ファンド等の出資者が出資を予定している金額の2倍を上限とする

■補助率

原則3分の2以内

※課税所得15億円以上の中小企業者等は2分の1以内

■事業期間

2～3年

ご利用方法

- (1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて、公募期間中に申請書を提出。
- (2)外部有識者で構成される採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定。
- (3)経済産業局から補助金の交付決定通知後、研究開発等を実施、終了し、成果を報告後、補助金を交付。

参照情報

お問い合わせ先

各経済産業局等の担当課

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/sapoin/index.php/contact/>

『売上や業務効率を高める IT ツールを導入したい』

IT 導入補助金

中小企業、小規模事業者が、新たに生産性向上に貢献するソフトウェア等の IT ツールを導入する際に、補助を受けることができます【通常枠】。また、会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、EC ソフト等の導入を行う際には、高い補助率での支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も補助の対象となります【デジタル化基盤導入類型】。さらに、中小企業等に必要なサイバーセキュリティ対策をワンパッケージにまとめた「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を導入する際の補助を受けることができます【セキュリティ対策推進枠】。また、地域 DX の実現や生産性の向上を図るため、10 者以上の複数の中小・小規模事業者が連携して IT ツール及びハードウェアを導入する取組についても、補助を受けることができます【複数社連携 IT 導入類型】。

対象となる方

中小企業、小規模事業者等(飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等)

用途・対象物

【通常枠】

IT ツール(ソフトウェア、クラウドサービス等)

例: パッケージソフトの本体費用、クラウドサービスの導入・初期費用等※クラウド利用料は2年分補助が可能

【デジタル化基盤導入類型】

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、EC ソフト(ソフトウェア、クラウドサービス等)※クラウド利用料は2年分補助が可能

PC・タブレット、レジ等(ハードウェア)

例: パッケージソフトの本体費用、クラウドサービスの導入・初期費用、ソフトウェア導入に関するハードウェア導入費用等

【セキュリティ対策推進枠】

「サイバーセキュリティお助け隊サービス」(※) のサービス利用料最大2年分

(※) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている IT ツール

【複数社連携 IT 導入類型】

「デジタル化基盤導入類型」の対象物に加え、消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム等の消費動向等分析経費※クラウド利用料は最大2年分補助が可能

また、複数の参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費

支援内容

補助率等

【通常枠】1/2 以内(上限 450 万円、下限 5 万円)

【デジタル化基盤導入類型】IT ツール(※)補助額 50 万円以下(補助率: 3/4 以内)

同補助額 50 万円超 350 万円以下(補助率: 2/3 以内)

PC・タブレット補助上限額: 10 万円(補助率: 1/2 以内)

レジ等補助上限額: 20 万円(補助率: 1/2 以内)

- (※)会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、EC ソフト
 【セキュリティ対策推進枠】1/2 以内(上限 100 万円、下限 5 万円)
 【複数社連携 IT 導入類型】IT ツール(※)補助額: 50 万円以下(補助率: 3/4 以内)
 同補助額: 50 万円超 350 万円以下(補助率: 2/3 以内)
 PC・タブレット補助上限額: 10 万円(補助率: 1/2 以内)
 レジ等補助上限額: 20 万円(補助率: 1/2 以内)
 消費動向分析経費補助額: 50 万円× 参加事業者数(補助率 2/3 以内)
 事務費・専門家費補助額: 200 万円以下(補助率 2/3 以内)
 (※)会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、EC ソフト

募集期間 下記ポータルサイトをご参照ください

ご利用方法

補助事業者(中小事業・小規模事業者)において事業計画を策定(詳しくは、公募要領が決まり次第、事務局のポータルサイトを参照)

1. 自分の事業エリアをカバーする、または改善に必要な業務に対応する IT ツールを取り扱っている IT 導入支援事業者を決定
2. IT 導入支援事業者と相談しつつ、もっとも適した IT ツール等を決定
3. IT 導入支援事業者のサポートを受け、申請(電子申請)
4. 交付決定の通知後に、契約・導入の実施
5. 支払いまで完了後、完了報告を作成・提出

お問い合わせ先: サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局ポータルサイト



<https://www.it-hojo.jp/>

電話 0570-666-424

※IP 電話等からのお問合せの場合は 042-303-9749 までご連絡下さい。

受付時間は土日祝日を除く 9:30~17:30

『研究開発成果を事業化するための支援策を知りたい』

SBIR制度に基づく支援

国等の指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者又は事業を営んでいない個人は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の減免や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができます。

対象となる方

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき指定された特定の研究開発補助金や委託費（指定補助金等又は特定新技術補助金等）の交付を受けた中小企業者又は事業を営んでいない個人（大学等の研究者等）

支援内容

- (1) 特許料等の減免【指定補助金等のみ】
- (2) 信用保証の特例【指定補助金等のみ】
- (3) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度（新企業育成貸付制度）
- (4) 中小企業投資育成株式会社法の特例措置
- (5) 国や関係機関の入札への参加機会の特例措置
- (6) 中小企業者の技術力をPRする場の提供（SBIR 特設サイト掲載、「J-GoodTech（ジエグテック）」への登録、「新価値創造展」出展における審査の優遇措置）

ご利用方法

SBIRの指定補助金等又は特定新技術補助金等（以降、SBIR 補助金）の交付を受けた中小企業者等が対象となります。

そのため、以前にSBIR 補助金を受けたことがない中小企業者等の皆様が事業化支援策を受けるためには、まずSBIR 補助金の交付を受けていただく必要があります。

SBIR 補助金の中で、皆様の研究開発と照らし合わせ、適当なものがありましたら応募をご検討ください。応募し採択されたら、その補助金等での研究開発成果を活用した事業が、事業化支援集の対象となります。なお、SBIR 補助金には、各々の応募要件・審査がございます。

参照情報

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律
 女性、若者／シニア起業家支援資金
 中小企業投資育成株式会社による投資
 中小企業総合展（新価値創造展）

お問い合わせ先

(1) SBIR 制度全般

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 イノベーション推進(SBIR)担当

電話:03-6257-1333

URL: <https://www.csti-startup-policy.go.jp/>

(2) 経済産業省・中小企業庁の特定新技術補助金等

中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課)

電話:03-3501-1816

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/index.html>

『研究開発を行う場合の減税措置について知りたい』 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)

研究開発を行った場合、その試験研究費の一定割合の金額について法人税・所得税の税額控除を受けることができます。特に中小企業者等については、控除率・控除上限で優遇されています。

対象となる方

中小企業者等(以下①～④)

- ① 資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主等
- ④ 農業協同組合等

ただし、次の法人は、たとえ資本金または出資金の額が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ・ 大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人又は大法人(※1)の100%子法人等)に発行済み株式又は出資総数・総額の1/2以上を所有されている法人
- ・ 2以上の大規模法人に発行済み株式又は出資総数・総額の2/3以上を所有されている法人
- ・ 前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人

(※1)資本金5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社(常時使用する従業員が1,000人超のもの)又は受託法人

支援内容

■A: 中小企業技術基盤強化税制 又は一般型(中小企業以外)【恒久措置(一部時限措置)】

試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額・所得税額から控除することを認めるもの。中小企業者等については、中小企業技術基盤強化税制として、一般型に比べ、控除率・控除上限が優遇されています。

◆控除率(試験研究費の何%分を税額控除できるか)

試験研究費の増減率(以下「増減試験研究費割合」という。)に応じて、中小企業技術基盤強化税制については12%～17%、一般型については1%～14%(※2～※5)

◆控除上限(法人税額の何%まで税額控除できるか)

中小企業技術基盤強化税制は25～35%、一般型は20～35%(※6)

(※2)増減試験研究費割合は、増減試験研究費の額(試験研究費の額から比較試験研究費の額(※3)を減算した金額)の当該比較試験研究費の額に対する割合。

(※3)比較試験研究費の額は、前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の平均額。

(※4)試験研究費の額の平均売上金額に対する割合(以下「試験研究費割合」という。)が10%超の場合には、控除率の上限を最大1.1倍に上乗せ。ただし、中小企業技術基盤強化税制は17%、一般型は14%を上限とする。(令和8年3月31日までの時限措置)

(※5)中小企業技術基盤強化税制の控除率12%超の部分と、一般型の控除率10%超の部分は、令和8年3月31日までの時限措置。

(※6)①試験研究費割合が10%超の場合には、通常の控除上限(25%)に最大10%上乗せ(増減試験研究費割合に応じた控除上限と比較し高い方を適用)。また、②中小企業者等で増減試験研究費割合が12%超の場合には、控除上限を10%上乗せ。(令和8年3月31日までの時限措置)

■B: 特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)【恒久措置】

大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料等(特別試験研究費)がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できます。

◆控除率(試験研究費の何%分を税額控除できるか)

相手方が大学等・特別研究機関等の場合: 30%

相手方が研究開発型スタートアップの場合(※7): 25%

相手方がその他(民間企業等)の場合等: 20%

◆控除上限(法人税額の何%まで税額控除できるか)

10%

(※7) 研究開発型スタートアップは、以下の要件をすべて満たすもの

- ・設立 15 年未満(設立 10 年以上の場合は営業赤字)、売上高研究開発費割合 10%以上
- ・スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先
- ・未上場の株式会社かつ他の会社の子会社ではないもの 等

対象となる費用

対象となる「試験研究費の額」とは、①②の合計額をいいます。

- ① 「製品の製造」若しくは「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究費の額で各事業年度の損金の額又は必要経費に算入されるもの又は「対価を得て提供する新たな役務の開発」に係る試験研究に要する費用

※ 「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究は、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に限られます。

- ② 研究開発費として損金経理をした金額のうち非試験研究用資産の取得価額に含まれるもの

※ 「非試験研究用資産」とは、棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないものをいいます

※ 売上原価並びに取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損は研究開発税制の対象となる試験研究費から除外されています。また、取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産について研究開発税制と特別償却等に関する制度との選択適用となります。

具体的には、原材料費・人件費・経費、他の者に委託して試験研究を行う者が受託者に対して支払う委託試験研究費、技術研究組合の組合員が負担する賦課金及び高度研究人材の人件費などです。

ただし、試験研究費の額に係る費用に充てるために他の者から支払を受けた金額(受託研究の対価・補助金等)がある場合には、その金額は試験研究費の額から除外されます。

また、人件費については、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされています(「専ら」要件)。

人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについては国税庁 HP をご参考ください。

国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/031225/01.htm>

なお、試験研究の内容について、開発中の技術がその開発する者の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象になります。

ご利用方法

控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともに、法人税額／所得税額の特別控除に関する明細書、適用額明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。なお、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は一定期間保存する必要があります。

お問い合わせ先

＜研究開発税制について＞

経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課

電話：03-3501-1778

＜中小企業技術基盤強化税制について＞

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課

電話：03-3501-1816

本税制の適用にあたってのご質問は税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

制度に係る一般的なご相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応しています。

URL:<http://www.nta.go.jp/>

『省エネルギー設備の導入等を行いたい』 省エネ関連設備の導入等に対する支援

中小企業者等が省エネ設備の導入を行う際に各種支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業者等

支援内容

- 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金／省エネルギー投資促進支援事業費補助金**
工場・事業場における既存設備を省エネ設備に更新する際に必要となる費用の一部を補助します。
 - 予算額
500億円
 - 補助率
3分の2以内、2分の1以内、3分の1以内、4分の1以内
- 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金**
エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等の提案に係る経費及び専門人材育成に係る経費を支援します。
 - 予算額
18億円
- 中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金**
工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、省エネ取組や再エネ導入に関するアドバイスを行うエネルギー利用最適化診断の費用の一部を国が支援します。また、省エネや再エネ導入に係る相談に対応できる支援拠点（地域プラットフォーム）を全国に設置し、省エネによるエネルギーコスト削減や、再エネ導入等に向けた事業者の取り組みについて、エネルギー使用状況の把握から計画の策定・実施見直しまで、経営状況も踏まえつつ一貫して支援します。
 - 予算案額
8億円
- 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金**
新設・既設事業所における省エネ設備の導入に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行います。
 - 予算案額
13億3,000万円
 - 補助率
利子補給金 1.0%以内
- 環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）**
法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するために省エネ設備等を導入する中小企業者等に対して、政府系金融機関から低利融資を行います。

ご利用方法

お問い合わせ先記載の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

1～4. 資源エネルギー庁
省エネルギー課
電話：03-3501-9726
5. 株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
事業資金相談ダイヤル
電話：0120-154-505

『効果的な共同研究および実用化のための『CIP』』 CIP(技術研究組合)制度

企業と企業、企業と大学などが、共同で研究を進める時に、法人格を有することや税制上の優遇措置がある等の特徴を持つ、CIP(技術研究組合)制度があります。

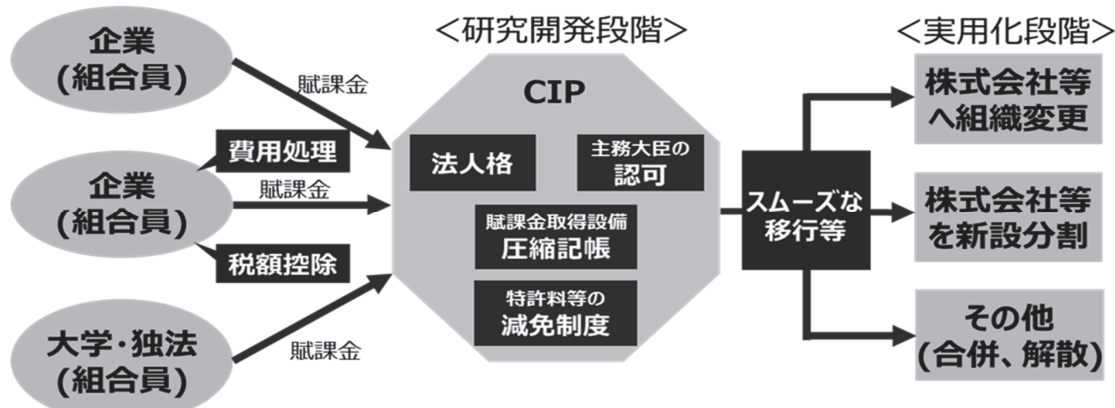
対象となる方

企業、大学、公的研究機関等との共同研究をお考えの事業主等

支援内容

本制度は、各企業や大学・公的研究機関等が組合員となってCIPを設立し、事業を実施するために必要な資金、知的財産、研究者等を出し合って、組合員に共通する技術課題について共同研究を行うためのものです。具体的な特徴として次があります。

- ① 法人格を有していること
- ② 賦課金を支払う組合員について優遇税制(研究開発税制)が適用されること
- ③ CIPが調達する試験研究用資産について優遇税制(圧縮記帳)が適用されること
- ④ 要件を満たした場合、特許料等の減免制度の利用が可能であること
- ⑤ 株式会社への移行など柔軟な組織変更が可能であること



ご利用方法

詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

参照情報

CIP(技術研究組合)制度について

お問い合わせ先

経済産業省
産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
E-Mail: bzl-C.I.P■meti.go.jp
※上記の「■」の記号を「@」に置き換えてください
URL: https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/kenkyuuindex.html

『技術相談、依頼試験・分析等の技術的な支援を受けたい』 公設試験研究機関(公設試)

技術相談、依頼試験・分析、受託・共同研究などの技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

個人および法人で事業を営まれる方

支援内容

※機関によって利用条件等が異なります。詳細は各機関にお問い合わせください。

技術相談・技術指導

事業者が抱える工業技術等に関する課題について、質問・相談をすることができます。

機器・設備の利用

公設試験研究機関が持つ各種機器・設備を利用することができます。

依頼試験・分析

公設試が事業者から依頼を受け、提出されたサンプルの品質検査、性能試験、成分分析などを行います。

受託・共同研究

公設試が事業者から委託を受け、新製品・新技術開発等に必要な研究や試験を実施します。また、必要に応じて国の研究機関である産業技術総合研究所や大学等との連携を支援します。

人材育成

技術からマネジメントまで、種々の講習会、研修制度等により事業者の人材育成を支援します。



ご利用方法

各公設試験研究機関に直接お問い合わせいただくか、各都道府県の「よろず支援拠点」にお問い合わせください。
全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システムから公設試が保有する機器や所属する研究者の情報を一括検索できます。

参照情報

全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システム

URL: <https://www.meti.go.jp/kousetsushi/top>



お問い合わせ先

「産業技術連携推進会議」加盟試験研究機関一覧

URL: <https://regcol.aist.go.jp/sgr/kikan/>

都道府県等の中小企業担当課(巻末お問い合わせ先一覧参照)



グリーントランスフォーメーション関連融資

中小企業・小規模事業者が温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーションに取り組むために必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーションに取り組む方

支援内容

■ 資金使途

グリーントランスフォーメーション推進計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金

■ 貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】:7億2千万円

【日本公庫(国民生活事業)】:7千2百万円

■ 貸付利率

【設備資金】特別利率②(基準利率-0.65%)、特別利率①(基準利率-0.4%)、基準利率

【運転資金】基準利率

■ 貸付期間

【設備資金】20年以内(うち据置期間2年以内)

【運転資金】7年以内(うち据置期間2年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

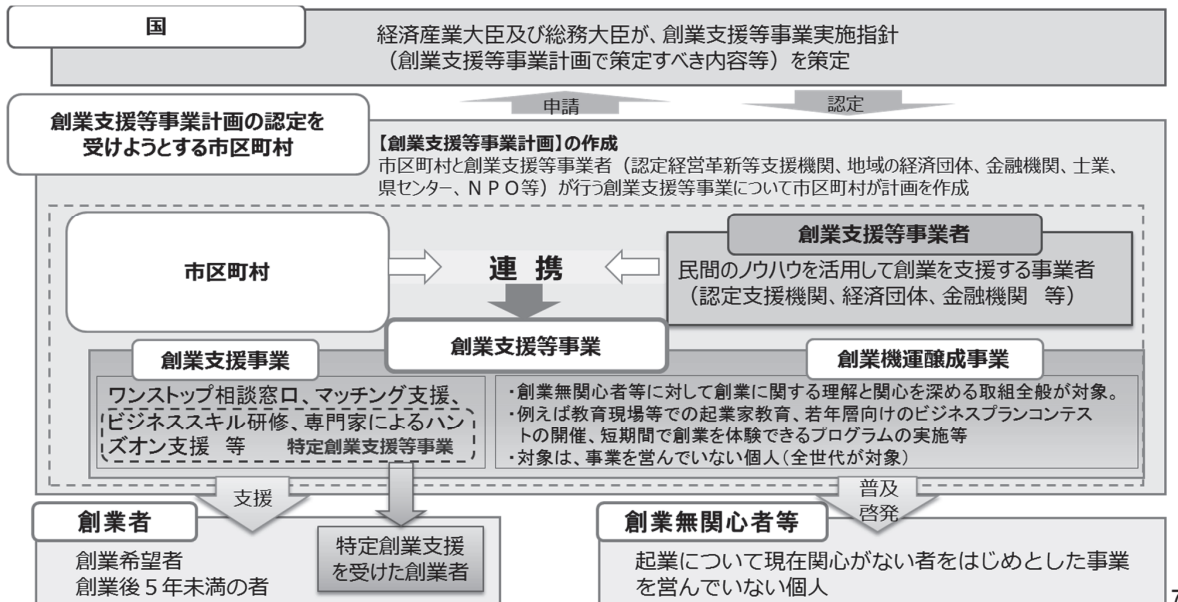
『創業支援等の取組を支援してほしい』 産業競争力強化法に基づく創業支援

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援等の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。また、市区町村と創業支援等の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画に関して(1)、(2)に該当する者

- (1)市区町村と連携して経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援や起業家教育、ビジネスプランコンテスト等の創業機運醸成事業の取組を行う事業者
- (2)市区町村・創業支援等事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等(特定創業支援等事業)を受けた創業者



支援内容

(1) 創業支援等事業者

産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援等事業計画に従い、市区町村と連携して創業支援等に取り組む創業支援等事業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

①信用保証の特例

創業支援等事業者のうち、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施します。

②独立行政法人中小企業基盤整備機構による情報提供

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、創業支援等事業者の依頼に応じて、創業支援等事業に関する情報の提供を行います。

(2) 特定創業支援等事業を受けた創業者

産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業を受けた創業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 登録免許税の軽減

特定創業支援等事業の支援を受けて、創業を行おうとする者または創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社または合同会社の場合は資本金の0.7%→0.35%※、合名会社または合資会社の場合は1件につき6万円→3万円)されます。

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。

② 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始6か月前(従来は創業2か月前)から利用の対象になります。

③ 日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃します。

ご利用方法

(1) 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を市区町村と連携して作成し、各地域の経済産業局にご相談ください。

(2) 最寄りの市区町村において、創業支援等事業計画が認定されているかご確認ください。

創業支援等事業計画の認定状況は、中小企業庁ウェブサイトに掲載しています。

参照情報

中小企業庁 HP

経営サポート「創業・ベンチャー支援」地域における創業支援体制の整備(産業競争力強化法について)

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>)

お問い合わせ先

各経済産業局 産業技術革新課等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

中小企業庁 創業・新事業促進課 電話:03-3501-1767

『創業資金を借りたい』 新創業融資制度

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方が、事業計画(ビジネスプラン)等の審査を通じ、無担保・無保証人で融資を受けることができます。

対象となる方

次の(1)～(2)のすべての要件に該当する方

(1)対象者の要件

新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方であって、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方

(2)自己資金要件

新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(事業に使用される予定の資金をいいます。)を確認できる方。

ただし、「お勤めの経験がある企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」など、一定の要件に該当する方は、本要件を満たすものとみなします。詳しくは、各機関にお問い合わせ下さい。

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)】3,000万円(運転資金は1,500万円)

■貸付期間

各種融資制度に定める貸付期間以内

■担保・保証条件

原則として、無担保・無保証人

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について各機関が審査します。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

『創業資金を借りたい』 創業支援貸付利率特例制度

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方に利率の引き下げを通じて創業を支援する融資制度です。

対象となる方

新規開業しようとする者または新規開業後税務申告を2期終えていない方

支援内容

■ 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■ 貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)】各貸付制度に規定する貸付限度額

■ 貸付利率

各貸付制度に規定する貸付利率から0.65%を控除した利率
ただし、雇用の拡大が見込まれる場合は0.9%を控除した利率

■ 貸付期間

各種融資制度に定める貸付期間以内

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
事業資金相談専用ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

『女性、若者、高齢者向けの創業資金を借りたい』 女性、若者／シニア起業家支援資金

女性、若者、高齢者のうち新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方に利率の引き下げを通じて創業を支援する融資制度です。

対象となる方

女性、若者(35 歳未満)、高齢者(55 歳以上)の方であり、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方

支援内容

■ 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(注)、沖縄振興開発金融公庫

(注)国民生活事業では、新規開業支援資金にて女性、若者、高齢者の創業を支援しております。

詳しくは、新規開業支援資金をご確認ください。

■ 貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)】7 億 2,000 万円

■ 貸付利率

(1) 運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率①(基準金利から 0.4%引き下げ)

(2) 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率①、

②(基準金利から 0.65%引き下げ)、③(基準金利から 0.9%引き下げ)

(3)地方創生推進交付金を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする方又は新規開業して概ね 7 年以内の方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率③(起業支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする方又は新規開業して概ね 7 年以内の方については、特別利率②)

(4)土地取得資金 基準利率

■ 貸付期間

設備資金 20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

運転資金 7 年以内(うち据置期間 2 年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談専用ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

『女性、若者、高齢者の方や創業に再チャレンジする方など、幅広い方の創業を支援します』 新規開業支援資金

新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方に、貸付利率等に特例を設けることで、幅広い方の創業を支援する融資制度です。

対象となる方

新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)】7,200万円(うち運転資金 4,800万円)

■貸付利率

基準利率

(1)女性、若年者(35歳未満)または高齢者(55歳以上)の方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率①(基準利率から0.4%引き下げ)

(2)「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用している又は適用する予定の方であって、一定の要件に該当する方の運転資金及び設備資金は、特別利率①

(3)産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率①(若年者(35歳未満)に該当する方は特別利率②(基準利率から0.65%引き下げ))

(4)技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率①、②、③(基準利率から0.9%引き下げ)

(5)地方創生推進交付金を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けている方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率③(起業支援金の交付決定を受けている方は、特別利率②)

上記の他、一定の要件に該当する方は、特別利率をご利用いただけます。

詳しくは、各機関にお問い合わせ下さい。

■貸付期間

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

ただし、廃業歴等を有する方など一定の要件に該当する方は、運転資金 15年以内(うち据置期間2年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

『ベンチャー企業を立ち上げ、株式市場への上場を目指したい』 起業支援ファンド

国内の創業または成長初期段階にある有望なベンチャー企業(中小企業)が新事業等に取り組む際、ファンドによる資金提供および経営支援を受けることができます。

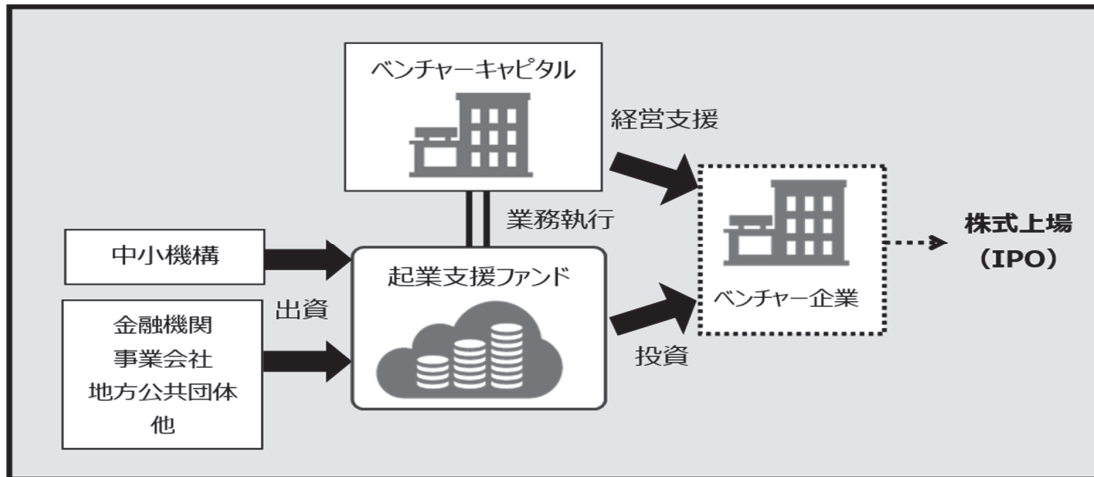
対象となる方

国内の創業または成長初期段階にある設立 5 年未満の有望なベンチャー企業等で、民間のベンチャーキャピタル(VC)が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の VC が運営するファンドに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の 2 分の 1 以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、創業または成長初期段階にあるベンチャー企業等への投資機会の拡大を図っています。

これらのファンドからは、主に株式や新株予約権付社債の取得による資金提供や踏み込んだ経営支援(ハンズオン支援)を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」からご希望の VC へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する VC の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望される VC の方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部
電話:(03)5470-1672

起業支援ファンドは、次の中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にてご覧いただけます。

URL:https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi

『新事業展開や事業承継等のための資金提供と 経営アドバイスを受け、更なる成長を目指したい』

中小企業成長支援ファンド／中小企業経営力強化支援ファンド

新事業展開、事業承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経営基盤の強化に取り組む中小企業等は、ファンドによる資金提供や踏み込んだ経営支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業成長支援ファンド

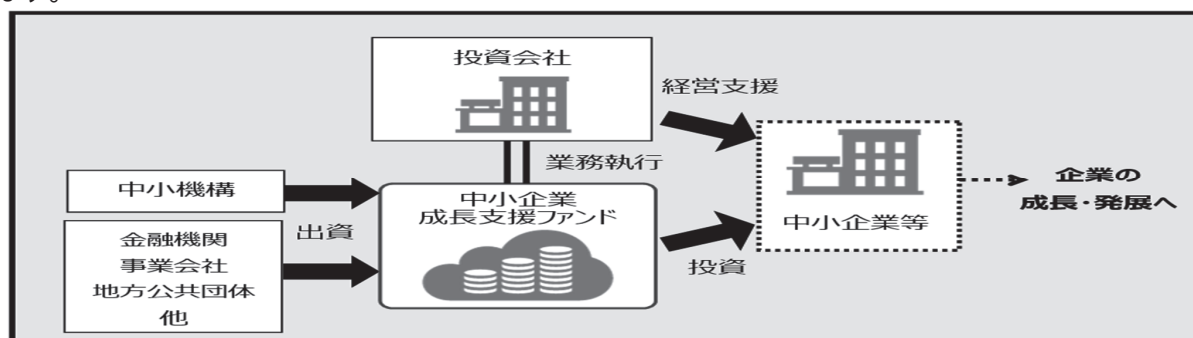
新分野進出などの新事業展開により更なる成長・発展を目指す中小企業等や事業承継に取り組む中小企業等であって、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化を背景とし、事業の承継や事業の再編、再構築を通じて、経営基盤の強化や事業の立て直しに取り組む中小企業者であって、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。 ※中小企業の定義を外れて間もない中堅企業も含まれます

支援内容

民間の投資会社が運営するファンドに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が出資（ファンド総額の1/2以内又は4/5以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、新事業展開や事業承継等に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図っています。これらのファンドからは、株式や新株予約権付社債の取得等の各種手法による資金提供や踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」からご希望の投資会社へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となります。また、中小機構では、ファンド組成を希望される投資会社の方のご相談も受け付けております。

参照情報

中小企業成長支援ファンドは、次の中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にてご覧いただけます。
中小機構ウェブサイト：https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部
電話：03-5470-1672

『自己資本の充実に関する支援策について知りたい』 中小企業投資育成株式会社による投資

中小企業は中小企業投資育成株式会社による株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方。
なお、以下の法律(※)に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

※中小企業労働力確保法、流通業務の総合化および効率化の促進に関する法律、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業等経営強化法、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法、地域未来投資促進法、生産性向上特別措置法、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律、沖縄振興特別措置法

基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となります。

支援内容

中小企業投資育成株式会社から以下の投資を受けることができます。(投資に際しては、中小企業投資育成株式会社による審査があります。)

■投資事業

- (1)株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- (2)増資に際して発行される株式の引受け
- (3)新株予約権の引受け
- (4)新株予約権付社債の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができます。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができます。

また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できます。

■育成事業(コンサルテーション事業)

中小企業投資育成株式会社は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下の支援を行います。

○経営権安定化

長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りをお手伝いします。

○株式上場支援

中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備などの株式上場準備をサポートします。

○ビジネスマッチング

投資先企業経営者が会するセミナー・勉強会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供します。販路拡大や業務提携などに繋がるケースもあります。

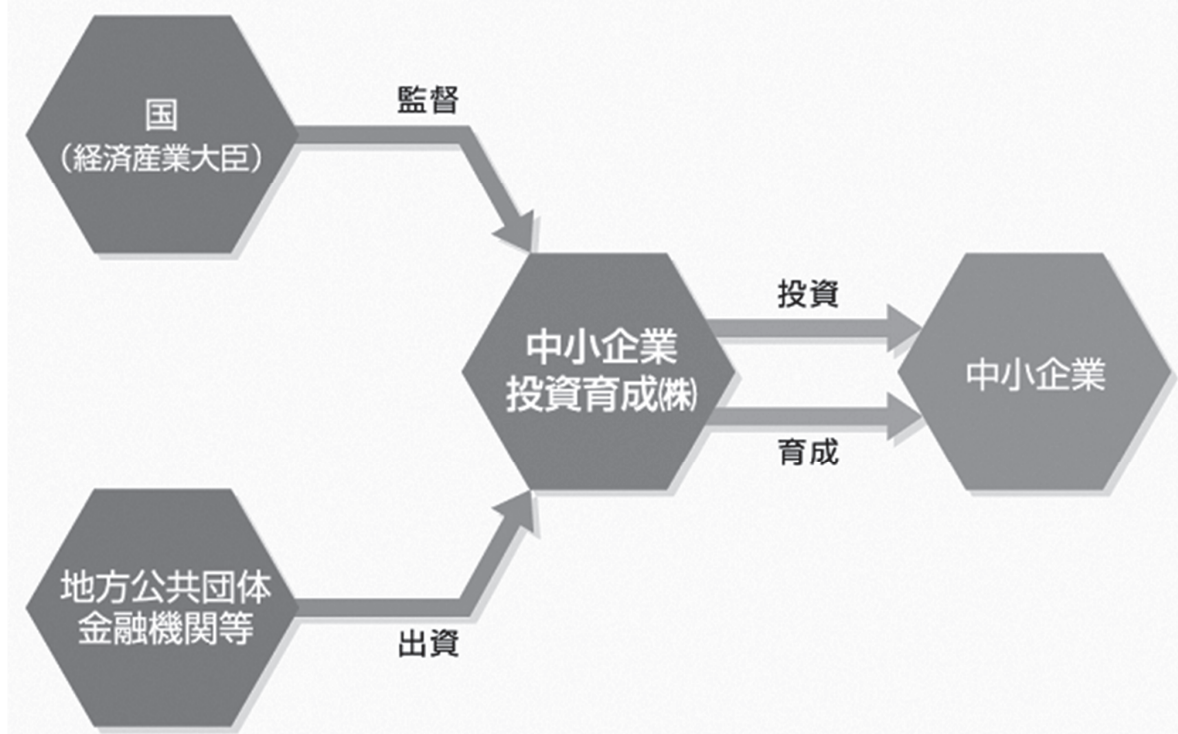
○人材育成支援

テーマ別、階層別に多様な研修を提供しており、計画的な人材育成・教育を実施することができます。

○事業承継支援

長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップします。また、豊富なメニューで後継者育成等もお手伝いします。

【投資育成制度の仕組み】



ご利用方法

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

お問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社

電話: 本社 03-5469-1811

URL: <https://www.sbic.co.jp/>

名古屋中小企業投資育成株式会社

電話: 本社 052-581-9541

URL: <https://www.sbic-cj.co.jp/>

大阪中小企業投資育成株式会社

電話: 本社 06-6459-1700、九州支社 092-724-0651

URL: <https://www.sbic-wj.co.jp/>

『多くのお金と時間のかかるディープテック・スタートアップ企業を支援します』

ディープテック・スタートアップ支援事業

技術の確立までの研究開発に長期かつ大規模な資金を要するディープテック・スタートアップ企業に対して、新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）を通じて、実用化に向けた研究開発、量産化実証や海外展開のための技術実証等に要する費用の一部を補助します。

対象となる方

ディープテック・スタートアップ（社会課題解決に資する、研究開発の成果を活用したスタートアップ）※
※対象者要件の詳細は今後 NEDO の HP で公表予定

支援内容

1. 実用化研究開発支援
試作品の開発、国内外の他事業者等との共同研究開発、海外技術実証、研究開発の成果を活用した実現可能性調査、初期の生産設備導入を含む生産技術開発等を支援。
2. 量産化実証支援
量産化に向けた研究開発や生産設備・検査設備等の設計・製作等に係る費用及びこれらの設備等を設置する建屋の設計・工事費用等を支援。
3. SBIR 指定補助金等事業も併せて実施
SBIR (Small Business Innovation Research) 制度とはディープテック・スタートアップ企業・中小企業等によるイノベーションの創出を促進する制度のこと。
政府の課題を元に研究開発テーマを設定し、事業化・成長可能性の高い技術を実現可能性調査から段階的に選抜し、連続的に研究開発事業を支援。

ご利用方法

一定の要件で企業を公募。
※利用方法の詳細は今後公表予定

お問い合わせ先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)
イノベーション推進部
電話:(044)520-5173

経済産業省
産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
電話:(03)3501-1778

『創業等に必要となるオフィス・工場・研究室等を借りたい』 新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)による創業・ベンチャー支援

創業や新製品・新技術の研究開発を行う際、中小企業基盤整備機構等が運営する新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)を低廉な賃料で借りることができます。

対象となる方

オフィス・工場・研究室等を借りて、創業や新製品・新技術の研究開発等を予定している中小企業者やこれから創業しようとする個人などの方々。

支援内容

中小企業基盤整備機構は、起業家および第二創業に取り組む中小企業の皆様に支援すべく、全国で29のインキュベーション施設を展開しています。
インキュベーション施設では、事業スペースを提供する「ハード」と、インキュベーションマネージャー(IM)と呼ばれる常駐の専門家による成長・事業化を支援する「ソフト」の両面から新しいビジネスへの挑戦を応援します。



ご利用方法

中小企業基盤整備機構が運営している施設については、中小企業基盤整備機構ウェブサイトよりご覧いただけます。
上記施設のほか、中小企業基盤整備機構が出資している第三セクターが運営している施設においてもオフィス・工場・研究室等を借りることができますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

参照情報

全国のインキュベーション施設一覧(中小企業基盤整備機構ウェブサイト)
URL:<https://www.smrj.go.jp/incubation/index.html>

お問い合わせ先

<中小企業基盤整備機構が運営しているインキュベーション施設について>
中小企業基盤整備機構 本部 創業・ベンチャー支援部 ベンチャー支援課
電話:03-5470-1574
各地域本部・事務所
北海道 011-210-7471、東北 022-399-9031、関東 03-5470-1616、
北陸 076-223-5546、中部 052-201-3068、近畿 06-6264-8617、
中国 082-502-6311、四国 087-811-3330、九州 092-263-0302、沖縄 098-859-7566

<中小企業基盤整備機構が出資する第三セクターが運営している施設について>
中小企業基盤整備機構 本部 財務部 出資先第三セクター管理室
電話:03-5470-1621

『自社の生産性を向上させたい』 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)

特定事業者等による経営力向上に係る取組を支援します。事業者は事業分野別指針等に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

対象となる方

特定事業者等【中小企業等経営強化法第2条第6項】(施策により対象が異なるため詳細は別途記載しています)

○「特定事業者等」の規模

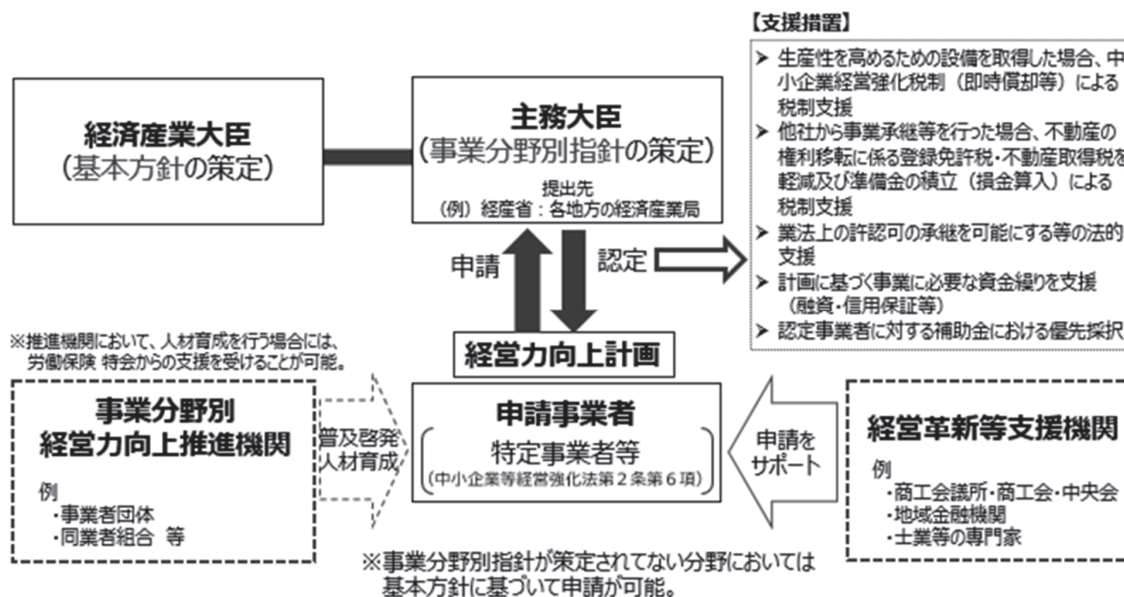
<ul style="list-style-type: none"> ・会社または個人事業主 ・医業、歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等) ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人 		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">従業員数</td> <td style="text-align: center;">2,000人以下</td> </tr> </table>	従業員数	2,000人以下
従業員数	2,000人以下	

支援内容

○中小企業等の生産性を高めるための政策的な枠組みである「中小企業等経営強化法」が平成28年7月に施行しました。

○本法では、生産性向上策(営業活動、財務、人材育成、IT投資等)を業種毎に「事業分野別指針」として策定しています。令和5年3月までに製造業の他、卸・小売、外食・中食、旅館業、医療、介護、建設など21分野で策定済みです。

○支援措置として、中小企業等強化税制(即時償却等)、事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例や準備金の積立(損金算入)による法人税の軽減、業法上の許認可の承継の特例等の法的支援、金融支援、補助金との連動を行っています。



中小企業等経営強化法に基づく各種の金融支援措置

政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援します。

特定事業者向け

①日本政策金融公庫による融資

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、融資を受けられます。

○貸付金利

＜中小企業事業＞

基準利率(ただし、設備資金(土地及び建物に係る資金を除く)については、2億7,000万円を限度として特別利率②)

＜国民生活事業＞

基準利率(ただし、設備資金(土地及び建物に係る資金を除く)については、特別利率B)

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のサイトをご参照ください。

特定事業者向け

②中小企業信用保険法の特例

特定事業者は、経営力向上計画の実行※にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

※新事業活動に該当する事業及びM&A等による事業承継(デューデリジェンスを含む)に限ります。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	
海外投資関係保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	

経営力向上計画において、一定の財務要件を満たすことの認定を受けた企業であって、事業承継等に必要資金に係る信用保証の申込みにおいて保証申込み直前の事業年度決算においても一定の財務要件等を満たす場合には、経営者保証は不要です。

特定事業者向け

③中小企業投資育成株式会社法の特例

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(特定事業者)も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けられます。

特定事業者向け

④日本政策金融公庫(中小企業事業)によるスタンドバイ・クレジット

経営力向上計画の認定を受けた特定事業者(国内親会社)の海外支店または海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫が信用状を発行し、海外での円滑な資金調達を支援します。

○補償限度額

1 法人あたり最大4億5,000万円

○融資期間

1～5年

特定事業者向け

⑤日本政策金融公庫(中小企業事業)によるクロスボーダーローン

経営力向上計画の認定を受けた特定事業者(国内親会社)の海外子会社は、経営力向上計画等の実施に必要な設備資金及び運転資金について、直接融資を受けられます。

○貸付金利

基準利率(ただし、4億円を限度として特別利率③)

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のサイトをご参照ください。

特定事業者等向け
(特定事業者除く)

⑥中小企業基盤整備機構による債務保証

従業員2,000人以下の特定事業者等(※)が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円(保証割合50%、最大50億円の借入に対応)の債務の保証を受けられます。

※特定事業者は含まれません。

特定事業者等向け

⑦食品等流通合理化促進機構による債務保証

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品等流通合理化促進機構による債務の保証を受けられます。

参考1.【特定事業者等の範囲について】

・特定事業者以外に、医薬・歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等)、社会福祉法人、特定非営利活動法人においても、従業員数2,000人以下の要件を満たす場合は、特定事業者等の範囲に含まれます。

参考2.【特定事業者の定義】

	製造業 その他	卸売業	小売業、 サービス業	政令指定業種 (※左記の業種のうち、特別に政令で基準を 定めている業種)
従業員数	500人 以下	400人 以下	300人 以下	500人 以下
				ソフトウェア業、情報処理サービス業又は旅館業

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合、政令で定める要件に該当する一般社団法人についても、特定事業者と同様の支援措置を受けることができます。

ご利用方法

経営力向上計画申請プラットフォームより電子申請が可能(※)です。(<https://keieiryoku.go.jp/>)

※経済産業省及び一部の省庁あての申請に限られます。

申請手続き: 詳しくは、経営力向上計画相談窓口までお問い合わせください。

参照情報

中小企業等経営強化法

お問い合わせ先

経営力向上計画相談窓口

中小企業庁 事業環境部 企画課

電話: 03-3501-1957(9:30~12:00、13:00~17:00)

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

※「経営力向上計画」で検索

『新たな販路・事業パートナーを見つけたい』 新価値創造展・中小企業総合展

中小企業者が自ら開発した製品、技術、サービスを一堂に会し展示することにより、国内または海外展開を見据えた販路開拓の促進を目的として、新価値創造展・中小企業総合展を民間専門展示会に共同出展する方式で開催しています。

対象となる方

自ら開発した新製品やサービス等を広く紹介し、国内または海外展開を見据えた販路の拡大を考えている中小企業者等（中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認など、一定の条件を満たす企業は書類審査において評価の対象になります。）

支援内容

【概要】

中小企業者等が自ら開発した製品・技術・サービスを、展示・プレゼンテーションにより紹介し、販路拡大に繋げることができます。また、会場内には来場者との商談コーナー等も設置されます。通訳も配置し、渡航制限緩和に伴い来場が期待される海外バイヤーとの商談もサポートします。

【新価値創造展 in 機械要素技術展】

開催場所:東京(東京ビッグサイト)

開催時期:令和5年6月21日～6月23日

募集時期:令和5年1月以降



「中小企業総合展 in Gift Show / FOODEX」は、実施内容が確定次第、ウェブサイトに掲載します。

※展示会毎に出展可能な製品等分野が異なります。

※詳細はウェブサイト

(<https://www.smrj.go.jp/sme/market/exhibition/index.html>)をご覧ください。

ご利用方法

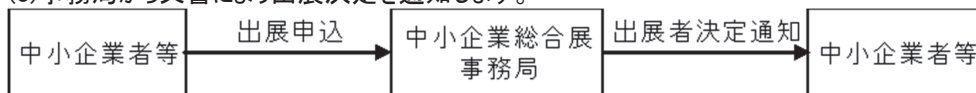
【手順の流れ】

(1)新価値創造展・中小企業総合展事務局に出展申込書を提出して下さい。

※展示会毎に事務局が異なります。

(2)事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定します。

(3)事務局から文書により出展決定を通知します。



参照情報

新価値創造展・中小企業総合展 (<https://www.smrj.go.jp/sme/market/exhibition/index.html>)

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

販路支援部 販路支援企画課 展示会事業担当

電話:03-5470-1525

『新たな取引先・ビジネスパートナーを見つけたい』

中小企業と国内外の企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」

ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」を活用し、優れた製品・技術・サービス等を有する日本の中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携等を支援します。

対象となる方

国内外での技術提携や販路開拓など、広く事業展開を目指す中小企業

支援内容



ウェブサイト上での登録企業の情報検索、自社の製品・技術・サービス情報の発信、登録企業間でのビジネスコミュニケーションに加え、商談会の開催や専門家による仲介サポート等の支援を効果的に組み合わせることで効率的なマッチングを実現し、中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携を支援します。

ご利用方法

【登録手続きの流れ】

- (1) ジェグテック Web サイトの新規登録ページをご覧ください。
- (2) お申込ページに、自社の企業情報等を入力してください。
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構で審査を行い、登録の結果をご連絡します。

参照情報

ジェグテック (<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>)

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
 販路支援部 マッチング支援課 ジェグテック運営事務局
 電話：03-5470-1538
 E-mail: jgoodtech_cs2@smrj.go.jp

『商品・サービスの販路開拓に向けたマーケティングを支援して欲しい』 販路開拓コーディネーター事業

優れた商品・サービスを持つ中小企業者の、マーケティング企画からテストマーケティング活動、売り上げ拡大のためのフォローアップまでを支援し、新たな市場開拓に繋がります。

対象となる方

- ・ 新市場における販路開拓が困難で、「事業・商品展開のためのマーケティング企画を検討したい」「テストマーケティングの実行により新事業展開・新規顧客開拓の可能性を見出したい」中小企業・小規模事業者。

支援内容

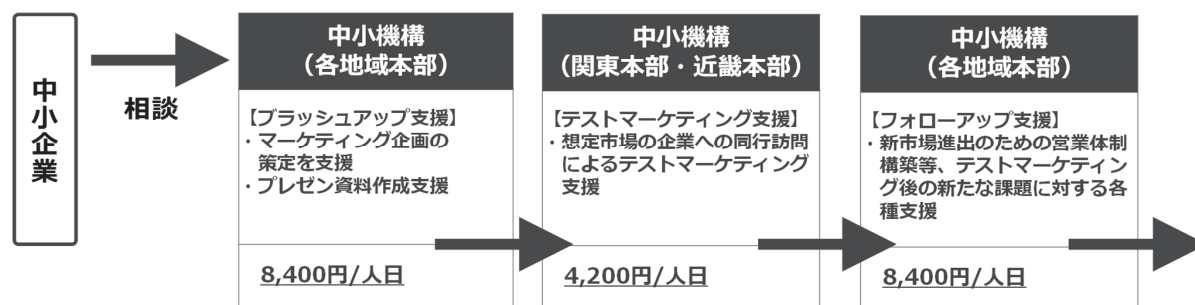
商品・サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。商社・メーカー等出身で広範囲な販路ネットワークを持つ専門家が市場へのアプローチ等を支援します。

ご利用方法

- (1) 本事業の支援を希望する時は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の各地域本部に相談してください。
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域本部は、支援内容（ブラッシュアップ支援、テストマーケティング支援、フォローアップ支援）に応じた専門家を選定し、支援を行います。その際、専門家の謝金の一部については、申込企業の負担となります。

テストマーケティング支援では、想定市場の企業への訪問に専門家が同行します。

【本事業の基本スキーム】



※独立行政法人中小企業基盤整備機構が商品の販売代行、販売先紹介、取引斡旋を行うものではありません。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
各地域本部

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/21

『組合等が抱える諸問題を解決したい』 中小企業組合等課題対応支援事業補助金

中小企業組合や中小企業の方々が抱える課題を解決するために実施する調査・研究や販路開拓等の取組に必要な経費を補助します。

対象となる方

連携して事業を行う方(中小企業組合、技術研究組合、一般社団法人、共同出資会社、任意グループ等)

支援内容

中小企業者が単独では解決することが難しい課題(ブランド化戦略、規制緩和への対応、環境問題等)を解決するために、連携して取り組む販路開拓等の事業に必要な経費について補助を受けることができます。

また、事業の実施においては、中小企業団体中央会が課題解決に取り組む組合を積極的にサポートして、事業の成功を目指します。

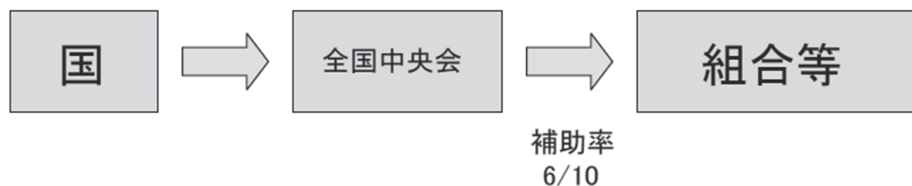
■補助率

10分の6

■活用事例

近隣県の組合同士の連携により、経費を大幅に削減(シングルポ阿南協同組合・協同組合庄原ショッピングセンター・協同組合ポルカ)

効率的かつ効果的な販売促進策を構築するため、他の類似した共同店舗の事業協同組合と連携して調査・研究を実施。お客様アンケートやポイントカードのデータ等から顧客ニーズを捉え、効率的なPRを実施し、参加した組合の中には、売上を維持してチラシコストの30～40%削減に成功。



ご利用方法

- (1)全国中央会に対し、事業内容を提出し応募
- (2)全国中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定
- (3)全国中央会から、補助金受給
- (4)全国中央会に対し、事業成果を報告

お問い合わせ先

全国中小企業団体中央会
振興部 電話:(03)3523-4905
URL: <https://www.chuokai.or.jp/>

『中小企業者同士の相互扶助や共同事業を行う組合を作りたい』 中小企業組合に対する助言、情報提供

中小企業の組合設立および連携組織化等に対する相談・助言や、中小企業の組合の運営に対する相談・情報提供を受けることができます。

対象となる方

- (1) 組合等を設立しようとする中小企業者、個人事業者
- (2) 中小企業組合(事業協同組合、企業組合、協業組合 等)

支援内容

中小企業は、規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決困難な課題が多々あります。そこで、中小企業が経営基盤を強化していくためには、組合組織を活用して不足している経営資源を補っていくことが有効です。

例えば、市場を開拓するため共同で新たな販路の開拓を行う、知恵を結集して新技術の開発を行う、街全体でイベントを開催して地域の人々との連携を深める、共同で研修会を開催し組合員企業の人材の育成を図る、等様々な事業活動を行うことが可能になります。

中小企業組合はこうした取組みをとおして経営基盤の強化を可能とする制度です。

■主な中小企業組合の概要

事業協同組合(総数:約 28,000)

中小企業者が、新商品開発、生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の経営革新、経営効率化等を図るための組合です。(構成員が主体性を維持し相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図るものであるため法人税等が軽減されています。)

企業組合(総数:約 1,700)

個人事業者や勤労者が1つの企業体となって事業活動を行う、いわば簡易な会社(ベンチャー企業)ともいべき組合です。なお、組合員は、個人以外(法人など)の者も加入が可能であり、多様なパートナーシップ組織として、個人等が創業する際に、活用しやすい制度です。

47都道府県にそれぞれ都道府県中小企業団体中央会が、全国組織として全国中小企業団体中央会が設置されており、組合の設立支援、組合の運営に関する助言、組合に対する情報提供、組合員の事業の改善や発展のために組合が取り組む事業に対する補助を実施しています。

ご利用方法

お近くの中小企業団体中央会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

各都道府県中小企業団体中央会

URL: <https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>

全国中小企業団体中央会 電話: 03-3523-4901

URL: <https://www.chuokai.or.jp/>

『企業間データ連携システムの導入を支援します』 中小企業共通 EDI

受発注業務などで、取引先の個別の都合で、異なる受発注手順により非効率な業務運営を強いられていた取引環境を改善するため、中小企業取引に最適化・標準化された企業間データ交換の仕組み(EDI)の導入を支援します。

対象となる方

受発注等業務の効率化を図る中小企業者等

支援内容

「企業間データ連携調査事業(※)」にて「中小企業共通 EDI 標準」の仕様を定め、関連資料を公表しています。
また、事業に参加した IT ベンダーを中心に、中小企業共通 EDI の普及推進を目的に結成された「つなぐ IT コンソーシアム」では、中小企業共通 EDI 仕様に対応した受発注システムの導入相談等を受け付けています。
※平成 28 年度第 2 次補正予算「経営力向上・IT 基盤整備支援事業(次世代企業間データ連携調査事業)」

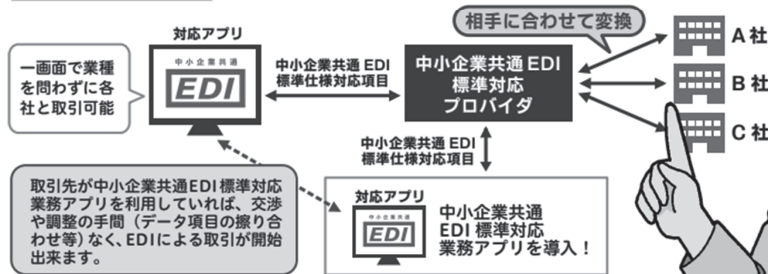
中小企業共通



中小企業が抱える受発注業務の IT 化に係る問題を解決するために、汎用的に利用できる仕様(中小企業共通 EDI 標準)を策定しました。

中小企業共通 EDI を利用すれば、プロバイダ(通信接続業者)がデータを変換するので、取引先がそれぞれ異なる受発注仕様でも取引出来ます。

中小企業共通 EDI 標準仕様の掲載ホームページはこちら <https://www.edi.itc.or.jp/>
(IT コーディネータ協会ホームページ)



ご利用方法

お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

つなぐ IT コンソーシアム URL: <https://tsunagu-cons.jp/>



中小企業庁経営支援課 メールアドレス: bzl-digital-shienka@meti.go.jp

『IT ツール・サービスの利活用を支援します』 認定情報処理支援機関(スマート SME サポーター)

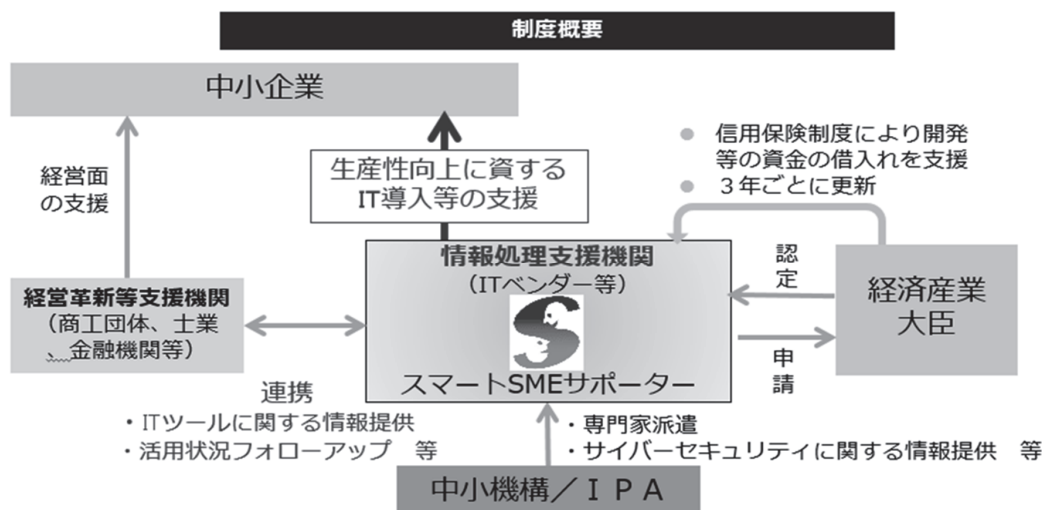
中小企業(SME)の生産性向上に役立つ最適な IT ツールを提供し、IT の利活用に係るアドバイスや情報提供等を行う者として認定を受けた認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)が、IT の利活用を支援します。

対象となる方

IT を活用して経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等

支援内容

IT 利活用(サイバーセキュリティ含む)に係る、指導、助言、情報の提供その他情報処理に関する支援を受けることができます。



ご利用方法

スマートSMEサポーター検索サイトは、システム更新の都合により一時停止します。詳細は、以下のWebページをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/2023/230306supporter.html>



参照情報

中小企業等経営強化法
情報処理支援機関検索(スマートSMEサポーター検索サイト)

お問い合わせ先

中小企業庁
技術・経営革新課(イノベーション課)
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien/smartsme>
お手数ですが、上記のフォームからお問い合わせ下さい。
折り返し3営業日以内に御連絡差し上げます。



『ITの活用に関する情報を入手したい』 ITプラットフォーム・IT戦略ナビ・みらデジ

中小企業の生産性向上に関する経営課題を、IT導入等により解決いただき生産性の向上を実現いただくため、IT導入に関する各種情報発信、診断ツール提供を行います。

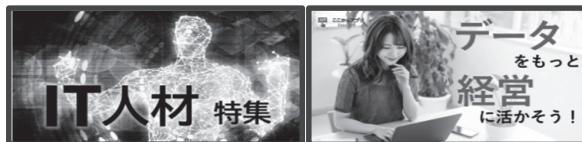
対象となる方

IT活用等により生産性向上に取り組む中小企業者、およびその支援者

支援内容

○ITプラットフォーム(ウェブサイト)による情報提供

- ・ ITプラットフォームでは中小企業者等やその支援者が活用できる中小機構の各種IT化支援メニューをご紹介します。
- ・ その一ツールである「ここからアプリ」では、「取引先の拡大」、「仕入や在庫管理の効率化」といった中小企業者等が抱える経営課題の解決に適した業務用アプリをお探しいただけます。
- ・ また、アプリの導入・活用により、「どのようなメリットを得られたか」を実際の導入事例で確認できる為、自社のIT活用による課題解決のヒントを得ることができます。
- ・ そのほかDX、IT人材といったテーマ別の特集記事や、支援者の方が活用できるIT支援コンテンツ等、IT活用に関わる役立つコンテンツが盛りだくさんですので、是非ご活用下さい。



○ITプラットフォームに関する中小企業支援機関向け講習会の実施

中小企業支援機関の皆様へ、ここからアプリやIT戦略ナビ等のITプラットフォーム活用等に関する講習会を開催します。

○IT戦略ナビによる自己診断

- ・ (独)中小企業基盤整備機構が運営するウェブサイト上で、①「経営課題」、②「業務上の問題点」、③「取り組みたい事」の3ステップの質問に回答すると、IT活用による自社ビジネスの成功へのストーリーが1枚の図にまとめられ、「IT戦略マップ」として出来上がります。また、マップ作成後は、ITソリューション導入のモデルスケジュールである導入プランを作成できます。
- ・ IT戦略マップや導入プランの作成を通じて、自社課題の見える化、課題解決に役立つITソリューションの確認ができますので、目指す姿を社内で共有するのに有効です。

○みらデジ(デジタル化診断事業)

- ・ デジタル化を通じた経営課題解決を目指す中小・小規模事業者や、事業者の取組を支援する各種機関の皆様にご活用いただけるコンテンツを集約したポータルサイト「みらデジ」を開設しました。
- ・ 「みらデジ」では、中小・小規模事業者が、自身の経営課題やデジタル化の課題を明確化するために活用いただけるチェックツール「みらデジ 経営チェック」を提供します。
- ・ また、「みらデジリモート相談」窓口を整備し、チェック結果に基づく支援(専門家による相談対応や施策の紹介等)を行います。

ご利用方法

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

ここからアプリ



IT戦略ナビ



みらデジ



お問い合わせ先

○ここからアプリ: 中小企業基盤整備機構 連携支援課 電話: 03-5470-1581

○IT戦略ナビ: 中小企業基盤整備機構 企業支援課 電話: 03-5470-1564

○みらデジ: 令和3年度 事業環境変化対応型支援事業(デジタル化診断事業)事務局
電話: 03-6262-6712(受付時間 平日 9:00~17:00)

『中小企業の前向きな設備投資や賃上げを支援します！』 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例

市町村により先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資に対して、地方税法における償却資産に係る固定資産税の特例などを講じます。

対象となる方

中小企業者が一定期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備等が存在する市町村の「導入促進基本計画」等に基づき認定を受けた者

(1) 一定期間

3年間、4年間または5年間（※市町村が作成する導入促進基本計画で定めた期間による）

(2) 労働生産性

$$\frac{\text{（営業利益 + 人件費 + 減価償却費）}}{\text{労働投入量}}$$

労働投入量

（労働者数又は労働者数 × 1人当たりの年間就業時間）

(3) 労働生産性の一定程度の向上

基準年度（直近の事業年度）末比で労働生産性が年平均3%以上の向上

(4) 対象となる先端設備等

機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア※、建物附属設備（申請先の市町村により異なる場合があります）
※なお、ソフトウェアは下記の（1）固定資産税の特例の対象外です。

支援内容

(1) 固定資産税の特例 ※令和5年4月から令和7年3月までに取得された設備が対象です。

市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得し、先端設備等に係る固定資産税について、新たに課税される年から3年間に限り、2分の1に軽減される措置を受けることができます。（※軽減措置を受けるためには、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる設備である必要があります）

さらに、雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明した場合は、以下のとおり、より大きな軽減措置を受けることができます。

①令和6年3月末までに取得した設備：新たに課税される年から5年間に限り、3分の1に軽減

②令和7年3月末までに取得した設備：新たに課税される年から4年間に限り、3分の1に軽減

(2) 中小企業信用保証法の特例

中小企業者は、「先端設備等導入計画」の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます。金融支援のご活用を検討される場合は、「先端設備等導入計画」を提出する前に、各都道府県の信用保証協会または（一社）全国信用保証協会連合会までお問い合わせください。

ご利用方法

先端設備等導入計画を作成する際には、先端設備等の導入先の市町村にご相談ください。

お問い合わせ先

先端設備等導入計画について：先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課

制度について：中小企業庁技術・経営革新課 電話：03-3501-1816

『各地域のパートナー機関と連携し、標準化を目指す企業をサポート』 標準化(JIS、ISO等)活用支援制度

自社の持つ技術や製品について、標準化(JIS、ISO等)を用いた売上拡大、市場創出の可能性について支援しています。

対象となる方

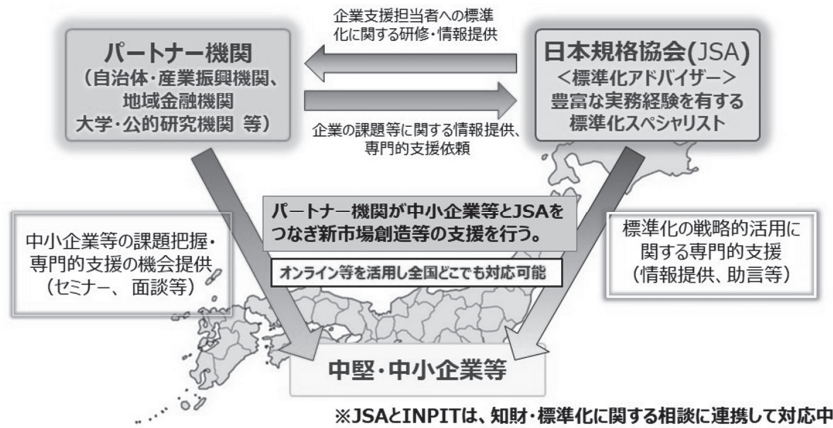
標準化(JIS、ISO等)の活用に関心のある企業

支援内容

先端的な技術や製品など、性能の客観的評価方法がなく、製品への信頼が得られにくいものを標準化(JIS、ISO等)という共通の評価軸やものさしを策定することで、その技術や製品を世に広め、市場創出や売上拡大につなげる支援をしています。

具体的には、

- ▶ 相談窓口として、地域の銀行や公的研究機関といったパートナー機関を全国に整備
- ▶ 標準化アドバイザーを無料で派遣し、標準化活用の有効性や具体的な策定方法のアドバイスを行う等を行っています。



参照情報

・新市場創造型標準化制度について
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/shinshijo/index.html>



・標準化活用支援パートナーシップ制度について
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/partner/index.html>



お問い合わせ先

【新市場創造型標準化制度事務局】
 一般財団法人日本規格協会(JSA) 総合標準化相談室・標準化企画調査チーム
 電話: 050-1742-6025、E-MAIL: stad@jisa.or.jp

【制度全般について】
 経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課
 電話: 03-3501-9232(直通)、E-MAIL: bzj-shinshijo-partner@meti.go.jp

『自社の DX に向けた様々な支援を受けたい』 地域 DX 促進環境整備事業(地域 DX 支援活動型)

地域ぐるみで企業の DX を促進するため、産学官金が参画する支援コミュニティが、DX を目指す地域企業に対して、サイバーセキュリティ対策を含む DX 戦略策定に向けた伴走型支援やマッチング等を実施します。

対象となる方

支援コミュニティからの支援を受けることを希望する地域企業は、各コミュニティが定める募集方法に基づいて、応募していただく必要があります。また、あらかじめ、令和元年7月に経済産業省が公開した「DX 推進指標」の自己診断※を実施し、その結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に提出することが必要です。

※ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA) DX 推進指標自己診断結果入力サイト

[<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>]

支援内容

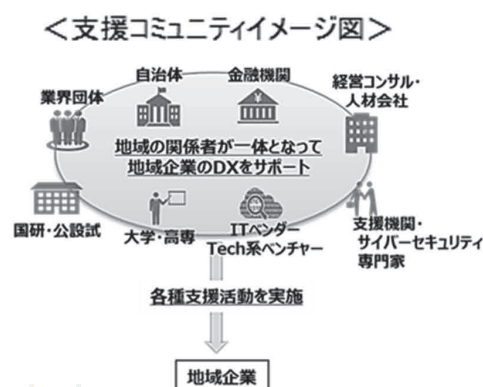
全国の支援コミュニティ※が、DX を目指す地域企業に対し、以下の取組等を実施します。

- ① 地域企業の DX 推進に向けた課題分析・戦略策定の伴走型支援
- ② サイバーセキュリティの強化に関する伴走型支援
- ③ 地域企業と IT ベンダー等とのマッチング支援

※令和4年度当初に採択された 27 カ所の支援コミュニティ

は以下からご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/dxcommunity/dxcommunity.html



令和4年度補正及び令和5年度支援コミュニティの概要及び支援開始時期は以下のとおり。

【業種特化型】(令和4年度補正 地域 DX 促進環境整備事業(業種等特化型 DX 促進事業))地域の主力産業・業種が抱える課題に精通した産学官金の専門家による地域企業への課題分析や DX 戦略策定の伴走支援等を実施します。

・支援活動開始時期: 4月上旬頃予定

【サイバーセキュリティ対策拡充型】(令和4年度補正 地域 DX 促進環境整備事業(業種等特化型 DX 促進事業))令和4年度に採択された 27 カ所の支援コミュニティが、サイバーセキュリティの専門家を措置し、地域企業のサイバーセキュリティ対策に関する伴走型支援を実施します。

・支援活動開始時期: 4月上旬頃予定

【広域型】(令和5年度 地域 DX 促進環境整備事業)1以上の都道府県を活動範囲として、産学官金の構成員が幅広い業種の地域企業に対し、DX 戦略策定等の伴走支援を実施します。

・支援活動開始時期: 6月下旬頃予定

ご利用方法

具体的な要件等、詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省地域経済産業グループ

地域企業高度化推進課

電話: 03-3501-0645

E-Mail: bz1-kikaku-chiiki-koudoka@meti.go.jp

『販路開拓を行いたい』 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援します。

対象となる方

常時使用する従業員が 20 人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は 5 人）以下の法人・個人事業主の方

支援内容

小規模事業者持続化補助金の内容

小規模事業者が変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくため、経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。

<取組例>

チラシ作成、商談会への参加、店舗改装 等

<補助率>

3 分の 2 以内（賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 4 分の 3 以内）

<補助上限額>

・50 万円（通常枠）

・200 万円（賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠）

※免税事業者から、適格請求書発行事業者に転換する事業者を対象に、補助上限額を一律に 50 万円上乘せします。（インボイス特例）

<公募スケジュール>

第 12 回締切：令和 5 年 6 月 1 日（木）

第 13 回締切：令和 5 年 9 月 7 日（木）

※制度内容は変更する場合がございます。

<想定される活用例>

・地域の特産品を活用し、お土産となる加工品の試作を行うことで、新規顧客の獲得を図る。

・店舗の入り口をスロープ化し、車椅子の利用者や高齢者にとって利用しやすい環境作りをすることで、販路開拓に繋げる。

ご利用方法

お問い合わせ先

商工会の管轄地域で事業を営まれている小規模事業者の方
電話：所在地によってお問い合わせ先が異なるため、ホームページをご参照ください。（商工会地区 補助金事務局）

受付時間：9:00-12:00／13:00-17:00（土日祝日除く）

URL：http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

商工会議所の管轄地域で事業を営まれている小規模事業者の方

電話：03-6632-1502（商工会議所地区 補助金事務局）

受付時間：9:00-12:00／13:00-17:00（土日祝日除く）

『事業段階に応じた支援を受けたい』 新事業創出支援事業

中小企業者等が行う農商工等連携の取組において、事業計画作りから販路開拓に至るまでの事業段階に応じた支援を行います。

対象となる方

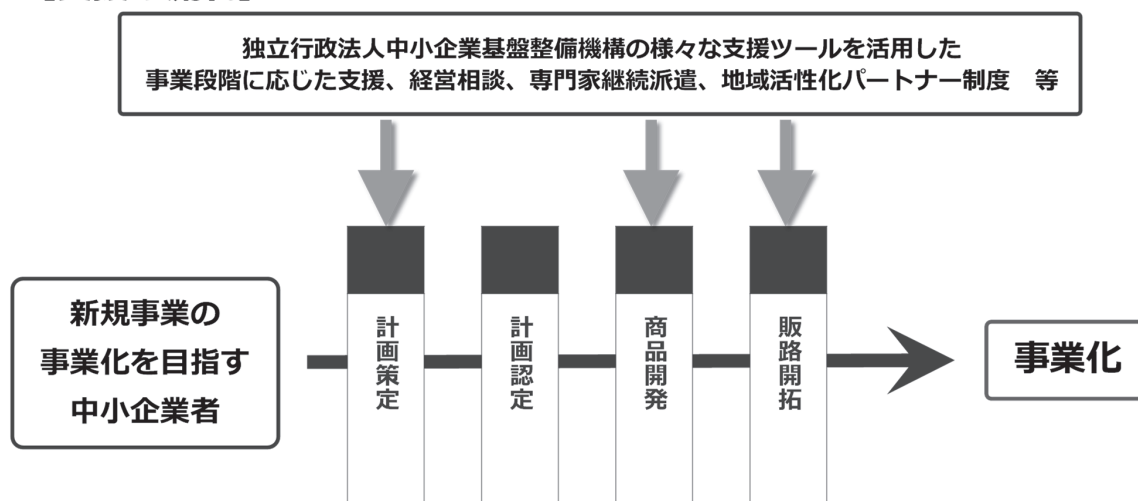
以下の法律に基づく事業計画の認定を目指す中小企業者等。
「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画

支援内容

独立行政法人中小企業基盤整備機構の様々な支援ツール(経営相談や専門家派遣事業等)を活用し、マーケティング等に精通した専門家による事業計画の策定や事業計画に係る商品開発・販路開拓のアドバイスなど、事業段階に応じた支援を行います。

また、上記アドバイスに加え、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、地域活性化パートナー制度を通して、流通業界等の有力企業と連携して実施するビジネスマッチングや展示会等(一部有料)により、首都圏や全国規模での販路開拓機会を提供します。

【支援の流れ】



地域活性化パートナー制度

独立行政法人中小企業基盤整備機構では、大都市圏や全国規模で活動する小売、卸売などの流通業、情報サービス業、観光関連等の企業・団体を「地域活性化パートナー」として登録し、その「地域活性化パートナー」と連携して、新事業展開に取り組む中小企業の市場評価やマーケティング、販路開拓等に関する支援企画を実施しています(2023年1月時点で151社登録)。

地域活性化パートナー制度の詳細：https://www.smrj.go.jp/sme/new_business/product/index.html

参照情報

- ・ 農商工等連携促進法

ご利用方法

下記のお問合せ先まで、ご相談ください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

各地域本部・事務所

URL：<https://www.smrj.go.jp/org/about/office/index.html>

『地域経済に貢献する事業を実施したい』 地域未来投資促進法による支援

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う際、予算、税制、金融、規制緩和等の支援措置を受けることができます。

対象となる方

都道府県による地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者の皆さま

支援内容

予算による支援措置

各種予算事業において加点措置・優遇措置を受けることができます。

詳細は地域未来投資促進法ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/miraihou_shiensochi2104.pdf]

(加点措置・優遇措置を受けることができる予算事業の例)

<地域 DX 促進環境整備事業(地域デジタルイノベーション実証型)>

地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う新事業創出の実証事業に要する費用を補助します。

課税の特例(地域未来投資促進税制)

事業に必要な設備投資に対する税制措置(詳細は 255 ページ参照)

- * 機械・装置等: 40%特別償却または4%税額控除
(上乗せ要件を満たす場合: 50%特別償却または5%税額控除)
- * 建物等: 20%特別償却または2%税額控除

金融による支援措置

地域経済牽引事業のために必要となる設備資金および運転資金について、日本政策金融公庫が、特定事業者(みなし特定事業者を含む)に対して固定金利で融資

※特定事業者が、従業員増加により特定事業者要件から外れても、地域経済牽引事業計画の実施期間(5年以内)は、みなし特定事業者とし、支援措置を受けることができます。

規制の特例措置等

- ・ 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- ・ 工場立地法に基づく環境施設面積率、緑地面積率の緩和

ご利用方法

詳しくは経済産業省のウェブサイトをご覧ください。最寄りの経済産業局等までお問い合わせください。

お問い合わせ先 経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 電話:03-3501-0645

各経済産業局地域未来投資促進室(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルの構築を目指したい』 地域 DX 促進環境整備事業(地域デジタルイノベーション実証型)

地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う新事業創出の実証事業に要する費用を補助します。

対象となる方

①実証企業群、②ITベンダー・Tech系ベンチャー等のデジタル企業、③地域金融機関、大学等研究機関、地域の商工団体、コンサルタント等の協力団体等(実証企業群へのサポートや地域への波及効果・横展開に向けた活動を行う支援機関等)が参画するコンソーシアム

＜対象となる経費＞

実証企業の将来的な収益源となる、デジタル技術を活用したビジネスモデル案の実証(試作品製作、事業性評価等)に係る費用

支援類型

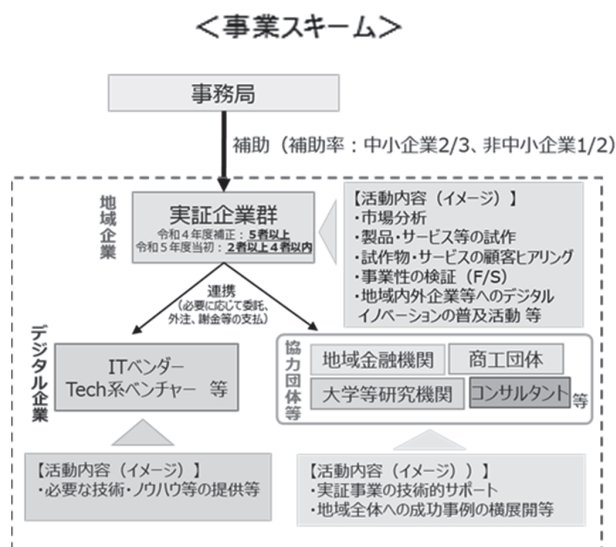
【令和4年度補正 地域 DX 促進環境整備事業(業種等特化型 DX 促進事業)】

実証事業から生まれる波及効果がより広域に及ぶ地域のサプライチェーン等に着目し、5者以上の地域企業等が連携した実証プロジェクトの創出を行う事業を補助します。

【令和5年度 地域 DX 促進環境整備事業】

地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、2者以上4者以内の地域企業等が行う新事業創出の実証事業を補助します。

支援内容



ご利用方法

具体的な要件等、詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ

地域企業高度化推進課

電話: 03-3501-0645

E-Mail: bzl-kikaku-chiiki-koudoka@meti.go.jp

『新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい』 経営革新計画

経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けることで、日本政策金融公庫の特別貸付制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、新たな事業活動を行う特定事業者。

支援内容

経営革新計画の承認

経営革新計画は、以下の内容を満たすことについて、都道府県知事または国の承認を受ける必要があります。

(1) 事業内容

以下5つのいずれかに該当する取組であること。(自社にとって新しいものであれば、他社で採用されているものも対象になります。)

- ・新商品の開発や生産
- ・新役務(サービス)の開発や提供
- ・商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- ・役務(サービス)の新たな提供方式の導入
- ・技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

(2) 経営目標

3から5年の事業期間において付加価値額(※)または従業員一人当たりの付加価値額が年率3%以上伸び、かつ給与支給総額が年率1.5%以上伸びる計画となっていること。

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

利用できる支援策

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

- (1) 政府系金融機関の特別利率による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
- (2) 信用保証の特例
- (3) 中小企業投資育成株式会社法の特例

ご利用方法

経営革新計画を作成する際には

お近くの都道府県経営革新計画担当課または経済産業局等にご相談ください。

経営革新計画を作成後には

都道府県経営革新計画担当課または経済産業局に申請してください。計画内容を審査後、承認された場合には承認書が交付されます。

なお、承認書は、上記の支援策を利用する際に必要になります。

お問い合わせ先

都道府県経営革新計画担当課 URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/13
各経済産業局 URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31
中小企業庁技術・経営革新課 電話: 03-3501-1816

『経営革新や経営力向上、地域資源、農商工連携等の事業に向けて資金を借りたい』

新たな事業活動を支援する融資制度等

経営革新を図る事業活動、本業の経営力強化につながる事業活動、地域産業資源を活用した事業活動（地域資源）、中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動（農商工連携）、研究開発した技術の事業化、第二創業等に取り組む方が融資を受けることができます。なお、平成 24 年 8 月に施行した「中小企業経営力強化支援法」において海外展開に伴う資金調達支援のための特例制度が設けられています。

対象となる方

○融資支援

- (1) 中小企業等経営強化法に基づいて承認を受けた経営革新計画を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）
- (2) 中小企業等経営強化法の基本方針に基づく新事業活動を行い、一定の経営向上を図る事業を行う方（中小企業事業・国民生活事業）
- (3) 中小企業等経営強化法に基づいて認定を受けた経営力向上計画を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）
- (4) 廃止前の中小企業地域産業資源活用促進法に基づいて認定を受けた地域産業資源活用事業計画を実施する方（中小企業事業）
- (5) 農商工等連携促進法に基づいて認定を受けた農商工等連携事業計画を実施する方（中小企業事業）
- (6) 技術・ノウハウ等に新規性が見られる事業（SBIR 制度で指定された補助金等を活用した事業など）を行う方（国民生活事業）
- (7) 農林水産業支援サービス業を営む方で、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業を行い、一定の経営向上を図る事業を行う方（中小企業事業・国民生活事業）
- (8) みどりの食料システム法に基づいて認定を受けた基盤確立事業実施計画を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）
- (9) 上記に該当しない方で、第二創業（事業転換、経営多角化）に取り組む方（中小企業事業・国民生活事業）

○海外展開に伴う資金調達支援（中小企業経営力強化支援法に基づく特例）

中小企業等経営強化法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法のいずれかの承認または認定を受けた事業計画に従い、海外事業に取り組む方

支援内容

○融資支援

貸付限度額

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）
 設備資金 7 億 2,000 万円
 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）
 設備資金 7,200 万円、うち運転資金 4,800 万円

貸付利率

貸付対象(4)は基準利率
 貸付対象(1)、(5)及び(8)は基準利率－0.65%
 貸付対象(2)は基準利率、一定の要件(※)を満たす場合は基準利率－0.2%
 貸付対象(3)は基準利率－0.65%（建物に係る資金及び運転資金は基準利率）
 貸付対象(6)は基準利率、基準利率－0.4%、基準利率－0.65%、基準利率－0.9%

貸付対象(7)は基準利率－0.4%

貸付対象(9)は基準利率－0.4%(債務の返済資金は基準利率)

(※)事業計画を策定したことがない者が、認定支援機関または公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画を策定すること。

上記利率は標準的な貸付利率であり、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、土地に係る資金は基準利率が適用されます。詳細は各機関にお問い合わせください。

貸付期間

設備資金 20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

運転資金 7 年以内(うち据置期間 2 年以内)

○海外展開に伴う資金調達支援

(1)現地子会社の資金調達支援(以下により資金調達の円滑化を支援します)

株式会社日本政策金融公庫法の特例(中小企業事業)中小企業の海外子会社等が、現地の金融機関から期間 1 年以上(5 年以内)の長期資金を借り入れする際に、株式会社日本政策金融公庫が信用状を発行し債務保証(限度額:一保証先につき 4 億 5,000 万円)を行います。

(2)親子ローン等を通じた資金調達支援

中小企業が国内金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

【保証限度額】

《通常》	《特例》
1 企業:2 億円	1 企業:3 億円(経営革新関連保証・経営力向上関連保証) 1 企業:4 億円(海外地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証)
1 組合:4 億円	1 組合:6 億円

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

参照情報

- 株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)(<https://www.jfc.go.jp/>)
- 沖縄振興開発金融公庫(<https://www.okinawakouko.go.jp/>)
- 信用保証協会(<https://www.zensinhoren.or.jp/>)

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
 ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
 ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
 事業資金相談ダイヤル
 電話:0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫
 電話:098-941-1795
 各都道府県等の信用保証協会
 または一般社団法人全国信用保証協会連合会
 電話:03-6823-1200

『健康・医療分野で事業を成功させるための資金を調達したい』

健康・医療事業分野への資金供給

中小機構は、民間の投資会社とともに組成する投資事業有限責任組合(ファンド)を通じた投資により、健康・医療事業に取り組む中小企業等の資本増強を支援します。

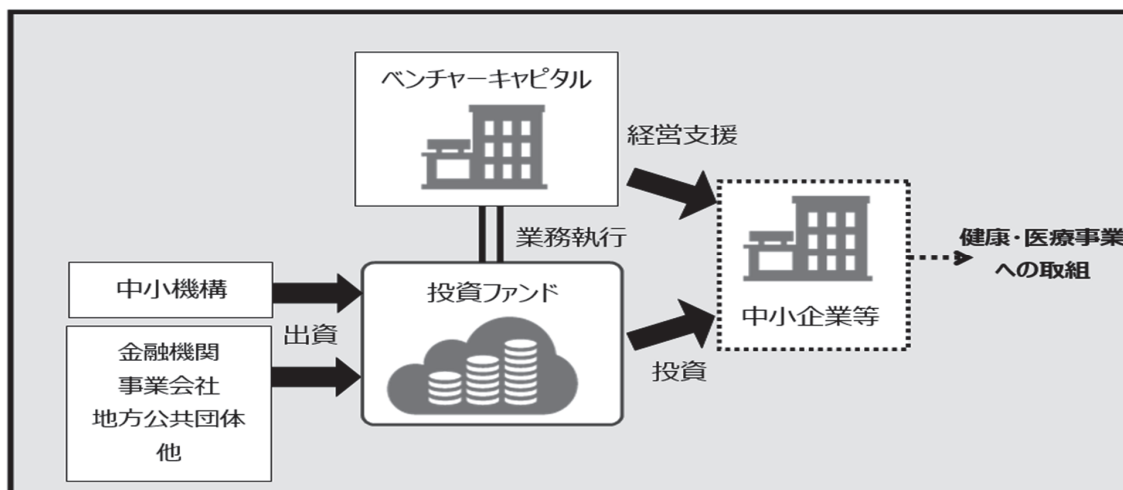
対象となる方

健康・医療分野の事業に取り組む有望な中小企業・ベンチャー企業で、ベンチャーキャピタル(VC)が運営するファンドから新事業に必要な投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の VC が運営するファンドに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の 2 分の 1 以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、健康・医療分野の事業に取り組む中小企業・ベンチャー企業への投資機会の拡大を図っています。

これらのファンドからは、主に株式や新株予約権付社債の取得による資金提供や踏み込んだ経営支援(ハンズオン支援)を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」からご希望の VC へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する VC の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望される VC の方のご相談も受け付けております。

参照情報

中小機構が出資しているファンドは、次の中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にてご覧いただけます。
中小機構ウェブサイト

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部

『伝統的工芸品産業の支援を受けたい』 伝統的工芸品産業支援補助金

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)」に基づく各種計画の認定を受けた方は、後継者育成事業や需要開拓事業に関する支援措置を受けることができます。

対象となる方

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の認定を受けた方

■計画の概要

伝統的工芸品(※)を製造する事業者又はそのグループ、組合等は下記の計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができます。

1.振興計画、2.共同振興計画、3.活性化計画、4.連携活性化計画、5.支援計画

※伝統的工芸品とは、「伝産法」の規定に基づき、経済産業大臣が指定した工芸品のことを言います。

詳細は以下の HP にてご確認ください。



https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/densan/plan.html

支援内容

上記の計画の認定を受けた事業者は以下の事業に必要な経費の補助を受けることができます。

(補助率:3分の2、2分の1 補助上限額:2,000万円)

後継者・従事者育成事業、若年層等後継者創出育成事業、技術・技法の記録収集・保存事業、原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業、人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業

ご利用方法

1.手続き

【各種計画の認定】

- (1) 地方公共団体の長を経由して経済産業省に計画の認定申請。
- (2) 経済産業省において、内容の審査。
- (3) 経済産業大臣より事業者に対し、計画認定を通知。

【補助金の採択】

- (1) 各経済産業局長に対し補助金の申請。
- (2) 経済産業省において、申請内容の審査。
- (3) 各経済産業局長より採択の結果通知。

2.募集期間

公募期間等は各経済産業局にお問い合わせください。

※例年1月頃に募集開始。ただし、補助金の応募申請の1か月前までに伝産法の計画認定を受ける必要があります。

お問い合わせ先

経済産業省 製造産業局 生活製品課伝統的工芸品産業室 電話:03-3501-3544

各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局(巻末お問い合わせ先一覧参照)

各都道府県伝統的工芸品産業担当部局

『思い切った事業再構築に挑戦したい』 中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰またはこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす企業・団体等

- ① 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%(申請類型により異なる)以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5%(申請枠により異なる)以上増加させる中小企業等。

支援内容

■補助上限額・補助率

【成長枠】補助上限額(※1):従業員規模に応じて2,000万円～7,000万円 補助率:中小企業2分の1、中堅企業3分の1

* 成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援

【グリーン成長枠】<エントリー>補助上限額(※1):従業員規模に応じて4,000万円～8,000万円、中堅1億円 補助率:中小企業2分の1、中堅企業3分の1

<スタンダード>補助上限額(※1):中小1億円、中堅1.5億円 補助率:中小企業2分の1、中堅企業3分の1

* 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援

【産業構造転換枠】補助上限額(※1):従業員規模に応じて2,000万円～7,000万円、廃業を伴う場合2,000万円上乗せ 補助率:中小企業3分の2、中堅企業2分の1

* 国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者に対する支援

【サプライチェーン強靱化枠】補助上限額:最大5億円 補助率:中小企業2分の1、中堅企業3分の1

* 海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者に対する支援

【物価高騰対策・回復再生応援枠】補助上限額(※1):従業員規模に応じて1,000万円～3,000万円 補助率:中小企業3分の2(一部4分の3)、中堅企業2分の1(一部3分の2)

* 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援

【最低賃金枠】補助上限額(※1):従業員規模に応じて500万円～1,500万円 補助率:中小企業4分の3、中堅企業3分の2

* 最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援

(※1)補助下限額は100万円

■更なる支援措置(成長枠とグリーン成長枠のみ対象)

【規模拡大】補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の上限上乗せ

【賃上げ】①継続的な賃金引上げ及び従業員の増加に取り組む事業者の上限上乗せ②補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小企業3分の2、中堅企業2分の1に引上げ

■成果目標

補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

ご利用方法

- (1) 公募期間中に補助金申請システムによる申請書提出
- (2) 外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) J-Grants補助金にて交付申請を行い、交付決定通知後、補助事業を実施し、終了後に成果を報告
- (4) 事務局による検査後、補助金を受給
- (5) 事業終了後5年間の成果を毎年報告

参照情報

事業再構築補助金事務局 HP (<https://jigyousaikouchiku.jp/>)

お問い合わせ先

事業再構築補助金事務局コールセンター
電話:<ナビダイヤル>0570-012-088
<IP電話用> 03-4216-4080

『知的財産を評価して中小企業の経営を支援したい』 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業

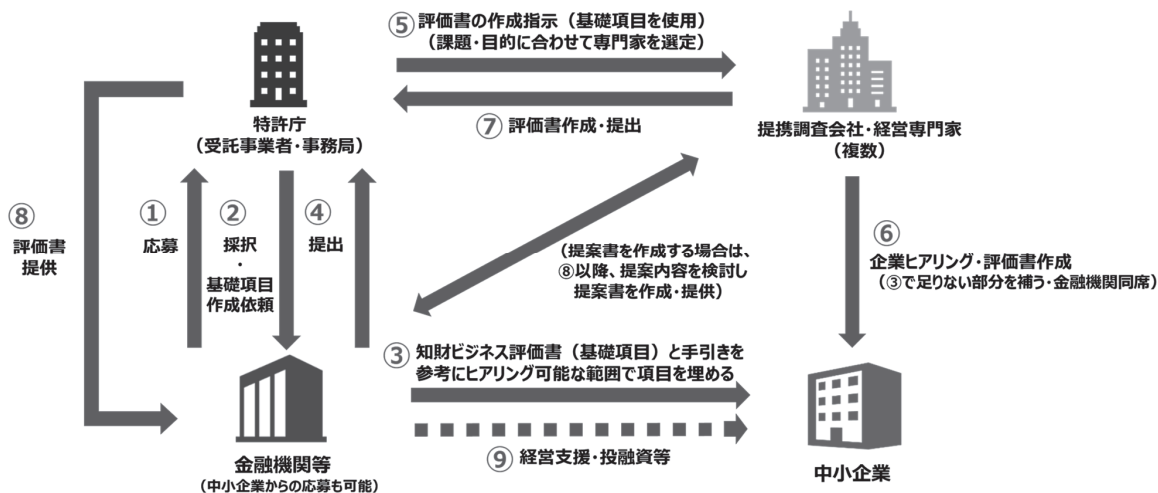
金融機関を対象に、取引先の中小企業における知的財産の活用状況の評価をまとめた「知財ビジネス評価書」を提供します。また、中小企業への経営支援に役立つ「知財ビジネス提案書」の作成を支援します。

対象となる方

中小企業等への事業性評価に基づく投融資や本業支援等を検討している地域金融機関等（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、地域金融機関系のベンチャーキャピタル）

支援内容

金融機関等からの申請を受けた提携調査会社が、金融機関等の取引先である中小企業の経営力の源泉となる知的財産と事業との関係性を評価した「知財ビジネス評価書」を作成し、提供します。また、「知財ビジネス評価書」の内容を基に、知財専門家が金融機関等と共同で、当該中小企業の経営課題への解決策等を提案した「知財ビジネス提案書」も提供します。中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」することで、知財の観点から融資の判断や事業の支援につなげていただくことを目指しています。



ご利用方法

特許庁の受託事業者が行う公募期間中に申請書を提出してください。

公募時期、応募申請手続き等の詳細については、

【知財金融ポータルサイト <URL <https://chizai-kinyu.go.jp/>>】にて順次掲載いたします。

お問い合わせ先

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話：03-3581-1101(内線 2145)

『海外で権利侵害を受けている状況を把握し、模倣品対策に取り組みたい』 模倣品対策支援事業

海外で産業財産権(※)の侵害を受けている中小企業等に対して、模倣品に関する現地侵害調査や行政摘発等の費用の一部を助成します。(※)産業財産権:特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

対象となる方

海外において自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業又は中小企業で構成されるグループ(地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所およびNPO法人が対象)。

※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外で自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対し、以下の模倣品対策に要する費用の一部を助成しています。

■補助対象経費

- ・ 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査に要する費用
- ・ 調査結果に基づく模倣品業者に対する警告文作成、行政摘発、取締りに要する費用(特許権、実用新案権、意匠権については、中国のみ)
- ・ 調査結果に基づく税関登録、税関差止請求等、模倣品が販売されているウェブサイトの削除申請に要する費用
- ・ 代理人費用

■補助率

3分の2

■上限額

400万円

ご利用方法

ジェトロが調査会社の選定から調整まで全面的に支援するサポート型支援と、採択後、調査会社との契約・対策の実施を自社で行うセルフ型支援があります。具体的な支援内容・募集時期・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご覧のうえ、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

参照情報

中小企業等海外侵害対策支援事業(サポート型模倣品対策支援事業およびセルフ型模倣品対策支援事業)

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産課
電話:03-3582-5198
特許庁普及支援課 支援企画班
電話:03-3581-1101(内線 2145)

『海外で現地企業から権利侵害の警告や訴訟を受けた際の 防衛型侵害対策に取り組みたい』 防衛型侵害対策支援事業

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告を受けたり訴訟等の係争に巻き込まれた中小企業等に対して、訴訟費用等の一部を助成します。

対象となる方

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業または中小企業で構成されるグループ(地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所およびNPO法人が対象)。

※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業等に対し、以下の経費の一部を助成しています。

■補助対象経費

弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置・和解にかかった費用等(和解金、損害賠償金は含まず)

■補助率

3分の2

■上限額

500万円

ご利用方法

(1)実施機関であるジェトロ知的財産課へ申請書等を提出してください(事前にお問い合わせください)。

(2)審査を経て採択された後、自社で対抗措置等を実施していただきます。

(3)代理人等へ対抗措置にかかった費用を支払った後、実績報告書を提出してください。

(4)補助金の交付が行われます。

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご参照のうえ、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

なお、海外において知財係争に巻き込まれた場合の保険制度に関する支援策については、下記「海外知財訴訟保険事業」もご参照ください。

参照情報

中小企業等海外侵害対策支援事業(防衛型侵害対策支援事業)
業)https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html

海外知財訴訟保険事業 https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

海外知財訴訟保険事業

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構 知的財産課(ジェトロ)

電話:(03)3582-5198

特許庁普及支援課 支援企画班

電話:(03)3581-1101(内線 2145)

『海外で自社の企業ブランドや地域ブランドを 悪意の第三者に抜け駆け出願されたので取り消したい』 冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で自社の企業ブランドや地域団体商標を現地企業に冒認出願(※)された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判請求等の、冒認商標を取り消すためにかかった費用の一部を助成します。(※)悪意の第三者による抜け駆け出願のこと

対象となる方

海外で自社の所有する商標を現地企業に冒認出願された中小企業または中小企業で構成されるグループ(地域団体商標を冒認出願された場合は組合、商工会、商工会議所およびNPO法人が対象)。※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外で自社の所有する商標を現地企業に冒認出願された中小企業に対し、以下の冒認商標無効・取消係争にかかった費用の一部を助成しています。

■補助対象経費

- ①冒認商標を取り消すための、異議申立・無効審判請求・取消審判請求にかかる費用
- ②①にかかる弁護士、弁理士等の代理人費用(和解金、損害賠償金は含まず)

■補助率

3分の2

■上限額

500万円

ご利用方法

- (1)実施機関であるジェトロ知的財産課へ申請書等を提出してください(事前にお問い合わせください)。
- (2)審査を経て採択された後、自社で取消係争等を実施してください。
- (3)代理人等へ対抗措置にかかった費用を支払った後、実績報告書を提出してください。
- (4)補助金の交付が行われます。

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご参照の上、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

参照情報

中小企業等海外侵害対策支援事業(冒認商標無効・取消係争支援事業)https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課
電話:(03)3582-5198
特許庁普及支援課 支援企画班
電話:(03)3581-1101(内線 2145)

『海外で知財訴訟に巻き込まれるリスクへの対策を強化したい』

海外知財訴訟保険事業

中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合のセーフティネットとして、海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の一部を助成します。

対象となる方

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会のいずれかに加盟している中小企業。
※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、特許庁のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外知財訴訟費用保険の掛金の2分の1(継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1)を助成し、中小企業の保険加入時の掛金負担を軽減します。

■補助対象経費

海外知財訴訟費用保険への掛金

■補助率

2分の1

(継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1)

ご利用方法

海外知財訴訟費用保険の具体的な内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する各団体にご連絡ください。また、本補助事業全般については、特許庁総務部普及支援課支援企画班までお問い合わせください。

参照情報

海外知財訴訟費用保険(海外知財訴訟保険事業)

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

お問い合わせ先

＜保険内容や保険加入について＞

(1)日本商工会議所

総務部

電話:03-3283-7832

(2)全国商工会連合会

企業支援部 リスクマネジメント課

電話:03-6206-6264

(3)全国中小企業団体中央会

特命担当(保険)

電話:03-3523-4904

＜補助事業全般について＞

特許庁総務部普及支援課支援企画班

電話:03-3581-1101(内線 2145)

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』 特許料等の軽減制度

中小企業等を対象とした「審査請求料」「特許料(1～10年分)」および「国際出願に係る手数料(送付手数料・調査手数料・予備審査手数料)」の軽減措置を講じます。また、「国際出願に係る手数料(国際出願手数料・取扱手数料)」の交付金交付措置を講じます。

※交付金交付措置 (https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html)は2023年12月31日までにした国際出願、または国際予備審査請求に限る。

対象となる方

- ・中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人)※
 - ・法人税非課税中小企業(法人)
 - ・中小ベンチャー企業・小規模企業(法人・個人事業主)
 - ・福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人)
- ※研究開発型中小企業を含む。

支援内容

対象者	措置内容	
	審査請求料、 特許料(1～10年分)	国際出願に係る手数料 (①・②)※1
中小企業※2 (会社・個人事業主・組合・NPO法人)	1/2に軽減	①：1/2に軽減 ②：1/2に相当する額を交付
法人税非課税中小企業 (法人)		軽減なし
中小ベンチャー企業・小規模企業 (法人・個人事業主)	1/3に軽減	①：1/3に軽減 ②：2/3に相当する額を交付
福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO法人)	1/4に軽減	①：1/4に軽減 ②：3/4に相当する額を交付

※1. ①:送付手数料・調査手数料・予備審査手数料、②:国際出願手数料・取扱手数料

※2. 研究開発型中小企業を含む。

ご利用方法

- 2019年4月1日以降に出願審査請求をする案件については、出願審査請求書または特許料納付書に所定の欄を設け、軽減を受ける旨と軽減申請書の提出を省略する旨を記載してください。
- 2019年4月1日以降に国際出願に係る手数料(上記①)の軽減申請をする場合は、願書等の提出と同時に、軽減申請書のイメージデータを提出してください(オンライン手続の場合)。
- 2019年4月1日以降に国際出願に係る手数料(上記②)の交付申請をする場合は、所定の期間内に紙の交付申請書を提出してください。

お問い合わせ先

特許庁
総務部 総務課 調整班
電話:(03)3581-1101(内線 2105)

『知的財産に関する悩みを相談したい、自社のアイデアや技術を活かして利益につなげたい』

知財総合支援窓口

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、各都道府県に「知財総合支援窓口」を設置しています。

対象となる方

- ・社内存在するアイデアや技術を利益につなげ、企業経営に活かしたい方
 - ・新商品や新サービスの開始前に、他者が有する権利の侵害リスクを回避したい方
 - ・商品やサービスのブランド戦略を構築したい方
 - ・社内企業の知財管理体制を整備したい方
 - ・企業経営の中で生じた知的財産に関する悩みや課題の解決を行いたい方
- など、知的財産権の取得や知的財産の活用等についての相談を希望する中小企業等

支援内容

知財総合支援窓口の相談対応者が、アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、知的財産の側面から効率的・網羅的に支援します。また、専門性の高い相談内容や課題等に対しても、知的財産に関する専門家である弁理士・弁護士や、様々な分野の専門家（ブランド専門家・中小企業診断士等）と協働して支援します。

ご利用方法

全国共通ナビダイヤル(0570-082100)にご連絡ください。47 都道府県 に設置されたお近くの窓口におつなぎします。

※平日 9:00～17:00（窓口により異なる場合があります。）

窓口の詳細については、知財ポータル<<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>> もご参照ください。

<詳細参照先>

知財ポータル<<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>>

<制度集>

2023 年度版中小企業施策利用ガイドブック

参照情報

知財ポータル

お問い合わせ先

・独立行政法人工業所有権情報・研修館
 地域支援部管理担当
 電話:03-3581-1101(内線 2412)
 ・特許庁
 普及支援課地域調整班
 電話:03-3581-1101(内線 2107)

『知的財産権について知りたい・相談したい』

産業財産権制度に関する説明会、講師派遣、研修、相談

知的財産権制度、特許の戦略的取得、権利活用の手法等について学ぶことができます。また、産業財産権に関する無料相談を受けることができます。

対象となる方

産業財産権（特許、意匠、商標等）について知りたい、相談したい中小企業者・支援者

支援内容

(1) 知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）（閲覧無料、ユーザー登録不要）

知的財産権制度に関する解説動画を、無料でご覧いただけます。

「初心者向け」では基礎知識を、「実務者向け」では専門性の高い内容を分野別にご説明します。

(URL: https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai.html)

各講義動画は、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の「IP ePlat」にアクセスしてご覧いただけます。

(URL: <https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>)

(2) 特許庁職員による知的財産権制度セミナー（要事前申込、無料実施）

特許庁の職員である産業財産権専門官が、中小企業や金融機関等の中小企業支援者を対象にセミナーを無料で実施し、各種支援策の普及・啓発を行っています（オンライン対応も可能です）。

(URL: <https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chitekizaisan/index.html>)

(3) 中小・ベンチャー企業向け知的財産研修

INPITでは、中小・ベンチャー企業に関連する人材に対し、知的財産に関する意識の向上や知的財産に関する知見の提供を目的とした研修を実施しています。

(URL: <http://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/venture/index.html>)

(4) 産業財産権の申請手続に関する一般的な相談

INPITでは、産業財産権の申請手続に関する一般的な相談に応じています。相談は、特許庁1階の産業財産権相談窓口において対面、電子メール、電話等で受け付けているほか、全国47都道府県に設置している知財総合支援窓口では、弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関と連携しながら知財に関する高度な経営課題にも対応しています。

(知的財産相談・支援ポータルサイト URL: <https://faq.inpit.go.jp/>)

(知財総合支援窓口 知財ポータルサイト URL: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>)

お問い合わせ先

(1)の「初心者向け」及び(2) 特許庁 普及支援課 産業財産権専門官

電話: 03-3581-1101(内線 2340) E-mail: PA0661@jpo.go.jp

(1)の「初心者向け」(独)工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 調整担当

電話: 03-3581-1101(内線 2120)

(1)の「実務者向け」特許庁 普及支援課 地域調整班 電話: 03-3581-1101(内線 2107)

(3)(独)工業所有権情報・研修館 知財人材部 知的財産権関連人材担当

電話: 03-3581-1101(内線 3907)

(4)(独)工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 相談担当

電話: 03-3581-1101(内線 2121~2123)

(4)全国共通ナビダイヤル 0570-082100(自動的に全国47都道府県に設置されたお近くの知財総合支援窓口につながります)

『特許情報を活用して研究開発を効率的に行いたい』 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

J-PlatPat を利用すれば、研究開発動向や技術動向の把握に役立つ、特許・実用新案・意匠・商標に関する情報を無料で検索できます。

対象となる方

特許情報(※)を活用して特許等の出願や研究開発を効率的に行いたい中小企業者

※特許情報とは、特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報。公報情報や経過情報が含まれる。

支援内容

特許・実用新案・意匠・商標に関する公報情報や、出願の審査状況が確認できる経過情報等、1億件をこえる特許情報を文献番号や各種分類、キーワード等により検索することができます。特許・実用新案を検索する際に、J-GLOBALと連携して論文等を検索することも可能です。

【J-PlatPat の活用シーン】

- ・特許出願や研究開発のための先行技術調査
- ・ライバル企業や営業先の知財情報の収集
- ・商標権等の侵害予防調査
- ・自社の知財の棚卸

ご利用方法

以下のウェブサイトよりご利用いただけます。

○特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)(<http://www.j-platpat.inpit.go.jp/>)

(サービス提供時間:原則、土・日も含め、24時間稼働)



参照情報

特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

お問い合わせ先

J-PlatPat ヘルプデスク

電話:(03)3588-2751 (平日 9:00~21:00)

E-mail:helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

『研究開発や知財戦略に特許情報を活用したい』 開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、GXTI、 特許戦略ポータルサイト

開放特許情報のデータベースの提供、技術テーマごとの特許出願動向の調査結果の提供、統計データや産業財産権の活用支援制度等の包括的ポータルサイトの提供を通じて企業の研究開発や知財戦略の立案等を支援します。

対象となる方

特許情報を活用して研究開発や知財戦略の立案等を効果的に行いたい中小企業者

支援内容

(1) 開放特許情報データベース

企業、大学、公的研究機関等の開放特許（実施許諾の意思がある特許）を一括して検索できるデータベースです（登録・検索無料）。約 2.3 万件（令和 4 年 12 月現在）の開放特許情報が登録されており、知財ビジネスマッチングに活用いただけます。なお、新規に登録された開放特許については、開放特許情報データベースウェブサイトにて随時紹介しています。

(2) 特許出願技術動向調査

新市場の創出が期待される分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、「特許出願動向」「市場動向」等を踏まえて、研究開発戦略に資する調査結果を公表しています。

(3) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）

GXTI は、グリーン・トランスフォーメーション（GX）に関する技術を俯瞰するために、2022 年 6 月に特許庁が作成した技術区分表であり、各技術区分に含まれる特許文献を検索するための特許検索式も併せて公開しています。自社の GX への取組の特許情報の面から PR する場合などに活用いただけます。特許庁が実施した GXTI に基づく特許出願動向の調査結果は、令和 5 年 5 月頃に公表予定です。

(4) 特許戦略ポータルサイト

過去 10 年分の特許出願や審査状況、個別出願の技術分類等の統計データや、産業財産権の活用支援のための制度等を包括的に情報提供しています。また、企業が知財戦略や知財管理の自己分析を行うための「自己分析用データ」を希望する企業に対し、個別に提供しています。

ご利用方法

(1) 開放特許情報データベース（URL: <https://plidb.inpit.go.jp/>）

開放特許情報データベースの検索・閲覧には、利用登録は不要です（利用無料）。開放特許の登録には、初回のみ登録者情報の登録が必要です（登録無料）。ただし、開放特許情報データベースに登録されている開放特許を利用するには、該当する特許を所有している登録者と契約をする必要があります（登録者と契約せず無断で利用することはできません）。ウェブサイト上での操作方法や登録方法等でご不明点があればサポートセンター：050-3803-1777 までご連絡ください。



(2) 特許出願技術動向調査 (URL: <https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>)

特許出願技術動向調査の調査結果の概要については、特許庁ウェブサイトにおいて閲覧可能です。詳細な結果を掲載した報告書については、国立国会図書館、特許庁図書館及び知財総合支援窓口で閲覧可能です。



(3) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI)
(URL: <https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>)

特許庁ウェブサイトにおいて閲覧可能です。



(4) 特許戦略ポータルサイト (URL: <https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html>)

特許庁ウェブサイトにおいて閲覧可能です。
なお、「自己分析用データ」のダウンロードを希望される企業におかれては、特許庁に対し、利用登録が必要です(利用無料)。



お問い合わせ先

(1) 独立行政法人工業所有権情報・研修館知財戦略部

電話: 03-3581-1101 (内線 3822)

(2)(3) 特許庁 企画調査課 知財動向班、(4) 特許庁 企画調査課 特許戦略企画班

電話: 03-3581-1101 (内線 2152)

『産業財産権の出願手続等について支援をうけたい』 電子出願支援

特許庁への電子出願を行うための「インターネット出願ソフト」の無償ダウンロードや電子出願の事前準備・操作方法、出願等の手続の説明や支援策の紹介をしています。

対象となる方

産業財産権(※)を取得しようとする中小企業者
※特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

支援内容

(1)「インターネット出願ソフト」の無償ダウンロードおよび相談

特許庁への電子出願を行うための「インターネット出願ソフト」の無償ダウンロードおよび電子出願の事前準備や操作方法等の相談を承ります。

(2)出願等手続のサポート

各都道府県の知財総合支援窓口では、特許出願等の手続や各種支援策に関する相談を受け付けております。また、知財総合支援窓口においては電子出願できるパソコンを無償で利用でき、出願や操作方法の説明を受けながら電子出願することが可能です。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

参照情報

電子出願ソフトサポートサイト

お問い合わせ先

(1)電子出願ソフトサポートセンター

電話:(東京)03-5744-8534、(大阪)06-6946-5070

(2)知財総合支援窓口

URL:<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

『産業財産権の審査・審判について支援をうけたい』 早期審査・審理／面接／巡回審判

通常の出願に比べ早期に審査または審理を受けられます。審査官や審判官に直接会って出願内容を説明することができます。

対象となる方

産業財産権(※)を取得しようとする中小企業者
※特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

支援内容

(1) 早期審査・審理

特許の出願人、審判請求人が中小企業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出していただくことにより、通常の特許出願に比べ早期に審査または審理を受けることができます(早期審査・審理制度は無料)。

例えば、特許出願の審査の場合、通常、審査請求から審査が行われるまで約10か月かかるところ、早期審査制度を利用すると、早期審査の申請から審査までの期間が約2か月になります。

また、意匠、商標にも早期審査・審理制度があります。早期審査・審理の要件および手続は、特許、意匠、商標でそれぞれ異なりますので、詳細については、特許庁ウェブサイトをご参照ください。

・早期審査・審理【特許】



(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>)

・特許審査に関する新たなベンチャー企業支援策



(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html>)

・早期審査・審理【意匠】



(<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/index.html>)

・早期審査・審理【商標】



(<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>)

(2) 面接／巡回審判

出願人・審判請求人や代理人が、審査官または審判官と直接面接して円滑な意思疎通を図り、審査・審判の手続きをより効率的に行うことで、的確な権利取得を支援します。

特許庁内にて実施する面接のほか、全国各地に審査官または審判官が出張して面接を行う出張面接(特許、実用、意匠、審判)、各地で口頭審理を行う巡回審判、オンライン面接(特許、実用、意匠、商標、審判)を利

用できます。特に、面接の場として INPIT 近畿統括本部 (INPIT-KANSAI) を活用し、近畿地域を中心として、地方の知財支援を展開します。

・面接審査【特許】



(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/index.html>)

・面接審査【意匠】



(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html)

・面接審査【商標】



(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/mensetu_syohyo.html)

・面接審理【審判】



(https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/mensetu_guide_sinpan.html)

・出張面接、巡回審判、オンライン面接【審判】



(https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/index.html)

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

特許庁
 電話: 03-3581-1101
 特許・実用について
 調整課審査業務管理班(早期審査)
 (内線) 3106
 調整課面接審査管理専門官(面接)
 (内線) 3114
 意匠について
 意匠課企画調査班
 (内線) 2907
 商標について
 商標課企画調査班(早期審査)
 (内線) 2805
 商標課商標審査基準室(面接)
 (内線) 2807
 審判について
 審判課審判企画室
 (内線) 5851

『海外での知的財産リスク対策や知的財産の保護・活用について知りたい』

海外知財情報提供と専門人材による支援

海外知的財産プロデューサーに海外での事業展開に応じた知的財産戦略等の相談をすることができます。また、新興国等における海外知財情報を入手することができます。

対象となる方

海外での知的財産リスクへの対策方法を知りたい中小企業
海外での知的財産の保護・活用方法を知りたい中小企業 等

支援内容

(1) 海外知的財産プロデューサー (URL: <https://faq.inpit.go.jp/gipdd/service/>)

企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有する知的財産のスペシャリストが、海外での事業展開を検討している企業等に対して、知財リスクや知財の保護・活用について、ビジネスの観点からアドバイスを行います。具体的には、海外進出時における技術・情報流出をはじめとした様々な知的財産リスクへの対策、ライセンスや秘密保持等の知的財産に関する契約におけるビジネス面からみた留意点、海外での事業内容や進出国の状況、制度に応じた権利取得及び管理・活用等に関して、アドバイス・支援を無料で行います。また、海外知的財産プロデューサーをセミナーや研修に講師として派遣し、様々な知的財産リスクや、ライセンス・秘密保持等の知的財産に関する国際契約の留意事項等について無料で講演を行います。

(2) 新興国等知財情報データバンク (URL: <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>)

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的として開設された情報発信ウェブサイトです。各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成しています。東アジア、アセアンを中心とした新興国等について、知的財産制度だけでなく、誤訳によるトラブル事例や訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報等も収集し、掲載しています。

ご利用方法

(1) 海外知的財産プロデューサー

相談や講師派遣を希望される場合は、ウェブフォーム、またはメールでご連絡ください。
ウェブフォーム(https://www.inpit.go.jp/form/gipdd_inquiries.html) E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp

(2) 新興国等知財情報データバンク

ウェブサイトをご覧ください。

参照情報

海外知的財産プロデューサー
新興国等知財情報データバンク

お問い合わせ先

(1) (独)工業所有権情報・研修館 海外展開知財支援窓口
E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp

(2) (独)工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 海外展開支援担当
E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp

『外国出願の際の費用について助成を受けたい』 中小企業等外国出願支援事業

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、産業財産権(※1)の国内出願と同内容の外国出願に要する費用の半額を助成します。(※1)産業財産権:特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

対象となる方

- (1)外国への事業展開等にあたり、産業財産権の外国出願を予定している中小企業または中小企業で構成される組合等のグループ。(2)既に国内で地域団体商標を出願しており、外国での出願も予定している組合、商工会、商工会議所、NPO 法人。
上記(1)(2)いずれかに該当し、かつ一定の要件(※2)を満たす方。
(※2)支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、以下の経費の助成を行っています。

■補助対象経費

外国特許庁への出願料、外国出願に要する国内・現地代理人費用、翻訳費用

■補助率

2分の1

■上限額

- ・ 1企業あたりの上限額:300万円
 - ・ 案件毎の上限額
特許出願:150万円
実用新案・意匠・商標出願:それぞれ60万円
冒認対策商標出願(※3):30万円
- (※3)冒認対策商標:悪意の第三者による先取り出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願

ご利用方法

- 公募期間、応募申請手続等については、以下の実施機関の担当にお問い合わせください。
- 全国実施機関:独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
 - 地域実施機関:特許庁のウェブサイトに掲載されている都道府県中小企業支援センター等

参照情報

外国出願費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)
令和4年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)
中小企業等外国出願中間手続支援事業

お問い合わせ先

特許庁普及支援課 支援企画班
電話:03)3581-1101(内線 2145)
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
知的財産課 外国出願デスク
電話:(03)3582-5642

『外国出願の際の中間手続きにかかる費用について助成を受けたい』 中小企業等外国出願中間手続き支援事業

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国出願における中間手続きに要する費用の半額を助成します

対象となる方

外国への事業展開等にあたり、外国出願の権利化を目指している中小企業または中小企業で構成される組合等のグループ、かつ一定の要件(※)を満たす方。
(※)支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。
特許庁の「外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)」を利用し出願した「特許」の案件であること。

支援内容

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、以下の経費の助成を行っています。

■補助対象経費

外国特許庁への審査請求に要する費用、中間応答に要する費用、国内・現地代理人費用、翻訳費用

■補助率

2分の1

■上限額

(審査請求支援)1企業あたりの上限額:60万円
案件毎の上限額:20万円
(中間応答支援)1企業あたりの上限額:30万円

ご利用方法

具体的な募集期間・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご参照の上、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

参照情報

審査請求:
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_prosecution_1.html

中間応答:
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_prosecution_2.html

中小企業等外国出願支援事業

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課
電話:(03)3582-5642
特許庁普及支援課 支援企画班
電話:(03)3581-1101(内線 2145)

『地域ブランドを保護・活用したい』

地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度)

地域ブランドを地域団体商標として出願するにあたって、制度や活用事例の説明・専門家からの助言が受けられます。また、地域ブランドを外国に商標出願する際の費用の一部を助成します。

対象となる方

地域団体商標の出願を検討している者、地域団体商標を保有する者等

支援内容

(1) 特許庁職員による制度説明

地域団体商標出願を検討されている団体・関係者の方へ、特許庁職員がお伺いし、制度や活用事例等について説明させていただきます。派遣にかかる旅費、謝金などは一切不要です。詳細は、特許庁ウェブサイト「制度説明・セミナー講師派遣のご案内」をご参照ください。



(2) 知財総合支援窓口の専門家による助言

47 都道府県に設置されている知財総合支援窓口において、地域ブランドを地域団体商標として出願する際の申請手続、地域団体商標取得後の活用方法等について、窓口担当者や弁理士等の専門家から説明や助言を受けることができます。

(3) 地域団体商標ガイドブック

登録されている地域団体商標の情報等を掲載した「地域団体商標ガイドブック～カタログ編～2022」や、地域団体商標の活用事例を掲載した「地域ブランド 10 の成功物語」を発行しております。詳細は特許庁ウェブサイト「地域団体商標ガイドブック」をご参照ください。また、地域団体商標を登録した団体等は、特許庁に登録された「地域の名物」であることを示す証として地域団体商標マーク(右図参照)をご使用いただけます。詳細は特許庁ウェブサイト「地域団体商標マーク」をご参照ください。



(4) 地域ブランドの海外での商標出願に対する支援

地域団体商標を日本国内で出願済みまたは保有する組合、商工会、商工会議所および NPO 法人は、地域団体商標を海外の特許庁に商標出願する際に補助を受けることができます。また、模倣品対策支援や海外で現地企業から訴訟を提起された場合の防衛型侵害対策支援、冒認商標無効・取消係争支援も受けることができます。

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

- (1) (3) 特許庁 商標課 地域ブランド推進室 電話:03-3581-1101(内線 2828)
- (2) 知財総合支援窓口 URL: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>
- (4) 特許庁 普及支援課 支援企画班 電話:03-3581-1101(内線 2145)



『アイデアやノウハウの保護、営業秘密について相談をしたい』 営業秘密・知財戦略相談窓口

製品のアイデア、製造ノウハウなどについて、特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきか、適切な保護の方法についてアドバイスをを行います。また、営業秘密の管理方法や営業秘密流出の防止策・対応策についてもご相談に応じます。

対象となる方

- ・自社の製品のアイデア、製造ノウハウなどの保護について相談したい企業
- ・営業秘密の管理方法について相談したい企業
- ・営業秘密の流出防止、流出への対応について相談したい企業

支援内容

製品のアイデアや製造ノウハウなどを特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきかといった適切な保護の方法について、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)に設置された「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知的財産戦略アドバイザー(企業OB)を含めた専門家が窓口・出張・Web会議により無料でアドバイスし、ワンストップで支援します。営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策についても、ご相談内容に応じて、警察庁や(独)情報処理推進機構(IPA)と連携して対応します。なお、営業秘密を含む知財全般の相談については、全国の「知財総合支援窓口」でもご相談を受け付けております。



ご利用方法

下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

「営業秘密・知財戦略相談窓口」

対面相談のほか、メール、WEBフォームでのご相談を受け付けております。

E-mail: trade-secret@inpit.go.jp



URL: <https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/>

「知財総合支援窓口」

電話 0570-082100(※平日 8:30~17:15(窓口により異なる場合があります))

全国 47 都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。



URL: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

『知財戦略構築に関する課題を解決したい』

創業期スタートアップに対する知財戦略構築等支援事業「IPAS」

創業期スタートアップのビジネスに対応した適切なシーズ・出口戦略の診断、知財戦略の構築、知財保護等のハンズオン支援を行います。

対象となる方

知財をベースとした事業拡大に意欲のある、創業期のスタートアップ

支援内容

知財アクセラレーションプログラム(IPAS)では、支援先スタートアップの課題・支援ニーズに対応した知識やスキルを持つ知財専門家とビジネス専門家からなるチーム(知財メンタリングチーム)を組成し、例えば以下のような支援をすることで、スタートアップのビジネスに対応した適切な知財戦略構築を支援します。

- (1) シーズ・出口戦略等の診断
- (2) 知財調査を含む知財戦略構築サポート
- (3) 即時に権利化すべきシーズの出願戦略の立案

ご利用方法

事業実施機関(事務局)を通じて、支援先スタートアップの公募を行います。
お申し込み・詳細については、以下ウェブサイトからご案内いたします。



URL: <https://ipbase.go.jp/support/startupxip/>

お問い合わせ先

特許庁

総務部企画調査課スタートアップ支援班

電話: 03-3581-1101(内線 2152)

『経営課題の解決に特許情報を活用したい』 IP ランドスケープ支援事業

本事業では、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、企業の抱える経営や事業の課題に対して、強みを活かした解決策のご提案をいたします。

対象となる方

知財情報を経営や事業戦略に活用したい中堅・中小企業等

支援内容

本事業では、例えば「経営計画の策定」や「販路拡大」「競争力の強化」「事業の転換」などの課題に対して、一般的に企業が「経営」や「事業」の課題を考える際に考慮する市場や事業の情報に加え、企業の強みである「知財」の情報を組合せ、企業様が抱える課題に向けた提案を行います。

ご利用方法

事業実施機関(事務局)を通じて、公募・申請を受け付けます。
お申し込み・詳細については、以下ウェブサイトをご確認ください。
URL:<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/index.html>

お問い合わせ先

(独)工業所有権情報・研修館知財戦略部
E-mail:trade-secret@inpit.go.jp

『知財に関する情報の収集やネットワークの構築をしたい』 スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」

スタートアップ向けの支援施策や知財イベント情報はもちろん、スタートアップ及びスタートアップ支援関係者と知財専門家のネットワーク構築の場としてのコミュニティ情報を発信していきます。

対象となる方

- ・知財に関して課題意識を持ち、情報収集をしたいスタートアップ
- ・ベンチャーキャピタル、アクセラレータ、インキュベータ等のスタートアップ支援関係者や、知財専門家、そのほか広くスタートアップの知財に関心がある方

支援内容

IP BASE は、“スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト）」をコンセプトにした知財コミュニティポータルサイトです。スタートアップのための知財戦略に関する基礎知識や支援施策、イベントなどの最新情報を集約しています。スタートアップ以外の方でも、知財に関して知識を身につけることができます。例えば、スタートアップ向けの事例集・手引きや知財アクセラレーションプログラム（IPAS）、スーパー早期審査といった支援施策の他、スタートアップ CEO のインタビュー記事など充実したコンテンツを発信しています。また、知財に関するセミナーについても年間多数開催され、イベントのお知らせも掲載しています。さらに、IP BASE YouTube チャンネルを通じて、知財の基礎知識に関する動画やセミナーのアーカイブ動画などの配信を行っています。その他、IP BASE では、登録いただいたメンバー限定のサービスも提供しています。



ご利用方法

ウェブサイトへアクセスいただき、ご利用ください。



URL : <https://ipbase.go.jp/>

お問い合わせ先
 特許庁
 総務部企画調査課スタートアップ支援班
 電話：03-3581-1101（内線 2152）

『収益力改善・事業再生・再チャレンジを相談したい』 中小企業活性化協議会

都道府県ごとに設置された中小企業活性化協議会及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された中小企業活性化全国本部においては、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画の策定、金融機関等との調整などの支援を行っております。

対象となる方

増大する債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより収益力改善・事業再生・再チャレンジが可能な中小企業者

支援内容

事業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の収益力改善、事業再生及び再チャレンジの幅広い相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、財務や事業の見直しが必要な企業については、常駐専門家（必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成）が計画策定を支援します。計画策定支援にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

◇支援事業の流れ

企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関OB等）が、中小企業者の方の直面している問題についての相談を受けます。

窓口での相談受付、アドバイス

相談企業の課題を抽出し、常駐専門家による解決に向けた適切なアドバイスを行います。

関係機関の紹介

関係機関での対応が適当な場合は、適切な機関をご案内します。

関係支援機関

- ・商工会議所、商工会
- ・中小企業支援センター
- ・政府系金融機関
- ・信用保証協会 等

《再生計画を作成する必要がある場合》

再生計画策定支援

常駐専門家は（必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士等で構成される個別支援チームが関与する）再生計画策定を支援します。また、公正中立な立場で、複数の金融機関をはじめとする関係者間の調整を行います。

※相談の際にお話いただく内容は、会社の概要、最近の財務・経営状況、取引金融機関との取引状況、現状に至った経緯、企業再生に向けての希望等ですので、必要な資料をお持ちください。

ご利用方法

事業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業活性化協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、計画策定の支援にあたっては、調査や外部専門家の費用について実費の一部負担をお願いしています。

お問い合わせ先

各都道府県の中小企業活性化協議会等

URL : https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/16

※上記のサイトから、本店所在地の都道府県の中小企業活性化協議会を確認し、お問い合わせや利用申請等を行ってください。

中小企業庁金融課 電話 : (03)3501-2876

『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

対象となる方

財務上の問題を抱えており経営改善の取組が必要ではあるが、自らでは経営改善計画を策定することが難しい中小企業・小規模事業者。

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関の支援により、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）を伴う経営改善計画を策定する場合、その策定等にかかった費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の3分の2まで（※）支援します。

※支援の内容に応じて、費用の補助額に上限があります。

○認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。

○主な認定経営革新等支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

○経営改善計画の策定にあたっては、「収益力改善支援に関する実務指針」に沿った支援を行います。

（実務指針の詳細は中小企業庁のウェブサイトで公開しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/05.html>

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、中小企業庁のウェブサイトにて公開しています。

参照情報

認定経営革新等支援機関

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援補助金

お問い合わせ先

各都道府県の中小企業活性化協議会等

URL：https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/16

上記のサイトから、本店所在地の都道府県の中小企業活性化協議会を確認し、お問い合わせや利用申請等を行ってください。

中小企業庁金融課 電話：03-3501-2876

『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する資金繰り管理、採算管理等の基本的な経営改善の取組を支援します。

対象となる方

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、資金繰り管理や採算管理など、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者。

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関の支援により、資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった内容の経営改善計画を策定する際、その策定等にかかった費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の3分の2まで（※）支援します。

※支援の内容に応じて、費用の補助額に上限があります。

○認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。

○主な認定経営革新等支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

○経営改善計画の策定にあたっては、「収益力改善支援に関する実務指針」に沿った支援を行います。

（実務指針の詳細は中小企業庁のウェブサイトで公開しています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/05.html>

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、中小企業庁のウェブサイトにて公開しています。

参照情報

認定経営革新等支援機関

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

お問い合わせ先

各都道府県の中小企業活性化協議会等

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/16

上記のサイトから、本店所在地の都道府県の中小企業活性化協議会を確認し、お問い合わせや利用申請等を行ってください。

中小企業庁金融課 電話:03-3501-2876

『二重ローンや事業の復旧・再生について相談したい』 産業復興相談センター・産業復興機構

東日本大震災に伴う二重ローン問題等への対応として、「産業復興相談センター」および「産業復興機構」を被災県に設立。事業者から相談を受け付け、事業計画の策定や返済条件の緩和まで一体的に支援する体制を構築しています。

対象となる方

中小事業者等

(個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人および社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者(ただし、大企業は除く。))

対象地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

支援内容

各県に被災事業者の総合相談窓口として設置された「産業復興相談センター」では、事業者との面談等を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、これらの解決に向けて、専門家がきめ細やかなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います。

「産業復興相談センター」の主な支援内容

- ① 新規資金調達支援
- ② 事業計画の策定支援
- ③ 既存借入金の返済条件緩和等の金融機関調整
- ④ 外部専門家や関係支援機関のご紹介
- ⑤ 信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内

ご利用方法

まずは、各県に設置されている「産業復興相談センター」にご相談ください。

お問い合わせ先

岩手県産業復興相談センター
電話:019-681-0812
FAX:019-681-0827
宮城県産業復興相談センター
電話:022-722-3858
FAX:022-227-0187
福島県産業復興相談センター
電話:024-573-2561
FAX:024-573-2566
青森県産業復興相談センター
電話:017-752-9225
FAX:017-773-5236
茨城県産業復興相談センター
電話:029-302-5880
FAX:029-224-6055
千葉県産業復興相談センター
電話:043-215-8790
FAX:043-215-8791

『ファンドから投資を受け事業再生に取り組みたい』 中小企業再生ファンド

事業再生に取り組む中小企業は、ファンドによる投資や経営支援を受けることができます。

対象となる方

増大する債務等により経営状況が悪化しているが、本業には相応の収益性があり、財務リストラや事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業であって、再生計画を策定し、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の投資会社が運営するファンドに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の2分の1以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、事業再生に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図っています。

※令和2年度補正予算以降、中小機構からの出資上限割合を5分の4以内まで引上げ、ファンドの組成を促し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の再生支援に万全を期します。

これらのファンドは、地域の中小企業活性化協議会と連携して、再生が見込まれる中小企業の株式、債権を中長期的に保有し、継続的に財務面、経営面の支援を行い、再生計画の実現をサポートします。

ファンドは、投資地域が決まっている地域型ファンドと全国を対象とする全国型ファンドがあります。

ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にて中小企業再生ファンドを選択し、ファンドを運営する投資会社へ直接ご相談いただくか、お近くの中小企業活性化協議会までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となります。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部

電話:(03)5470-1672

各地域の中小企業再生ファンドは、次の中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にてご覧いただけます。

URL:https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi

各都道府県の中小企業活性化協議会

URL:https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/16

『会社の再建のための資金を借りたい』 企業再生貸付

民事再生などの法的再生や自主再建を図るために必要な資金の融資を受けることができます。

事業再生・企業再建支援資金【日本公庫(中小企業事業)】

対象となる方

- (1)民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方であって、認可決定前の方のうち、一定の要件を満たす方
- (2)中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます)等の関与の下、私的整理手続を行う方であって、再建計画の策定前の方で、一定の要件を満たす方
- (3)民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた方及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、一定の要件を満たす方
- (4)経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、一定の要件を満たす方
- (5)金融機関からの事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方
- (6)次のいずれかに該当する方
 - ①中小企業等経営強化法第31条第2項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。
 - ②過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。

支援内容

■貸付限度

7億2,000万円

■貸付利率

- (1)～(3)基準利率
 - (4)基準利率、基準利率▲0.9%(再生支援機関の関与の下で事業の再生を行う場合)
 - (5)基準利率
 - (6)基準利率▲0.65%
 - ※ 上限利率 2.5%
 - ※ 特別利率の適用を受けられる限度額は2億7,000万円
 - ※ 基準利率: 中小企業事業 1.20%(令和5年1月4日時点。貸付期間5年の場合。)
- 上記利率は、標準的な貸付利率であり、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間

- (1)1年、(2)(3)設備資金10年以内、長期運転資金5年以内、
- (4)～(6)設備資金20年以内、長期運転資金15年以内(一定の要件を満たす場合は20年以内)

■据置期間

- (1)1年以内、(2)～(6)2年以内

企業再建資金【日本公庫(国民生活事業)】

対象となる方

- (1)経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、一定の要件を満たす方
- (2)金融機関からの事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方
- (3)次のいずれかに該当する方
 - ①中小企業等経営強化法第31条第2項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。
 - ②過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。

支援内容

■貸付限度

別枠 7,200 万円(うち運転資金 4,800 万円)

■貸付利率

- (1)基準利率、基準利率▲0.4%(一定の要件を満たす小規模事業者に対し民間金融機関と日本公庫(国民生活事業)が協調融資を行う場合)、基準利率▲0.9%(再生支援機関の関与の下で事業の再生を行う場合)
- (2)(3)基準利率
- (4)基準利率▲0.65%
 - ※ 基準利率(令和5年1月4日時点。貸付期間5年の場合。)
 - 国民生活事業 1.95%
 - 上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間

設備資金 20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

運転資金 15 年以内(一定の要件を満たす場合は 20 年以内、うち据置期間 2 年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。必要書類についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

- 株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
- ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
 - ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
- 沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『事業再生に必要となる資金を調達したい』 事業再生保証制度(DIP 保証制度)

法的手続や公的機関を利用した私的整理手続による再建計画の途上にある中小企業者の皆様に対して信用保証協会が保証を行うことにより、事業再生の円滑な進捗を図ります。

対象となる方

次の(1)、(2)および(3)のいずれにも該当する中小企業者の方

(1)次の①または②のいずれかに該当する方

①再生事件または更生事件が係属している方

②民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く)

(2)再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過していない方

(3)次の①および②のいずれにも該当する方

①金融機関および取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること

②償還が見込まれること

支援内容

民事再生法等の法的手続によって再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融資を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。民事再生法等の申立から開始決定までに申し込まれた融資についても対応することが可能です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額:2 億円

保証割合:100%

■保証料率

年率 2.2%

■担保・保証人条件

- ・原則として法人代表者以外の保証人は不要。
- ・担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間:10 年以内

ご利用方法

- ・金融機関を通じて申し込むこととなります。
- ・民事再生法等の手続開始申立書などの添付書類が必要となります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『事業再生に必要となる資金を調達したい』 事業再生円滑化関連保証制度(プレDIP保証制度)

法的手続や公的機関を利用した私的整理手続による再建計画の途上にある中小企業者の皆様に対して信用保証協会が保証を行うことにより、事業再生の円滑な進捗を図ります。

対象となる方

金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する方

- (1) 特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)によって事業再生を図ろうとする方
- (2) 中小企業基盤整備機構や認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方

支援内容

民事再生法等の法的手続によらずに再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融通を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。

■保証限度額

2億8,000万円 * 普通保険にかかる保証 2億円 * 無担保保険にかかる保証 8,000万円 * 特別小口保険にかかる保証 2,000万円以内 * 中小企業者が組合等の場合 4億8,000万円以内

■保証割合

80%(部分保証)

※特別小口保険の対象となる中小企業者は100%(全額保証)とします。

■保証料率

年率 1.76%

■担保・保証人条件

- ・ 原則として法人代表者以外の保証人は不要。
- ・ 担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間 3年以内

ご利用方法

■保証申込み

- ・ 金融機関を通じて申し込むことになります。
- ・ 特定認証紛争解決事業者が手続を実施していることが確認できる書面または中小企業基盤整備機構や認定支援機関が事業再生計画の作成について指導または助言を開始したことを証する書面等の添付書類が必要になります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記のQRコードよりご確認頂けます。



『多様な人材を確保・活用したい』 地域中小企業人材確保支援等事業

中小企業が抱える経営課題を解決できる人材の確保・定着等を図るための支援を行います。

対象となる方

自社が抱える経営課題の解決に資する多様な人材(女性・シニア・兼業副業等)を確保したい中小企業・小規模事業者の方

支援内容

地域の中小企業・小規模事業者が、自社の抱える経営課題に応じて、地域内外の多様な人材を、兼業・副業を含む多様な形態で、確保・活用・定着を図るために支援します。
具体的には、全国各地で、中小企業の採用力強化支援セミナーや、魅力発信支援、合同企業説明会等のマッチングイベント、定着のための職場づくり支援などを行います。

実施イベント例

- ・ 業務の細分化や人材像の明確化、魅力発信等に関するセミナー
 - ・ 合同企業説明会や対話形式等のマッチングイベント
 - ・ 職場環境改善や従業員の勤労意欲向上等に関する定着研修
- ※地域で行われる人材マッチング・セミナー情報はこちら(<https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/6849/>)



ご利用方法

支援を希望する中小企業・小規模事業者の方は、各経済産業局 産業人材政策課(室)等までご相談ください。

お問い合わせ先

中小企業庁、または各経済産業局 産業人材政策課(室)等へお問い合わせください。

中小企業庁 経営支援課

電話:03-3501-1763

北海道経済産業局 地域経済部産業人材政策室

電話:011-700-2327(直通)

東北経済産業局 地域経済部地域経済課産業人材政策室

電話:022-221-4881(直通)

関東経済産業局 地域経済部社会・人材政策課

電話:048-600-0358(直通)

中部経済産業局 地域経済部地域人材政策室

電話:052-951-2731(直通)

近畿経済産業局 地域経済部地域経済課 イノベーション推進室

電話:06-6966-6013(直通)

中国経済産業局 地域経済部産業人材政策課

電話:082-224-5683(直通)

四国経済産業局 地域経済部産業人材政策室

電話:087-811-8513(直通)

九州経済産業局 地域経済部産業人材政策室

電話:092-482-5504(直通)

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課

電話:098-866-1730(直通)

『人材育成や経営能力の向上を図りたい』 中小企業大学の研修

経営戦略、マーケティング戦略、生産管理等に関する研修を受講することで、経営能力の向上を図り、自社の抱える経営課題の解決や新たな事業活動に挑戦してみませんか。

対象となる方

中小企業の経営者、経営幹部、後継者または管理者等

支援内容

中小企業大学校では、中小企業経営者や経営幹部等に対し、座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や、製造業等における現場改善実習といった実践的な方法による以下の研修を実施しています。

- ・ 経営者、後継者等が、自らの経営課題解決につながる応用力を身につけるための経営全般に関する長期間の研修
- ・ 経営戦略、販路開拓、生産・財務・労務の管理等の経営課題解決型の研修
- ・ 経営力強化・生産性向上、海外展開、IT活用、カーボンニュートラル等の課題に対応した研修



地域中小企業等からのアクセス改善に向けた「サテライト・ゼミ」や、豊富なメニューを揃えたウェブ活用型研修「WEBee Campus」、ケースメソッド型の「高度実践型経営力強化コース」も実施しております。

ご利用方法

- ・ 研修は通年行われています。研修のプログラムについては、下記独立行政法人中小企業基盤整備機構のウェブサイトから、各中小企業大学校のプログラムをご覧ください。
- ・ 受講者の募集は、各研修開講の約2～3か月前から行っています。
- ・ ご不明な点は、独立行政法人中小企業基盤整備機構 人材支援部 人材支援企画課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 人材支援部 人材支援企画課 電話:03-5470-1560
URL: <http://www.smrj.go.jp/institute/index.html>



『震災関連の雇用に関する支援策を知りたい』 事業復興型雇用確保事業による支援

被災地の方を雇い入れる事業主の皆さんが利用できる雇用の助成制度があります。

対象となる方

東日本大震災からの復興に関する補助金・融資等の産業政策による支援の対象となった事業所で、被災求職者(※1)等を雇い入れた事業所

具体的な要件

以下の要件をすべて満たす事業所が対象となります。(※2) * 被災地(岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)、福島県)に所在すること。* 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等であること(福島県内の15市町村(※3)に所在する事業所は除く)。* 県が定める復興に関する補助金・融資等の産業政策による支援の対象となっていること。* 上記の産業政策による支援の対象となったのち、被災求職者等を「期間の定めがない」または「1年以上の有期契約であって、更新が可能な」契約により雇い入れた事業所であること。

※1. 平成23年3月11日において、岩手県、宮城県または福島県内の事業所に雇用されていた者または同県内に居住していた者をいいます。

※2. 原則、本事業の助成金を初めて受ける事業所を対象としますが、過去に助成を受けたことがある事業所であっても、最初に雇い入れた助成対象労働者の雇入れから2年以内の雇入れについては申請が可能です。

※3. 15市町村…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村

対象地域

岩手県、宮城県、福島県

支援内容

最大3年間、以下の支援を行います。(①および②の併給も可能です)(※4)

①雇入費助成

被災求職者を雇い入れた場合に、雇入経費(職業訓練・雇用管理等を含む)として、1人当たり最大120万円(3年間の支給総額。短時間労働者は最大60万円)を助成。なお、福島県内の15市町村に所在する事業所の場合、1人当たり最大225万円(3年間の支給総額。短時間労働者は最大110万円)を助成。

②住宅支援費助成

求職者(被災求職者以外も含む)の雇入れのために、住宅支援の導入等(※5)による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の4分の3を助成。

※4. 1事業所につき、①は総額2,000万円、②は年額240万円を上限額とします。

※5. 社宅の新規または追加借り上げ、住宅手当の新規導入または拡充をいいます。

ご利用方法

(1) 県が定める復興に関する補助金・融資等の産業政策の採択を受けます。

(2) (住宅支援費助成の場合、住宅支援の導入等を行った後に)被災求職者等を雇い入れたのち、県に申請書を提出します。

(3) 県において、申請書を審査し、助成対象を決定します。

(4) 助成決定後、県が指定する時期に、雇用状況等を県に報告し、助成金を申請します。

(5) 県において、雇用状況等を審査し、支給額を決定します。

※なお、助成金の名称・助成額・対象地域は県で異なる場合があります。その他、助成金の対象となる産業政策等の詳細や申請スケジュールについては、各県にお問い合わせください。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

電話:019-629-5592

宮城県 経済商工観光部 雇用対策課

電話:022-797-4661

福島県 商工労働部 雇用労政課

電話:024-521-7489

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』 働き方改革推進支援助成金(適用猶予業種等対応コース)

時間外労働の削減、勤務間インターバル制度の導入等に向けた取組を行った場合に、その実施にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

生産性を高め労働時間の削減や、勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等の中小企業事業主

用途・対象物

○支給対象となる取組 * 就業規則・労使協定等の作成・変更 * 労務管理担当者や労働者に対する研修(業務研修を含む)、周知・啓発 * 外部専門家によるコンサルティング * 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新 * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 など

支援内容

以下の成果目標のうち1つ以上の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

- ・建設事業
 - ①36 協定の月の時間外労働時間数を削減する。
 - ②所定休日を増加させる。
- ・自動車運転の業務
 - ①36 協定の月の時間外労働時間数を削減する。
 - ②勤務間インターバル制度を導入する。
- ・医業に従事する医師
 - ①36 協定の月の時間外労働時間数を削減する。
 - ②勤務間インターバル制度を導入する。
 - ③医師の働き方改革推進に関する取組を実施する。
- ・砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県)
 - ①36 協定の月の時間外労働時間数を削減する。

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部を支給します。

■助成率

4分の3

※常時使用する労働者数が30人以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合、当該経費の補助率は5分の4とします。

■上限額

450万円など

さらに、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を15万円～最大150万円加算します(5%以上引き上げの場合は、24万円～最大240万円加算。)(常時使用する労働者数が30人以下の場合には加算額が倍になります。)。上限額と加算額の合計は、930万円までとします。

ご利用方法

(1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。

- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2023年11月30日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)

時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進に向けた取組を行った場合に、その実施にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

生産性を高め労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

用途・対象物

○支給対象となる取組 * 就業規則・労使協定等の作成・変更 * 労務管理担当者や労働者に対する研修(業務研修を含む)、周知・啓発 * 外部専門家によるコンサルティング * 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新 * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 など

支援内容

以下の4つの成果目標のうち1つ以上の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

- ①36協定の月の時間外労働時間数を削減する。
- ②年次有給休暇の計画的付与の規定を整備する。
- ③時間単位の年次有給休暇の規定及び特に配慮を必要とする労働者に対する病欠休暇等の規定を整備する。

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部を支給します。

■助成率

4分の3

※常時使用する労働者数が30人以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合、当該経費の補助率は5分の4とします。

■上限額

250万円など

さらに、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を15万円～最大150万円加算します(5%以上引き上げの場合は、24万円～最大240万円加算。)(常時使用する労働者数が30人以下の場合には加算額が倍になります。)。上限額と加算額の合計は、730万円までとします。

ご利用方法

- (1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。
- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2023年11月30日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)

過重労働の防止および長時間労働の抑制に向け勤務間インターバル制度の導入に向けた取組を行った場合に、その実施にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

勤務間インターバル制度を導入していない中小企業事業主

用途・対象物

○支給対象となる取組み * 就業規則・労使協定等の作成・変更 * 労務管理担当者や労働者に対する研修(業務研修を含む)、周知・啓発 * 外部専門家によるコンサルティング * 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新 * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 など

支援内容

以下の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休憩時間数が9時間以上11時間未満または11時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること など

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部を支給します。

■助成率

4分の3

※常時使用する労働者数が30人以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合、当該経費の補助率は5分の4とします。

■上限額

インターバル時間数等に応じて、
9時間以上11時間未満:80万円
11時間以上:100万円 など

さらに、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を15万円～最大150万円加算します(5%以上引き上げの場合は、24万円～最大240万円加算。)(常時使用する労働者数が30人以下の場合には加算額が倍になります。)

上限額と加算額の合計は、580万円までとします。

ご利用方法

- (1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。
- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2023年11月30日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切ることがあります。

お問い合わせ先
最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』 働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)

労務・労働時間の適正管理に向けた取組を行った際に、その実施にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

労務・労働時間の適正管理を推進し、生産性の向上を図り、労働時間等の設定の改善を推進する中小企業事業主

用途・対象物

○支給対象となる取り組み * 就業規則・労使協定等の作成・変更 * 労務管理担当者や労働者に対する研修(業務研修を含む)、周知・啓発 * 外部専門家によるコンサルティング * 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新 * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 など

支援内容

以下の①②③の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

- ①新たに勤怠(労働時間)管理と賃金計算等をリンクさせ、自動的に賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理 IT システムを用いた労働時間管理方法を採用する。
- ②賃金台帳等の労務管理書類について 5 年間保存することを就業規則等に規定する。
- ③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成 29 年 1 月 20 日策定)に基づく研修を労働者等に対して実施する。

■助成率

4 分の 3

※常時使用する労働者数が 30 名以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合、当該経費の補助率は 5 分の 4 とします。

■上限額

100 万円

さらに、賃金を 3% 以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を 15 万円～最大 150 万円加算します(5% 以上引き上げの場合は、24 万円～最大 240 万円加算。)(常時使用する労働者数が 30 人以下の場合には加算額が倍になります。)。上限額と加算額の合計は、580 万円までとします。

ご利用方法

- (1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。
- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2023 年 11 月 30 日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)

傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業事業主の団体に対して、当該取組の経費を助成します。

対象となる方

傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主が3以上(共同事業主の場合は10以上)で組織する、中小企業事業主の団体またはその連合団体

用途・対象物

好事例の収集、普及啓発、実態調査、セミナー開催または受講、巡回指導、人材確保に向けた取組など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組が対象になります。

支給対象の取組は、以下の成果目標の達成を目指して実施してください。

・傘下企業のうち、2分の1以上の企業が上記の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組または取組結果を活用すること。

支援内容

成果目標を達成した場合に、事業の実施にかかった経費を助成します(ただし上限額を超える場合は、上限額を支給額とします)。

(1)助成率

定額

(2)上限額

500万円

※都道府県またはブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は上限額1,000万円

ご利用方法

(1)「働き方改革推進支援助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。

(2)提出した計画に沿って取組を実施します。

(3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2023年11月30日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



『労務管理や安全衛生管理の知識を習得したい』 就業環境整備・改善支援事業

労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理に関する知識の習得、労働災害防止のための安全衛生管理など、事業場における適正な職場環境形成に向け、専門家によるセミナーや訪問支援等を行う取り組みです。

対象となる方

労働者を雇用する上で必要な労務管理に関する知識を習得したい経営者または労務管理担当者。
労働者を雇い入れて間もない経営者または労務管理担当者、会社設立または分社化して間もない経営者または労務管理担当者等に、特にオススメです。

支援内容

以下の支援を無料で受けることができます。

①基本的な労務管理習得のためのセミナー

労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識を習得するため、専門家によるセミナーを全都道府県で開催します。なお、すべてのセミナーをオンラインで行う場合があります。

②専門家による訪問支援

労務管理や安全衛生管理に係る専門家が会社に訪問し、労務管理・安全衛生管理の実態を把握した上で、問題点を解消するための助言を行います。
※ 専門家は、労働時間、休日・休暇制度および労働災害防止について、専門的な知識や経験を持つ社会保険労務士等です。

ご利用方法

セミナーは、事業実施事業者の運営する HP からお申込みください。
訪問支援は事業実施事業者にお問い合わせください。
事業実施事業者の HP およびお問い合わせ先等の詳細は、下記の厚生労働省のウェブサイト等でご確認ください。

お問い合わせ先

厚生労働省
労働基準局監督課 労働条件確保対策事業係
電話：03-5253-1111(5543)

下記の厚生労働省ウェブサイト「事業主への支援、助成金等一覧」の『就業環境整備・改善支援事業』をご参照ください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/subsidize.html



『労働時間や休暇制度の見直しのためのアドバイスがほしい』 働き方・休み方改善コンサルタント制度

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業に、専門家が無料でアドバイスや資料提供等の支援を行う制度です。

対象となる方

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業（規模・業種は問いません。）

支援内容

都道府県労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、次のようなお悩みやご要望にお応えします。

- ・「従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。」
- ・「フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない。」
- ・「優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい。」
- ・「労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい。」

※「働き方・休み方改善コンサルタント」は、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。

※「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は、全て無料です。また、ご相談の秘密は固くお守りします。

ご利用方法

「働き方・休み方改善コンサルタント」制度は、以下のような方法でご利用いただけます。

1. コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

2. 説明会への講師派遣

労働時間や休暇制度に関する説明会などに、「働き方・休み方改善コンサルタント」を講師として派遣します。

3. 研修会の開催

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得向上に成果を上げている事例などを教材として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する研修会を開催します。

お申し込みは、ご希望のご利用方法とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までご連絡ください。

お問い合わせ先

都道府県雇用環境・均等部（室）一覧

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業

事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業主に対して業務改善助成金による生産性向上の支援を行っています。

対象となる方

業務改善助成金

中小企業事業者(※)のうち、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)と地域別最低賃金の差額が30円以内である事業者

※中小企業事業者とは、業種に応じて①「資本の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たす事業主です。

業種	①資本の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

支援内容

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた事業者に対して、その設備投資などの経費の一部を助成します。

＜助成上限額＞

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

(※)10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業者(特例事業者)が対象となります。

ア 賃金要件:事業場内最低賃金 920 円未満の事業場

イ 生産量要件:売上高や生産量など事業活動を示す指標の直近 3 か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

ウ 物価高騰等要件:原材料費の高等など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率(売上高総利益率または売上高営業利益率)が前年同期と比べて3%ポイント以上低下している事業者

＜助成率＞

()内は生産性要件を満たした事業場の場合です。

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円 以上	3/4 (4/5)

(※)ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

<助成対象経費の例>

- * POS レジシステムの導入による在庫管理の短縮
- * リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- * インターネット受発注機能があるウェブサイトの作成による業務の効率化
- * 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- * 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- * 人材育成、教育訓練による業務の効率化

なお、特例事業者のうち、生産量要件または物価高騰等要件に該当する場合は、生産性向上に資する設備投資として、

- * 定員7人以上または車両本体価格 200 万円以下の乗用自動車や貨物自動車など
 - * パソコン、スマホ、タブレットなどの端末と周辺機器の新規導入
- のほか、次の経費も対象。
- * 生産性向上のための設備投資に関連する経費（広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など）

受付期間

2023 年 04 月 01 日 ~ 2024 年 01 月 31 日

参照情報

業務改善助成金ウェブサイト

URL:

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

お問い合わせ先

申請書の提出先は最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)です。
労働局の所在地一覧は以下のウェブサイトをご覧ください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『受動喫煙から、働く方々の健康を守るための対策を行いたい』 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

健康増進法が改正され、受動喫煙(他人のたばこの煙を吸ってしまうこと)に対して対策を講じることが義務化されました。それに伴い、働く方々の健康を守ることが事業主の方に求められています。そこで、事業場における受動喫煙を防止する取組への支援として、助成金(経済的支援)、専門家によるアドバイス(技術的支援)を受けることができます。

支援内容

① 受動喫煙防止対策助成金

対象となる方

職場で働く方々の受動喫煙を防止するため、たばこの煙が漏れないような改正健康増進法に基づく技術的基準を満たす喫煙専用室等の設置や改修に関する費用の一部を助成します(対象は既存特定飲食提供施設を営む中小企業事業主に限ります。)

支援内容

喫煙専用室等の設置や改修にかかった経費のうち、工費、設備費などに助成します。
(助成率 3 分の 2(主たる業種が飲食店以外の場合は 2 分の 1)、上限 100 万円)

ご利用方法



助成対象、申請の方法や必要な書類など、詳しくは各都道府県労働局へお問い合わせください。

② 受動喫煙防止対策のための相談窓口

対象となる方・支援内容

全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談に、労働衛生コンサルタントなどの専門家が助言・指導を行います。また、ご希望に応じて、全国の事業場に訪問し、実地で助言・指導を行います。企業・団体の会合に講師を派遣し、対策に関する説明を行います。すべて無料です。

相談の例:

受動喫煙防止対策を効果的に行うための計画の立て方や実施体制、事業場内の受動喫煙に関する実態の適切な把握方法、喫煙室の設置のためのポイント、既存の喫煙室の改善方法など

お問い合わせ先

- ①のお問い合わせ先:各都道府県労働局労働基準部健康安全課(または健康課)
- ②のお問い合わせ先:一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会(050-3537-0777)
- 担当部局:厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課(03)5253-1111(5491))

『職場で使用する化学物質の適正な管理について技術的な支援を受けたい』 化学物質管理に対する支援(労働安全衛生法に基づくラベル、 SDS、リスクアセスメント等)

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、職場で化学物質を使用する際のリスクアセスメント等の実施が義務化されています。リスクを踏まえた適正な化学物質管理に向けた取組について、無料で技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

化学物質を取り扱う中小規模事業者、化学物質のリスクアセスメントやラベル・SDSの読み方、適切な化学物質管理について知りたい方、労働安全衛生法に基づく化学物質規制について知りたい方

支援内容

中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、ラベルやSDS(安全データシート)に記載された危険有害性情報の読み方、また、その情報に基づくリスクアセスメントの進め方など、現場の化学物質管理の手法等について、下記により専門家からの助言等を無料で実施します。

①電話等による相談窓口

電話、メール等による**無料の相談窓口**で、化学物質管理に関する照会・相談にお答えするとともに、簡易な手法によるリスクアセスメントの実施を支援します。また、新たな化学物質規制の内容や関連のセミナーなどについても、ご案内します。* 窓口開設期間:

令和5年度は、令和5年4月3日から令和6年3月18日(土日祝日、国民の休日、12月29日～1月3日を除く。)

電話: 平日 10時～17時 メール: 24時間受付

②事業場への訪問指導

相談窓口にお問い合わせいただいた中小規模事業場のうち、訪問指導を希望される事業場に対し、**安全衛生指導の専門家を無料で派遣**し、各事業場での化学物質の使用実態を踏まえながら、ラベルやSDS(安全データシート)に記載された危険有害性情報をリスクアセスメントの実施等に活用していく手法等についての訪問指導を行います。

ご利用方法

相談窓口にご連絡ください。

令和5年度は、以下のお問い合わせ先をお願いします。

お問い合わせ先

テクノヒル株式会社(令和5年度厚生労働省委託事業)

化学物質管理に関する無料相談窓口

電話: 050-5577-4862

E-Mail: soudan@technohill.co.jp

※相談は無料ですが、通話料、メールの送信等の費用はかかります。

『従業員の心と身体の健康づくりをサポートしてもらいたい』

産業保健総合支援センター

産業医や衛生管理者といった産業保健スタッフの方々の産業保健に関する専門的な相談や研修による活動サポート、小規模事業場への産業保健サービスを無料で提供しています。

対象となる方

産業保健総合支援センター※1 が行うサービスは、主に事業者や産業保健スタッフの方々を対象としています。地域窓口(地域産業保健センター)※2 が行うサービスについては、労働者数 50 人未満の事業場を対象としています。

※1. 47 都道府県に設置

※2. 約 350 箇所を設置

支援内容

産業保健総合支援センターとその地域窓口(地域産業保健センター)では、産業保健に関する様々なサービスを無料で提供しています。

1. 産業保健総合支援センターで提供している主なサービス

- ・産業保健スタッフに対する専門的研修
- ・事業主や働く方に対する啓発セミナー
- ・産業保健スタッフからの専門的相談対応
- ・メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援に関する相談、個別訪問支援
- ・産業保健に関する情報提供

2. 地域窓口(地域産業保健センター)で提供している主なサービス

- ・労働者の健康管理に関する相談対応
- ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導
- ・個別訪問による産業保健指導

ご利用方法

詳しくは、産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

参照情報

- ・ 産業保健総合支援センター

お問い合わせ先

産業保健総合支援センター

電話: 全国統一ダイヤル: 0570-038046 <サンポラシロウ>

URL: <https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

『心と身体の健康を守るための情報収集や相談がしたい』 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

働く人のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供や電話・SNS・メールによるご相談窓口を設置しています。

対象となる方

事業者や産業保健スタッフ、働く方とご家族を対象としています。

支援内容

働く人のメンタルヘルス対策、過重労働対策に関する様々な情報を掲載しています。

- ・メンタルヘルスに関する基礎知識、eラーニング
- ・職場環境改善や職場復帰支援の取組事例
- ・専門の相談機関や医療機関
- ・各種支援、助成制度
- ・職場のメンタルヘルス対策に関するQ&A
- ・その他職場のメンタルヘルス対策に関する最新情報

事業者、産業保健スタッフ、働く方からメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関してメール・電話・SNSでご相談に応じています。

- ・こころの耳メール相談
- ・こころの耳電話相談
- ・こころの耳 SNS 相談

ご利用方法

- ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)
- ・「こころの耳メール相談」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>)
- ・「こころの耳電話相談」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/tel-soudan/>)

電話：0120-565-455(無料)

月曜日、火曜日：17:00～22:00 土曜日、日曜日：10:00～16:00

(祝日、年末年始は除く)

- ・「こころの耳 SNS 相談」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/>)

月曜日、火曜日：17:00～22:00 土曜日、日曜日：10:00～16:00

(祝日、年末年始は除く)

お問い合わせ先

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」事務局

URL：<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

※お問い合わせフォームをご利用ください。

『離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策等を知りたい』 労働移動支援助成金(再就職支援コース)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対し
て助成するものであり、円滑な労働移動の促進を目的としています。

対象となる方

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等(再就職援助計画対象者等)に対して、その再就職
を実現するための支援を民間の職業紹介事業者への委託等により行う事業主
(離職から6か月以内(45歳以上は9か月以内)に再就職を実現した対象者分に限り助成)

支援内容

- 再就職援助計画対象者等に対する再就職のための支援を職業紹介事業者に委託して実施した場合(【】は
45歳以上の者の助成割合)

支給対象事業主		中小企業事業主以外 【うち45歳以上の対象者】	中小企業事業主 【うち45歳以上の対象者】
再 就 職 支 援 分	通常	委託費用(※)×1/4【1/3】	委託費用(※)×1/2【2/3】
	特例	委託費用(※)×1/3【2/5】	委託費用(※)×2/3【4/5】
	職業訓練	訓練実施に係る費用の2/3	
	グループワーク	3回以上実施で1万円上乗せ	

※委託総額から職業訓練実施にかかる委託費用とグループワーク加算の額を差し引いた額

- 再就職援助計画対象者等に対する再就職のための訓練を教育訓練施設等に委託して実施した場合

職業訓練実施支援分	訓練実施に係る費用の2/3
-----------	---------------

- 再就職援助計画対象者等に対して求職活動のための休暇を与える場合

休暇付与支援分	中小企業事業主	中小企業事業主以外
	8,000円/日	5,000円/日
早期再就職加算(※)	1人当たり10万円を上乗せ	

※対象者が離職後1か月以内に再就職を実現した場合

ご利用方法

- 再就職援助計画等を作成、管轄のハローワーク等に提出し認定を受ける
- 職業紹介事業者への再就職支援の委託、休暇付与等の支援を実施
- 離職日の翌日から6か月後(または9か月後)の翌日から起算して2か月以内に支給申請、受給

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局
ハローワーク
URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
都道府県労働局
URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策等を知りたい』 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の受入れに取り組む事業主に対して助成するものであり、円滑な労働移動の促進を目的としています。

対象となる方

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主（当該労働者に職業訓練を実施した事業主に対しては追加助成）

支援内容

雇入れ助成		通常の助成	優遇助成(※1)	
		30万円	40万円	
賃金上昇加算(※2) 20万円を加算				
訓練加算	OJT実施助成		800円/時	900円/時(※3 1,000円/時)
	Off-JT	実施助成	900円/時	1,000円/時(※3 1,100円/時)
		経費助成	上限30万円	上限40万円(※3 上限50万円)

※1. 「優遇助成」は、生産指標等により一定の成長性が認められる企業が事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成

※2. 雇入れ時の賃金が雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合の助成

※3. 優遇助成において賃金上昇加算となった場合の訓練加算

ご利用方法

- (1) 対象労働者の雇入れ
 - (2) 職業訓練計画の作成、職業能力開発推進者の選任（職業訓練を実施する場合のみ）
 - (3) 職業訓練計画認定申請を労働局又はハローワークに提出し、認定を受ける（職業訓練を実施する場合のみ）
 - (4) 職業訓練計画に基づき訓練実施（職業訓練を実施する場合のみ）
 - (5) 申請期間内(※)に労働局又はハローワークに支給申請、受給
- ※雇入れ日から起算して6か月経過した日の翌日から2か月以内

なお、職業訓練を実施する場合は申請期間が異なる場合があります。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
ハローワーク
URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
都道府県労働局
URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『経済上の理由により一時的な雇用調整を実施した場合の支援策を知りたい』 雇用調整助成金

景気の変動等経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整を実施することによって、労働者の雇用の維持を図る場合に休業手当等の一部を助成する制度があります。

対象となる方

景気の変動等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、休業、教育訓練（以下「休業等」といいます。）または出向を行うことにより労働者の雇用の維持を図る事業主は、休業手当、賃金等に相当する額の一部について助成を受けることができます。

支援内容

助成率

休業手当または賃金相当額の2分の1（中小企業の場合は3分の2）

※1. 教育訓練は上記に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円加算

※2. 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

※3. 支給額は、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします（訓練費は限度額に含まず）。

ご利用方法

休業等または出向の実施計画届を事前に管轄都道府県労働局長に提出し、休業等または出向を行った後2か月以内に支給申請書を提出してください（管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。）。なお、支給に当たり各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

参照情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局

ハローワーク

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局

URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『就職が困難な方を雇い入れた場合の支援策を知りたい』 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

高齢者や障害者などの就職が困難な方を、ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度があります。

対象となる方

特定就職困難者コース

60歳以上の高齢者や障害者などの就職が特に困難な方をハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

支援内容

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期、第2期、第3期、第4期、第5期、第6期)といい、支給対象期に分けて支給します。

特定就職困難者コース

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母 高齢者(60歳以上) ウクライナ避難民 など	60万円(50万円) 短時間: 40万円(30万円)	30万円(25万円) × 2期 短時間: 20万円(15万円) × 2期
② 身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	120万円(50万円) 短時間: 80万円(30万円)	30万円 × 4期(25万円 × 2期) 短時間: 20万円 × 4期(15万円 × 2期)
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円(100万円) 短時間: 80万円(30万円)	40万円 × 6期(33万円※ × 3期) 短時間: 20万円 × 4期(15万円 × 2期) ※第3期は34万円

()内は大企業に対する支援額

ご利用方法

支給対象期が経過するごとに、その後2か月(支給申請期間)以内に支給申請書を管轄都道府県労働局長に提出してください。なお、管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。詳細については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局
ハローワーク

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishello

都道府県労働局

URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『労働環境の改善等を通じて、従業員の職場定着の促進等を図るための支援策を知りたい』 人材確保等支援助成金

魅力ある職場づくりのための労働環境の向上等の取組によって、従業員の職場定着の促進等を図る事業主を支援します。

対象となる方

- (1)介護福祉機器の導入を行った介護事業主
- (2)外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行った事業主
- (3)良質なテレワークの導入・実施を通じて、労働者の人材確保や雇用管理改善等に取り組む事業主

支援内容

導入した制度等に応じて以下の金額が支給されます。

(1)介護福祉機器助成コース

目標達成助成:導入等にかかった費用の20%(賃金要件を満たす場合35%)(上限150万円)
介護労働者の身体的負担軽減のために介護福祉機器の導入を行った介護事業主が、導入・運用計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合

(2)外国人労働者就労環境整備助成コース

就労環境整備にかかった支給対象経費の2分の1(上限57万円)
(賃金要件を満たす場合3分の2(上限72万円))
就労環境整備措置を導入・実施(※1)した事業主が、就労環境整備計画期間終了から1年経過後の外国人労働者の離職率10%以下(※2)などの要件を達成した場合

※1 必須メニュー「雇用労務責任者の選任」、「就業規則等の社内規程の多言語化」に加え、選択メニュー「苦情・相談体制の整備」、「一時帰国のための休暇制度の整備」、「社内マニュアル・標識類等の多言語化」のいずれかを導入・実施

※2 就労環境整備計画期間終了から1年経過後の日本人労働者の離職率が就労環境整備計画期間前の1年間の離職率を上回っていないことも必要です。

(3)テレワークコース

①機器等導入助成:以下の全てを満たす場合、テレワーク用通信機器等の導入等にかかった費用の30%(※「100万円」または「20万円×対象労働者数」のいずれか低い方の金額が上限額)

○新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。

○テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。

○評価期間(3か月)におけるテレワーク実績に係る目標を達成すること。

○テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土づくりの取組を行う事業主であること。

②目標達成助成:①の助成を受けた事業主が、以下の全てを満たす場合、テレワーク用通信機器等の導入等にかかった費用の20%(賃上げ要件を満たす場合35%)(※「100万円」または「20万円×対象労働者数」のいずれか低い方の金額が上限額)

○評価期間終了日翌日からの1年間経過後に離職率目標を達成すること。

○評価期間開始日の1年後からの3か月に行うテレワーク実績に係る目標を達成すること。

ご利用方法

- (1)介護福祉機器の導入、外国人労働者の就労環境整備措置の導入に係る計画を作成し、計画開始1か月前の日の前日までに労働局またはハローワークに提出
- (2)労働局長が当該計画を認定
- (3)計画に基づき介護福祉機器、外国人労働者の就労環境整備措置を導入及び実施
- (4)目標達成助成については、計画期間終了から1年経過後の離職率の低下に関する目標を達成していた場合に、計画期間終了から1年経過した日の翌日から2か月以内に労働局またはハローワークに支給申請し、受給※ テレワークコースに係るご利用方法については、別途下記連絡先へお問い合わせください。

参照情報

厚生労働省ホームページ「人材確保等支援助成金のご案内」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局
ハローワーク
URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
都道府県労働局
URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

対象となる方

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。支給内容・要件等の詳細および対象地域は厚生労働省のウェブサイトをご参照ください。

支援内容

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)~4人 <small>(注)括弧は創業の場合</small>	5~9人	10~19人	20人~
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※1. 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に上表の額の1.5倍を支給。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2名から対象とするともに、初回の支給時に上表の額の2倍を支給。

※2. 地域活性化雇用創造プロジェクトに参画する事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするともに、初回の支給時に対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※3. 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※4. 対象労働者の増加数が100人以上かつ設置・整備に要した費用が50億円以上で、大規模雇用開発計画を提出した事業主の場合は、※1~3にかかわらず、支給要件に応じて最高2億円を支給。

ご利用方法

当該助成金に関する計画書を都道府県労働局長に提出し、支給申請期間(※)の末日までに支給申請書を都道府県労働局長に提出してください。対象地域等の詳細については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

※支給申請期間

第1回:計画日から起算して最長20か月以内

第2回:完了日の1年後の日の翌日から起算して2か月以内

第3回:完了日の2年後の日の翌日から起算して2か月以内

参照情報

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局
ハローワーク

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局

URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『建設労働者の雇用の改善、技能向上のための支援策を知りたい』 建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保および育成並びに技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、ならびに能力の開発および向上を目的としています。

支援内容

(1) 人材開発支援助成金

■ 建設労働者認定訓練コース

支給対象となる方

- ① 職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体
- ② 雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主

助成内容

① : 経費助成

広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の 16.7% (小数点第 2 位切り上げ)

② : 賃金助成

1 人あたり日額 3,800 円 (※1)

(※1) 人材開発支援助成金 (人材育成支援コース) の支給対象となった日数に限る。

③ : 賃金向上助成・資格等手当助成

1 人あたり日額 1,000 円 (※2)

(※2) ②の賃金助成について、賃金要件・資格等手当要件を満たした場合

■ 建設労働者技能実習コース

支給対象となる方

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体

助成内容

① 経費助成 (建設事業主)

◆ 20 人以下の中小建設事業主: 支給対象経費の 75%

◆ 21 人以上の中小建設事業主:

(35 歳未満) 支給対象経費の 70%

(35 歳以上) 支給対象経費の 45%

◆ 中小建設事業主以外の建設事業主: 支給対象経費の 60% (※1)

② 経費助成 (建設事業主団体)

◆ 中小建設事業主団体: 支給対象経費の 80%

◆ 中小建設事業主団体以外の建設事業主団体: 支給対象経費の 66.7% (小数点第 2 位切り上げ) (※1)

③ 賃金助成 (建設事業主)

◆ 20 人以下の中小建設事業主: 1 人あたり日額 8,550 円 (9,405 円 (※2))

◆ 21 人以上の中小建設事業主: 1 人あたり日額 7,600 円 (8,360 円 (※2))

④ 賃金向上助成・資格等手当助成: 賃金要件・資格等手当要件を満たした場合

◆ 経費助成の支給決定を受けていた場合: 支給対象経費の 15%

◆賃金助成の支給決定を受けていた場合：

◇20人以下の中小建設事業主：1人あたり日額2,000円

◇21人以上の中小建設事業主：1人あたり日額1,750円

(※1)女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る

(※2)建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額

(2)人材確保等支援助成金

■若年者および女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)

支給対象となる方

- ① 若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体
- ② 建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人

助成内容

①：(建設事業主)

◆中小建設事業主：支給対象経費の60%＜75%＞

◆中小建設事業主以外の建設事業主：支給対象経費の45%＜60%＞

◆(雇用管理研修等を受講させた場合)：1人あたり日額8,550円(最長6日間)

※＜＞は賃金要件を満たした場合

(建設事業主団体)

◆中小建設事業主団体：支給対象経費の66.7%(小数点第2位切り上げ)

◆中小建設事業主団体以外の建設事業主団体：支給対象経費の50%

②：支給対象経費の66.7%(小数点第2位切り上げ)

■作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)

支給対象となる方

- ① 被災三県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主
- ② 自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主
- ③ 認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人

助成内容

①：支給対象経費の66.7%(小数点第2位切り上げ)

②：支給対象経費の60%＜75%＞

③：支給対象経費の50%

※＜＞は賃金要件を満たした場合

■建設キャリアアップシステム等普及促進コース

支給対象となる方

建設キャリアアップシステム(CCUS)や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する事業を行う建設事業主団体

助成内容

- ◆中小建設事業主団体：支給対象経費の66.7%（小数点第2位切り上げ）
- ◆中小建設事業主団体以外の建設事業主団体：支給対象経費の50%

(3) トライアル雇用助成金**■若年・女性建設労働者トライアルコース****支給対象となる方**

若年者（35歳未満）または女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコースまたは障害者トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主

助成内容

一般トライアルコース及び障害者トライアルコース：1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

お問い合わせ先

都道府県労働局

URL：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

※助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

『非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します』 キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

本助成金は、事業所ごとに有期雇用労働者等の雇用管理改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、キャリアアップに係る取組を実施した事業主に助成します。対象者はコース別に異なりますので、詳しくは以下の表をご覧ください。

支援内容

	助成内容	助成額		
		中小企業の場合	大企業の場合	
正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員）」を含みます。	① 有期 → 正規	57万円	42万7,500円
		② 無期 → 正規	28万5,000円	21万3,750円
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28万5,000円（大企業も同額）		
		※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①：1人当たり9万5,000円 ②：4万7,500円（大企業も同額）		
		※ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員化した場合に加算 ①：1人当たり9万5,000円 ②：4万7,500円（大企業も同額） （うち、定額制訓練、自発的職業能力開発訓練修了後に正社員化した場合） ①：1人当たり11万円 ②：5万5,000円（大企業も同額）		
		※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に加算 1事業所当たり9万5,000円（大企業の場合、7万1,250円）		
		① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合		
		有期 → 正規	120万円	90万円
		有期 → 無期	60万円	45万円
		無期 → 正規	60万円	45万円
② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合				
有期 → 正規	90万円	67.5万円		
有期 → 無期	45万円	33万円		
無期 → 正規	45万円	33万円		
※ 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する資金の額を超える場合には、当該資金の総額を上限額として支給します。				
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	3%以上5%未満	5万円	3万3,000円
		5%以上	6万5,000円	4万3,000円
	※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）			
	賃金規定等共通化コース	1事業所当たり	60万円	45万円
	賞与・退職金制度導入コース	1事業所当たり	40万円	30万円
	※ 同時に導入した場合に加算 16万8,000円（大企業の場合、12万6,000円）			
短時間労働者労働時間延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）	3時間以上延長	23万7,000円	17万8,000円
		※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります)		
		1時間以上2時間未満	5万8,000円	4万3,000円
		2時間以上3時間未満	11万7,000円	8万8,000円

※すべてのコースにおいて、助成人数に上限があります。（障害者正社員化コースを除く）

ご利用方法

①各助成メニューを実施する前までに、以下を行ってください。

- ・ **キャリアアップ管理者の配置**
事業所ごとに、有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む方を「キャリアアップ管理者」として選任・配置する必要があります(障害者正社員化コースを除く)。
 - ・ **キャリアアップ計画の作成**
有期雇用労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、「キャリアアップ計画」を事業所ごとに作成し、取組の前日までに事業所を管轄する都道府県労働局に提出し労働局長の認定を受ける必要があります。本計画は、3年以上5年以下の期間に行うおおまかな取り組みの全体の流れ(対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等)を記載していただきます。
- ②その後、以下の基準日の翌日から起算して2ヶ月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※1)へ支給申請してください。
- ※1. ハローワークを経由して提出できる場合があります。

メニュー	基準日
1. 正社員化コース	正社員化後、6か月分の賃金を支払った日
2. 障害者正社員化コース	正規雇用等への転換後、6か月分の賃金を支払った日および次の6か月分の賃金を支払った日 ※支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期としています。
3. 賃金規定等改定コース	賃金規定等の増額改定後、6か月分の賃金を支払った日
4. 賃金規定等共通化コース	共通の賃金規定等の適用後、6か月分の賃金を支払った日
5. 賞与・退職金制度導入コース	賞与・退職金制度を導入し、初回の賞与の支給後6か月分または初回の退職金の積立て後6か月分の賃金を支払った日
6. 短時間労働者労働時間延長コース	週所定労働時間を延長した後、6か月分の賃金を支払った日

参照情報

厚生労働省ウェブサイト「キャリアアップ助成金」

お問い合わせ先

都道府県労働局またはハローワーク
都道府県労働局
URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>
ハローワーク
URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

※「支給申請書」やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。
※助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。
詳しくは、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

『職業経験、技能、知識の不足等により就職困難な方を試行的に雇用するとき』 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業経験の不足などから就職が困難な方を常用雇用へ移行することを目的にして、原則 3 か月間の試行雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

対象となる方

助成金は、次のいずれも実施した事業主に支給します。

- ①ハローワーク・職業紹介事業者等にトライアル雇用求人を出発すること。
- ②ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、次のいずれかの要件を満たす方を試行雇用すること。

- (1) 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している方
 - (2) 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている方（※1）
 - (3) 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業（※2）に就いていない期間が1年を超えている方
 - (4) 生年月日が1968（昭和43）年4月2日以降の者で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている方
 - (5) 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する方（※3）
- ※1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと
 ※2 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること
 ※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、

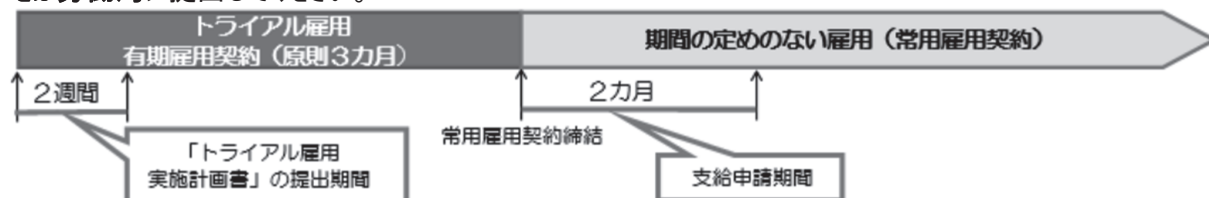
支援内容

対象者1人当たり、月額4万円（最長3か月間）

※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、いずれも1人当たり月額5万円（最長3か月間）となります。

ご利用方法

- ①本助成金を受給しようとする事業主は、事業所を管轄しているハローワーク・職業紹介事業者等に「トライアル雇用求人」を提出し、トライアル雇用開始日から2週間以内に「トライアル雇用実施計画書」を、紹介を受けたハローワーク等に提出してください。
- ②トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書」を、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に提出してください。



※助成金の支給を受けるには、一定の要件があります。詳細はハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ハローワーク

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishello

都道府県労働局

URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『若者を採用するための支援策を知りたい』 ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。認定企業の情報発信を後押しすることなどによって、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

対象となる方

認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）が対象です。

【主な認定基準】

- ①学卒求人等、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
- ②直近3事業年度の新卒者等の正社員として就職した人の離職率が20%以下等、雇用管理の状況が一定水準を満たしていること
- ③直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数等の雇用情報について公表していること 等

支援内容

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができますようになります。



1	ハローワークなどで重点的PRを実施
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
4	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用することが可能
5	公共調達のうち、各府省が価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて加点評価（「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」）

ご利用方法

- (1)都道府県労働局に対して必要な書類を添えて申請を行ってください。
- (2)申請は持参又は郵送によるほか、e-Gov ポータルサイトからの電子申請が可能です。
- (3)認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。

お問い合わせ先

都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）
都道府県労働局
URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>
ハローワーク
URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

『高年齢者の雇用のための環境整備を実施した場合の支援策を知りたい』

65歳超雇用推進助成金

65歳以上への定年年齢の引上げ等高年齢者のための雇用環境整備を行う事業主に対して助成します。

対象となる方

(1) 65歳超継続雇用促進コース

就業規則または労働協約により、①65歳以上の年齢までの定年引上げ、定年の定め廃止、②希望者全員を対象とする66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入、③他社による継続雇用制度の導入のいずれかを規定した事業主

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者向けの成果を重視する評価・報酬体系の構築などの雇用管理制度の構築等の措置を実施した事業主

(3) 高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主

支援内容

※各コースの詳細は下記の間合せ先にてご確認ください。

● 65歳超継続雇用促進コース

上記(1)①～③の措置のうち実施した内容等に応じて、①、②の実施へは一定額を、③の導入の実施へは支給対象経費の2分の1(上限あり)(10・15万円)を支給します。

● 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

上記(2)の措置に係る経費の60%(中小企業以外は45%)を支給します。

※対象となる経費には、人件費は除かれます。また、初回の支給に限り、経費の額にかかわらず当該措置の実施に50万円の経費を要したものとみなし、50万円が対象経費となります。なお、2回目以降の支給は、50万円を上限とする経費の実費が対象経費となります。

● 高年齢者無期雇用転換コース

転換した者1人(上限10人)につき48万円(中小企業以外は38万円)を転換日から6か月経過後に支給します。

ご利用方法

● 65歳超継続雇用促進コース

対象制度を実施した日の属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から5開庁日(行政機関の休日は除く。)までに、事業所が所在する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」)都道府県支部高齢・障害者業務課(以下「支部高齢・障害者業務課」)に対し、支給申請を行ってください。なお、各月ごとの予算額上限もしくは四半期ごとの予算額上限の超過が見込まれる場合、または、各月の申請受付件数の動向から、各月予算額上限を超える恐れが高いと認める場合、支給申請の受付を停止する場合があります。

制度実施月	申請期間
4月	5月～8月の各月月初から5開庁日以内
5月	6月～9月の各月月初から5開庁日以内
6月	7月～10月の各月月初から5開庁日以内
7月	8月～11月の各月月初から5開庁日以内
8月	9月～12月の各月月初から5開庁日以内
9月	10月～1月の各月月初から5開庁日以内
10月	11月～2月の各月月初から5開庁日以内
11月	12月～3月の各月月初から5開庁日以内
12月	1月～4月の各月月初から5開庁日以内
1月	2月～5月の各月月初から5開庁日以内
2月	3月～6月の各月月初から5開庁日以内
3月	4月～7月の各月月初から5開庁日以内

●高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

計画開始日の3か月前の日までに、事業所が所在する支部高齢・障害者業務課に対し、雇用管理整備計画書を提出し、機構の認定を受けてください。

認定後は、計画書に基づき、措置を実施してください。計画終了日の翌日から6か月を経過した日の翌日から2か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請を行ってください。

●高年齢者無期雇用転換コース

計画開始日の3か月前の日までに、事業所が所在する支部高齢・障害者業務課に対し、無期雇用転換計画書を提出し、機構の認定を受けてください。

認定後は、計画期間内で転換後、6か月分の賃金を支払った日の翌日から2か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請を行ってください。

お問い合わせ先

※実際に助成金を申請する際には、以下の問合せ先にご確認の上、申請をお願いします。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課
(東京、大阪においては高齢・障害者窓口サービス課)
URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『発達障害者・難病患者を雇い入れた場合の助成金を知りたい』
**特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者
 雇用開発コース）**

発達障害者・難病患者を継続して雇用する労働者として新たに雇用し、雇用管理事項を報告する事業主に助成金を支給します。

対象となる方

障害者手帳を所持していない発達障害者・難病患者をハローワーク等の紹介により一般被保険者かつ継続して雇用する労働者として新たに雇用する事業主。
 ※事業主には、雇い入れた労働者に対する配慮事項等について報告していただきます。また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

支援内容

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を「支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期）」といい、各支給対象期に以下のとおり支給します。

対象労働者	企業規模	支給額					支給回数
		第1期	第2期	第3期	第4期	支給総額	
短時間労働者 以外の者	中小企業	30万円	30万円	30万円	30万円	120万円	4回
	中小企業以外	25万円	25万円			50万円	2回
短時間労働者 (※)	中小企業	20万円	20万円	20万円	20万円	80万円	4回
	中小企業以外	15万円	15万円			30万円	2回

※週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

ご利用方法

支給対象期が経過するごとに、その後2か月（支給申請期間）以内に支給申請書に必要書類を添付し、管轄の都道府県労働局へ提出してください。申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。詳細については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へお問合せください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
 ハローワーク

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishello
 work

都道府県労働局

URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『職業能力の開発と向上のための支援策を知りたい』 人材開発支援助成金

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のための助成金制度があります。

対象となる方

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、以下の支援内容について実施した雇用保険適用事業主または事業主団体等が対象となります。対象者はコース別に異なりますので、詳しくは以下の表をご覧ください。

支援内容

訓練に要した経費と訓練期間中の賃金の一部等を助成します。助成内容は、以下の表のとおりです。

	対象	支給対象となる訓練又は制度	助成額・助成率※()内は大企業	
				訓練修了後に、訓練を実施した労働者の賃金を5%以上増額させた場合等
I 人材育成支援コース	・事業主 ・事業主団体等	・10 時間以上の OFF-JT について助成	OFF-JT ・経費助成: 正規雇用 45(30)% 非正規雇用 60% 正社員化 70% ・賃金助成: 760(380)円/時・人	OFF-JT ・経費助成: 正規雇用 60(45)% 非正規雇用 75% 正社員化 100% ・賃金助成: 960(480)円/時・人
	・事業主	・ OFF-JT+OJT を組み合わせた 6 ヶ月以上の訓練について助成	OFF-JT ・経費助成: 45(30)% ・賃金助成: 760(380)円/時・人 OJT ・実施助成(定額): 20(11)万円/人	OFF-JT ・経費助成: 60(45)% ・賃金助成: 960(480)円/時・人 OJT ・実施助成(定額): 25(14)万円/人
	・事業主	・有期契約労働者等の正社員転換等を目的として実施する訓練について助成	OFF-JT ・経費助成: 60% 正社員化 70% ・賃金助成: 760(380)円/時・人 OJT ・実施助成: 10(9)万円/人	OFF-JT ・経費助成: 75% 正社員化 100% ・賃金助成: 960(480)円/時・人 OJT ・実施助成: 13(12)万円/人
II 教育訓練休暇等付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合について助成	・定額助成: 30 万円	・定額助成: 36 万円

Ⅲ 人への投資促進コース	・事業主	・高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練について助成	OFF-JT<デジタル> ・経費助成:75(60)% ・賃金助成:960(480)円/時・人 OFF-JT<成長分野> ・経費助成:75% ・賃金助成:960円/時・人	
		・OFF-JT+OJTを組み合わせた6ヶ月以上の訓練(IT分野関連の訓練)について助成	OFF-JT ・経費助成:60(45)% ・賃金助成:760(380)円/時・人 OJT ・実施助成:20(11)万円/人	OFF-JT ・経費助成:75(60)% ・賃金助成:960(480)円/時・人 OJT ・実施助成:25(14)万円/人
		・定額制訓練(サブスクリプション型の研修サービス)による訓練について助成	OFF-JT ・経費助成:60(45)%	OFF-JT ・経費助成:75(60)%
		・労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練について助成	OFF-JT ・経費助成:45%	OFF-JT ・経費助成:60%
		・長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度の導入・適用した場合について助成	OFF-JT ・経費助成(定額):20万円 ・賃金助成<有給の長期休暇に限る>:6,000円/日・人	OFF-JT ・経費助成(定額):24万円 ・賃金助成<有給の長期休暇に限る>:7,200円/日・人
Ⅳ 事業展開等リスティング支援コース	・事業主	・事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練について助成	OFF-JT ・経費助成:75(60)% ・賃金助成:960(480)円/時・人	
Ⅴ 建設労働者認定訓練コース ^{※2}	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	・能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練について助成	経費助成(訓練を実施した場合):補助対象経費の16.7%(小数点第2位切り上げ) 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合):3,800円/日・人	賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合):4,800円/日・人
Ⅵ 建設労働者技術実習コース ^{※2}	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	・安衛法による教習、技能講習、特別教育 ・能開法による技能検定試験のための事前講習 ・建設業法による登録基幹技能者講習などについて助成	20人以下中小建設事業主: 経費助成75% 賃金助成8,550円/日・人 (9,405円/日・人) ^{※3} 21人以上中小建設事業主: 経費助成35歳未満70% 35歳以上45% 賃金助成7,600円/日・人 (8,360円/日・人) ^{※3}	20人以下中小建設事業主: 経費助成90% 賃金助成10,550円/日・人 (11,405円/日・人) ^{※3} 21人以上中小建設事業主: 経費助成35歳未満85% 35歳以上60% 賃金助成9,350円/日・人 (10,110円/日・人) ^{※3}

VII 障害者職業能力開発コース	・事業主 ・事業主団体	・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費(人件費、教材費等)について助成	(施設または設備の設置等) 3/4(上限額 5,000 万円更新の場合、1,000 万円)(運営費等) ①重度障害者等 4/5(上限額:17 万円/月・人) ②①以外 3/4(上限額:16 万円/月・人) 重度障害者等が就職した場合、1 人あたり 10 万円を加算	—
------------------	----------------	--	--	---

※1 () 括弧内は中小企業事業主以外

※2 「建設事業主等に対する助成金」の他のコースについては P107 に記載

※3 () 括弧内は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額

ご利用方法

1. I の場合

(1) 事業内職業能力開発計画およびこれに基づく職業訓練実施計画等を作成し、職業訓練実施計画等を、訓練カリキュラムと併せて訓練開始 1 か月前までに労働局に提出します。

(2) 提出した職業訓練実施計画等に沿った職業訓練を実施した後 2 か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

(3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

2. II の場合

(1) 事業内職業能力開発計画および制度導入・適用計画(制度導入日から 3 年)を作成し、制度導入・適用計画届や必要な添付書類を導入 1 か月前までに労働局に提出します。

(2) 教育訓練休暇制度導入・適用計画期間の末日の翌日から 2 か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

(3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

3. III～IV の場合

(1) 事業内職業能力開発計画およびこれに基づく職業訓練実施計画等を作成し、職業訓練実施計画等を、訓練カリキュラムと併せて訓練開始 1 か月前までに労働局に提出します。

(2) 提出した職業訓練実施計画等に沿った職業訓練を実施した後 2 か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。また、長期の教育訓練休暇制度等の導入の場合には、支給要件を満たす当該制度の最終適用日(150 日を超えて当該休暇を取得する場合には 150 日目とする。)の翌日(教育訓練短時間勤務等制度の場合は最初の適用日の翌日)から 2 か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

(3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

4. V～VI の場合

「建設事業主等に対する助成金(P107)」にて詳しく記載

5. VII の場合

(1) 受給資格認定申請書や障害者職業能力開発訓練事業計画書等、関係書類を、施設または設備の設置等の場合は 7 月 16 日から 9 月 15 日まで、または 1 月 16 日から 3 月 15 日までの間に、運営費の場合は訓練開始 3 ヶ月前までに労働局に提出します。

(2) 施設または設備の設置等の場合は、その設置等を完了した日の翌日から 2 ヶ月以内に、運営費の場合は四半期ごとに支給対象期の末日の翌日から起算して 2 ヶ月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

(3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

参照情報

建設事業主等に対する助成金

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局

都道府県労働局窓口一覧

URL : <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

※助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局にお尋ねください。

『企業内訓練に関する支援策を知りたい』 認定職業訓練制度

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の認定を都道府県知事から受けることができます。この認定を受けた職業訓練を「認定職業訓練」といいます。

対象となる方

中小企業事業主または中小企業事業主団体 等

支援内容

認定職業訓練を行うことにより、人材育成の基盤がより強固になるとともに、企業イメージの向上、さらには従業員にとって働きやすく成長できる環境となり定着率の向上も期待できます。また、中小企業事業主等が認定職業訓練を行う場合、補助要件を満たせば都道府県からその訓練経費等の一部について、補助を受けることができます。

各都道府県の定めるところにより、認定職業訓練を実施するために必要な次の経費が補助対象となります。

- * 運営費・・・指導員や講師の謝金、教科書に要する経費等
- * 施設費・・・施設の建設及び修繕に要する経費
- * 設備費・・・機械器具の購入に要する経費

※補助率は、補助対象経費の3分の2以内

※補助を受けるためには、補助対象要件を満たす必要があります。

ご利用方法

認定職業訓練の実施を検討される場合は、各都道府県の人材開発主管課へお問い合わせください。

参照情報

厚生労働省ウェブサイト「認定職業訓練」

お問い合わせ先

事業所の所在地、または訓練を行う施設がある都道府県庁の担当窓口

各都道府県の窓口一覧は、以下の URL をご覧ください。または、厚生労働省ウェブサイト内で「認定職業訓練」を検索してください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/training_employer/nintei/index.html

『若年技能者の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 若年技能者人材育成支援等事業(ものづくりマイスター制度)

企業からの依頼に基づき、各都道府県地域技能振興コーナーが、熟練技能者「ものづくりマイスター」を派遣し、中小企業・業界団体の若年技能者等を対象とした実践的な実技指導を実施します。また、若年技能者の人材育成に係る相談・援助にも対応しております。

対象となる方

製造業・建設業等を営む中小企業

対象職種

- 製造系職種・・・製造・建設技能 111 職種(機械加工、建築大工、造園など)
- IT系職種・・・Web デザイン等 IT 系 11 職種

支援内容

優れた技能と経験を持つ「ものづくりマイスター」(建設業と製造業が対象)について、企業からの依頼に基づき、各都道府県地域技能振興コーナーから各企業へ派遣することが可能です。また、各都道府県地域技能振興コーナーでは、若年技能者の人材育成に係る相談・援助等も実施しております。

【ものづくりマイスターによる技能指導】

<講習例>

- 技能検定 1,2 級レベルの技能習得(普通旋盤作業手順、機械加工の基礎、Web サイト製作 など)

<活用方法>

- データベースにおいて、ものづくりマイスターの検索が可能です。

<https://monozukuri-meister.mhlw.go.jp/search/TorokushaSearchInitAction.do>

- 依頼する際に参考となる、活用事例集もあります。

<https://monozukuri-meister.mhlw.go.jp/mm/mm/contents/haken/>

<受講者の声>

- 普通旋盤に初めて触れて、自分で作ることを実感した。
- 作業中の音、切粉(きりこ)の量、作業速度、寸法測定や 4S(整理・整頓・清掃・清潔)なども学び、自信が持てた。
- これまで機械任せだった加工を自らの頭で考えるようになって対応力が向上した。
- 基礎からの丁寧な指導で機械加工の全体を理解したことで、工程全体や段取りまで理解が及ぶようになった。



ご利用方法

ものづくりマイスターの派遣や、若年技能者の人材育成に係る相談・援助を希望する場合は、各都道府県地域技能振興コーナーへ依頼してください。

お問い合わせ先

事業所の所在地を管轄する各都道府県の地域技能振興コーナー

<https://monozukuri-meister.mhlw.go.jp/mm/mm/contents/corner/>



『従業員の技能・技術や自社の生産性の向上を図りたい』 生産性向上人材育成支援センター

企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成に関する総合的な支援を行っています。

対象となる方

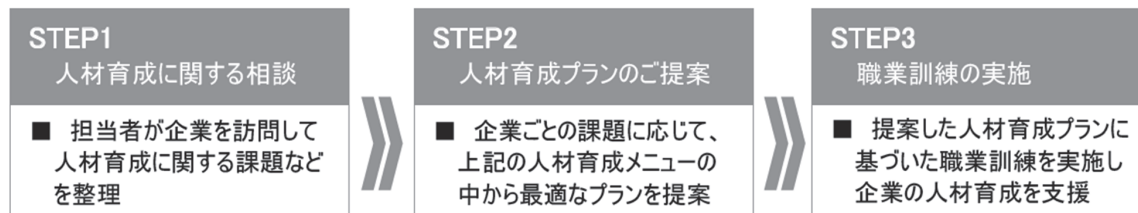
従業員の技能・技術や自社の生産性の向上を図りたい中小企業等

支援内容

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する全国のポリテクセンター等に設置した「生産性向上人材育成支援センター」では、次の3つの人材育成メニューで、中小企業等の生産性や技能・技術の向上を支援しています。また、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、中小企業等のDXに対応するための人材育成について相談支援を行っています。
※このほか、訓練を受講する際に利用可能な「人材開発支援助成金」の紹介や、ポリテクセンターで実施する離職者向け職業訓練の受講者と求人企業とのマッチングも行っています。

人材育成支援メニュー	内容	訓練時間数	受講料・利用料
①在職者訓練（能力開発セミナー）	ものづくり分野を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、設備保全等に関する技能・技術の習得を支援する訓練コース	12時間～30時間	7,000円から30,000円(税込)（平均13,000円程度）
②生産性向上支援訓練	生産性向上に必要な生産管理、品質管理、組織マネジメント、マーケティング、技能・ノウハウの継承等に関する知識や、ITを活用した実践的な業務改善のために必要な知識・スキルの習得を支援する訓練コース	4時間～30時間	2,200円から6,600円(税込)
③職業訓練指導員の派遣／施設・設備の貸出	「職業訓練指導員(テクノインストラクター)の派遣」や「施設・設備の貸出」により、企業が行う従業員の人材育成を支援	-	利用料は内容・時間数等により異なる

※①～②のメニューは、企業の要望に応じてオーダーメイドで訓練コースを設定することができます。（相談の流れ）



ご利用方法

詳細は最寄りの生産性向上人材育成支援センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
URL:<http://www.jeed.go.jp/js/jigyonusshi/seisansei.html>

※都道府県においても、地域の人材ニーズを踏まえた在職者向け職業訓練を実施しています。
詳細は各都道府県にお問い合わせください。

『福利厚生を充実させて優秀な人材を確保したい』 勤労者財産形成促進制度

給料からの天引きで無理なく貯蓄ができ、公的で安心な住宅融資を受けることもできる福利厚生制度を、手軽に導入することができます。

対象となる方

従業員のために福利厚生の充実をお考えの事業主

支援内容

本制度は、従業員の計画的な財産形成を国と事業主が支援するもので、福利厚生制度として活用することができます。

本制度には、給与天引きによって預金を行う「財形貯蓄制度」(財形貯蓄)と、財形貯蓄を行っている方が住宅購入やリフォームを行う場合に、事業主の支援の下、必要となる資金の貸付けを受けることができる「財形持家融資制度」(財形融資)等があります。

財形貯蓄には、①使用目的が限定されない「一般財形貯蓄」、②住宅購入やリフォームのための「財形住宅貯蓄」、③老後の備えのための「財形年金貯蓄」があり、事業主は金銭面での負担無く、制度を導入することができます。また、ご利用にあたり、従業員の雇用形態は問いません。

財形融資は、財形貯蓄残高の10倍までの範囲(最高4,000万円まで)で、融資を受けることができます(5年ごとの固定金利)。なお、常用労働者数300人以下の企業の勤労者、または、18歳以下の子等(胎児含む。)を扶養する勤労者の方には、当初5年間の貸付金利を通常金利から0.2%引き下げる特例措置もあります(原則、令和6年3月末までの新規申込み分が対象です。特例措置の併用はできません。)

その他、財形貯蓄を利用している従業員の貯蓄努力を直接的に支援するため、事業主が金融機関等に毎年金銭を拠出し、一定期間運用後に拠出金の元利合計額を従業員に給付する「財形給付金制度」等があり、併せて実施することができます。

■助成措置

「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」は、元利合計550万円までの利子等が非課税となります。また、「財形給付金制度」等においては、事業主が拠出した金銭は、損金または必要経費扱いとなります。なお、従業員が給付を受ける際には一時所得扱いとなります。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

参照情報

財形貯蓄制度
財形持家融資制度

お問い合わせ先

財形貯蓄制度について
厚生労働省
雇用環境・均等局勤労者生活課
電話:03-5253-1111(5368)

財形持家融資制度について
独立行政法人勤労者退職金共済機構
勤労者財産形成事業本部
電話:03-6731-2935
URL: <http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/index.php>

『仕事と家庭の両立のための支援策を知りたい』 両立支援等助成金

育児・介護等を行う労働者の仕事と家庭の両立に取り組む事業主を支援する助成金です。

対象となる方

各コースに応じて以下のとおりです。

(1) 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

①第1種(男性労働者の育児休業取得)

育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数実施するとともに、育児休業中の業務を代替する労働者の業務見直しなどの業務体制整備を行い、男性労働者に子の出産後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得させた中小企業事業主

②第2種(男性労働者の育児休業取得率上昇)

①を受給後、育児休業を取得した男性労働者がさらに2名以上生じ、男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させる等(※)した中小企業事業主

※一定の場合に、3年以内に2年連続70%以上となった場合も対象

(2) 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護両立支援制度の利用者が生じた中小企業事業主

①介護休業

対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、職場復帰した場合

②介護両立支援制度

対象労働者が介護両立支援制度(例: 所定外労働の制限、介護のための在宅勤務、介護フレックスタイム制等)を合計20日以上利用した場合

i) 業務代替支援加算: 代替要員の新規雇用(派遣を含む)または代替する労働者への手当支給等を行った場合

ii) 個別周知・環境整備加算: 労働者への個別周知及び両立しやすい雇用環境整備を行った場合

③新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した場合

(3) 育児休業等支援コース

①育休取得時、②職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主

③業務代替支援

育児休業取得者の業務を他の労働者に代替させた中小企業事業主

④職場復帰後支援

育児休業からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主

⑤新型コロナウイルス感染症対応特例

小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる特別有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、特別有給休暇を対象労働者に取得させた事業主

育児休業等に関する情報公表加算

出生時両立支援コース(①)及び育児休業等支援コース(①～④)について、直近年度に係る以下①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、支給額を加算(各コース1回限り)。

①男性の育児休業等取得率 ②女性の育児休業取得率 ③男女別の平均育休取得日数

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給(※1)の休暇制度を整備・周知し、休暇(※2)を取得させるとともに、就業規則等に母性健康管理措置を定めた事業主

※1. 年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上が支払われることが必要です。

※2. 休暇については合計20日以上取得させることが必要です。

(5) 不妊治療両立支援コース

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(※)を不妊治療を行う労働者に利用させた中小企業事業主

※ 不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、所定外労働制限制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制、テレワーク

支援内容

各コースで以下の額が支給されます。

(1) 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

	支給額
①第1種	20万円 代替要員加算 20万円(代替要員3人以上:45万円) 育児休業等に関する情報公表加算 2万円
②第2種	1事業年度以内 60万円 2事業年度以内 40万円 3事業年度以内 20万円

※①、②それぞれ1事業主当たり1回まで。

(2) 介護離職防止支援コース

	支給額
①介護休業	休業取得時 30万円 個別周知・環境整備加算 15万円 職場復帰時 30万円 業務代替支援加算 新規雇用 20万円、手当支給等 5万円
②介護両立支援制度	30万円 個別周知・環境整備加算 15万円
③新型コロナウイルス感染症対応特例	有給休暇の取得日数が5日以上 10日未満 20万円、10日以上 35万円

※①～③それぞれ、1事業主当たり1年度5人まで。

(3) 育児休業等支援コース

	支給額	
①育休取得時(※1)	30万円	育児休業等に関する 情報公表加算 2万円 (1回限り)
②職場復帰時(※2)	30万円	
③業務代替支援(※3)	新規雇用 50万円 手当支給等 10万円 対象者が有期雇用労働者の場合の加算 10万円	
④職場復帰後支援	制度導入時(※4) 30万円 制度利用時(※5) (1)子の看護休暇制度 1,000円×時間 (2)保育サービス費用補助制度 実支出額の3分の2	
⑤新型コロナウイルス感	対象労働者1人あたり 10万円	

染症対応特例(※6)	
------------	--

※1. 1事業主あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで。
 ※2. 育休取得時と同一の対象労働者である場合に支給。
 ※3. 1事業主あたり新規雇用・手当支給等合わせて1年度 10人まで5年間支給。
 ※4. 「子の看護休暇制度」または「保育サービス費用補助制度」を就業規則等に整備した場合で、いずれか1事業主あたり1回限り。
 ※5. 「子の看護休暇制度」は1企業あたり1年度 200時間を上限、「保育サービス費用補助制度」は1事業主あたり1年度 20万円を上限。また、最初の支給申請日から3年以内に5人まで。
 ※6. 1事業主あたり対象労働者 10人(同一労働者について1回限り)まで、100万円を上限。

(4)新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

	支給額
合計 20 日以上 of 休暇取得時	20 万円

※1事業所あたり5人まで。

(5)不妊治療両立支援コース

	支給額
①環境整備、休暇の取得等(※1,3)	30万円
②長期休暇の加算(※2,3)	30万円

- ※1. 休暇制度・両立支援制度を5日(回)取得させた場合。
 ※2. 休暇制度を連続 20 日以上取得させ、原職に復帰後3か月以上継続勤務させた場合に加算。
 ※3. 1事業主あたり1回まで。

ご利用方法

支給申請書と必要書類を都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出
 ※両立支援等助成金の詳しい支給要件、申請期限、申請書様式など、厚生労働省ウェブサイトをご覧の上、都道府県労働局にお問い合わせください。

参照情報

両立支援等助成金(右に QR コードあり)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

労働局の所在地一覧は以下のページをご覧ください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『就職氷河期世代を採用するための支援策を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者としての就業が困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

次の(1)の労働者を(2)の条件により雇い入れる事業主

(1)対象労働者（原則、以下の①～⑤のすべてに該当する求職者）

- ①1968(昭和43)年4月2日から1988(昭和63)年4月1日の間に生まれた者
- ②雇入れ日前直近5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下である者
- ③雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
- ④下記(2)①の紹介の時点で失業の状態にある者または非正規雇用労働者である者で、かつ、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
- ⑤正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

(2)雇入れの条件

対象労働者を次の①と②の条件によって雇い入れること

- ①ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
- ②正規雇用労働者（短時間労働者を除く。）として、かつ、雇用保険一般被保険者として雇い入れること

支援内容

合計助成額 60万円(50万円)
 支払方法 30万円(25万円)×2期
 ()内は大企業に対する支援額です。

中小企業事業主

各30万円(計60万円)

中小企業事業主以外

各25万円(計50万円)

ご利用方法

- (1)対象者の雇入れ日から半年経過後、1年間経過後のそれぞれ2か月以内に必要な書類を添えて労働局またはハローワークに支給申請を行います。
- (2)労働局において審査を行い、支給・不支給の決定を行います。

お問い合わせ先

都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

ハローワーク

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

『障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ』 障害者トライアル雇用

障害者を継続雇用へ移行することを目的として、原則3か月間(テレワーク勤務を行う者は原則3か月以上6か月以内、精神障害者は原則6か月以上12か月以内)のトライアル雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。

対象となる方

次のいずれも実施した事業主

(1)ハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出すること。
(2)ハローワーク・職業紹介事業者等の職業紹介により、次のいずれかの要件を満たす障害者※1を、週20時間以上の労働時間※2でトライアル雇用すること。

- ①紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ②紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている
- ④重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

※1. 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者を指します。

※2. 雇入れ時の週の労働時間を10時間以上20時間未満として精神障害者または発達障害者を試行雇用する場合は、「障害者短時間トライアル雇用」を活用できます。

支援内容

対象者1人当たり、月額4万円(最長3か月)を支給します。

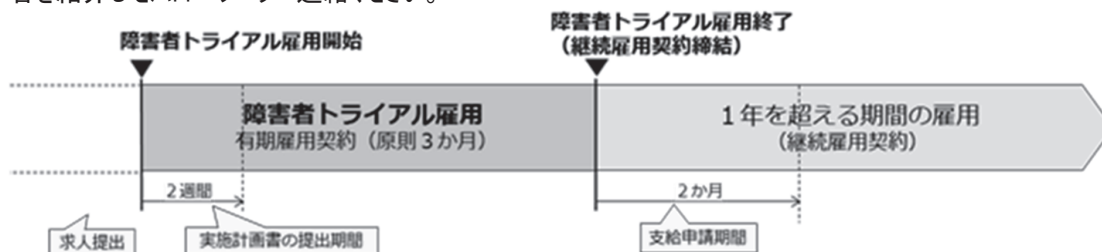
※精神障害者を試行雇用する場合は、試行雇用開始から3か月間は月額8万円、4か月目から6か月目までは月額4万円を支給します。

ご利用方法

(1)本助成金を受給しようとする事業主は、まずは、ハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出してください。障害者トライアル雇用開始日から2週間以内に、職業紹介を受けたハローワーク等に実施計画書を提出してください。

(2)障害者トライアル雇用終了日の翌日から2か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは都道府県労働局に支給申請書を提出してください。

※支給対象者がテレワーク勤務によるトライアル雇用を実施した者または精神障害者である場合、障害者トライアル雇用の途中で継続雇用へ移行した場合、自己都合で離職した場合は支給申請期間が異なる場合があります。速やかに対象者を紹介したハローワークへ連絡ください。



※助成金の支給を受けるには一定の要件があります。詳細はハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局
ハローワーク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork
都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『障害者の作業施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者作業施設設置等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業施設等の設置・整備を行う事業主

支援内容

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	2/3	・障害者1人につき 450万円 (作業施設、附帯施設、作業設備の合計) ※作業設備の場合 障害者1人につき 150万円 (中途障害者の場合は1人につき 450万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき 合計4,500万円)	3年間
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借	※上記の障害者である在宅勤務者		・障害者1人につき 月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき 月5万円 (中途障害者の場合は1人につき 13万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額	

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高年齢・障害者業務課(東京、大阪は高年齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高年齢・障害者業務課(東京、大阪は高年齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高年齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高年齢・障害者業務課(東京、大阪は高年齢・障害者窓口サービス課)

『継続して雇用する障害者のための福祉施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』 障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体

支援内容

対象となる障害者	助成率	限度額
・身体障害者・知的障害者・精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3分の1	・障害者1人につき225万円・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額(1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき計2,250万円)

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高年齢・障害者業務課(東京、大阪は高年齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高年齢・障害者業務課(東京、大阪は高年齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高年齢・障害者業務課(東京、大阪は高年齢・障害者窓口サービス課)
URL: <http://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

『障害者の雇用管理のために必要な介助等の措置を行うための助成金を知りたい』
障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の措置を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の措置を行う事業主

支援内容

1 障害者介助等助成金

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○ 事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の同上肢機能障害及び2級以上の同下肢機能障害を重複する者 ・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者	3/4	・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回 1万円 年150万円まで	10年間
○ 事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱			・委嘱1人 1回 1万円 年24万円まで	
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○ 事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続	※上記の障害者である在宅勤務者	2/3	・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回 9千円 年135万円まで	5年間
○ 事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続			・委嘱1人 1回 9千円 年22万円まで	

③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○ 聴覚障害者の雇用管理のために必要な手話通訳、要約筆記等担当者の委嘱	・6級以上の聴覚障害者	3/4	・委嘱1人 1回 6千円 年28万8千円 まで(障害者9人以下の場合)	10年間
④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○ 障害者への合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	—	・増配置(専従) 1人月8万円 (上限2名、最大6ヶ月) (兼任) 1人月1万円 (上限5名、 中小企業:最大12ヶ月、 その他:最大6ヶ月) ・研修受講(受講費) 要した経費の2/3 (20万円まで) (資金助成) 1人1時間700円 (上限10名、最大月10時間) ・委嘱 要した経費の2/3 (月10万円まで、最大6ヶ月)	1年間
⑤重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 ○ 障害者が行う業務の介助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	次のいずれにも該当する者 ・重度訪問介護サービスの利用者 ・同行援護の利用者又は行動援護の利用者 ・身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた者 ※上記の障害者である在宅勤務者	4/5 (中小企業: 9/10)	対象1人あたり月13万3千円 (中小企業:15万円)まで	委託した年度の末日まで
⑥職場復帰支援助成金 ○ 職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施	・身体障害者 ・精神障害者(発達障害のみを有する者を除く) ・難病患者 ・高次脳機能障害のある者 ※上記の障害者である在宅勤務者	—	・時間的配慮、職務開発等を実施した場合 月額 4万5千円 (中小企業:6万円) ・職務開発等に伴う講習を実施した場合 半年 2~9万円 (中小企業:3~12万円)	1年間
⑦職場支援員の配置又は委嘱助成金 ○ 業務遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病患者 ・高次脳機能障害のある者	—	・配置1人 短時間労働者以外の者 月3万円(中小企業:4万円) 短時間労働者 月1万5千円(中小企業:2万円) ・委嘱1人 1回 1万円 (配置の場合の各月額に対象月数を乗じた額が上限)	2年間(精神障害者は3年間) ※

※企業在籍型職場適応援助者による支援修了を配置理由とするものは6ヶ月

2 職場適応援助者助成金

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間
①訪問型職場適応援助者助成金 ○ 訪問型職場適応援助者による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病患者 ・高次脳機能障害のある者 ・地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある者 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外 1日：4時間以上 1万6千円 4時間未満 8千円 	1年 8か月 (精神障害者は2年8か月)
②企業在籍型職場適応援助者助成金 ○ 企業在籍型職場適応援助者による支援			<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者 1日：3時間以上 1万6千円 3時間未満 8千円 ・養成研修受講料の1/2 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外 短時間労働者以外の者 月6万円(中小企業：8万円) 短時間労働者 月3万円(中小企業：4万円) ・精神障害者 短時間労働者以外の者 月9万円(中小企業：12万円) 短時間労働者 月5万円(中小企業：6万円) ・養成研修受講料の1/2 	6か月

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、助成金ごとに定められた期間内に管轄する独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)
URL：<http://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

『障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行うための助成金を知りたい』 重度障害者等通勤対策助成金

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主、または事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主、またはこれらの障害者を雇用する事業主を構成員とする事業主の団体

支援内容

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者	3/4	・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円	10年間
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）	・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者		・配置1人 月15万円	
③住宅手当の支払助成金	・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・障害者1人 月6万円	
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）	・知的障害者 ・精神障害者		・バス1台 700万円	
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）	※「②指導員の配置」 「④通勤用バスの購入」 「⑤通勤用バスの運転従事者の委嘱」		・委嘱1人 1回6,000円	
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱	上記については、対象障害者が5人以上であることが必要		・委嘱1人 1回2,000円 ・交通費 1認定3万円	
⑦駐車場の賃借助成金			・障害者1人 月5万円	
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者	3/4	購入1台 150万円 (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円)	
⑨重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 ○障害者の通勤の援助を重度訪問介護等サービス事業者に委託 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借	次のいずれにも該当する者 ・重度訪問介護サービスの利用者同行援護の利用者又は行動援護の利用者 ・身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた者 ※上記の障害者である在宅勤務者	4/5 (中 小企 業: 9 /10)	対象者1人あたり 月7万4千円 (中小企業:8万4千円)	委託した日から3ヶ月まで

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、助成金ごとに定められた期間内に管轄する独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『障害者が就労するために必要な 事業施設等の整備等を行うための助成金を知りたい』
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者を多数継続雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

障害者を多数継続雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主

支援内容

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・知的障害者(重度でない知的障害者である短時間労働者を除く) ・精神障害者 	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・1認定5千万円 (同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度) 	5年間
※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入		※対象障害者を1年を超えて継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要		

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
 都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)
 URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『障害者を雇用した後の専門的な支援を受けたい』 障害者の職場適応のための支援(ジョブコーチ支援)

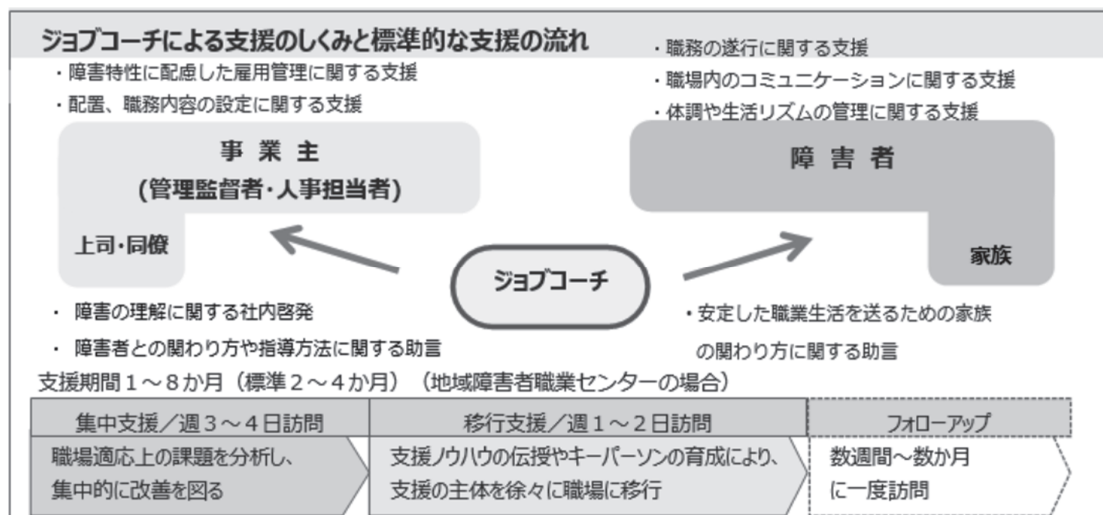
障害者の職場適応を容易にするため、職場適応援助者(ジョブコーチ)が職場を訪問し、障害者や事業主等に対して支援を行います。

対象となる方

障害者を雇用する事業主、または障害者を雇用する予定の事業主

支援内容

- 障害者の職場適応に向けた支援として、ジョブコーチが以下のアドバイスや提案を行います。
 - ・ 【障害者へ】職場の従業員の方との関わり方や、効率の良い作業の進め方など
 - ・ 【事業主へ】本人が力を発揮しやすい作業の提案や障害特性を踏まえた仕事の教え方など



- ジョブコーチには以下の3種類があります。

種類	
①配置型	地域障害者職業センターに所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行います(利用は無料)。
②訪問型	就労支援を行っている社会福祉法人等に所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行います(利用は無料。訪問型ジョブコーチ支援を実施する社会福祉法人等に対して、助成金制度があります。)
③企業 在籍型	自社の従業員がジョブコーチ養成研修を受けて、自社で雇用する障害者の支援を行います(企業在籍型ジョブコーチによる支援を実施する事業主に対して、助成金制度があります。)

ご利用方法

- ジョブコーチに支援に来てもらいたい(①または②のジョブコーチ) → お近くの地域障害者職業センターにご相談ください。
- 自社の社員にジョブコーチスキルを身につけさせたい(③のジョブコーチ) → (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構または民間の研修機関へお申込みください。

お問い合わせ先

地域障害者職業センター

URL: <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/index.html>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業リハビリテーション部研修課

電話: 043-297-9095

民間の研修機関(厚労省ウェブサイト各研修機関へのリンクを掲載しています)

『人材確保のためのマッチングを支援して欲しい』 人材確保対策推進事業

全国の主要なハローワークに人材確保支援の総合専門窓口として「人材確保対策コーナー」を設置し、人材不足に悩む事業主に対し、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを行うとともに、業界団体と連携した人材のマッチング支援を実施します。

対象となる方

人材不足分野（福祉（介護、医療、保育）のほか、建設、警備、運輸分野等）の職種の求人者

支援内容

ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、主に次のような支援を実施します。

- ・ 求職者ニーズの把握と、それに基づいた求人者への求人充足に向けたコンサルティング
- ・ 事業所見学会や就職面接会等の開催
- ・ 業界団体と連携した求人者向けセミナーの実施

ご利用方法

ハローワークでの支援を希望される事業主の方は、下記までお問合せください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）の人材確保対策コーナー

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html>

『育児休業取得者の継続就労を支援したい、従業員の介護離職を防止したい』 中小企業育児・介護休業等推進支援事業

従業員のスムーズな育児休業の取得・職場復帰への支援や、従業員の介護離職の防止について、お悩みの事業主を対象に支援を行っています。

対象となる方

- ・ 育児休業を取得する従業員が円滑に育児休業を取得し、職場復帰するための取組について、お悩みの事業主の方
- ・ 従業員の介護離職を防止するための事前の取組や、実際に介護休業等を取得する従業員が発生した場合の対応についてお悩みの事業主の方

支援内容

仕事と育児、仕事と介護の両立に関して知見を持った社会保険労務士等の専門家である「仕事と家庭の両立支援プランナー」が事業主や人事労務担当者を訪問し、無料でアドバイスします。

アドバイスは、「育休復帰支援プラン」、「介護支援プラン」、「両立支援対応モデル」等を活用して行い、従業員の円滑な育児休業・介護休業等の取得から職場復帰までを支援する方法について、プランナーが企業の状況を共に確認します。

また、各種マニュアルの提供、各プランの策定についてのセミナーを開催し、セミナー後の個別相談等を行っています（いずれも無料）。

ご利用方法

中小企業育児・介護休業等推進支援事業公式サイトから、申し込みフォームにお進みいただき、お申し込みください。

参照情報

「仕事と家庭の両立支援プランナー」の支援を希望する事業主の方へ

お問い合わせ先

株式会社パソナ
育児・介護支援事務局（厚生労働省委託事業 委託先）
電話: 03-5542-1740

『車両系建設機械等を高水準の安全性を有すると認められるものに更新したい』 高度安全機械等導入支援補助金

高水準の安全性を有する機械の普及を目的とし、近年の技術の進展に伴い開発されている安全機能を有する車両系建設機械等を導入する中小企業に対し、当該機械への改修、買い替えにより要する費用の一部に対する補助金を交付します。

対象となる方

本補助金の交付を受ける事業者は、建設業許可を有し次の1及び2のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

1 次の業種のうち、A(資本又は出資額の総額)又はB(常時雇用する労働者)のいずれかに該当する事業主であること。

- | | | |
|--------------|-------------|-----------|
| ・小売業(飲食店を含む) | A: 5000万円以下 | B: 50人以下 |
| ・サービス業 | A: 5000万円以下 | B: 100人以下 |
| ・卸売業 | A: 1億円以下 | B: 100人以下 |
| ・その他の業者 | A: 3億円以下 | B: 300人以下 |

2 その他補助事業者が適当と認める者

支援内容

車両系建設機械に取り付ける、高度な安全性能を有する特定の安全装置を購入する中小企業事業者等に対し、補助金を交付します。

ご利用方法

建設業労働災害防止協会高度安全機械導入支援補助金事務センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会

高度安全機械導入支援補助金事務センター

URL: <https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>

電話: 03-6275-1085

『中途採用の拡大や移住者の採用支援、中高年齢層が起業した場合の支援策を知りたい』

中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図る事業主に対して助成するものです。中途採用の拡大と賃金上昇等を行う事業主に対して助成し、転職・再就職者の採用機会の拡大を図ることを目的としています。

対象となる方

中途採用者の能力評価、賃金、処遇等の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の拡大、②45歳以上の中途採用率の拡大)させた事業主。

支援内容

	助成概要	助成額
中途採用率の拡大	中途採用率を20ポイント以上上昇させた事業主に対する助成	50万円
45歳以上の中途採用率の拡大	以下全てを満たす事業主に対する助成 ・中途採用率を20ポイント以上上昇させた ・うち45歳以上の労働者で10ポイント以上上昇させた ・当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた	100万円

ご利用方法

ご利用に際しては、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局にお問い合わせください。お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

公共職業安定所(ハローワーク)

URL : <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局

URL : <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

※受給に当たっては、計画届の提出等各種要件があります。

『東京圏からの移住者の採用支援策を知りたい』 中途採用等支援助成金(UIJ ターンコース)

内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用した UIJ ターン者を採用した中小企業等の事業主に助成を行うものであり、東京圏(一定の要件を満たす地域)から東京圏以外の地域への UIJ ターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材の確保を図ることを目的としています。

対象となる方

東京圏からの移住者(※1、※2)を雇い入れた事業主

※1. デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用した UIJ ターン者に限ります。

※2. 新規学卒者および新規学卒者同一の採用の枠組みで採用された者は除きます。

支援内容

移住者の採用活動(※)にかかった経費に3分の1(中小企業事業主は2分の1)を乗じた額(上限100万円)を助成します。

※以下のような活動をいいます。

- ①募集・採用パンフレット等の作成・印刷
- ②自社ウェブサイト・自社PR動画の作成・改修
- ③就職説明会・面接会・出張面接等(オンラインによるものを含む)の実施
- ④外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士、民間有料職業紹介事業者等)によるコンサルティング

ご利用方法

(1)計画書を労働局またはハローワークに提出し、認定を受ける

(2)計画書に基づき、移住者の採用活動を実施し、移住者を採用

(3)計画の終期(※)の翌日から2か月以内に労働局またはハローワークに支給申請し、助成金を受給

※計画の終期にあつて、移住者の雇入れ日から6か月を経過していない場合は、当該雇入れ日から6か月を経過する日

※受給に当たっては、上記の他各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へお問い合わせください。

参照情報

雇用保険法第62条第1項第6号

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

公共職業安定所(ハローワーク)

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork
都道府県労働局

『働き方改革に取り組むための融資制度を知りたい』 働き方改革推進支援資金

「働き方改革」や「多様な人材の活用促進」などに取り組むために必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

中小企業者であって、次の(1)～(9)のいずれかに取り組む方。

- (1) 非正規雇用の処遇改善に取り組む方
- (2) 事業場内最低賃金の引上げ(2%以上)に取り組む方
- (3) 従業員の長時間労働の是正に取り組む方
- (4) 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(同条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。)
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(同条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。)及び同法第9条に基づく認定を受けた方
- (6) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けた方
- (7) 障害者の雇用または障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方
- (8) 外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方
- (9) 健康経営優良法人の認定(効力を有する認定に限る。)を受けている方

※貸付対象(1)～(5)、(7)～(9)について、社会保険および労働保険への加入義務がある事業者(法人に限る。)は、社会保険および労働保険への加入が要件。(ただし、次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定または女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けた方を除く)。

支援内容

◆貸付限度◆

中小企業事業

7億2,000万円

◆貸付期間◆

中小企業事業

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

長期運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)

◆貸付利率

貸付対象	貸付利率
(1)	・特別利率①:非正規雇用労働者の平均基本給を2%以上増額する場合 ・特別利率②:非正規雇用労働者の平均基本給を3%以上増額する場合
(2) (8)	・特別利率①

(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別利率①: 全従業員の平均の月間所定外労働時間数を前年同月と比べて 5 時間以上削減する場合 ・特別利率②: 上記に加えて、勤務間インターバル制度を新たに導入する場合
(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別利率① ・特別利率②: 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定を受けた方
(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別利率① ・特別利率②: 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定を受けた方(同法第 8 条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。)
(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別利率②
(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別利率① ・特別利率②: 障害者の雇用の促進等に関する法律第 77 条に基づく認定を受けた方
(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別利率① ・特別利率②: 健康経営優良法人の認定を受けている方の内、上位 500 法人(ブライツ 500 又はホワイト 500)として認定(効力を有する認定に限る。)を受けている方

ご利用方法

日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫の各支店の窓口にお申し込みください。

※必要書類など詳しくは下記へお問合せください。

参照情報

- ・ 日本政策金融公庫(中小企業事業)
- ・ 沖縄振興開発金融公庫

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
 中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
 事業資金相談ダイヤル
 電話: 0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫
 電話: 098-941-1795

エイジフレンドリー補助金

事業者に対し、労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備を促進するため、60歳以上の高年齢労働者に特有の労働災害被災リスクを低減するための設備の改善等及び高年齢労働者を含むすべての労働者の健康保持増進のための取組に要する経費の一部に対する補助金を交付します。

対象となる方

本補助金を受給する事業者は、次の(1)または(2)の要件を満たしていることが必要です。また、下記「支援内容」のうち、「高年齢労働者の労働災害防止のための取組」については、60歳以上の高年齢労働者を常時1名以上雇用していることも必要です。

(1) 次のいずれかに該当する事業主であること。また、労働保険に加入していること。

・小売業(小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業)

：常時使用する労働者が50人以下、資本金または出資の総額が5,000万円以下

・サービス業(医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学術支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など)

：常時使用する労働者が100人以下、資本金または出資の総額が5,000万円以下

・卸売業

：常時使用する労働者が100人以下、資本金または出資の総額が1億円以下

・その他の業種(製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など)

：常時使用する労働者が300人以下、資本金または出資の総額が3億円以下

※労働者数もしくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※その他、支給決定に当たって審査があります。

(2) その他厚生労働大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

用途・対象物

職場環境を改善するための次の対策にかかった費用を補助対象とします。

支援内容

本補助金は、上記「対象となる方」に該当する事業者が、高年齢労働者の労働災害防止対策やコラボヘルス等の推進について実施計画を策定し、審査を経て補助対象として選定された場合、その措置を実施した後に受給することができます。

取組例

○高年齢労働者の労働災害防止のための取組

(例)

・転倒災害防止のための通路の段差の解消、床や通路の滑り防止対策の導入

・介護における介助の際の身体的負担を軽減する器具、機材の導入

○コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組

(例)

・健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育

※オンライン開催、e-ラーニングなども可

・健康スコアリングレポート等を活用したコラボヘルスを実施するための健康診断等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入

助成額

○高年齢労働者の労働災害防止のための取組

補助率:2分の1 上限:100万円(消費税は除く)

○コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組

補助率:4分の3 上限:30万円(消費税は除く)

※複数の取組に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付額の合計は100万円を上限とする。

ご利用方法

○公募時期

令和5年4月～10月末日まで(予定)

※公募の開始時期につきましては、下記参照情報の厚生労働省 HP にてお知らせします。

○申請先(参考)

令和4年度補助事業者

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

(ウェブサイト:<https://www.jashcon-age.or.jp>)

参照情報

エイジフレンドリー補助金について(厚生労働省 HP)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)

お問い合わせ先(※参考 令和4年度補助事業者:一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター)

【申請関係】

電話:03-6381-7507 FAX:03-6381-7508

(平日(10:00～12:00、13:00～16:00)、土日祝日休)

メール:af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

【支払い関係】

電話:03-6809-4085 FAX:03-6809-4086

(平日(10:00～12:00、13:00～16:00)、土日祝日休)

メール:af-shiharai@jashcon.or.jp

『精神・発達障害者と一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めたい』 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

企業で働く一般の従業員を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)となっていただくための講座を開催します。

対象となる方

企業に勤めている方であればどなたでも受講できます。
現在、障害者と一緒に働いているかどうか等は問いません。

支援内容

講座では、講師が紹介する様々な事例を通じて、精神障害、発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などを、短時間(90分～120分程度)で学ぶことができます。

- ・ 精神疾患(発達障害を含む)の種類
- ・ 精神障害、発達障害の特性
- ・ 共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)など

ご利用方法

集合講座

労働局やハローワーク等を会場に、多くの企業から広く受講を募って講座を実施します。
→開催日程・場所などは、下記「お問い合わせ先」の都道府県労働局またはポータルサイトにてご確認ください。

出前講座

個別企業からの要請に応じて、講師が各職場へ出向いて講座を実施します。
→詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。

e-ラーニング版

本講座のe-ラーニング版を公表しています。「まずは基礎知識を学びたい」という方はこちらをご利用ください。
(e-ラーニング版)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/shisaku/jigyounushi/e-learning/

参照情報

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 e-ラーニング版

お問い合わせ先

都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

全国で開催日程・場所などは次のポータルサイトにも掲載しています。

URL: https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/shigotosupporter/

『障害者の雇用を推進するための支援策を知りたい』

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)

障害者の雇用の促進・雇用の安定に関する取組の状況等が優良な中小事業主について、障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。好事例の横展開や社会的メリット等の確保・向上を図ることで中小事業主における障害者雇用の取組を推進していきます。

対象となる方

認定基準を満たす中小事業主(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)が対象です。

【主な認定基準】

- ・法定雇用率を達成していること(雇用義務がない場合でも、障害者を1人以上雇用していること)
- ・障害者雇用促進法等の関係法令に違反する重大な事実がないこと
- ・以下の評価項目ごとに加点方式で採点し、一定以上の得点のある事業主

大項目	中項目	小項目
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面、②人材面
	仕事づくり	③事業創出、④職務選定・創出、⑤障害者就労施設等への発注
	(障害特性に配慮した)環境づくり	⑥職務環境、⑦募集・採用、⑧働き方、⑨キャリア形成、⑩その他の雇用管理
成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況、⑫定着状況
	質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント、⑭キャリア形成
情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり
	成果(アウトカム)	⑯数的側面、⑰質的側面

支援内容

認定を受けると、以下のメリットがあります。

<認定のメリット>

- ・ 自社の商品、広告等への認定マークの使用
- ・ 求人票へのマークの表示
- ・ 認定マークの使用によるダイバーシティ・働き方改革等の広報効果
- ・ 障害のない者も含む採用・人材確保の円滑化
- ・ 地域の障害者雇用のロールモデルとして知名度の向上

- ・ 日本政策金融公庫による低利融資
- ・ 地方公共団体の公共調達等における加点の促進 等



【認定マーク(愛称:もにす)】

ご利用方法

- (1) 事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに対して必要な書類を添えて申請を行ってください。
- (2) 認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。
- (3) 「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)」の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

お問い合わせ先

都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)
 都道府県労働局
 URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>
 ハローワーク
 URL: <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

『短時間であれば働くことのできる障害者を雇用する際に給付金を受けたい』 特定短時間労働者の雇用に対する支援

短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、週 20 時間未満の雇用障害者数に応じて、障害者雇用納付金を財源とする特例給付金を支給する制度が令和 2 年 4 月 1 日から始まりました。また、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している場合、人数に応じて障害者雇用調整金または報奨金を支給します。

対象となる方

- 週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の障害者を雇用する事業主
- 障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主
- ※特定短時間労働者：短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者

支援内容

- 週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の障害者を雇用する事業主に対して、その企業規模に応じて、特例給付金を支給します。

事業主区分	支給額※1	支給上限人数※2
100 人超	一人あたり月額 7,000 円	週 20 時間以上の雇用障害者数(人月)
100 人以下	一人あたり月額 5,000 円	(同上)

※1. 支給額は、支給対象の雇用障害者数(実人数)に基づき、月ごとに算出。

※2. 支給上限人数の算定においては、重度障害者の場合のダブルカウント及び短時間労働者の場合の-half カウントを適用。

- 障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主に対して、その企業規模に応じて、調整金又は報奨金を支給します。

事業主区分	支給額	支給上限人数
100 人超(調整金)	障害者雇用率を超えて雇用している障害者数※1×27,000 円	—
100 人以下(報奨金)	障害者雇用率を超えて雇用している障害者数※2×21,000 円	—

※1. 支給額は、支給対象の雇用障害者数(実人数)に基づき、月ごとに算出。

※2. 各月の雇用障害者数の年度間合計数について、各月の常時雇用している労働者数の 4%の年度間合計数又は 72 人のいずれか多い数を超えて雇用する障害者数(実人員)に基づき、月ごとに算出。

ご利用方法

- 上記の特例給付金、調整金、報奨金は全て同様の時期で申請いただくことになります。

申請対象期間

申請年度の前年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで
(※この期間に雇用した特定短時間労働者について特例給付金を支給します。)

申請

- ・ 100 人超事業主
⇒申請年度の 4 月 1 日から 5 月 15 日までの間
- ・ 100 人以下事業主
⇒申請年度の 4 月 1 日から 7 月 31 日までの間

支給

申請年度の10月1日から12月31日までの間に実施

※申請対象期間の中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日から45日以内を申請期限とし、当該申請を受理した日から3月以内に支給します。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

納付金部

電話：043-297-9650

URL：<https://www.jeed.go.jp/disability/koyounohu/index.html>

『就職困難者を採用し、人材育成を行いたい』

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

就職困難者を「採用」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実現すると、通常の特定制職者雇用開発助成金のコースよりも高額の助成が受けられます。(「訓練」や「賃金引上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成金が支給されます。)

対象となる方

未経験職種への転職を希望する就職困難者(障害者、高齢者、母子家庭の母、氷河期世代など)をハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、人材開発支援助成金を活用した訓練を行い、「賃金引上げ計画」の計画期間内に採用時(試用期間がある場合は本採用時)の「毎月決まって支払われる賃金」を5%以上引き上げた事業主に対して、助成金を支給します。

※1 詳細は以下のリンク先をご確認ください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001018961.pdf>

※2 この助成メニューのほか、就職困難者をデジタルなどの業務(プログラマーなど)を行う労働者として雇い入れた場合の助成メニューもあります。詳細は以下のリンク先をご確認ください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000922236.pdf>

支援内容

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期、第2期、第3期、第4期、第5期、第6期)といい、支給対象期に分けて支給します。

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母 高齢者(60歳以上) 生活保護受給者等 など	90万円(75万円) 短時間: 60万円(45万円)	45万円(37.5万円) × 2期 短時間: 30万円(22.5万円) × 2期
就職氷河期世代不安定雇用者	90万円(75万円)	45万円(37.5万円) × 2期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円(75万円) 短時間: 120万円(45万円)	45万円 × 4期(37.5万円 × 2期) 短時間: 30万円 × 4期(22.5万円 × 2期)
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	360万円(150万円) 短時間: 120万円(45万円)	60万円 × 6期(50万円 × 3期) 短時間: 30万円 × 4期(22.5万円 × 2期)

※()内は大企業に対する支援額

ご利用方法

支給対象期が経過するごとに、その後2か月(支給申請期間)以内に支給申請書を管轄都道府県労働局長に提出してください。なお、管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。詳細については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へお問い合わせください。

お問い合わせ先

都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

ハローワーク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

フィットテスト測定機器等購入補助金

特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第 36 条の3の2第4項等において新たに義務付けられるフィットテストについて、自ら実施する事業者又は事業者等の委託を受けてフィットテストを実施する作業環境測定機関若しくは特殊健康診断実施機関がフィットテスト測定機器等を購入する場合、機器等の購入に要する費用の一部に対して補助を受けることができます。

対象となる方

中小企業事業者、作業環境測定機関又は特殊健康診断実施機関

支援内容

① フィットテスト測定機器等購入補助金

対象となる事業者

(1) 定量的フィットテスト測定機器

以下のいずれにも該当する事業者

- ・作業環境測定を過去3年以上受託している作業環境測定法（以下「作環法」という。）第2条第7号の作業環境測定機関又は労働安全衛生法第 66 条第2項に基づく特殊健康診断を過去3年以上受託している特殊健康診断実施機関の事業者（各機関について特定の関係企業・協力グループ会社等のみを対象として実施している機関を除く。）

- ・特化則第 36 条の3の2第4項等に基づきフィットテストが義務付けられる事業者からの求めにより、本補助金で購入したフィットテスト測定機器を用いてフィットテストを実施する見込みのある事業者

- ・令和3年4月6日付け基安化発 0406 第3号で定めるフィットテスト実施者に対する基本教育修了者を1名以上有している事業者

(2) 定性的フィットテスト測定キットについて

以下のいずれにも該当する中小企業事業者

- ・特化則第 36 条の3の2第4項等に基づきフィットテストが義務付けられる場合で、本補助金で購入したフィットテスト測定キットを用いてフィットテストを実施する見込みのある事業者

- ・令和3年4月6日付け基安化発 0406 第3号で定めるフィットテスト実施者に対する基本教育修了者を1名以上有している事業者

補助内容

特化則第 36 条の3の2第4項等に義務付けられるフィットテストに対応可能な①定量的フィットテスト測定機器又は②定性的フィットテスト測定キットの購入費用（消費税を除く。）に対し補助します。

（補助率 2 分の 1、①、②ともに申請できる台数は1事業場あたり1台まで、①は 1 事業場あたり上限 71 万円、②は1事業場あたり上限 2.5 万円）

なお、本補助金は申請者すべてに交付されるものではありません。都道府県別の配布枠等に応じ、交付します。助成対象、申請の方法や必要な書類など、詳しくは（※補助事業者）へお問い合わせください。※ただし、送料、別売品、チューブ、マスクアダプタ、消耗品、保証サービス、校正等のオプションは対象外

お問い合わせ先

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 (03)5442-5934

団体経由産業保健活動推進助成金

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

対象となる方

- ・事業主団体等
事業主団体又は共同事業主であって、事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であること、中小企業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たした団体等
- ・労災保険の特別加入団体
労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

用途・対象物

助成対象となる産業保健サービスは以下のとおりです。

- ① 医師、歯科医師による健康診断結果の意見聴取
- ② 医師、保健師による保健指導
- ③ 医師による面接指導・意見聴取
- ④ 医師、保健師、看護師等による健康相談対応
- ⑤ 医師等による治療と仕事の両立支援
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による職場環境改善支援
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発

支援内容

産業保健サービスに要する費用の80%(上限100万円)を助成します。

ご利用方法

詳しくは、独立行政法人労働者健康安全機構にお問い合わせください。

参照情報

- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課
 電話: 0570-783046
 URL: <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

過重労働解消のためのセミナー

事業主や労務担当者などを対象に、毎年10月から12月を中心に、過重労働解消のためのセミナーを実施しています。このセミナーでは、過重労働防止に関する法令や各種制度、先行企業の取組事例、業務効率化に関する実践的な手法等を紹介します。

対象となる方

事業主や労務担当者

支援内容

これからの時代にあった新しい働き方が求められている今、長時間労働の問題は各企業が解決すべき共通の課題となっています。これまでの業務や組織の在り方を見直したうえで、それぞれの企業にあった改善方法を見つけなければ、その効果を得ることはできません。

そのため、このセミナーでは、健康的に働ける職場を実現したいと考える企業の経営者や労務担当者の方をサポートするため、働き方改革関連法をはじめとした過重労働防止に関する法令や、パワーハラスメント対策やストレスチェック制度等、職場改善のために必要な情報を詳しく解説します。

さらに、働き方改革の効果を上げている先行企業の事例や実践的な業務効率化に関するノウハウについても解説します。

8月頃に厚生労働省ウェブサイトにおいて開催日時等について公表するため、ご確認ください。

お問い合わせ先

厚生労働省労働基準局監督課特定分野労働条件対策係

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html



『労働者のスキルアップを在籍型出向により行う際の支援策を知りたい』 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

在籍型出向では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合に、出向元事業主にたいして助成金が支給されます。

対象となる方

出向元事業主(企業グループ内出向の場合は支給されません)

《対象となる出向》

- 労働者のスキルアップを目的とすること。
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること。
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

支援内容

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額(最長1年まで) イ 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円※ ² / 1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1.出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2.雇用保険の基本手当日額の最高額(令和4年8月1日現在)。毎年8月に改正されるためご注意ください。

ご利用方法

出向の実施計画届を事前に管轄労働局長に提出し、出向を行った後に支給申請書を提出してください(管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。)

※詳しい支給要件、申請期限、申請書様式などについては、厚生労働省ウェブサイトをご覧の上、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局

『地域企業における人材獲得・育成・定着等の取組を支援したい』 地域戦略人材確保等実証事業

民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方公共団体、金融機関、教育機関等と連携し、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保・域内でのキャリアステップの構築等の総合的な取組を行うことを支援します。

対象となる方

地域企業に対して人材獲得・育成・定着等に関する支援を行う、民間事業者等
※詳細は、公募時の公募要領をご確認ください。

支援内容

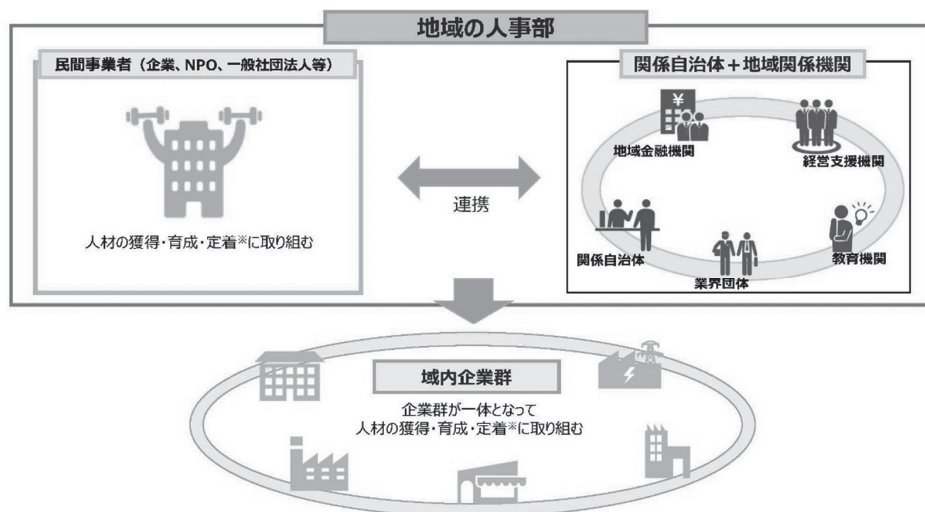
＜補助対象経費＞

民間事業者等が、地域企業に対して実施する人材獲得・育成・定着等にかかる経費

＜補助率＞

2分の1等

※詳細は、公募時の公募要領をご確認ください。



※獲得：域内企業等の合同セミナー・イベント・インターン実施、育成：域内企業等の合同社員研修、定着：兼業・副業や域内転職、都市部への一時出向 等

ご利用方法

- (1) 今後、事務局より公募を行います。所定の方法・様式に基づき、期日までにご応募ください。
- (2) 外部審査委員による審査を経て、採択者を決定します。
- (3) 交付決定後、補助事業を実施していただきます。補助金は事業完了後に交付します。
※公募スケジュール等の詳細については、お問い合わせ先までご連絡ください。今後、経済産業省ウェブサイト等を通じてお知らせします。
※上記の内容について変更が生じる場合もありますので、詳細は公募時の要領をご確認ください。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済活性化戦略室
電話：03-3501-1697 E-mail: bzl-jinzai-r5@meti.go.jp
URL: https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html



『「はじめて輸出」を応援します』 新規輸出 1 万者支援プログラム

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。

対象となる方

中堅・中小企業等

支援内容

これから輸出を考え始める方から、すでに輸出をされている方まで、海外に関するすべてのご相談をお受けし、経済産業省、中小企業庁、JETRO及び中小機構が一体となり、中堅・中小企業、地域企業の新規輸出の取組への支援を一気通貫で支援します。

本プログラムのポータルサイトをJETROに設置しており、ポータルサイトへご登録いただいた後、専門家が個別に現況をコンサルティングさせていただき、輸出の実現に向け、下記支援事業等のご紹介など段階に応じて最適な方法をナビゲートします。

※下記事業は一例です。

・輸出相談(海外展開ハンズオン支援)(中小機構)

輸出に慣れていない中小企業向けに、中小機構の輸出に詳しい専門家が輸出の可能性について相談に応じ、実現に向けた課題を明確化します。

・ものづくり補助金(グローバル市場開拓枠②海外市場開拓枠(JAPAN ブランド)類型)

輸出向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を一貫して支援します。

・新輸出大国コンソーシアム(JETRO)

JETRO、中小機構、地方自治体、金融機関などの支援機関が幅広く集結し、最適な支援をご紹介します。

また、輸出を含めた海外展開をお考えの中堅・中小企業等の皆様に対し、海外ビジネスに精通したJETROの専門家が寄り添い、市場調査や情報収集、現地での商談サポートなどの販路開拓に至るまで、様々な段階に応じて総合的な支援を提供します。

ご利用方法

JETROポータルサイトからご登録いただけます。

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(JETRO)

新規輸出 1 万者支援プログラムポータルサイト

URL: <https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

Tel: 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

受付時間: 平日 9 時～12 時/13 時～17 時(土日、祝祭日、年末年始除く)

『海外進出や国際取引に関する無料アドバイスを受けたい』 海外展開ハンズオン支援

海外ビジネスの課題やお悩みに関して、無料で何度でも、専門家によるアドバイスを受けることができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

海外ビジネスの課題やお悩みを解決するため、豊富な実務経験・ノウハウを持つ専門家にご相談に応じます。こんな場面でのお悩みに対応可能です。

- はじめての海外展開
- 戦略策定、計画策定
- 販路開拓・マーケティング
- 海外展示会への出展
- 代理店・販売店の活用
- 契約(売買、技術提携)
- 貿易実務
- 法規制(輸出入・投資・環境)
- 現地法人設立・運営
- 税務・会計・財務・労務
- 知財保護・知財活用
- 移転、撤退 等

ポイント1 「貴社だけの海外展開の姿」を一緒に考えます。

ポイント2 「ニーズに合う情報」を入手し、アドバイスします。

ポイント3 相談は何度でも受けられ、無料です。

ご利用方法

- (1) オンラインまたは FAX にて、相談内容などを書いてお申込みください。(事前予約制)
- (2) アドバイス場所・日時の調整のため、事務局からご連絡します。
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の本部(東京・虎ノ門)やお近くの地域本部、またはオンラインでお話を伺います。

参照情報

海外展開ハンズオン支援 (<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html>)

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)

(東京)本部 販路支援部 海外展開支援課

電話:03-5470-1522 FAX:03-5470-1527

E-mail:kei-kokusai@smrj.go.jp

(札幌)北海道本部 電話:011-210-7472 FAX:011-210-7481

(仙台)東北本部 電話:022-716-1751 FAX:022-716-1752

(名古屋)中部本部 電話:052-201-3068 FAX:052-220-0517

(金沢)北陸本部 電話:076-223-5546 FAX:076-223-5762

(大阪)近畿本部 電話:06-6264-8624 FAX:06-6264-8612

(広島)中国本部 電話:082-502-6689 FAX:082-502-6558

(高松)四国本部 電話:087-811-1752 FAX:087-811-1753

(福岡)九州本部 電話:092-263-1535 FAX:092-263-0310

(沖縄)沖縄事務所 電話:098-859-7566 FAX:098-859-5770

『EC サイトを通じて販売したい』 越境 EC 等活用促進事業

BtoC 市場向け、BtoB 市場向けの EC サイトへの出展を支援することで、海外市場の獲得を後押しし、日本の中堅・中小企業の安定した輸出ビジネスに繋がります。

対象となる方

海外展開に取り組む中堅・中小企業等

支援内容

1. 海外における EC 販売プロジェクト「JAPAN MALL」
ジェトロが海外の主要 EC サイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設置し、日本商品の販売を支援します。
原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結し、複雑な輸出手続きが不要なため、輸出が初めてでも参入しやすい仕組みです。
2. 米国等向け越境 EC 支援プログラム「JAPAN STORE」
ジェトロと Amazon が連携し、米国等海外の Amazon 内に「JAPAN STORE」を開設し、日本企業の出品及び販売促進を支援します。
3. 通年型オンライン展示会への出展支援「JAPAN LINKAGE」
ジェトロがオンライン展示会への出展・バイヤーへのプロモーションを最長1年間支援します。
4. ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト「JAPAN STREET」
商品を JAPAN STREET サイトに掲載し、ジェトロが招待した世界中のバイヤーに紹介します。
バイヤーから引き合いが来たらジェトロから連絡し、オンライン商談につなげます。

	 JAPAN MALL	JAPAN  STORE	JAPAN LINKAGE	 JapanStreet
概要	世界各国の EC バイヤーへの商品紹介	米国 Amazon 等への出品	海外の通年型オンライン展示会への出展	ジェトロのカタログサイトへの商品掲載
おすすめポイント	国内納品／買取で取引が完結！ バイヤー買取により商品の返品リスク無し！	米 Amazon 等の日本企業特設サイトに商品掲載！ はじめて出品する企業は出品をサポート！	出展料をジェトロが一部補助！ ※中堅・中小企業のみ 出展・マーケティングを主催者が支援！	ジェトロが選定した有力海外バイヤーが参照する カタログサイトへ無料掲載！ 海外バイヤーからの引き合いチャンスを最大化！
対象分野	食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、伝統工芸品等	食品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、キッチン、ホーム、オフィス、スポーツ、アウトドア、ホビー等	機械・部品、電気・電子製品、食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア等 ※展示会によって異なる	食品・飲料、日用品、ファッション、ビューティー・ヘルスケア、伝統工芸品、コンテンツ、機械・材料等
費用	無料プラン、有料プランあり	無料プラン、有料プランあり	有料（一部補助あり）	無料
ジェトロ HP	https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall.html	https://www.jetro.go.jp/services/amazon_japan_store.html	https://www.jetro.go.jp/services/japan_linkage.html	https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

ご利用方法

ジェトロデジタルマーケティング部または最寄りのジェトロ国内事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ジェトロデジタルマーケティング部
EC ビジネス課 (JAPAN MALL、JAPAN STORE) 電話: 03-3582-5227
プラットフォームビジネス課 (JAPAN LINKAGE、JAPAN STREET) 電話: 03-3582-4686
ジェトロ国内事務所一覧
URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

輸出商社マッチング

初めて輸出に取り組む国内事業者が参加しやすい商談プログラムとして、日本国内の輸出商社等との間接輸出での商談機会を提供いたします。

対象となる方

海外展開に取り組む中堅・中小企業等

支援内容

国内事業者に対して、海外に商流(越境 EC を含む)を有する国内の輸出商社または国内調達担当者とのマッチングを行い、商談の機会を提供いたします。

※商談会は、原則として日本語で行います。

ご利用方法

JETRO企画部地方創生推進課または最寄りのJETRO国内事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

JETRO企画部地方創生推進課

電話: 03-3582-5314 (平日 9:00~17:00)

JETRO国内事務所一覧

URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

『海外展開に関する支援を受けたい』 新輸出大国コンソーシアム

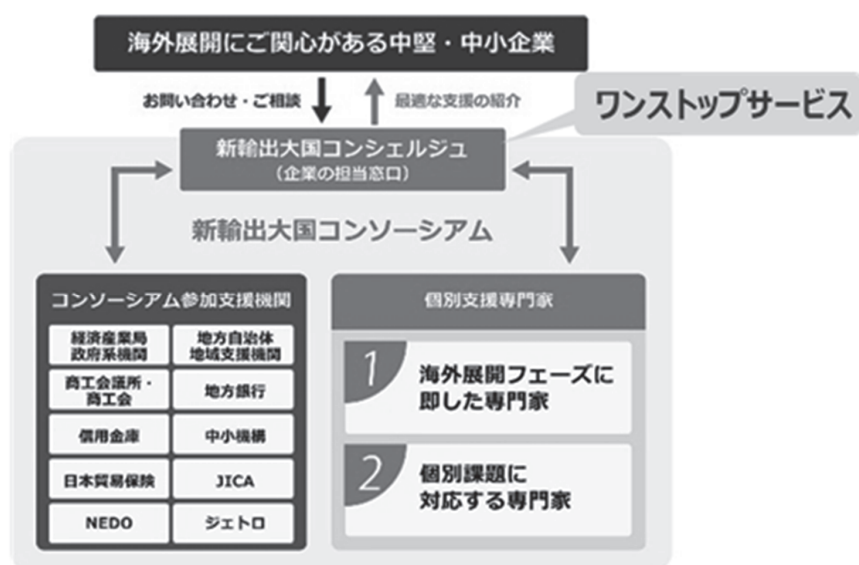
海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、専門家が寄り添い、情報収集、計画策定から販路開拓に至るまで、様々な段階に応じて、各支援機関が連携して総合的な支援を提供します。

対象となる方

海外展開に取り組む中堅・中小企業等

支援内容

JETRO、中小機構、地方自治体、金融機関などの支援機関が幅広く集結し、最適な支援をご紹介します。各国・地域事業に精通した専門家が、継続的な企業訪問・商談同席・海外出張同行などを通じて、販路開拓を支援します。また、貿易実務、法務、会計などの個別課題を解決する専門家がスポット支援を行います（審査あり）。



ご利用方法

新輸出大国コンソーシアム事務局、最寄りのJETRO国内事務所、またはコンソーシアム支援機関の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

新輸出大国コンソーシアム事務局
 電話: 03-3582-8333 (平日 9:00~17:00)
 JETRO国内事務所一覧
 URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>
 コンソーシアム支援機関一覧
 URL: <https://www.jetro.go.jp/consortium/organizations/>

『自社の海外ビジネス人材を育てたい！』 中小企業海外ビジネス人材育成塾

輸出を始めとする海外ビジネスの基礎を学ぶ育成塾と、海外子会社の経営者向けの赴任者研修・現地法人経営講座の二つの研修プログラムにより、中小企業の皆様の海外事業担当者の育成をお手伝いします(無料)。

対象となる方

1. 海外ビジネス人材育成塾(育成塾)

海外展開(輸出および進出)を目指す中小企業の新任の海外事業担当者、または基礎からの学びなおしを希望する海外事業担当者

2. 現地法人経営講座

中小企業の海外現地法人の経営者／経営幹部として赴任される方(対象となる地域・業種については今後ウェブサイトで公開)

支援内容

1. 海外ビジネス人材育成塾(育成塾)

通常、何年も掛けて現場での経験から身に付ける輸出商談のノウハウを約3カ月で速習します。また、講義やワークショップに加え、JETROのリソースを活用した海外の最新情報や現地専門家からの助言により、研修を通して対象国へのビジネス戦略をブラッシュアップすることができます。

オンラインを中心とした全7回(3カ月弱)の研修プログラムを実施します。

- 1) eラーニング: 貿易実務オンライン講座速習版「輸出商談編」「英文ビジネスeメール編」
- 2) 講義: 分野別輸出の基礎、海外情報の収集、貿易実務、デジタル商談への対応、海外現地情報
- 3) ワークショップ: 海外戦略の策定、プレゼン資料作成、模擬商談
- 4) 個別面談: 海外現地専門家によるオンライン個別指導

2. 現地法人経営講座

全5回(5週間)のオンライン研修で、経営者として求められる、戦略策定、経理・財務・税務、工場管理、人事・労務、多様性・異文化理解、リスク対策などの知識とスキルを学びます。

ご利用方法

JETROウェブサイトからお申込みいただけます(「JETRO 育成塾」「JETRO 現地法人経営講座」で検索)。

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(JETRO) URL: <https://www.jetro.go.jp>

国際ビジネス人材課 電話: 03-3582-8355 E-Mail: ikusei@jetro.go.jp

国内事務所 URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

『海外に進出をする際・進出後の現地支援策を知りたい』 現地進出支援強化事業(海外進出支援)

現地の公的機関や民間の協力機関とのネットワークを活用して、中小企業の海外展開を支援するプラットフォーム事業を実施します。また、海外においてアドバイザーによるコンサルティングサービスを提供します。

対象となる方

1. 海外展開(輸出・投資)の検討や拠点設立を検討している中小企業者
2. すでに海外に拠点を有する中小企業者

支援内容

1. 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業

現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みのあるコーディネーターを海外に配置し、現地進出・輸出等に関する皆様からのご相談にお応えします。また、在外公館、商工会議所、法律・会計事務所、金融機関等との連携・協力を強化し必要なサービスの提供や紹介、各種専門家への取次ぎ等を行います。

※設置箇所(19か国・地域、27拠点): インド(チェンナイ、ムンバイ)、インドネシア(ジャカルタ)、カンボジア(プノンペン)、タイ(バンコク)、台湾(台北)、中国(上海、広州、成都、北京、香港)、バングラデシュ(ダッカ)、フィリピン(マニラ)、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、マレーシア(クアラルンプール)、ミャンマー(ヤンゴン)、米国(サンフランシスコ、シカゴ、ニューヨーク)、ブラジル(サンパウロ)、メキシコ(メキシコシティ)、ドイツ(デュッセルドルフ)、フランス(パリ)、英国(ロンドン)、チェコ(プラハ)、アラブ首長国連邦(ドバイ)

2. 海外投資アドバイザー・経済連携推進(EPA)アドバイザー事業

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマーにおいて、アドバイザーによるコンサルティングサービスを提供し、アジア企業との取引や現地進出を円滑に進めたいと考えている皆様、経済連携協定の活用を検討している皆様からのご相談にお応えします。

ご利用方法

①海外展開(輸出・投資等)の検討や拠点設立を検討している中小企業者
最寄りのJETRO国内事務所またはビジネス展開支援課までお問合せください。

②既に海外に拠点を有する中小企業者
最寄りのJETRO海外事務所までお問合せください。

※事業詳細は以下の詳細参照先のページをご覧ください。

1. 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業

URL: <https://www.jetro.go.jp/services/platform.html>

2. 海外投資アドバイザー・経済連携推進(EPA)アドバイザー事業

URL: <https://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) URL: <https://www.jetro.go.jp>
 ビジネス展開支援課 電話: 03-3582-5017 E-Mail: platform-bda@jetro.go.jp
 最寄りの国内事務所 URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

『海外販路開拓に関する支援策を知りたい』 現地進出支援強化事業(海外販路開拓支援)

技術力が高く、海外とのビジネスに意欲のある元気な中小企業の皆様の海外販路開拓をお手伝いします。

対象となる方

海外販路開拓を検討中または既に取り組まれている中小企業の皆様
中小企業のサポートを行っている地方公共団体・業界団体の皆様

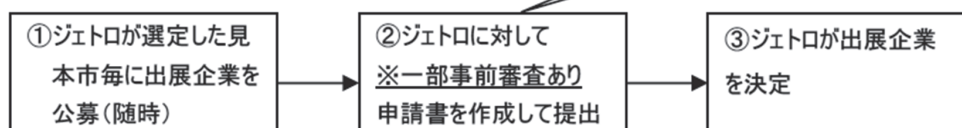
支援内容

1. 海外展示会への出展支援※事前審査あり
海外展示会でJETROが主催するジャパンパビリオンへの個別企業・業界団体等の参加を支援します。出展者は海外展示会に来場するバイヤーと実際に商談することで具体的成果を目指した取り組みが可能です。また、JETROより出展にかかる各種手続きの支援と出展費用の一部割引を受けることができます。
※出展費用は公募の際に出品案内書にてご案内します。
2. 海外バイヤーとの商談会を開催
バイヤーとの商談を通じて、自社製品の販売を図るとともに、海外市場に合わせた商品の開発・改良に資する情報を得たり、バイヤーの反応から自社製品の海外販路開拓可能性を探ることができます。
3. 経済連携協定(EPA)活用に関するアドバイス
経済連携協定(EPA)活用のメリットなどに関してセミナーやウェビナーの開催やアドバイザーによる個別相談等を実施します。

ご利用方法

1. 海外展示会への出展を支援※事前審査あり
出展者を募集する展示会の情報を、随時JETROウェブサイトに掲載しています。

(出展までのプロセス)



2. 海外バイヤーとの商談会を開催
参加者を募集する商談会の情報を、随時JETROウェブサイトに掲載しています。
3. 経済連携協定(EPA)活用に関するアドバイス
詳細は以下をご覧ください。

FTA/EPA、WTO <https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/>

EPA 相談窓口 <https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

海外投資アドバイザーへのご相談 <https://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

参照情報

JETROウェブサイト

FTA/EPA、WTO

海外投資アドバイザーへのご相談

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

総合案内

電話: 03-3582-5511

URL: <http://www.jetro.go.jp>

最寄りの国内事務所

URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業費補助金

日本企業が海外で操業する物品の製造拠点におけるエネルギー使用量削減を推進するために必要な現地人材の育成や、海外における日本メーカーの省エネ機器等の導入やメンテナンスに必要な現地人材の育成支援、カーボンニュートラル実現に必要な先進的技術に関するセミナー・寄附講座の開設支援や、海外の官民における決定権者等の招聘を通じて、アジア等の国・地域での省エネ化及びカーボンニュートラルの社会実装を実現する。

用途・対象物

渡航費、滞在費、研修費、通信整備費、動画教材等作成費、講師謝金、会場借料 等

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課 電話:(03)3501-1937

『セミナーやWEBで海外展開に関する最新情報を収集したい』 海外展開セミナー、WEBによる海外情報の提供

全国各地で開催される海外進出や国際取引に関するセミナーやウェブサイト上で最新の有益な情報を収集することができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

■中小企業海外展開セミナー

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)では、都道府県などの自治体、中小企業支援センター、商工会・商工会議所、金融機関等と連携し、中小企業の海外展開に必要な実務情報や支援施策等を紹介する海外展開セミナーを開催しています。またセミナーと併せて、海外展開に関する個別相談会も開催しています。

■ウェブサイトでの情報提供

中小機構では、ウェブサイトや中小企業支援ポータルサイトの「J-Net21(国際化支援ポータル)」で、中小企業・小規模事業者の方々の国際化の取組みに役立つ情報を提供しています。

(ウェブサイト) URL:<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/index.html>

(J-NET21) URL:<https://j-net21.smrj.go.jp/special/overseas/index.html>

(1)海外ビジネスナビ

海外展開を実施・検討している中小企業の皆様に、海外への事業展開に関する実務情報・取り組み事例をタイムリーに掲載します。

URL:<https://biznavi.smrj.go.jp/>

(2)海外展開に関する調査

中小企業・小規模事業者が海外展開に際して直面する課題等に関する調査を実施し、その結果を掲載しています。

URL:https://www.smrj.go.jp/research_case/research/overseas/index.html

(3)ebiz(中小企業のためのECポータルサイト)

ebizは、中小企業のEC活用支援を目的とした、オンライン講座・イベント・セミナー等をご案内するポータルサイトです。Web動画で国内から海外まで幅広く、EC市場への参入方法や運営について学べるなど、中小企業のEC活用をフルサポートします。

URL:<https://ec.smrj.go.jp/>

(4)J-GoodTech(ジエグテック)

「J-GoodTech(ジエグテック)」は、日本の中小企業と、国内外の企業をつなぐビジネスマッチングサイトです。自社製品や技術・サービス情報のプロモーション、ニーズに合わせた企業情報の検索ができるだけでなく、各企業と直接の情報交換や技術提案も可能です。

URL:<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>

ご利用方法

中小機構のウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部

(1)、(2)海外展開支援課

電話:03-5470-1522、E-mail:kei-kokusai@smrj.go.jp

(3)EC 活用支援担当

電話:03-5470-1681、E-mail:e-commerce@smrj.go.jp

(4)ジエグテック担当

電話:03-5470-1538、E-mail:jgoodtech_cs2@smrj.go.jp

『海外諸国の現地情報やビジネスマッチング情報を知りたい』 現地進出支援強化事業(海外調査・情報提供)

海外ビジネス・進出をご検討の中小企業の方々に各種海外情報のご提供、またご相談にお応えします。

対象となる方

海外ビジネス・進出の検討をしている中小企業者

支援内容

海外の情報を収集したい

- ・ **インターネットで世界各国のビジネス情報を入手できます(国・地域別情報)**
世界各国・地域の政治・経済・市場に関するニュースや分析レポート、貿易・投資に関する情報を無料で閲覧いただけます。各種経済・統計情報や貿易・投資制度などは国・地域別に閲覧したり、比較したりすることができます。また、よくある貿易・投資相談事例について、Q&A形式の個別記事もご覧いただけます。
- ・ **セミナー・講演会の開催**
企業の関心の高いテーマを選び、海外ビジネスに役立つセミナー(オンラインセミナーを含む)を開催します。

相談をしたい

- ・ **貿易投資相談**
海外ビジネスを検討する際、さまざまな段階で発生する実務面の疑問点について、実務経験が豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。(無料)
電話でのお問合せ時間: 9:00 から 17:00 (12:00 から 13:00 および土日祝祭日、年末年始を除く)
※面談については、事前予約制とさせていただきます。
<農林水産物・食品輸出相談窓口>
輸出にご関心のある、もしくは輸出に取り組んでいる事業者の方々が気軽に相談できる窓口を設置しています。
下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

参照情報

海外ビジネス情報(ニュース・レポート)
貿易・投資に関する国・地域別情報
セミナー・講習会 イベント情報
国際ビジネスマッチングサイト TTPP
貿易投資相談

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
URL: <http://www.jetro.go.jp>
・総合案内
電話: 03-3582-5511
・貿易投資相談
電話: 03-3582-5651
・農林水産物・食品輸出相談窓口(東京)
電話: 03-3582-5646
・最寄りの貿易情報センター(国内)
URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

『海外展開、海外事業再編のための融資を受けたい』 海外展開・事業再編資金

中小企業・小規模事業者の海外における事業の開始又は拡大に必要な資金や海外における経済の構造的変化等の影響を受けて海外直接投資にかかる海外展開事業を再編する資金、業況悪化している海外事業を安定化させるために必要な資金(いずれも海外企業に対する転貸資金を含む。)の融資を受けることができます。

対象となる方

- 1. 経済の構造的変化等に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、かつ、次の(1)～(3)の全てを満たす方**
 - (1)開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること
 - (2)本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること
 - (3)経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の①～④のいずれかに該当すること
 - ①取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること
 - ②原材料の供給事情により、海外進出をすること
 - ③労働力不足により、海外進出をすること
 - ④国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること
- 2. 海外における経済の構造的変化等に適応するために次の(1)および(2)の全てを満たす方【中小企業事業のみ】**
 - (1)海外における経済環境の変化等の影響を受けて、海外直接投資に係る海外展開事業を再編(全部又は一部を、移転又は廃止することを含む)することが、経営上必要であること
 - (2)本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること
- 3. 海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている方【中小企業事業のみ】**
- 4. 【クロスボーダーローン・中小企業事業のみ】**
次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに当てはまる方
 - (1)中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた特定事業者(※1)の海外現地法人
 - (2)中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた特定事業者の海外現地法人
 - (3)地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた特定事業者又はみなし特定事業者(※2)の海外現地法人

※ 海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要
 ※ タイ、ベトナム、香港、シンガポール又はフィリピンに本社及び主たる事務所が所在する海外現地法人が対象。
 なお、香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件あり。
 (※1) 特定事業者：中小企業等経営強化法又は地域未来投資促進法に定める特定事業者
 (※2) 地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業

支援内容

■貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)】14億4,000万円

【株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)】7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■貸付利率

基準利率。ただし、以下の条件を満たす場合は特別利率を適用する。

※無担保貸付の場合、貸付利率から0.5%を控除(中小企業事業)

※上限金利 2.5%(中小企業事業)

- ・ 日本と経済連携協定(EPA)又は自由貿易協定(FTA)を発効又は署名している国において海外展開事業を行う方については、4億円を限度として基準利率－0.65%
- ・ 海外直接投資において一定の利益水準が見込まれ、かつ、国内において雇用維持が見込まれる等の要件を満たす場合、4億円を限度として基準利率－0.65%
- ・ 【中小企業事業のみ】海外直接投資(追加投資を含む。)を行う方であって、海外企業を買収するために必要とする資金については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 【中小企業事業のみ】クールジャパンの推進に資する事業を行う方であって、一定の要件を満たす方については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 海外展開事業(海外直接投資〔追加投資を含む〕を除く)を新たに行う方(開始してから5年以内の方を含む)については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 【中小企業事業のみ】海外知的財産権を活用した海外展開事業(海外知的財産権の取得費用を除く。)を行う方については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 対象者2に該当する方が必要とする資金は4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 【クロスボーダーローン・中小企業事業のみ】4億円を限度として基準利率－0.9%

■貸付期間

設備資金 20年以内(うち据置期間 2年以内)

運転資金(海外企業に対する転貸資金を含む)7年以内(うち据置期間 2年以内)

※運転資金については、海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合は10年以内(うち据置期間 5年以内)

■その他

貸付資金について、円以外に米ドルによる貸付も可能です(中小企業事業のみ)。

なお、米ドルによる貸付の場合は、上記貸付利率に、所定の利率が加算されます。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

参照情報

- ・ 株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)
- ・ 沖縄振興開発金融公庫

お問い合わせ先

株式会社 日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル

電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

電話:098-941-1961

『海外現地流通通貨建ての資金調達を行いたい』 スタンバイ・クレジット制度

海外の提携金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために信用状を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援します。

対象となる方

1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた方
2. 中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた方
3. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた方
4. 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた方
5. 中小企業等経営強化法に基づく連携事業継続力強化計画の認定を受けた方
6. 地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた方
7. 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた方
8. 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた方
9. 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けた方
10. 食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けた方
11. 農林水産物・食品輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた方
12. 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた方

※ いずれも変更認定等を含みます。なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、国内法人が経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画において国内法人と共同事業を行う先に限ります。

支援内容

補償限度額

1 法人あたり 4 億 5,000 万円

補償料率

信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。

信用状の有効期間

1 年以上 6 年以内

海外でのお借入れ条件

融資条件(期間・返済方法・金利等)の詳細については、提携金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。

融資金額および通貨: 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。

資金用途: 承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金

融資期間: 1 年以上 5 年以内

提携先金融機関(掲載は国・地域の英語名のアルファベット順)

平安銀行(中国)、インドステイト銀行(インド)、バンクネガラインドネシア(インドネシア)、山口銀行(日本)【対象地域: 中国】、名古屋銀行(日本)【対象地域: 中国】、横浜銀行(日本)【対象地域: 中国】、KB 国民銀行(韓国)、CIMB 銀行(マレーシア)、パnulテ銀行(メキシコ)、メトロポリタン銀行(フィリピン)、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール)、合作金庫銀行(台湾)、バンコック銀行(タイ)、ベト・イン・バンク(ベトナム)、HD バンク(ベトナム)(2023 年 1 月末現在。)

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル
電話: 0120-154-505

『輸出取引の貨物代金が支払われないリスクに備えたい』 輸出保険

日本企業に安心して海外との取引を行っていただくための国の支援制度で、輸出先国のカントリーリスクや自然災害、または海外取引先の破産や資金ショート等により、貨物代金を受け取れない場合に保険金をお支払いします。
<国の信用力を背景に日本貿易保険(NEXI)がリスク審査および保険引受を実施。>

対象となる方

海外への輸出取引を行う中堅・中小企業、農林水産業関係法人等

支援内容

日本貿易保険(NEXI)は、「中小企業・農林水産業輸出代金保険」※によって、貨物船積後に生じた取引先国の

- ・カントリーリスク(非常危険): 戦争・テロ、為替・輸入制限、自然災害、経済制裁、収用等
- ・海外バイヤーのリスク(信用危険): 契約相手方の破産、履行遅延等

が発生したことによって、輸出者が貨物代金を回収できなくなった場合に保険金をお支払いします。

「中小企業・農林水産業輸出代金保険」ご利用にあたっては、保険利用のための海外バイヤーの信用調査が8件まで無料になります。また、NEXIの提携金融機関を通してこの保険をご利用いただくと保険料は10%割引になります。

※従来の「中小企業輸出代金保険」(対象: 中小企業基本法に基づく法人、または資本金の額もしくは出資総額が10億円未満の会社等)の対象を農林水産業関係法人等に拡大し、2016年7月より運用開始。

ご利用方法

詳細については、以下のお問い合わせ先にご連絡、または日本貿易保険のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

日本貿易保険のウェブサイト

お問い合わせ先

日本貿易保険(Nippon Export and Investment Insurance)

本店(東京) 営業推進グループ

電話: 0120-672-094(フリーダイヤル)

大阪支店 営業グループ

電話: 0120-649-818(フリーダイヤル)

お問合せ時間 9:00~12:00、13:00~17:30(土日祝日・年末年始を除く)

URL: <http://www.nexi.go.jp>

Youtube 公式チャンネル: <https://www.youtube.com/channel/UCCeU-adMA6ypIxJisMf13VQ/videos>

『海外で行った投資について戦争・テロ・天災等のリスクに備えたい』 海外投資保険

日本企業に安心して海外への投資を行っていただくための支援制度で、洪水や地震等の天災、テロ、戦争、外国政府による権利侵害等のカントリーリスクにより工場が稼働できない場合や事業停止となった際に損失をカバーし保険金をお支払いします。

対象となる方

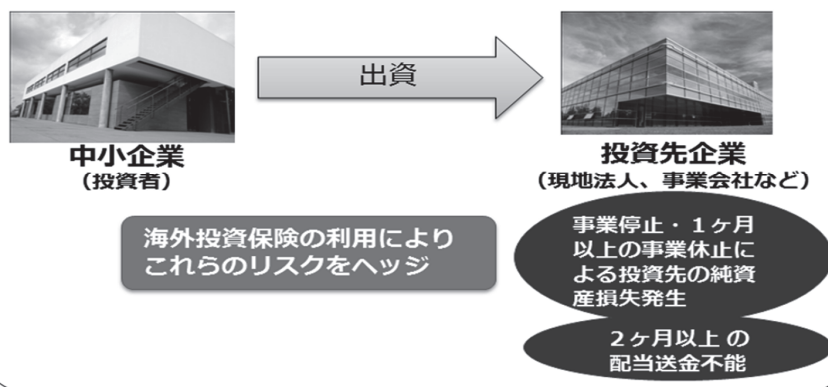
海外投資(出資による投資、不動産等の権利取得等)を行う中小企業

支援内容

天災やテロ、戦争等の不可抗力や、外国政府による収用、権利・利益侵害、外貨送金規制による配当金の送金不能等といった、出資の際には予測出来ないリスクが発生した場合に、投資先企業の簿価純資産の持ち分の目減り額等の損失に対して保険金をお支払いします。

すでに投資、取得している資産についても保険をかけることができます。

- ・ 海外現地法人への出資へ海外投資保険を利用したケース



ご利用方法

詳細については、以下のお問い合わせ先にご連絡、または日本貿易保険のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

日本貿易保険のウェブサイト

お問い合わせ先

日本貿易保険(Nippon Export and Investment Insurance)
 投資保険第一グループ(東南アジア・中東・北アフリカ向け)
 電話: 03-3512-7668
 投資保険第二グループ(上記以外)
 電話: 03-3512-7600
 お問合せ時間 9:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)
 URL: <http://www.nexi.go.jp>

『台湾で国際展開を図るための支援策を知りたい』

日本台湾交流協会事業

台湾でビジネスを行う際に必要となる基本情報の提供や、台湾企業とのビジネス交流を目指す経済団体等と協力した商談会やセミナーに対する支援、国際展示会への出展支援等により、台湾企業とのビジネスマッチングや連携を支援します。また、台湾での事業展開に関心のある日本のスタートアップ企業に対し、台湾のアクセラレータによるブリーフィング等の支援を行います。

対象となる方

- 台湾でのビジネス展開や台湾企業との連携を考えている我が国スタートアップ企業、中小企業
- 台湾とのビジネス交流を考えている中小企業を支援する産業支援機関等

支援内容

■ 情報提供事業

台湾でのビジネス展開を支援するため、台湾の経済動向や法制度などに関する情報提供及び貿易相談等のアドバイスをしています。

また、当協会のWEBサイト(<https://www.koryu.or.jp/>)では台湾における新型コロナウイルス感染症発生状況、入境制限及び入境後の行動制限等に関する最新情報を掲載しています。

■ 日台産業協力架け橋プロジェクト事業

① 助成事業

台湾とのビジネス交流計画を有する産業支援機関、業界団体、商工会議所等に対して、商談会やセミナー及びこれに付随して行う展示会の開催について、ノウハウの提供及び経費の一部助成を行います。また、必要に応じて最新の現地事情の紹介やフォローアップなどの支援を行います。

② 台湾における国際展示会等出展事業

台湾での国際展示会に協会が展示ブースを確保し、台湾とのビジネスを希望する我が国中小企業等による展示及び台湾企業との商談を支援します。

■ 日台スタートアップ・エコシステム強化事業 (URL: <https://www.koryu.or.jp/business/trade/startup/>)

日本台湾交流協会は、JETROと連携し、日本のスタートアップ企業による台湾での事業化や台湾を足がかりとした第三国への事業展開を支援する「日台スタートアップ・エコシステム強化事業」を実施しています。本事業はJETROの「グローバル・アクセラレーション・ハブ」事業拠点に位置づけられています。

台湾での事業展開に関心のある日本のスタートアップ企業に対し、協会が提携する台湾のアクセラレータが①ブリーフィング②個別メンタリング③マッチング、④共有ワーキングスペースの提供等の支援を行います。

ご利用方法

■ 貿易投資相談

(1) 貿易投資相談 Q&A が WEB サイト(トップページ>事業概要>貿易・経済事業)から閲覧できます。

URL: <https://www.koryu.or.jp/business/trade/>

(2) 電話でのご相談は、東京本部や台北事務所にて受け付けております。

(WEBサイトの日本台湾交流協会について>東京本部>利用案内・アクセスをご参照下さい。)

URL: <https://www.koryu.or.jp/about/tokyo/access/>

■ 日台産業協力架け橋プロジェクト事業 (URL: <https://www.koryu.or.jp/>)

例年2～3月に協会 WEB サイトにて公募します。

■日台スタートアップ・エコシステム強化事業(URL:<https://www.koryu.or.jp/business/trade/startup/>)
申し込みフォーム <https://www.jetro.go.jp/services/jhub> の下部、申し込みフォーム:台北にて受け付けています。

参照情報

日本台湾交流協会のウェブサイト
利用案内・アクセス

お問い合わせ先

公益財団法人日本台湾交流協会 東京本部 貿易経済部 電話:03-5573-2607
公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所 貿易投資相談担当
電話:+886-2-2713-8000

『ODA を活用した中小企業の海外展開支援』 中小企業・SDGs ビジネス支援事業

独立行政法人国際協力機構（JICA：ジャイカ）は、途上国の貧困削減等の課題の解決に取り組む政府開発援助（ODA）実施機関です。本事業は、優れた製品や技術、ノウハウを持つ日本の中小企業の海外展開を支援することで、途上国の様々な課題の解決に貢献し、同時に日本経済の活性化にも資することを目的とします。

対象となる方

ニーズ確認調査：中小企業、中小企業団体の一部組合※1、中堅企業※2（いわゆる「みなし大企業」は除く）

※1. 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、および商工組合

※2. 資本金の額または出資金の総額が 10 億円以下の会社

ビジネス化実証事業及び普及・実証・ビジネス化事業：中小企業、中小企業団体、中堅企業、
みなし大企業、大企業

支援内容

	ニーズ確認調査	ビジネス化実証事業	普及・実証・ビジネス化事業
契約形態	ビジネス化支援型：JICA がコンサルタントと共に企業のビジネス化を支援し、企業と JICA は、経費の直接のやり取りが原則発生しない契約を締結		調査委託型：JICA から企業へ調査を委託し、企業が必要に応じコンサルタントと契約
目的	ビジネス展開に関する初期仮説に基づき、顧客ニーズの検証、顧客ニーズと製品・サービスとの適合性の検証を行い、初期的な事業計画を策定する	課題解決に貢献し得るビジネスの開始に向け、製品・サービスに対する顧客の受容性を確認した上で、同提供体制の構築及び収益性確保に目途を立たせ、事業計画の精度を高める	技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA 事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援
事業経費	上限 1,000 万円＋コンサルティングサービス（※） ※JICA が選定、契約するコンサルタントによる支援	上限 2,000 万円＋コンサルティングサービス（※） ※JICA が選定、契約するコンサルタントによる支援	上限：1 億円/1.5 億円/2 億円（中小・中堅企業） 5,000 万円（大企業）
事業期間	8 カ月程度	1 年 4 カ月程度	1～3 年程度
負担経費	旅費、現地活動費	旅費、現地活動費、機材輸送費、本邦受入活動費	旅費、機材購入・輸送費、現地活動費、外部人材活用費、本邦受入活動費、管理費

ご利用方法

詳細については、JICA ウェブサイトをご参照ください。https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html

お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構（JICA）民間連携事業部 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口

電話：03-5226-3491 E-mail: sdg_sme@jica.go.jp

最寄りの国内機関 URL: https://www.jica.go.jp/priv_partner/inquiry.html



『海外展開してみたい・海外展開を支援してみたい』
**技術協力活用型・新興国市場開拓事業費補助金(社会課題
 解決型国際共同開発事業)**

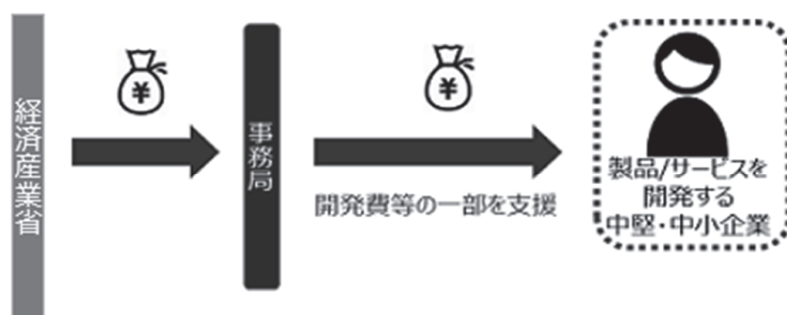
アフリカ・インド等の現地ニーズを踏まえた製品・サービスの開発等に取り組む中堅・中小企業の海外展開を支援します。

対象となる方

アフリカ・インド等の現地の課題・ニーズに応える製品・サービスの開発等に取り組む中堅・中小企業(※)

支援内容

現地の企業等と共同で現地の課題・ニーズに応える製品・サービスの開発や実証等に取り組む際にかかった経費の一部を補助します。



ご利用方法

事業実施機関を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課 電話:(03)3501-1937

『社員の奨学金の「代理返還」で会社と社員の Win-Win の関係を』 奨学金の代理返還支援

日本学生支援機構(JASSO)の貸与型奨学金について、各企業が社員の奨学金返還を支援(代理返還)する場合、2021年4月から、社員を介さず直接 JASSO に送金できるようになりました。所得税、法人税などの取扱いに関して企業及び社員双方にメリットがあり得ますので、是非御活用ください。

対象となる方

雇用する社員の奨学金返還を支援しようとする事業主

※既に返還支援を実施している事業主だけでなく、新しく実施しようとする事業主も対象となります。

内容

JASSO の貸与型奨学金(第一種・第二種)の返還の支援を企業が社員に対して行う場合、これまでは、支援金を一度社員に渡し、社員から JASSO に返還する必要がありました。2021年4月からは、企業からの直接送金を受け付けています。

本制度を利用する場合(企業から JASSO へ直接送金する場合)の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得ます。

返還者にとって、企業が直接機構に送金することで自身の通常の給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額の所得税は非課税になり得ます。

(※)返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

②【法人税】給与として損金算入できます。

企業にとっては、代理返還は使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入されます。

(※)役員給与、使用人兼務役員の場合の役員部分の給与は一定のものを除き損金不算入となり、また、過大な使用人給与も損金不算入になります。

③【法人税】中小企業向け賃上げ促進税制の対象となり得ます。

代理返還に充てる経費は、中小企業向け賃上げ促進税制の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除の適用が可能です。

(※)中小企業向け賃上げ促進税制:雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大 40%を税額控除(税額控除上限:法人税額の 20%)

④【社会保険料】標準報酬月額の対象外となり得ます。

代理返還した返還金は原則「報酬」に含まれず、社会保険料の賦課対象とはなりません。

(※)給与規程等で給与に代えて払われている場合には、「報酬」に含まれます。

・本制度を利用する企業の名称及び取組については、JASSO の HP にて PR を図ることができます。

また、JASSO から大学や学生等に対しても、就職後に支援が受けられる企業として紹介することができます。

※公表を希望されない場合には控えさせていただきます。

お問い合わせ先

独立行政法人日本学生支援機構奨学事業戦略部 奨学事業戦略課 総務係

電話:03-6743-6029

URL: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>

『海外進出先のビジネスを担う現地人材を育成したい』 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣・ 寄附講座開設事業)

海外進出先の現地ビジネスの担い手となる現地人材を育成するために行う、日本での受入研修、現地への専門家派遣の取組に対して、支援を受けることができます。

対象となる方

海外進出先の現地ビジネスを担う現地人材の育成に取り組む中小企業等
※ただし、海外進出先が新興国となる場合に限られます。

支援内容

1. 日本での受入研修

海外進出先の現地人材を日本企業に受入れ、実務研修を通じて人材育成に取り組む企業に対し、日本の企業文化等を理解するための座学研修の実施、必要経費(滞在費等)の補助を行います。

2. 現地への専門家派遣

日本から従業員等を専門家として海外に派遣し、現地従業員へ技術指導を通じて人材育成に取り組む企業に対し、準備から実施に向けた総合的なサポート、必要経費(渡航費、滞在費等)の補助を行います。

3. 寄附講座開設

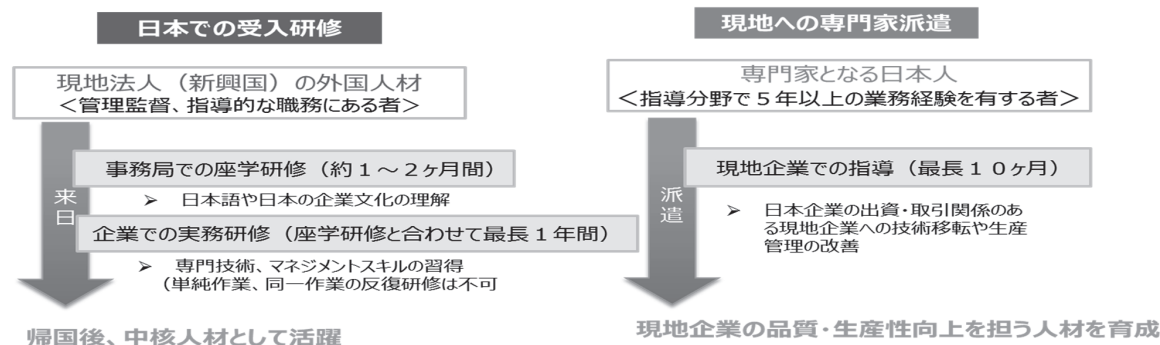
開発途上国内又は日本国内に所在する高等教育機関等において、日本企業・現地日系企業で求められる人材育成や日本企業・現地日系企業の高度人材獲得を目的とした寄附講座を開設に必要な経費の補助を行います。

■補助対象経費

滞在費、国内移動費、渡航費(条件あり)等

■補助率

大企業・中小企業・中堅企業およびその申請内容によって補助率が異なる(3分の1、2分の1、3分の2、定額)



ご利用方法

事業実施機関(事務局)を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課 電話:03-3501-1937

『海外ビジネスに向け、優れた知識や技能を有する外国人材を活用してみたい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (国際化促進インターンシップ事業)

海外展開に取り組む中小企業等における外国人材の活用に向けて、高度な知識・技能を有する外国人学生等の日本企業でのインターン受入れの機会を提供します。

対象となる方

高度外国人材のインターン受入れに取り組みたい中小企業等

※ただし、受入れ対象の外国人材は新興国等開発途上国(中国を除く。)の学生等に限られます。

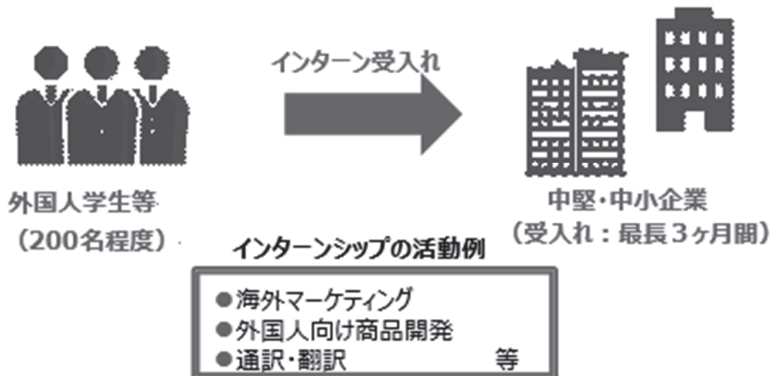
支援内容

今後の海外ビジネスの担い手として、優れた知識や高度な技術を有する外国人材を活用したいと考える中小企業等に対し、外国人学生等のインターン受入れ機会を提供します。※令和3年度はオンラインで実施予定。

＜実施概要＞

- 外国人学生等のインターン受入れを希望する中小企業等を公募(学生等の専攻分野、技術分野等の条件を登録)。
- 事務局にて、インターン候補生となる外国人学生等を募集し、日本企業とのマッチングを実施。
- 実施にあたり、受入企業向けの事前準備から実施に向けた総合的なサポート、必要経費を支援。

外国人学生等を日本企業に受入



ご利用方法

事業実施機関(事務局)を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局
技術・人材協力課
電話: 03-3501-1937

『商談会を通じて、信頼できる海外パートナー企業を探したい』 海外 CEO 商談会

技術連携、開発協力、現地 OEM 生産、部材の調達、販売代理店等の海外パートナー企業を求める日本の中小企業者・小規模事業者の方々に対して、日本企業との連携を希望する海外企業経営者（CEO）等との商談の場を提供します。

対象となる方

商談会等を活用し、海外展開に取り組む中小企業・小規模事業者

支援内容

海外 CEO 商談会は、海外展開を目指す国内中小企業と、日本企業との連携を希望する海外企業が招聘又はオンラインにて参加する商談会です。国内にいながら信頼のおける海外企業と出会いの場を提供しています。日本企業からの購入、代理店契約・日本製品の販売、合併会社の設立、共同開発・技術提携、日本企業への生産委託等を希望する海外企業経営者（CEO 等）が参加します。

- ・ 海外企業経営者（CEO 等）と直接商談するためスピーディーな意思決定が可能
- ・ 海外政府機関等から推薦を受けた優良な海外企業が参加
- ・ 日本企業からの購入、代理店契約・日本製品の販売、合併会社の設立、共同開発・技術提携、日本企業への生産委託等を希望する海外企業が参加
- ・ 全商談に英語又は現地語の通訳が同席するため日本語での商談が可能
- ・ 海外展開の専門家が商談ノウハウをアドバイス



ご利用方法

詳細・お申込みについては、海外 CEO 商談会特設サイトをご確認ください。

参照情報

海外 CEO 商談会特設サイト (https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/lp_ceo/ceotop/)
独立行政法人中小企業基盤整備機構 (<https://www.smrj.go.jp/sme/market/ceo/index.html>)

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
販路支援部 マッチング支援課 海外 CEO 商談会担当
電話: 03-5470-2375
FAX: 03-5470-2376
E-Mail: ceo-network@smrj.go.jp

『ECを活用した販路開拓の支援を受けたい』

EC 活用支援

専門家によるアドバイス、ワークショップ、EC 支援事業者とのマッチングイベント等により、EC を活用した国内・海外の販路開拓を支援します。

対象となる方

国内・海外の販路開拓を志向する中小企業・小規模事業者

支援内容

EC の専門家が、EC 出店前の準備や EC 出店後の運用やマーケティング等の具体的な課題を解決するためのアドバイスを行います。また、EC 活用支援ポータルサイト「ebiz」においてオンライン講座、コラムなどで情報提供しています。全国各地またはオンラインで、EC セミナーや EC ワークショップを開催する他、EC にかかわる様々なサービスを提供している EC 支援事業者とのマッチングイベントを実施するなど、EC を活用した販路開拓を支援します。

1. EC 活用支援アドバイス

中小企業・小規模事業者の皆様が EC を通じて国内又は海外の販路を拡大できるよう、EC に関するアドバイスを実施しています。全国の企業の皆様にもアドバイスを受けていただけるように、オンラインやメールによるアドバイスを実施しています。

2. ebiz(中小企業のための EC 活用支援ポータルサイト)

ebiz は国内 EC 及び越境 EC の新規参入方法から売上の拡大まで、中小企業ネットショップ販売成功のヒントを詰め込んだポータルサイトです。オンライン講座、コラム、事例集等の情報を提供しています。

3. EC セミナー、EC ワークショップの開催

中小企業・小規模事業者を対象に、EC サイト(ネットショップ)を円滑に開設・運用できるよう EC の専門家によるオンラインセミナーの他、明日から取り組める実践的なプログラムで、全国各地でワークショップも提供しています。オンラインセミナーの情報は、EC 活用支援ポータルサイト「ebiz」で情報提供しています。

4. マッチングイベント

モール・マーケティング・物流・決済等のさまざまな分野の EC 支援事業者とのマッチングの場を提供しています。また、EC サイト(ネットショップ)への出店や写真・動画等のコンテンツ作成に関するワークショップ、ノウハウを学べるセミナー・パネルディスカッション、EC 相談会等を実施し、さまざまなステージの企業の課題解決を支援しています。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

参照情報

EC 活用支援ポータルサイト【ebiz】(<https://ec.smrj.go.jp/>)

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
販路支援部 販路支援企画課 EC 活用支援担当
電話:03-5470-1681
FAX:03-5470-1588
E-mail:e-commerce@smrj.go.jp

『下請取引の適正化を図りたい』 「下請代金支払遅延等防止法」の規制について

下請取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。

対象となる方

親事業者から、物品の製造、修理、情報成果物(ソフトウェアなど)の作成または役務(運送、情報処理、ビルメンテナンスなど)の提供を受託した下請事業者。

支援内容

法律の概要

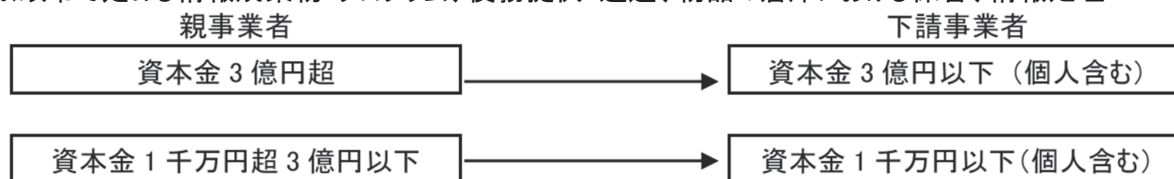
「下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」といいます。)」は、親事業者の不公正な取引を規制し、下請事業者の利益を保護することを目的として、下請取引のルールを定めています。中小企業庁と公正取引委員会は、親事業者が下請代金法のルールを遵守しているかどうか、毎年調査を行い、違反事業者に対しては、同法の遵守について指導しています。

法律の適用範囲

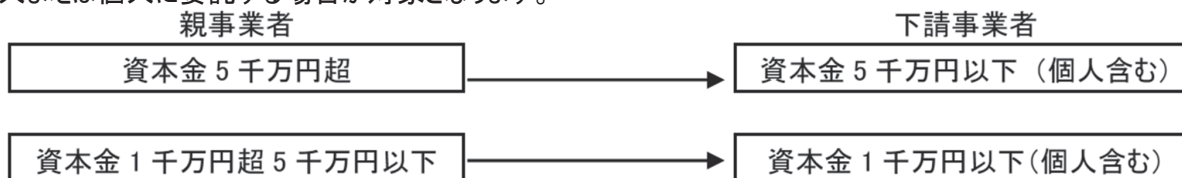
下請代金法は、親事業者が下請事業者に物品の製造・修理、情報成果物(ソフトウェアなど)の作成または役務(運送、情報処理、ビルメンテナンスなど)の提供を委託したときに適用されます。なお、建設工事の請負は、別途「建設業法」が適用されます(国土交通省にお問い合わせください)。

(1)物品の製造・修理委託および政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※は、①資本金 3 億円超の法人が 3 億円以下の法人または個人に、②資本金 1,000 万円超 3 億円以下の法人が資本金 1,000 万円以下の法人または個人に委託する場合があります。

※政令で定める情報成果物:プログラム、役務提供:運送、物品の倉庫における保管、情報処理



(2)政令で定めたものを除く情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金 5,000 万円超の法人が 5,000 万円以下の法人または個人に、②資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人が資本金 1,000 万円以下の法人または個人に委託する場合があります。



法律の内容

【親事業者の義務】

(1)発注書面の交付義務

委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日および支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務

(2)下請取引の内容を記録した書類の作成、保存義務

委託後、給付、給付の受領(役務の提供の実施)、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務

(3)下請代金の支払期日を定める義務

下請代金の支払期日について、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)から 60 日以内で、かつできる限り短い期間内に定める義務

(4) 遅延利息の支払義務

支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）の60日後から、支払を行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務

【親事業者の禁止行為】

(1) 受領拒否の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。

(2) 下請代金の支払遅延の禁止

支払代金を、支払期日までに支払わないこと。

(3) 下請代金の減額の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。

(4) 返品等の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

(5) 買いたたきの禁止

通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

(6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

自己の指定する物を強制して購入させ、または役務を強制して利用させること。

(7) 報復措置の禁止

中小企業庁または公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。

(9) 割引困難な手形の交付の禁止

支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。

(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。

(11) 不当なやり直し等の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させたりすること。

情報の提供について

下請代金の減額や買いたたき等、下請代金法違反の疑いのある行為に直面するなど、下請取引上の問題がある場合は、以下の相談窓口へ情報提供してください。なお、その情報提供に係る秘密保持には万全を期します。寄せられた情報を踏まえ、下請代金法に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

参照情報

下請代金支払遅延等防止法

お問い合わせ先

中小企業庁

取引課

電話：(03)3501-1732

各経済産業局 中小企業課等

URL：https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

「申告情報受付窓口」

URL：<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

公正取引委員会事務総局

経済取引局取引部企業取引課

電話：(03)3581-3375

URL：<https://www.jftc.go.jp/>

『望ましい取引関係を構築したい』 下請ガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。

対象となる方

下請取引※を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物(プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等)の作成または役務の提供の委託

策定業種

20業種で策定しています。

【経済産業省所管業種】

素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告、建材・住宅設備、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作

【国土交通省所管業種】

建設、トラック運送、造船業

【総務省所管業種】

放送コンテンツ

【農林水産省所管業種】

食品製造・小売、水産・水産加工、養殖

支援内容

親事業者が守らなければいけない下請取引のルール、下請代金法等の違反行為、望ましい取引事例(ベストプラクティス)を、業界特有の取引実態などを織り交ぜ、解説しています。

中小企業庁のウェブサイトからご覧いただけます。

また、下請ガイドラインに関するインターネットを活用したオンライン形式での講習会を開催します。順次、中小企業庁が運営しているウェブサイトに掲載していきます。

ご利用方法

詳しくは下記お問い合わせ先にご相談ください。

参照情報

下請適正取引等推進のためのガイドライン
講習会情報

お問い合わせ先

【下請ガイドラインの一般的なご質問】

中小企業庁

取引課

電話: 03-3501-1669

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

【各業種ガイドラインのご質問】

経済産業省所管業種 電話: 03-3501-1511(代表電話)

国土交通省所管業種 電話: 03-5253-8111(代表電話)

総務省所管業種 電話: 03-5253-5111(代表電話)

農林水産省所管業種 電話: 03-3502-8111(代表電話)

『下請取引における疑問や不安、取引先との価格交渉における悩みを解決します』 適正取引講習会(テキトリ講習会)

「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」「価格交渉」に関するインターネットを活用したオンライン形式での講習会を開催します。

対象となる方

親事業者の外注(下請取引)担当者並びに下請事業者等

支援内容

1. 下請代金支払遅延等防止法(下請法)に関する講習会

下請代金の支払遅延、減額、買いたたき等を防止するために、親事業者に対する下請法の十分な周知を行うとともに、それらの遵守に係る社内体制整備の重要性の解説などを行う講習会を開催いたします。

2. 価格交渉に関する講習会

下請関係等にある中小企業者が取引先との価格交渉を行う上で必要なノウハウやテクニックなどについて学べる講習会を実施いたします。

ご利用方法

中小企業庁が運営しているウェブサイト(適正取引支援サイト)から、講習会にお申し込みください。

参照情報

講習会情報

お問い合わせ先

中小企業庁

取引課

電話: 03-3501-1669

URL: <https://tekitorisupport.go.jp/>

『下請取引の実態について話を聞いてもらいたい』 下請 G メンヒアリング

全国に下請 G メンを配置し、下請取引の実態を把握するため、ヒアリングを行っています。

対象となる方

下請取引を行う中小企業・小規模事業者

支援内容

**下請取引でお困りごとはありませんか？
下請Gメンが、お話を伺います！**

例えば・・・

- ① 「発注単価を一律〇%減らして欲しい」など不合理かつ一方的な価格引き下げが行われる。
- ② 金型の返却や保管料負担を申し入れても、応じてくれない。
- ③ 光熱費、原材料費、人件費などが上がっても、値上げを認めない。
- ④ 手形による支払いが多く、その割引料も加味してもらえない。

国や業界が定めるルールづくりに反映していきます！

ご利用方法

下請 G メンによるヒアリングに関しては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話:011-700-2251

東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話:022-217-0417

関東経済産業局 産業部適正取引推進課 電話:048-600-0324

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話:052-951-2860

近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話:06-6966-6037

中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話:082-224-5745

四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話:087-811-8564

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室 電話:092-482-5590

沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課 電話:098-866-1755

中小企業庁 取引課取引調査室 電話:03-3501-3649

『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』 下請かけこみ寺にご相談ください

中小企業・小規模事業者の企業間取引に関するさまざまなお悩みに親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

対象となる方

企業間取引に関して、さまざまな悩みなどをもつ中小企業・小規模事業者

支援内容

全国 48 箇所(各都道府県および東京本部)に「下請かけこみ寺」を設置しています。
下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

(1) 各種相談への対応

取引に関するさまざまなご相談(取引あっせん、経営、技術、金融、労働等に関する相談を除く。)に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱います。

【ご相談例】

- 「原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じたくない」
- 「支払日が過ぎても代金を払ってこない」
- 「客からキャンセルされたからいらなくなったと言って返品された」
- 「代金の値引き(減額)を要求された」
- 「期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってこない」
- 「仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた」

(2) 迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続(ADR)を用いて、全国の登録弁護士等が相談者の身近なところで調停手続等を行います(費用は無料)。

ご利用方法

最寄りの下請かけこみ寺にお電話や直接お越しいただきご相談ください。

一般的なご相談 **フリーダイヤル:0120-418-618**

また、メールやオンラインでのご相談も受け付けています。

詳細は、「下請かけこみ寺」のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

下請かけこみ寺

お問い合わせ先

中小企業庁
取引課
電話:03-3501-1669
公益財団法人全国中小企業振興機関協会
「下請かけこみ寺」本部
電話:03-5541-6655
URL:<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm>

『下請関係を改善するための支援策を知りたい』 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

対象となる方

1. 下請取引※を行う中小企業の方
※物品の製造・修理、情報成果物(プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等)の作成または役務の提供の委託
2. 下請中小企業の取引機会を創出する事業(※詳細は下記参照)を行う中小企業の方

支援内容

1.(1)「振興事業計画」を通じた支援

下請事業者が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設または設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置が活用できます。

- ①高度化資金貸付(独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県)
※工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付
- ②中小企業信用保険法の特例(普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険の別枠化等)

1.(2)「特定下請連携事業計画」を通じた支援

2 以上の下請事業者が共同で新事業活動を行うことにより、既取引のある親事業者以外の者との取引を開始・拡大しようとする「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、融資等の各種支援措置をご利用になれます。なお、個別の支援策ごとに当該支援機関の審査や確認が必要となります。

- ①日本政策金融公庫による低利融資制度(設備資金、長期運転資金)※中小企業事業のみ
- ②中小企業信用保険法の特例(普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等)
- ③中小企業投資育成株式会社法の特例(株式の引き受け等)

2.(1)「下請中小企業取引機会創出事業者認定」を通じた支援

下請中小企業の取引機会を創出する事業者(自らが親事業者等から一括して発注を受けた上で、提携する下請中小企業の中から、発注内容に最適な企業を選定し、再発注する事業を行う者)であって、一定の基準を満たす場合には、申請書を提出頂き、国の認定を受けると、次の支援措置をご利用になれます。

- ①中小企業信用保険法の特例(普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等)
- ②中小企業投資育成株式会社法の特例(株式の引き受け等)

ご利用方法

上記支援策の利用を希望される場合には、
1.(1)事業計画を作成し、中小企業庁取引課に、
1.(2)事業計画を作成し、経済産業局等の担当部局に、
2.(1)申請書を作成し、中小企業庁取引課に
申請してください。

※特定下請連携事業計画、下請中小企業取引機会創出事業者認定制度についての詳細は、中小企業庁のウェブサイトをご参照ください。

参照情報

特定下請連携事業計画

高度化事業
信用保証制度
中小企業投資育成株式会社による投資

お問い合わせ先

中小企業庁 取引課 電話:(03)3501-1669
各経済産業局中小企業課
URL:https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

『官公庁等からの受注を増やしたい』

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公庁等からの発注における中小企業・小規模事業者の受注機会を増やすため、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)に基づき、各種支援を行っています。

対象となる方

官公需の受注に意欲のある中小企業・小規模事業者および事業協同組合等が対象になります。

支援内容

国や独立行政法人、都道府県、市町村等が、物品を購入する、サービスの提供を受ける、工事を発注することを「官公需」と言います。

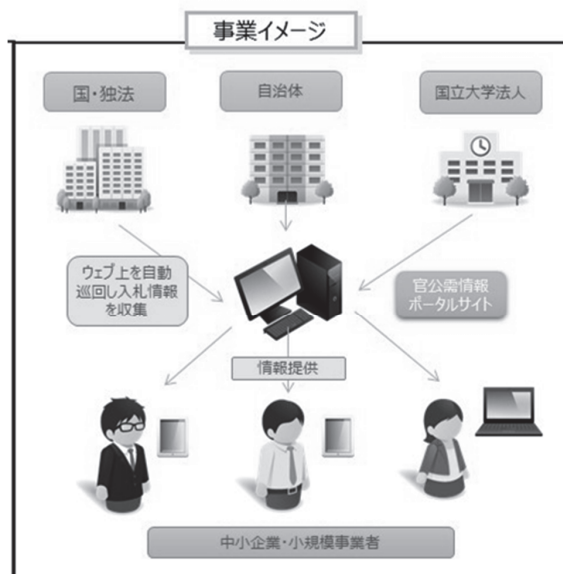
国は、中小企業者の官公需の受注機会を増大するために、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づいて、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のために実施する各種取組を内容とする「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を毎年度閣議決定し、公表しています。

具体的な支援の内容は次のとおりです。

1. 情報提供

発注情報については、各省庁、独立行政法人等のウェブサイトにおいて情報収集ができます。

また、中小企業庁が運営する「官公需情報ポータルサイト」では、国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し掲載しています。検索キーワード、入札件名、機関名、地域等を指定することで、入札情報を検索することができます。事前に検索条件を設定することで更新情報の通知をメール等で受けることもできます。



2. 官公需適格組合

事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ、受注した契約は十分に責任をもって実施し得る組合であることを証明する「官公需適格組合制度」が設けられています。

官公需適格組合は競争契約参加資格審査に当たって、総合点数の算定特例を受けることができる場合があります。

3. 入札参加資格の特例

技術力・創意工夫のある中小企業・小規模事業者や新規中小企業者のために、上位のランクの入札が可能となる弾力化措置を設けています。

4. その他、地域の中小企業・小規模事業者の活用等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」や官公需適格組合の名簿等については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

ご利用方法

官公需を受注するためには、事前に競争参加資格を取得する必要があります。

国の機関においては、建設工事等の公共事業を除く、物品・役務等の競争参加資格は、各省庁の全調達機関に共通して有効な「全省庁統一資格」となっており、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」を通じて申請することができます。

工事関係の「一般競争参加資格」の申請については、国等の機関ごとに受付を行い、申請方法・資格条件は、機関によって異なります。各府省のウェブサイトをご確認いただくか、契約担当窓口にお問い合わせください。

参照情報

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)

統一資格審査申請・調達情報検索サイト

官公需情報ポータルサイト

官公需施策

お問い合わせ先

中小企業庁取引課

電話: 03-3501-1669

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankoju.htm>

各経済産業局 中小企業課

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

全国中小企業団体中央会

電話: 03-3523-4902

URL: <http://www.chuokai.or.jp/>

各都道府県中小企業団体中央会

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/20

『取引先に対する支払条件の改善を検討されている方へ』
取引先の支払条件改善のための融資制度
 ～企業活力強化資金(下請中小企業関連)～

「取引先に対する支払条件の改善に取り組むための資金」や「親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小または発注内容の見直し、脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組むための資金」を必要とする方が融資を受けることができます。

対象となる方

- (1)「取引先に対する支払条件の改善に取り組むための資金」
 ・下請代金の支払条件の改善(手形支払いを現金払い、手形サイトの短縮など)に自発的に取り組む中小企業・小規模事業者の方
 (2)「親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小または発注内容の見直し、脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組むための資金」
 ・上記に取り組む中小企業・小規模事業者の方

支援内容

■対象資金

設備資金および運転資金

■貸付限度

- 【中小企業事業】7億2,000万円
 【国民生活事業】7,200万円(うち、運転資金4,800万円)

■貸付利率

基準利率(うち、貸付対象(1)のうち、手形を完全現金化する方または手形サイトを60日以内に短縮化する方は基準利率▲0.4%、及び貸付対象(2)のうち、親事業者の脱炭素化の要請に応じて、自らの取引環境の改善に取り組む方は基準利率▲0.4%)
 ※基準利率(令和5年1月4日時点。貸付期間5年の場合。)
 中小企業事業1.20%、国民生活事業1.95%
 ※上記利率は、標準的な貸付利率であり、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
 詳細は、下記機関へお問い合わせください。

■貸付期間

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)
 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

ご利用方法

まずは、下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
 ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
 ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
 事業資金相談ダイヤル
 電話:0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫
 電話:098-941-1830

『事業用施設の復旧・整備を支援する制度を知りたい』 施設・設備の復旧・整備に対する補助制度(グループ補助金)

東日本大震災、令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震で被災した中小企業等のグループなどの施設の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。

対象となる方

複数の中小企業等から構成されるグループの構成員(商店街振興組合、まちづくり会社等を含む)

■対象地域

- ・東日本大震災
岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域または福島県の避難指示区域等
- ・令和3年福島県沖地震、令和4年福島県沖地震
岩手県、宮城県、福島県

支援内容

中小企業等のグループに対する支援

■中小企業等グループ施設等復旧整備補助

複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、グループに参加する構成員における施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。

■補助対象

上記の災害により損壊等した施設復旧等を支援します。その際、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施を支援します。また、商業機能の復旧促進および賑わい創出のための事業を支援します。個々の構成員の施設・設備およびグループ等の共有施設・設備のいずれも対象になります。

■補助率

国:2分の1以内、県:4分の1以内

■補助スキーム

補助金の交付に当たっては、まず、中小企業等がグループを形成して、復興事業計画を作成し、県の認定を受けます。その後、認定されたグループの構成員が自らの施設・設備の復旧等に要する費用(資材・工事費等)を算定し、県に申請します。

ご利用方法

事業所が所在する県が申請先となります。
申請については各県より公表されますので、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 電話:019-629-5547
宮城県 経済商工観光部 企業復興支援室 電話:022-211-2765
福島県 商工労働部 経営金融課 電話:024-521-7001

『事業用施設の復旧・整備を支援する制度を知りたい』 なりわい再建支援事業 (なりわい補助金)

令和2年7月豪雨で被災した中小企業等の施設、設備の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。

対象となる方

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業者、中小企業事業協同組合等

■対象地域

熊本県

支援内容

中小企業等のグループに対する支援

■中小企業等施設、設備復旧整備補助

県が策定した復興事業計画に基づき中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行います。

■補助対象

令和2年7月豪雨により損壊等した施設復旧等を支援します。その際、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施を支援します。

■補助率・上限

熊本県

- ・ 中小企業等: 4分の3(一定要件を満たす場合には、定額補助)
- ・ 補助上限額: 15億円(定額: 5億円)

■補助スキーム

補助金の交付に当たっては、まず令和2年7月豪雨により被災した上記の対象地域の中小企業等が自らの施設・設備の復旧等にかかる費用(資材・工事費等)を算定し、県に申請します。その後、申請に基づき県が復興事業計画を作成し(熊本県については、国による計画の認定が必要)、その計画に基づき復興事業を実施します。

ご利用方法

事業所が所在する県が申請先となります。

申請については各県より公表されますので、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

熊本県 商工観光労働部 商工振興金融課 電話:(096)384-8880
九州経済産業局 産業部 復興推進室 電話:(092)482-5488
中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 電話:(03)3501-2036

『経営に関する相談を無料でしたい』 経営安定特別相談事業

連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方は、経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。

対象となる方

さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方、民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方

支援内容

全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」(以下、相談室)で相談に応じています。

相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が以下の(1)から(4)にあるような相談に応じ、問題の解決を支援します。

※相談にあたって、企業名や相談内容が外部に漏れることはありません。

- (1) 経営・財務内容の把握と分析
- (2) 手形処理、事業転換などの指導
- (3) 債権者などの関係者への協力要請
- (4) 民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

ご利用方法

この相談を受けるための費用は無料です。経営難などの問題が深刻化する前の来室をお薦めします。お気軽にご相談ください。

参照情報

- 各地の主要商工会議所、各都道府県商工会連合会

お問い合わせ先

日本商工会議所

電話: 03-3283-7917

経営安定特別相談室設置一覧(主要商工会議所)

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/r2/200220gb1.pdf

全国商工会連合会 電話: 03-6268-0085

経営安定特別相談室設置一覧(各都道府県の商工会連合会)

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/r2/200220gb2.pdf

『小規模企業の経営者が利用できる退職金制度はありますか』

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

対象となる方

- ・ 常時使用する従業員の数が20人(サービス業の場合は娯楽業・宿泊業に限る)以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・ 常時使用する従業員の数が5人(商業、サービス業(娯楽業・宿泊業を除く))以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・ 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ・ 常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢(65歳以上で15年以上掛金を納付)または役員を退職した場合に掛金の月額・納付月数に応じ共済金が支払われます。

■毎月の掛金

・掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内(500円きざみ)で自由にお決めください。また、加入後に増額または減額することもできます。

■税法上の特典

- ・その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
- ・共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取の場合は退職所得、分割受取の場合は公的年金等の雑所得、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

■契約者貸付け制度

・納付した掛金合計額の範囲内で事業資金などの貸付けを受けることができます。

ご利用方法

- (1) 最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書により申し込んでください。
- (2) 中小企業基盤整備機構(中小機構)から共済手帳・加入者のしおりおよび約款をお送りします。
- (3) 掛金は口座振替で納付していただきます。
- (4) 廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、共済金の請求をしてください。
- (5) 中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話:050-5541-7171

URL: <https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai>

全国の金融機関の本・支店 最寄りの商工会・商工会議所・青色申告会

都道府県中小企業団体中央会

『連鎖倒産を防止したい』

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付けを受けることができます。

対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者

支援内容

取引先企業が倒産（※）し、売掛金や電子記録債権などの回収が困難となった場合、この回収困難額と、積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸付けを受けることができます。 ※倒産とは、破産法・民事再生法等の法的整理の申立て、電子交換所や電子債権記録機関による取引停止処分、弁護士などが代理人となる私的整理を指し、「夜逃げ」などは含まれません。

■毎月の掛金

・掛金月額は5,000円から20万円の範囲内（5,000円きざみ）で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が800万円となるまで積立てることができます。毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。

■共済金の貸付けの条件

- ・貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ・共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。
- ・償還期間は貸付け額に応じて5年～7年（うち据置期間6か月）の毎月均等償還です。

■一時貸付金制度

・臨時に事業資金を必要とするときは、解約手当金の範囲内で貸付けを受けることができます。

ご利用方法

(1) 貴社の事業活動の内容が確認できる金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで申し込んでください。

※2023年（令和5年）9月より、申請は原則オンラインでの手続きとなります。（予定）

(2) 中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）から共済契約締結書をお送りします。

(3) 取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付請求をしてください。

(4) 中小機構の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話：050-5541-7171

URL：<https://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/>

全国の金融機関の本・支店
最寄りの商工会・商工会議所
都道府県中小企業団体中央会

『安心・簡単・有利に退職金制度を確立したい』 中小企業退職金共済制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び、掛金を納付することで、簡単に退職金制度を設けることができます。掛金は全額非課税で、新規加入時等には掛金の一部を国が助成します。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者

一般業種(製造業等)	卸売業	サービス業	小売業
・常用従業員数 300 人以下 または ・資本金・出資金 3 億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または ・資本金・出資金 1 億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または ・資本金・出資金 5,000 万円以下	・常用従業員数 50 人以下 または ・資本金・出資金 5,000 万円以下

支援内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度をもつことが困難な中小企業について、退職金制度の整備を支援するものです。

常用の従業員を対象とする一般の中小企業退職金共済制度(一般の中退共)と、特定業種(建設業、清酒製造業、林業)の期間雇用者等を対象とする特定業種退職金共済制度(それぞれ建退共、清退共、林退共)があります。

※短時間労働者には、一般の従業員より低い特例掛金月額を設けています。

※一般の中退共では、他の退職金・企業年金制度等との間で積み立て資産を移換することも可能です。

■掛金負担軽減措置

1. 一般の中退共

(1) 初めて加入した事業主に対して、掛金月額の 2 分の 1 (上限 5,000 円) を従業員ごとに加入後 4 か月目から 1 年間、国が助成します。

(2) 18,000 円以下の掛金を増額する事業主に対して、増額分の 3 分の 1 を増額した月から 1 年間、国が助成します。

※(1)(2)とも、一部対象外となる場合があります。

2. 特定業種

新たに加入した従業員(被共済者)について、掛金の一部を国が助成します。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

参照情報

独立行政法人勤労者退職金共済機構

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

URL: <https://www.taisyokukin.go.jp/>

一般の中退共 電話:03-6907-1234

建退共 電話:03-6731-2831

清退共 電話:03-6731-2887

林退共 電話:03-6731-2887

『防災のための施設整備をしたい』 社会環境対応施設整備資金融資制度（BCP 融資）

災害等による事業中断を最小限にとどめるために、事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業者、BCP（事業継続計画）を策定している中小企業の方は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

- ・ 中小企業等経営強化法に基づく、「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」の認定を受けている中小企業者。
- ・ 中小企業 BCP 策定運用指針に則り、自ら策定した BCP（事業継続計画）に基づいて、施設の耐震化、消防用設備やデータバックアップサーバの整備などの防災のための施設等の整備を行う中小企業の方。
※中企庁指針による全てのコース（入門、基本、中級、上級）が対象。自治体や団体等発行のマニュアル等であっても、中企庁指針に則っていれば条件を満たしているものとします。
※中小企業 BCP 策定運用指針については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

支援内容

■ 中小企業事業

○ 貸付限度額

7 億 2,000 万円（うち、運転資金 2 億 5,000 万円）

○ 貸付利率

【設備資金】特別利率③、特別利率②、基準利率

【運転資金】基準利率

○ 貸付期間

【設備資金】20 年以内（うち据置期間 2 年以内）

【運転資金】7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

ご利用方法

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

事業資金相談ダイヤル

電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）

電話：(098)941-1795

『突然の自然災害から事業を復旧させたい』 災害復旧貸付

災害による影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様の、事業復旧を支援します。

対象となる方

災害救助法が適用されるような大規模な災害により、被害を受けた中小企業者の方

支援内容

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】1億5,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

■貸付利率

基準利率(令和5年1月4日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.20%、国民生活事業(災害貸付)1.30%

(激甚災害等に指定された災害の場合、金利引下げ措置あり)

■貸付期間

【日本公庫(中小企業事業)】設備15年以内・運転10年以内(据置期間2年以内)

【日本公庫(国民生活事業)】適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内(据置期間2年以内)

■担保、保証条件

被災状況に応じ弾力的に対応

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

ご利用方法

申込時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

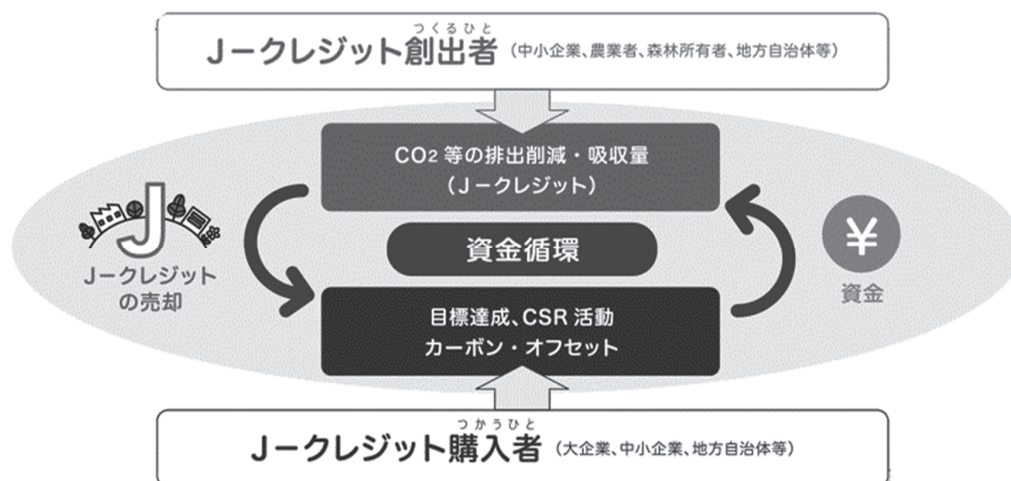
沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『まだあります！省エネ・再エネ設備導入の支援策！』 J-クレジット制度

省エネ・再エネ設備等の導入による温室効果ガス排出削減量を、クレジット(取引可能な形)として国が認証する制度です。地球温暖化対策の推進に関する法律の排出量報告やカーボンオフセット等に活用可能で、近年需要が高まっています。また、クレジットの売却益によって、投資回収年数の短縮も可能になります。

対象となる方

省エネ設備(ボイラー等)や再エネ設備(太陽光発電設備等)等の導入、森林経営活動等を検討している方
※既に導入済み設備の場合、プロジェクト登録の申請日から遡って2年以内に導入したものに限りです。
(参考)J-クレジット制度



支援内容

J-クレジット制度の利用に必要な手続について、以下の支援を行います。

(1) 書類の作成支援

プロジェクト登録申請等における各種書類の作成にあたり、J-クレジット制度事務局による支援が受けられます。

(2) 審査費用支援

制度へのプロジェクト登録やクレジット認証時に必要な第三者検証について、費用支援が受けられます。

ご利用方法

詳細、支援条件や状況の最新情報は、J-クレジット制度ウェブサイトまたは事務局までお問い合わせください。お問い合わせ先

J-クレジット制度事務局
J-クレジット制度ウェブサイト お問い合わせをご参照ください。
<https://japancredit.go.jp/contact/>

『多発する自然災害等に備えるために、防災・減災対策を考えたい』 事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者等による事業継続力の強化に係る取組を支援します。中小企業者は、基本方針に沿って「事業継続力強化計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定を受けた中小企業者は、税制措置や金融支援、補助金の加点等の支援措置を受けることができます。

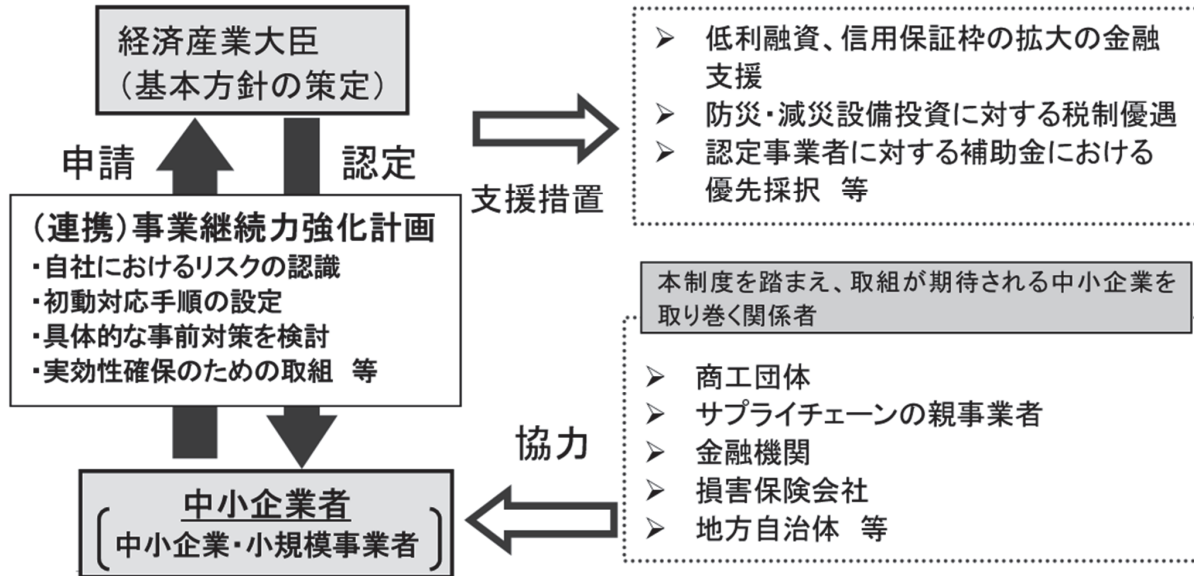
対象となる方

中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する中小企業者

支援内容

ご利用方法(計画概要)

- 中小企業の事業継続力の強化を図るために「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(以下、「中小企業強靱化法」という。)」を令和元年7月に施行しました。
- 中小企業強靱化法では、中小企業が行う自然災害等への事前対策を促進することを目的に、中小企業が防災・減災に係る取組をまとめた「事業継続力強化計画」を国が認定する制度を創設しました。令和4年12月末日までに約50,000件もの計画を認定しています。
- 認定を受けた中小企業者には、政府系金融機関による低利融資等の金融支援、防災・減災に係る設備投資を行った際の税制措置(中小企業防災・減災投資促進税制)、補助金の加点、認定ロゴマークの付与等様々な支援策が受けられます。
- 単独で中小企業が取り組む「事業継続力強化計画」と複数の事業者が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」(以下「事業継続力強化計画等」)があります。



支援措置の詳細

①日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資(貸付利率から0.9%引き下げ)が受けられます。

■貸付限度額

・中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

■貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

②中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者は、事業継続力強化計画等の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けられます。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒4億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

③中小企業防災・減災投資促進税制

中小企業が行う災害への事前対策を強化するため、事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、防災・減災設備（自家発電設備等）を取得等をした場合に、特別償却の適用が受けられる制度です。

④その他

- ・ 経済産業省で執行する一部の補助金で、加算措置が受けられます。
- ・ 事業継続力強化計画認定ロゴマークの使用が可能となります。
- ・ 中小企業庁のウェブサイトで企業名が公表されます。

ご利用方法

●事業継続力強化計画

電子申請システムから申請ください。詳細については中小企業庁

HP(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html#jigyo>)をご参照ください。

●連携事業継続力強化計画

申請書に必要な事項を記載した上で、主たる事務所が所在する都道府県を管轄する経済産業局等にご提出ください。

お問い合わせ先

最寄りの経済産業局等の担当課（詳細は以下掲載のお問い合わせ先一覧を参照ください）

URL：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者は、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- ・ 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- ・ 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- ・ 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- ・ 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

通常枠

【対象資金】

設備資金、運転資金

【貸付限度額】

2,000万円(1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。)

【貸付金利】

令和5年3月1日現在 1.30% ※金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

【貸付期間】

設備資金 10年以内(据置期間は2年以内)、運転資金 7年以内(据置期間は1年以内)

【担保・保証人】

不要

東日本大震災対応特枠、令和2年7月豪雨対策特枠、新型コロナウイルス対策特枠

東日本大震災、令和2年7月豪雨により直接または間接被害を受けた、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、上記の通常枠とは別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置等を利用することができます。

ご利用方法

- ・ 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- ・ 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- ・ 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
※沖縄県については、本文中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店

お近くの商工会・商工会議所

(商工会については、全国商工会連合会 URL: <http://www.shokokai.or.jp/>)

(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <http://www.jcci.or.jp/>)

『東日本大震災からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・固定で融資する制度です。

対象となる方

- ① **直接被害者**: 福島県又は岩手県・宮城県の沿岸地域に事業所を有し事業活動を行う方
- ② **間接被害者**: 福島県に事業所を有し事業活動を行う方
- ③ **その他地震の影響により業況が悪化している方**: 福島県に事業所を有し事業活動を行う方

支援内容

■貸付限度額

- ① **直接被害者 および ② 間接被害者**
【日本公庫(中小企業事業)】3億円、【日本公庫(国民生活事業)】6,000万円(上乘せ)
- ③ **その他の方**
【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円、【日本公庫(国民生活事業)】4,800万円(別枠)

■貸付期間

- ① **直接被害者 および ② 間接被害者**: 設備資金 20年以内、運転資金 15年以内
- ③ **その他の方**: 設備資金 15年以内、運転資金 8年以内

■据置期間

- ① **直接被害者**: 貸付期間のうち5年以内
- ② **間接被害者 および ③ その他の方**: 貸付期間のうち3年以内

■貸付利率

- ① **直接被害者 および ② 間接被害者**
貸付後3年間、基準利率(災害)から▲1.4%(最大)
利下げ上限額は直接被害者1億円(国民生活事業は3,000万円)、間接被害者3,000万円
(貸付後4年目以降および上限額を上回る部分は▲0.5%(最大)引下げた金利を適用。)
- ③ **その他の方**
基準利率から売上等減少▲0.3%、雇用の維持・拡大▲0.2%(いずれも満たす場合は▲0.5%)
※基準利率(災害): 中小1.20%、国民1.30% ※基準利率: 中小1.20%、国民1.95%
(注1)上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和5年1月4日時点)。
(注2)利率は担保の有無や返済期間等により変動します。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『新たな事業展開や被災地の復旧・復興に向けた設備投資を応援します』

設備資金貸付利率特例制度

新事業やビジネスモデルの転換等生産性向上に資する設備投資を行う中小企業・小規模事業者や東日本大震災からの再建復興を図るため福島県の原発事故に係る避難指示等の対象となった区域で設備投資を行う中小企業・小規模事業者に対して、融資を行うことで、投資を促進します。

対象となる方

日本公庫(国民生活事業または中小企業事業)の貸付制度(設備資金)を利用する方であって、以下のいずれかに該当する設備投資を実施する方(事業の用に使用されない土地が資金使途の対象となるものを除く)

- ①5年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる設備投資を行う方
- ②福島県のうち、原発事故に係る避難指示等の対象となった地域※において雇用の維持または雇用の拡大が見込まれる設備投資を行う方

※田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村

支援内容

- ①生産性向上関連
 - ・貸付後2年間、適用した貸付制度に定める貸付利率から0.5%を控除
- ②東日本大震災からの再建復興関連
 - ・適用した貸付制度に定める貸付利率から、適用する貸付期間において0.5%を控除

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『令和2年7月豪雨からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

令和2年7月豪雨特別貸付

令和2年7月豪雨により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を融資する制度です。

対象となる方

- ①直接被害者(罹災証明書必要)
- ②間接被害者
- ③その他、災害の影響により、業況が悪化している方(風評被害当による影響を含む)

支援内容

貸付限度額

- ①直接被害者および②間接被害者
 - 【日本公庫(中小企業事業)】3億円
 - 【日本公庫(国民生活事業)】6,000万円(上乘せ)
- ③その他の方
 - 【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円
 - 【日本公庫(国民生活事業)】4,800万円(別枠)

貸付期間・据置期間

設備資金 20年以内、運転資金 15年以内(うち据置期間 5年以内)

貸付利率

- ①直接被害者

貸付後3年間、1億円を上限(国民事業は3,000万円)に基準利率(災害)から▲0.9%引下げた金利を適用。
(貸付後4年目以降および上限額を上回る部分は▲0.5%引下げた金利を適用。)
- ②間接被害者

基準利率(災害)
- ③その他の方

基準利率
 ※日本公庫基準利率(災害): 中小企業事業 1.20%、国民生活事業 1.30%
 ※日本公庫基準利率: 中小企業事業 1.20%、国民生活事業 1.95%
 (注1) 上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和5年1月4日時点)。
 (注2) 利率は担保の有無、返済期間等により変動します。
 ※沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
 ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
 ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
 沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが厳しいので融資を受けたい』

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様の資金繰りを支援します。

対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたし、次の①から③いずれかに該当しているものの、中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる方

- ①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、又は店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業など、前5年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の平均売上高
- ③債務負担が重くなっている方(債務償還年数が13年以上)

支援内容

■貸付限度額

- 【日本公庫(中小企業事業)】6億円
- 【日本公庫(国民生活事業)】別枠8,000万円

■利下げ限度額

- 【日本公庫(中小企業事業)】4億円
- 【日本公庫(国民生活事業)】6,000万円

■貸付期間・据置期間

設備資金 20年以内、運転資金 20年以内(うち据置期間5年以内)

■貸付利率

- 貸付後3年間は基準利率(災害)▲0.9%、4年目以降基準利率(災害)
- ※基準利率(災害):中小企業事業 1.20%、国民生活事業 1.30%
- (注)上記は、貸付期間5年以内の利率(令和5年1月4日時点)。

ご利用方法

対象となる方・支援内容が期中に変更となる可能性があります。また制度の取扱いが期中に終了する可能性があります。詳細は、下記お問合せ先にご相談ください。

なお、沖縄県内では、沖縄公庫にて同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先

- 株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
- 沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『資本性資金の供給により事業継続や新たな事業展開を支援します』 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 (新型コロナ対策資本性劣後ローン)

民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性資金を供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ事業の成長・継続を支援します。

対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方であって、以下のいずれかに該当する方

- ① J-Startup に選定された事業者、または中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
 - ② 中小企業活性化協議会(旧: 中小企業再生支援協議会を含みます)の関与のもとで事業の再生を行う事業者、または中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者
 - ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築(※1)されている事業者(※2)
- (※1) 原則として融資後概ね 1 年以内に民間金融機関等から融資等による資金調達が見込まれること
(※2) 民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象

支援内容

■ 貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】10 億円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠 7,200 万円

■ 貸付期間

5 年 1 ヶ月、7 年、10 年、15 年、20 年(期限一括償還)

■ 貸付利率(令和 5 年 1 月 4 日時点)

当初 3 年間及び 4 年目以降赤字	4 年目以降黒字		
	5 年 1 か月・7 年・10 年	15 年	20 年
0.50%	2.60%	2.70%	2.95%

※1 本資金は、金融機関の資産査定上自己資本とみなすことができます。

※2 法的倒産の場合、本資金は全ての債権(償還順位が同等以下を除く)に劣後します。

※3 4 年目以降は、直近決算の業況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施します。

ご利用方法

対象となる方・支援内容が期中に変更となる可能性があります。また制度の取扱いが期中に終了する可能性があります。詳細は、下記お問合せ先にご相談ください。

なお、沖縄県内では、沖縄公庫にて同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

高度化事業(災害対策)

東日本大震災、令和元年台風 19 号等、令和 3 年福島県沖地震、令和 4 年福島県沖地震で被災した中小企業等のグループ、事業協同組合等が施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、設備資金の貸付けを行います。

対象となる方

【東日本大震災、令和元年台風 19 号等、令和 3 年福島県沖地震、令和 4 年福島県沖地震 共通】

1. 中小企業等のグループが「中小企業等のグループに対する支援」における復興事業計画の認定を受けて、グループに参加する構成員が施設・設備の復旧整備を行う場合
2. 商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合
3. 事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合、または新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合(災害復旧貸付)

【東日本大震災のみ】

4. (独)中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合
5. 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業(民設商業施設整備型事業))の補助事業者が対象施設・設備の整備を行う場合

支援内容

■自己負担

貸付対象経費の 1%または 10 万円のいずれか低い額 ※「3」のみ、貸付対象経費の 10%

■貸付対象・貸付利率・貸付期間

設備資金・無利子・20 年以内(うち据置期間 5 年以内) ※担保・保証人が必要となる場合あり

ご利用方法

被災道県の中小企業支援センター(「3」のみ、原則として都道府県が貸付けの窓口となります)の担当窓口にお問い合わせください。

参照情報

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度

お問い合わせ先

被災道県中小企業支援センター

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html

各都道府県中小企業担当課

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken_tantouka.html

(独)中小企業基盤整備機構

高度化事業部 高度化事業企画課

電話: 03-5470-1528

URL: https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

『一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい』 セーフティネット貸付

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

対象となる方

経営環境変化対応資金

社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方
※利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

金融環境変化対応資金

金融機関との取引状況の変化(借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等)により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方

取引企業倒産対応資金

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方

支援内容

経営環境変化対応資金

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】4,800万円

■貸付利率

基準利率

※基準利率(令和5年1月4日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業 1.20%、国民生活事業 1.95%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

※ただし、社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方のうち、原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方は、基準利率-0.4%。

■貸付期間

設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

金融環境変化対応資金【日本公庫(中小企業事業)】

■貸付限度額

3億円

■貸付利率

基準利率(上限利率 2.5%)

※基準利率(令和5年1月4日時点。貸付期間5年の場合。)中小企業事業 1.20%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間

設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

取引企業倒産対応資金

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】1億5,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠 3,000万円

■貸付利率

基準利率

※基準利率(令和5年1月4日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業 1.20%、国民生活事業 1.95%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『創業または経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行いたい』 中小企業経営力強化資金融資事業

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定経営革新等支援機関の経営支援を受ける事業者等を対象に株式会社日本政策金融公庫が融資を行います。

対象となる方

次のいずれかに該当するもの

- (1)経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む。)を行おうとする者で、自ら事業計画書を策定し認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている者。
- (2)「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「基本要領」という。)又は「中小企業の会計に関する指針」(以下「指針」という。)を適用している又は適用する予定である者で、事業計画を策定する者。

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(注)沖縄振興開発金融公庫

(注)国民生活事業では、新規開業支援資金にて新たな事業活動への挑戦を行う方を支援しております。詳しくは、新規開業支援資金をご確認ください。

■貸付限度

【株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

■貸付利率

基準利率とする。ただし、対象となる方①であって次の全ての要件を満たす者については特別利率①(基準利率-0.4%)とする。

(i)基本要領または指針を適用している、または適用する予定である方

(ii)事業計画書に以下のすべての事項を含むこと(口については部門別管理を行っている者に限る。)

イ 当面6ヵ月程度の資金繰り予定表

ロ 部門別収支状況表

■貸付期間

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)

■貸付条件

中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。認定経営革新等支援機関は、事業計画の策定支援のみならず、期中における継続的な実行支援及びフォローアップを実施する。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談ダイヤル 電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

『事業資金を借りたい』 信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、中小企業者の資金調達を行いやすくします。

対象となる方

中小企業者（個人または法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。

支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。
また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

■保証限度額

- ・普通保証 2 億円以内
 - ・無担保保証 8,000 万円以内
 - ・無担保無保証人保証 2,000 万円以内（納税していること等、一定の要件あり。）
- なお、各種の特別な保証制度については、保証限度額を別枠化するなどの措置を受けることができます。

■保証料率

財務内容その他の経営状況等を勘案して、借入金額に対しおおむね 0.45% から 2.2% の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

※また、セーフティネット保証等の特別な保証制度については、制度ごとに保証料率が決定されます。

ご利用方法

申込時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出してください。
※必要書類については各金融機関または各信用保証協会にお問い合わせください。

参照情報

セーフティネット保証制度

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい』 セーフティネット保証制度

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の皆様については、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

○セーフティネット保証制度

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

	対象者
1号	大型倒産発生※により影響を受けている中小企業者
2号	取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者
3号	突発的災害(事故等)※により影響を受ける中小企業者
4号	突発的災害(自然災害等)※により影響を受ける中小企業者
5号	全国的に業況の悪化している業種※に属する中小企業者
6号	金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
7号	金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)※に伴って借入れが減少している中小企業者
8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

※ 具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

○危機関連保証制度

全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に、短期かつ急速に低下することによって、著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認めた案件※により売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

※対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ウェブサイトまたは各市町村、特別区の窓口にお問い合わせください。

支援内容

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

■保証限度額

(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)		
・普通保証	2億円	+	・普通保証	2億円
・無担保保証	8,000万円		・無担保保証	8,000万円
・無担保無保証人保証	2,000万円		・無担保無保証人保証	2,000万円

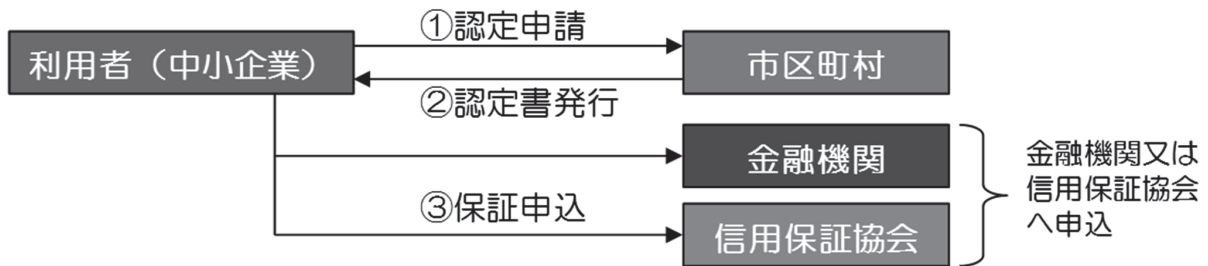
※セーフティネット保証制度と危機関連保証を併用する場合、保証限度額はそれぞれ別枠となります。

■保証料

概ね 0.7～1.0% (危機関連保証については 0.8%以内)
 ※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

■ご利用方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地または事業実態のある事業所(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口にて認定申請書を提出(その事実を証明する書面等を添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことになります。
 その後、金融審査を経て、融資および保証の可否が決まります。



■参照情報

セーフティネット保証制度 中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
 右記の QR コードよりご確認頂けます。



『震災の影響で資金繰りが厳しいので保証を受けたい』 東日本大震災復興緊急保証

震災により直接または間接被害を受けた被災地中小企業者を対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方

特定被災区域(※)内の方

・震災の影響により業況が悪化している方

→売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。

※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。(写しで可)

・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

※特定被災区域(政令指定)

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。詳しくはお近くの市区町村または信用保証協会にご確認ください。

対象地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県

支援内容

- 保証限度額 無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。一般保証とは別枠。(なお、セーフティネット保証・危機関連保証・災害関連保証と合算して無担保 1 億 6,000 万円、最大で 5 億 6,000 万円までとする。)
- 保証料率 0.8%以下、※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- 資金使途 事業再建に必要な資金および経営の安定に必要な資金
- 保証割合 借入額の全額(100%)
- 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は不要

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

参照情報

セーフティネット保証、危機関連保証、災害復旧貸付

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『震災の影響を直接受け資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

災害関係保証

震災により直接被害を受けた中小企業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方

下記のいずれかに該当する方

・地震・津波等により直接被害を受けた方。

→市区町村等の罹災証明が必要。(写しで可)

・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

→納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

支援内容

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

一般保証とは別枠。

なお、セーフティネット保証・危機関連保証・東日本大震災復興緊急保証と合算して無担保 1 億 6,000 万円、最大で 5 億 6,000 万円までとする。

■保証料率

おおむね 0.7%～1.0%

※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

■資金使途

事業再建に必要な資金

■保証割合

借入額の全額(100%)

■保証人

原則として法人代表者以外の保証人は不要

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

参照情報

セーフティネット保証4号

セーフティネット保証5号

危機関連保証

東日本大震災復興緊急保証

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会

右記の QR コードよりご確認頂けます。



『信用保証協会の保証付借入金を一本化したい』 信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業者の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

対象となる方

- ・ 保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
 - ・ セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け(※)、適切な事業計画を有している方
- (※)セーフティネット保証の認定については、「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の本一本化等が可能です。

1.緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

2.一般保証、セーフティネット保証および中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

※信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

3.条件変更改善型借換保証

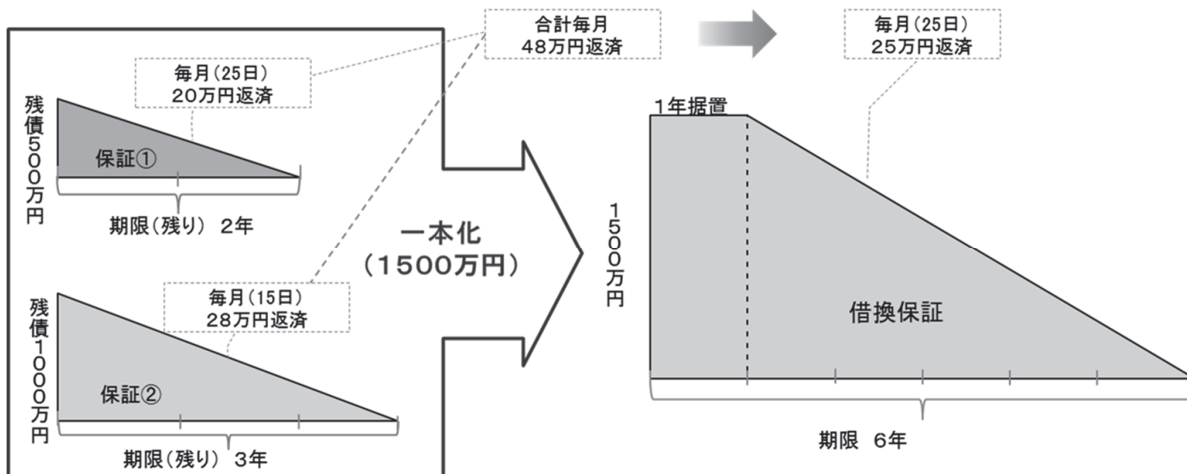
経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借換え、更に追加資金を融資することを可能とします。

■保証条件

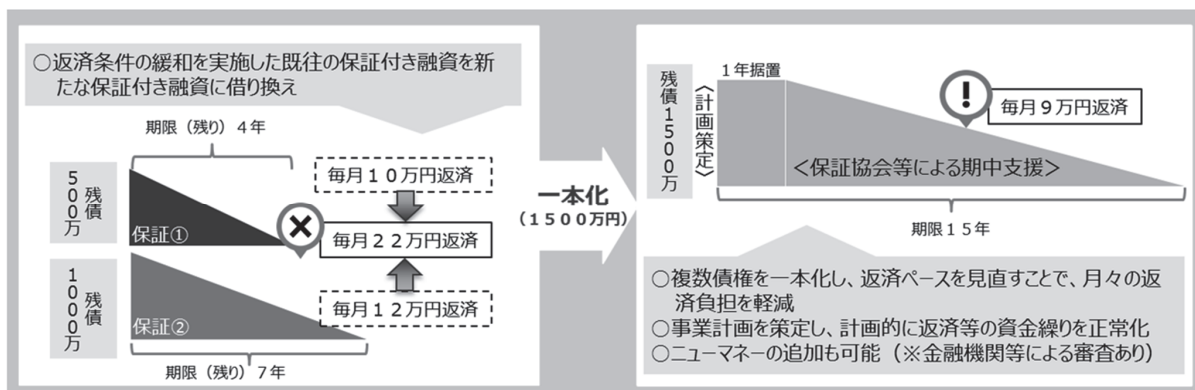
- ・金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定することが必要となります。
- ・保証期間は10年以内(据置期間1年以内※を含む)となり、責任共有制度(8割保証)の対象となります。

※新規資金を追加する場合、据置期間は2年以内。

(参考)借換のイメージ



(参考)条件変更改善型借換保証制度イメージ



ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

参照情報

セーフティネット保証制度

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『創業する際に保証を受けたい』 創業関連保証制度

創業者(創業予定者を含む)が、創業または創業により行う事業の実施に必要な資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、資金の融通の円滑化を図ります。

対象となる方

- (1) 次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの
- ① 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの
 - ② 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
 - ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの
- (2) 以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの
- ① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの
 - ② 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
 - ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (3) 上記(2)①に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされるもの

支援内容

- 保証限度額: 3,500万円
- 保証期間 : 10年以内
- 据置期間 : 1年以内
- 金利 : 金融機関所定
- 保証料率 : 各信用保証協会所定
- 保証人 : 原則として、法人代表者以外の保証人は不要

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『経営者保証を提供せずに創業する際に保証を受けたい』 スタートアップ創出促進保証

起業関心層の多くの方が「借金や個人保証を抱えること」を懸念していることを受け、こうした懸念を取り除き、スタートアップを含む創業者を後押しするため、経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証」を開始しています。

対象となる方

次のいずれかに該当する創業者

- ①事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方
- ②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方
- ③事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方
- ④中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方
- ⑤創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない方

支援内容

- 保証限度額：3,500万円
- 保証期間：10年以内
- 据置期間：1年以内（一定の条件を満たせば3年以内）
- 金利：金融機関所定
- 保証料率：各信用保証協会所定
- 保証人：不要

※税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金があることが必要です。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記のQRコードよりご確認頂けます。



『金融機関の伴走支援による収益力改善を後押しするための保証を受けたい』 コロナ借換保証

コロナ禍の長期化や物価高等、多くの中小企業が引続き厳しい状況にある中、積み上がった債務の返済負担への対応、事業再構築等の前向きな取組の促進等、事業者の実態を踏まえた支援が重要。一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時における信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げるコロナ借換保証を開始しています。

対象となる方

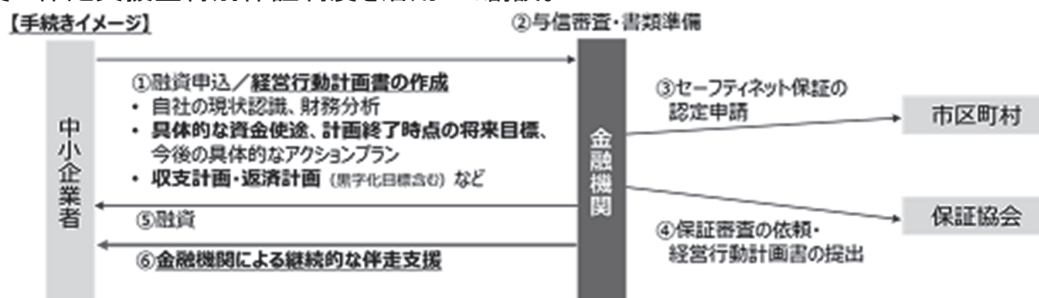
次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者

- ①セーフティネット4号の認定を受けている方
- ②セーフティネット5号の認定を受けている方
- ③売上高が5%以上減少している方(最近1ヶ月間(実績)と前年同月の比較)
- ④売上高総利益率または売上高営業利益率が5%以上減少している方(③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較等でも可)

支援内容

- 保証限度額：1億円
- 保証期間：10年以内
- 据置期間：5年以内
- 金利：金融機関所定
- 保証料率：0.2%等(国による補助前は0.85%等)
※利用要件によって異なります。詳しくはお近くの信用保証協会にお問い合わせください。
- 対象資金：経営の安定に必要な事業資金等
- その他要件：経営行動計画書を作成すること
金融機関が継続的な伴走支援をする(原則四半期に一度)

※ 本制度は伴走支援型特別保証制度を活用して創設。



ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にお問い合わせください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記のQRコードよりご確認頂けます。



『経営改善・事業再生に取り組む際に保証を受けたい』 事業再生計画実施関連保証制度（経営改善サポート保証）

「中小企業再生支援協議会」や信用保証協会等が開催する「経営サポート会議」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したもの）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方。

【産業競争力強化法第 53 条第 1 項に規定】

- ① 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 認定支援機関（中小企業活性化協議会、産業復興相談センター）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 1 号に規定】

- ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 2 号に規定】

- ⑨ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 3 号に規定】

- ⑩ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 4 号に規定】

- ⑪ 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関による指導または助言を受けて作成された事業再生の計画

支援内容

- **保証限度額** 無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円（一般の保証枠とは別枠）。
- **保証割合** 責任共有保証（80%保証）。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は 100%保証。
- **保証料** 責任共有保証の場合 0.8%以下、100%保証の場合は 1.0%以下。
- **保証期間** 一括弁済の場合 1 年以内、分割弁済の場合 15 年以内（据置期間 1 年以内）。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『早期の事業再生を後押しするための保証を受けたい』 経営改善サポート保証(感染症対応型)制度

早期の事業再生を後押しするため、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証(感染症対応型)制度」について、据置期間を最大5年に緩和したうえで、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる措置を行っております。今後の利用ニーズを踏まえ、「認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画」も対象とするよう要件を拡充しております。

対象となる方

以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者40。

- ① 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 認定支援機関(中小企業活性化協議会、産業復興相談センター)の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
- ⑨ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- ⑩ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画
- ⑪ 中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関による指導または助言を受けて作成された事業再生の計画

支援内容

- 保証限度額 : 2億8,000万円
- 保証期間 : 15年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定
※詳しくは、お取引のある又はお近くの金融機関にお問い合わせください。
- 保証料率 : 0.2%(国による補助前は原則0.8%又は1.0%)
- 保証人 : 原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要。
法人代表者は一定要件(①法人・個人分離、②資産超過)を満たせば不要。
- 保証割合 : 責任共有保証(80%保証)。ただし100%保証およびコロナ禍のセーフティネット保証5号からの借換については100%保証。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記のQRコードよりご確認頂けます。



『経営改善・事業再生に取り組む際の財務改善支援を受けたい』 信用保証付債権 DDS について

中小企業者の経営改善や事業再生を後押しするため、特に債務超過に苦慮する中小企業者への金融支援である信用保証付債権 DDS の対象計画を拡充し、「認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画」においても対象とします。※ただし、当該計画を用いて信用保証付債権 DDS を検討する場合において、信用保証付債権しか存在しない場合は、プロパー新規融資の原則同時実行を要件とします。

対象となる方

以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関等に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。

- ① 活性化協議会が策定を支援した再建計画
- ② 中小機構が策定を支援した再生計画
- ③ 特定有責組合が策定を支援した再建計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が地域経済活性化支援機構法第 25 条の規定により再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画
- ⑦ 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が、経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画
- ⑧ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- ⑩ 特定調停法に基づく調停における調書
- ⑪ 産業復興相談センターが策定を支援した再生計画
- ⑫ 震災支援機構が震災支援機構法第 19 条の規定により支援決定を行った事業再生計画
- ⑬ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定調停法に基づく調停における調書又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの
- ⑭ 熊本地震事業再生支援ファンドが策定を支援した再生計画

支援内容

- 劣後化手続き 信用保証付債権について保証条件変更手続きを行う
- 期間 5年超(事業再生計画等で求められている期間)
- 償還方法 原則として、期限一括返済
- 金利 原則として、配当可能利益に応じた金利設定
- 保証料率 通常の変更手続き同様、貸付実行時の保証料率を適用

ご利用方法

詳細は、お近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『再チャレンジする方を支援します』 再チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金)

一旦事業に失敗したことにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している中小企業の皆様は、再チャレンジに必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

次のいずれの要件にも該当する方であり、かつ、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方

- (1) 廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
- (2) 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
- (3) 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(注)、沖縄振興開発金融公庫
(注)国民生活事業では、新規開業支援資金にて再チャレンジする方を支援しております。
詳しくは、新規開業支援資金をご確認ください。

■貸付限度額

【株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

■貸付利率

基準利率

- ・女性、若年者(35歳未満)または高齢者(55歳以上)であって、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方は、特別利率①(基準利率から0.4%引き下げ)。
- ・技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率①、②(基準利率から0.65%引き下げ)、③(基準利率から0.9%引き下げ)

■貸付期間

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金 15年以内(うち据置期間2年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
事業資金相談ダイヤル
電話:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話:098-941-1830

『無担保・第三者保証人不要の長期借入を受けたい』 証券化支援スキームを活用した融資制度（CLO 融資）

証券化の手法を活用することで、中小企業・小規模事業者の皆様が資本市場へのアクセスを促進し、無担保・第三者保証なしの資金供給を支援します。

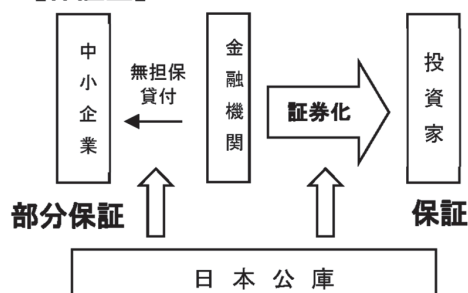
対象となる方

中小企業者の方（一部を除いてほとんどの業種が対象となります）

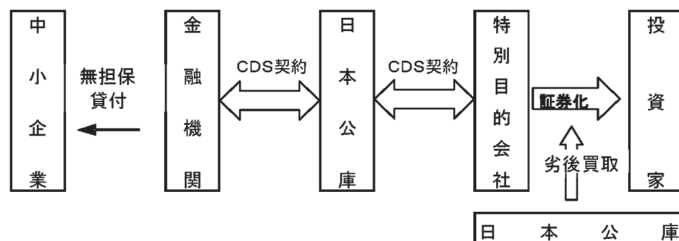
支援内容

金融機関の中小企業者向け貸付債権を多数束ね、証券として投資家に販売する仕組み（証券化）を通じて、金融機関による中小企業の皆様方に原則無担保・第三者保証人なしの融資を支援します。本制度は、このような金融機関の取り組みを政府系金融機関が支援することにより、中小企業・小規模事業者の皆様方の円滑な資金調達を図ることを目的としています。

【保証型】



【買取型（シンセティック型）】



（※）CDS 契約とはクレジット・デフォルト・スワップ契約のことで、一種の損害補填契約です。

ご利用方法

募集を行っている金融機関、募集時期、貸付条件（募集案件により異なります）については下記問い合わせ先に、ご利用に当たって必要となる書類等は取扱金融機関にお問い合わせください。

参照情報

- 本制度を活用する各金融機関において募集を行っております。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫中小企業事業証券化支援室

電話：03-3270-0568、URL：<https://www.jfc.go.jp/n/company/sme/securitisation.html>

『新事業や企業再建等に取り組む方を支援します』 挑戦支援資本強化特別貸付(資本性ローン)

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

対象となる方

主な貸付対象者(国民生活事業および中小企業事業)

- ①技術・ノウハウ等に新規性が見られる方
 - ②経営多角化・事業転換を行う方
 - ③認定経営革新等支援機関の指導を受けて新たな取組みを行う方
 - ④中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業の再生を図る方
- ※別途、一定の要件を満たす必要があります

支援内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付限度額	別枠 7,200 万円	別枠 10 億円
貸付利率	資本性ローン利率(0.90%~6.45%)	資本性ローン利率(0.50%~5.70%)
貸付期間	5年1か月以上 20年以内	5年1か月、6年~20年(1年ごと)
担保・保証人	無担保・無保証人	無担保・無保証人

- ※1 本資金は、金融機関の資産査定上自己資本とみなすことができます。
 ※2 法的倒産の場合、本資金は全ての債権(償還順位が同等以下を除く)に劣後します。
 ※3 直近決算の状況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施します。
 ※4 上記貸付利率は、令和4年4月1日時点です。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
 必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
 ・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
 ・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
 沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい』 高度化事業(工業団地等の整備に対する貸付制度)

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と(独)中小企業基盤整備機構が協調して設備資金の貸付けを行います。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行います。

対象となる方

経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。また、地元の中小企業者を支援するために、第3セクター(株式会社、公益法人)、市町村等が行う、(1)起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業、(2)商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業も対象となります。(過去に高度化事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象となります。)

その他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものがありますのでお問い合わせください。

支援内容

1. 貸付条件

・貸付割合

原則として 80%以内

・貸付利率

年 0.60%(2023 年度貸付決定分に適用)、または、無利子(特別の法律に基づく事業など)
※貸付利率は毎年度見直しを行います。

・貸付期間

20 年以内(うち据置期間 3 年以内)

2. 診断の実施

貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

ご利用方法

高度化事業に対する融資は、原則として都道府県が貸付けの窓口となります。まずは、各都道府県高度化事業担当課または(独)中小企業基盤整備機構高度化事業企画課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

各都道府県高度化事業担当部署

URL: https://www.smrj.go.jp/doc/sme/kodoka_todoufuken.pdf

(独)中小企業基盤整備機構

高度化事業部 高度化事業企画課

電話: (03)5470-1528

URL: http://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

『環境法令を遵守し、環境に優しい事業を行いたい』 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）

公害防止対策に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、産業廃棄物処理、3R事業、プラスチック資源循環関連事業、PCB廃棄物の処分、土壌汚染対策を実施する方

支援内容

	貸付限度額		貸付期間	貸付利率	
	中小企業事業	国民生活事業		中小企業事業※2	国民生活事業
大気汚染関連	7億2,000万円以内※1	7,200万円以内※1	20年以内※1	特別利率③	特別利率B
水質汚濁関連				特別利率②	
産業廃棄物処理・3R・プラスチック資源循環関連※3				特別利率②、③※4	
アスベスト対策関連				特別利率②	
PCB廃棄物対策関連				基準利率、特別利率③※5	
土壌汚染対策関連				基準利率、特別利率③※6	

※1. 運転資金の場合、貸付限度額については、中小企業事業は上限なし、国民生活事業は4,800万円以内、貸付期間は7年以内。

※2. 中小企業事業において、特別利率限度額(4億円)を超える部分については、基準利率

※3. 国民生活事業はプラスチック資源循環に関するものに限る。

※4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)における無害化処理認定事業者及び優良認定事業者については特別利率③(特別利率C)、その他は特別利率②(特別利率B)

※5. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については特別利率③(特別利率C)、その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物については基準利率

※6. 土壌汚染対策法に基づく義務、指示、命令に基づくものについては特別利率③(特別利率C)、その他は基準利率

※制度の詳細については、以下にお問い合わせください。

ご利用方法

申し込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話:098-941-1785(中小企業資金)

『IT を活用した設備投資を支援します』 IT 活用促進資金

IT を活用した事業を行う際や、テレワークを導入する際に、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。

対象となる方

- (1)情報化投資を行う中小企業の方で、次のいずれかに当てはまる方
 - A.情報技術(IT)を活用した効果的な企業内業務改善などを行う方
 - B.他企業、消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方
 - C.企業内業務の情報技術(IT)水準を取引先など企業外の情報技術(IT)水準に合せようとする方
 - D.情報技術(IT)の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとする方
 - E.A～D を組み合わせるなど、情報技術(IT)などを高度に活用する方
- (2)中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた情報処理支援機関
- (3)AI を活用して生産性向上を図る方(AI の導入に際して専門家の助言・指導を受けている方に限る)
- (4)特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方または特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方
- (5)特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する整備等計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方
- (6)テレワークの導入等を行う方

支援内容

資金使途

対象者(1)または(6)に当てはまる方

次の設備を取得するための設備資金および長期運転資金

- ①電子計算機(ソフトウェアを含む。)
- ②周辺装置:電子計算機本体と組み合わせて使用するモデムなどの通信装置など
- ③端末装置:多機能情報端末など
- ④被制御設備:高度数値制御加工装置(CNC)、多軸産業用ロボット装置など
- ⑤関連設備:LAN ケーブルやゲートウェイ装置など
- ⑥関連建物・構築物(上記装置、設備の導入と併せてその取得に必要な不可欠なもの)

対象者(2)に当てはまる方

中小企業等経営強化法に定める情報処理支援業務に必要な設備資金(ソフトウェアを含む)及び長期運転資金

対象者(3)に当てはまる方

AI を活用して生産性向上を図るために必要な設備資金(土地に係る資金を除く。)および長期運転資金

対象者(4)に当てはまる方

認定開発供給計画または認定導入計画の実施に必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)および長期運転資金

対象者(5)に当てはまる方

認定特定半導体生産施設整備等計画の実施に必要とする設備資金および長期運転資金

対象者(1)～(6)に当てはまる方の長期運転資金には以下のものを含みます。

- 設備などを賃借するために必要な資金

●ソフトウェアの取得、制作および運用に必要な資金など

貸付限度

直接貸付: 7億2千万円

代理貸付: 1億2千万円

融資利率

対象者(1)に当てはまる方

基準利率

ただし、次の要件を満たす場合は、それぞれに定める利率

(A)DX推進指標を活用し、その診断結果を経済産業省が指定する方法で同省が指定する機関に提出している方については、2億7千万円まで: 基準利率-0.2%

(B)中小企業等経営強化法の規定に基づき認定を受けた情報処理支援機関または情報処理の促進に関する法律の規定に基づくDX認定制度の認定(効力を有する認定に限る。)を受けている方については、2億7千万円まで: 特別利率②

(C)産業競争力強化法の規定に基づき認定を受けた技術等情報漏えい防止措置認証機関から、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準に基づく認証を受けた方が必要とする設備資金については、2億7千万円まで: 特別利率①

対象者(2)または(3)に当てはまる方

2億7千万円まで: 特別利率②

2億7千万円超: 基準利率

対象者(4)に当てはまる方

2億7千万円まで: 特別利率③

2億7千万円超: 基準利率

対象者(5)に当てはまる方

2億7千万円まで(土地に係る資金を除く.): 特別利率③

2億7千万円超: 基準利率

対象者(6)に当てはまる方

2億7千万円まで: 特別利率①

2億7千万円超: 基準利率

また、対象者(1)~(3)又は(6)に係る設備資金のうち、無形固定資産又は繰延資産に計上される資産を資金用途とする場合であって、担保を徴しないときは、令和6年3月31日までに貸付契約を行うものに限り、0.5%を控除するものとする(ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする。)

貸付期間

設備資金: 20年以内 運転資金: 7年以内

ご利用方法

申し込み時は、日本政策金融公庫(日本公庫)の各支店の窓口へ必要書類を提出してください。
必要書類等の詳細に関しては、以下のダイヤルまたは、日本公庫の各支店へお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

『事業承継時の経営者保証解除に向けた支援について相談したい』 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進 (事業承継時の経営者保証解除)

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、事業承継時の経営者保証解除の支援パッケージを実施しています。

対象となる方

事業承継を行う際に経営者保証が障害となっている方

支援内容

- (1) 商工中金は「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「原則無保証化」。
- (2) 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による確認を受けた場合、保証料を大幅に軽減。
- (3) 次の①と②の支援を行います。
 - ① 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則
 - ・新旧経営者からの二重徴求の原則禁止。
 - ・後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し、慎重に判断。また、ガイドライン要件の多くを満たしていない場合でも、総合的な判断として、経営者保証を求めない対応ができないか真摯かつ柔軟に検討。
 - ・前経営者の経営者保証は、令和2年4月から改正民法で第三者保証の利用が制限されたこと等を踏まえて見直し。特に、経営権・支配権を有しない前経営者については、慎重に検討。
 - ② 経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げ支援やガイドライン充足状況の確認

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

参照情報

事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策

お問い合わせ先

- (1) 株式会社商工組合中央金庫
URL: <https://www.shokochukin.co.jp/corporation/service/raise/target/finance.html>
- (2) 最寄りの信用保証協会
URL: <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>
- (3) ① 日本商工会議所 URL: <https://www.jccci.or.jp/news/2019/1224140030.html>
一般社団法人全国銀行協会 URL: <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
② 各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター URL: <https://shoukei.smrj.go.jp/>

『事業承継の支障となっている経営者保証を外したい』 事業承継特別保証

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

対象となる方

次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

(1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

(2)一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの

(3)次の①から④の全ての要件を満たす法人

①資産超過であること

②EBITDA 有利子負債倍率(※)が15倍以内であること

③法人・個人の分離がなされていること

④返済緩和している借入金がないこと

(※)EBITDA 有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

支援内容

■対象資金

事業資金

既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借換も可能

ただし、(2)に該当する方に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円(一般の保証とは同枠)

■保証料率

0.45%～1.90%

0.20%～1.15%(経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合)

■保証割合

責任共有保証(80%)

■保証人

徴求しない

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『事業承継に際し、経営者交代後に必要となる資金を調達したい』

経営承継関連保証

中小企業者が経営の承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

支援内容

■対象資金

事業を承継した中小企業者が必要とする以下の資金

- ・株式等取得資金
- ・事業用資産等取得資金
- ・事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
- ・遺産分割に伴う返済資金または遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金等

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

■保証料率

0.45%～1.90%

■保証割合

責任共有保証（80%）ただし特別小口保険の場合は 100%

■保証人

原則として、法人代表者以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『事業承継の支障となっている経営者保証を外したい』 経営承継借換関連保証

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、事業承継計画につき都道府県からの認定を受けた事業者に対して、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

対象となる方

一定の財務要件(注)を満たす法人であって、同法人の現経営者(代表者)が金融機関からの借入に対して経営者保証を提供していることにより、事業承継に支障が生じていることについて、都道府県の認定を受けた中小企業者。

(注)財務要件

- ①資産超過であること
- ②EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内であること
- ③法人・個人の分離がなされていること
- ④返済緩和している借入金がないこと

(※)認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要です。

支援内容

■対象資金

事業資金

認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)。

既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借換も可能

■保証限度額

無担保8千万円、最大で2億8千万円(事業承継特別保証とは別枠)

■保証料率

0.45%～1.90%

0.20%～1.15%(経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合)

■保証割合

責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は100%

■保証人

徴求しない

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記のQRコードよりご確認頂けます。



『他の中小企業者の事業を承継するため、株式の取得等(M&A)に必要な資金を調達』

経営承継準備関連保証

中小企業者が、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金(M&Aのための資金)を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している他の中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

支援内容

■対象資金

他の中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。

- ・株式等取得資金
 - ・事業用資産等取得資金
- 等

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

■保証料率

0.45%～1.90%

■保証割合

責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

■保証人

原則として、法人代表者(または会社である他の中小企業者)以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『事業承継により新たに代表者に就任した後継者個人でも、事業承継に必要な資金を調達』 特定経営承継関連保証

後継者である中小企業者の代表者の方が、経営の承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人の方。

支援内容

■対象資金

事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金

- ・株式等取得資金
- ・事業用資産等取得資金
- ・株式等または事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
- ・遺産分割に伴う返済資金または遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 等

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

■保証料率

0.45%～1.90%

■保証割合

責任共有保証（80%）ただし特別小口保険の場合は 100%

■保証人

原則として、認定中小企業者以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずは、取引期間が長い、信用保証付き貸出残高が多い、経営に係る相談等を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築している金融機関（いわゆるメインバンク）にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『個人が中小企業者の事業を承継して 経営者となるため、株式等の取得資金を調達したい』 特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人の方が、中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた、事業を営んでいない個人の方。

支援内容

■対象資金

中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。

- ・株式等取得資金
 - ・事業用資産等取得資金
- 等

■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

■保証料率

1.15%

■保証割合

責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

■保証人

原則として、承継対象の中小企業者(会社)以外の保証人は不要。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『廃業を決断する場合に必要な資金を調達したい』

自主廃業支援保証

自主的な廃業を選択された中小企業者の方が、そのために必要となる資金（買掛金決済、原状復帰等のつなぎ資金）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、資金調達の円滑化を図ります。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者の方。

- ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択したこと。
- ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。
- ③バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行および進捗の報告を行うこと。

支援内容

■保証限度額

最大 3,000 万円

■保証料率

0.45%～1.90%

■保証割合

責任共有保証（80%）

■保証期間

1 年以内（かつ、終期は解散予定日より前）

■保証人

原則、法人代表者以外は不要

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『直接金融による多様な資金調達を図りたい』 特定社債保証制度（私募債保証制度）

中小企業者の皆様へ私募債発行による直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図ることができます。

対象となる方

(1)純資産額が5,000万円以上3億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

- イ. 自己資本比率:20%以上
- ロ. 純資産倍率:2.0倍以上
- ハ. 使用総資本事業利益率(※1):10%以上

ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ(※2):2.0倍以上

(2)純資産額が3億円以上5億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

- イ. 自己資本比率:20%以上
- ロ. 純資産倍率:1.5倍以上
- ハ. 使用総資本事業利益率:10%以上

ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ:1.5倍以上

(3)純資産額が5億円以上の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方

- イ. 自己資本比率:15%以上
- ロ. 純資産倍率:1.5倍以上
- ハ. 使用総資本事業利益率:5%以上

ニ. インタレスト・カバレッジ・レシオ:1.0倍以上

$$(※1) \text{ 使用総資本事業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{資産額}} \times 100$$

$$(※2) \text{ インタレスト・カバレッジ・レシオ} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} \cdot \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$$

支援内容

上記の要件を満たす中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会により債務保証が行われます。

■保証限度額

4億5,000万円(保証割合が80%であることから、発行価額は5億6,000万円が限度となります。)ただし、セーフティネット保証、危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で限度額は5億円です。

■保証料率

財務内容その他の経営状況を勘案し、おおむね社債総額の0.45%から1.90%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

■担保条件

金融機関、信用保証協会の約定によります。

■償還期間

金融機関、信用保証協会の約定によります。

■発行形式

振替債とします。

ご利用方法

詳細は、取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記のQRコードよりご確認頂けます。



『売掛債権や在庫を活用した融資を受けたい』 流動資産担保融資保証制度（ABL 保証制度）

中小企業者が有する売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会が保証を行うことにより、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を支援します。

対象となる方

中小企業者（個人または法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）

支援内容

中小企業者が保有している売掛債権（売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など）および棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額：2億円

保証割合：80%

（金融機関からの借入限度額は2億5,000万円）

■保証料率

借入極度額（借入金額）に対し、年率 0.68%

■担保条件

- ・申込人の有する売掛債権および棚卸資産のみを担保とします。法人代表者以外の保証人は徴求しません。
- ・売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、(1)債権譲渡登記制度に基づく登記、(2)売掛先への通知、(3)売掛先の承諾のいずれかが必要です。
- ・棚卸資産の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、動産譲渡登記制度に基づく登記が必要です。

■保証期間

根保証方式：1年間（更新可能）

個別保証方式：1年以内

その他

- ・機械設備や車両運搬具等の固定資産は担保の対象となりません。
- ・本制度を活用するためには、売掛先である企業から、適切な理解と協力を得ることが重要となります。

ご利用方法

■保証申込み

- ・まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。
- ・具体的な取引内容が確認できる資料（基本契約書等）が必要となります。
- ・売掛金や棚卸資産の売却代金が入金される口座を予め届け出る必要があります。この口座が本制度に基づく貸付を受ける金融機関以外の金融機関の口座である場合は、1か月に1回以上、預金明細を提出する必要があります。

■借入形態・返済

- ・売掛債権は、売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛債権の額面そのままの金額で借入を受けられるわけではありません。（掛け目がかかります）
- ・個別保証方式の場合、融資の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること（期日一括返済）が基本となります。
- ・3か月に1回以上、売掛債権の金額および棚卸資産の数量等を金融機関に報告する必要があります。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『目標の実現や経営上抱える各種課題を解決したい』 信用保証協会による経営支援事業

信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を行います。

対象となる方

創業予定者、経営改善等に取り組む中小企業・小規模事業者（信用保証協会の利用者または利用予定者に限る）

支援内容

経営上の様々な課題の解決や改善に向けた取組みを推進するため、専門的な知識と経験を有する専門家を派遣します（専門家派遣費用等の一部は信用保証協会が負担）。

専門家派遣の際には、経営相談や経営改善計画策定等の支援とともに、信用保証協会の職員等が同行し、中小企業・小規模事業者等とのコミュニケーションを図り、資金繰りの相談にも応じることでより効果的なアドバイスを実施します。

また、経営改善を伴う金融支援の実施に際して複数の取引金融機関等の債務が関係し、中小企業・小規模事業者が取引金融機関等との調整を進められないような場合には、信用保証協会が事務局となる経営サポート会議※もご利用ください。

※経営サポート会議とは、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会等が一堂に会し、具体的な支援策について意見・情報交換を実施することで、中小企業・小規模事業者の経営改善等を図ることを目的とした会議です。

ご利用方法

詳細は、お近くの信用保証協会にご相談下さい。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会
右記の QR コードよりご確認頂けます。



『少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』 少額減価償却資産の特例

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を導入した場合、合計額 300 万円を限度として、全額損金に算入することができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人等(※1)または常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

※1. 資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。

- * 大規模法人(資本金または出資金の額が 1 億円超の法人、大法人(※2)の 100%子法人等)から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
- * 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人 * 常時使用する従業員の数が 500 人を超える法人
- * 税制の適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前 3 事業年度の所得金額の平均)が年 15 億円を超える法人
- * 通算法人

※2. 資本金 5 億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が 1,000 人超のもの)または受託法人

用途・対象物

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産※

※貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除きます。

支援内容

30 万円未満の減価償却資産※を取得した場合、当該減価償却資産の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入することができます。

※貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除きます。

適用期間:令和 6 年 3 月 31 日まで

ご利用方法

確定申告書に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告してください。

お問い合わせ先

国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

『交際費を支出した場合の税制措置を知りたい』 交際費等の損金算入の特例

交際費等を支出した場合、一定額まで損金算入することができます。

対象となる方

資本金または出資金の額が1億円以下の法人(※)

※資本金または出資金の額が1億円以下の法人であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。

- * 大法人(資本金または出資金の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
- * 完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- * 投資法人、特定目的会社、受託法人

支援内容

以下①、②のうち、どちらかを選択して損金算入することができます。

①支出した交際費等のうち、800万円までの全額

②支出した接待飲食費の50%(支出する接待飲食費の上限はありません。)

適用期間:令和6年3月31日まで

ご利用方法

確定申告書に交際費等の損金算入に関する明細書を添付し、最寄りの税務署に申告してください。

お問い合わせ先

国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

『外国人旅行者向け消費税免税制度について知りたい』 外国人旅行者向け消費税免税制度

外国人旅行者の消費拡大、受入強化のため、外国人旅行者向けに消費税が免除される制度です。

対象となる方

外国人旅行者等の免税購入対象者に対して、商品を販売しているまたは販売することを検討している事業者

支援内容

日本を訪れる外国人旅行者の買い物需要を取り込むため、外国人旅行者等の免税購入対象者に対し商品を販売するに際し、消費税をいただくことなく販売することができるよう免税店制度を設けております。これにより、非免税店との差別化が図られ、外国人旅行者の来店増加による売上げの向上、地域経済の活性化が期待できます。

<制度の概要>

免税店制度は、事業者が、外国人旅行者等の免税購入対象者に対して、通常生活の用に供される物品（一般物品、消耗品は合算可能）を、購入記録票を作成するなど一定の手續に基づいて5,000円以上販売する場合に、消費税が免除される制度です。

<免税店の種類>

免税店には、2つの種類があります。

○一般型消費税免税店

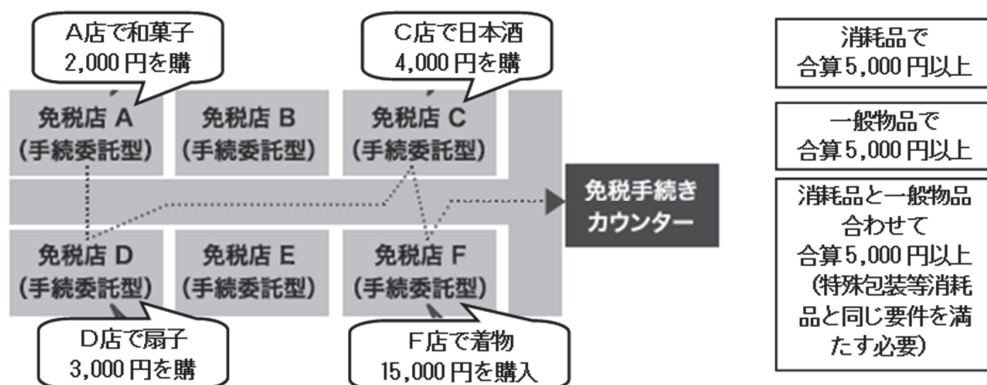
販売場を経営する事業者が、その販売場において免税手續を行う消費税免税店

○手續委託型消費税免税店

販売場が所在する特定商業施設内に、免税手續カウンターを設置する承認免税手續事業者が免税販売手續を行う消費税免税店

【免税手續カウンターでの買物のイメージ】

商店街などの中で、店舗を超えて合算（最低購入金額：5,000円以上）して、一括で免税手續を行うことができます。



【免税手續カウンターにおける手續き】

2021年10月1日以降、免税販売手續きについては完全電子化となっています。

免税販売手續きの電子化に対応しなかった場合については免税販売を行うことができません。詳細は、観光庁ウェブサイトをご確認ください。



【特定商業施設について】

免税手続カウンターを設置できる特定商業施設とは、以下①～④までの販売場の区分に応じた地区、地域または施設をいいます。

販売場の区分	特定商業施設	例
① 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場(当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限る。)	当該地区	商店街
② 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場(当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限る。)	当該地域	
③ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④ 一棟の建物内にある販売場(③に該当するものを除きます。)	当該一棟の建物	テナントビル等

ご利用方法

- 消費税免税店の許可申請手続や特定商業施設等についての詳細は、国税庁および観光庁のウェブサイトをご参照ください。
- インバウンド対応に取り組む商店街を後押しするために、本制度のほか、日本政策金融公庫の融資制度による支援も実施しております。

参照情報

免税販売手続の電子化 特設サイト
 輸出物品販売場における輸出免税について
 消費税免税店サイト

お問い合わせ先

各経済産業局 流通・サービス産業課等
 URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31
 経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課
 電話: 03-3501-1708
 中小企業庁 経営支援部 商業課
 電話: 03-3501-1929

『賃上げや雇用増に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を知りたい』 中小企業向け賃上げ促進税制

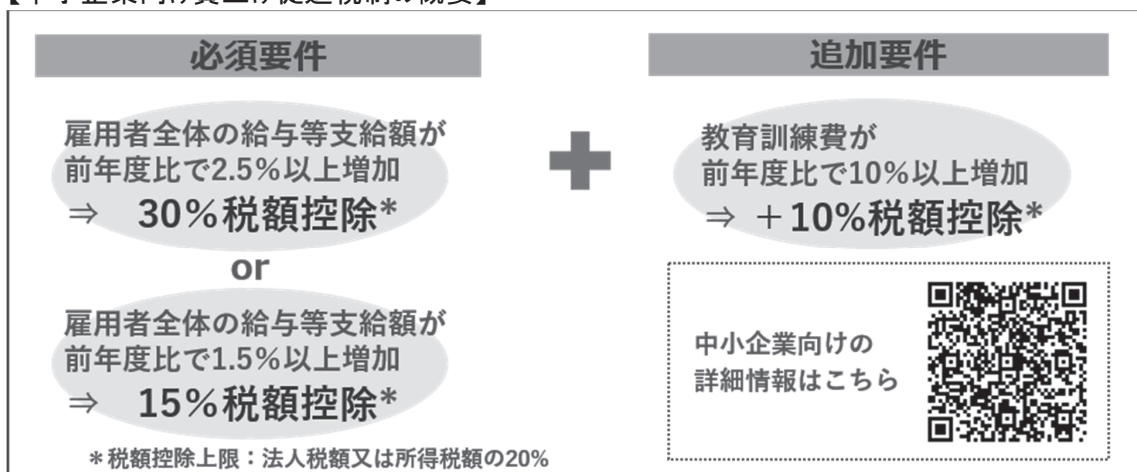
従業員への給与等の支給額を増加させた場合、増加額の一部を法人税等から税額控除できます。

対象となる方

青色申告を行う中小企業者等(資本金1億円以下の法人等)や個人事業主
 <適用期間>令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
 (個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

支援内容

【中小企業向け賃上げ促進税制の概要】



ご利用方法

詳しくは、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

中小企業庁ウェブサイト

お問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821(受付時間 平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

※中小企業税制サポートセンターにおいては、制度の概要等についてご案内します(個々の事例における税制の適用可否を判断するものではありません)。また、ご質問によっては確認が必要なため、回答までに1週間程度お時間を要する場合があります。

『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい(国税)』 中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた経営力向上計画に従って行われた、一定の設備投資について、即時償却または税額控除の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下の法人等(※1)または常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの。

※1. 資本金または出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

- ①大規模法人(資本金または出資金の額が1億円超の法人、大法人(※2)の100%子法人(※3)等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人

※2. 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が1,000人超のもの)または受託法人。

支援内容

青色申告書を提出する中小企業者等が、令和7年3月31日までの期間に、認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

類型	要件	確認者	対象設備 (※1~4)	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置 (160万円以上)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・ 寄宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しません。 (※5) ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産 でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以 上の投資計画に係る設備	経済 産業局	工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御 化のいずれかに該当する設備		器具備品 (30万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資 産回転率が一定割合以上の 投資計画に係る設備		建物附属設備 (60万円以上)	
			ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品(医療機器に限る)、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

※4 令和5年度税制改正において、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが対象となる設備から除外されます。

お問い合わせ先

中小企業経営強化税制について

中小企業税制サポートセンター

電話:03-6281-9821 (9:30~12:00、13:00~17:00)

経営力向上計画について(経営力向上計画相談窓口)

中小企業庁

事業環境部 企画課

電話:03-3501-1957 (9:30~12:00、13:00~17:00)

『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』 中小企業投資促進税制

機械装置等を導入した場合、特別償却または税額控除の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下の法人等(※1)または常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※1 資本金又は出資金の額が1億円以下であっても次の法人は本措置を受けることができません。

- * 大規模法人(資本金または出資金の額が1億円超の法人、大法人(※2)の100%子法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- * 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- * 適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人

※2. 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が1,000人超のもの)又は受託法人

支援内容

対象となる設備

下記の設備であって、指定事業の用に供するものが対象となります。* 機械装置(160万円以上) * 測定工具および検査工具(120万円以上または30万円以上かつ複数台計120万円以上) * 一定のソフトウェア(70万円以上または複数合計70万円以上) * 普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上) * 内航船舶(対象は取得価額の75%)

※中古品、貸付の用に供する設備、匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備は対象外です。令和5年度税制改正において、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが対象となる設備から除外されます。

<指定事業>

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業および沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業、不動産業、物品賃貸業

※風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当するものを除く

措置の内容

取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除の適用を受けることができます(ただし、資本金または出資金の額が3,000万円を超える法人は、特別償却の適用のみ受けることができます)。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は税額控除のみ受けることができます。

適用期間:令和7年3月31日まで

お問い合わせ先 国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

『設備投資を行う場合の税制措置を知りたい』 地域未来投資促進税制

地域未来投資促進法に基づき承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる、一定の要件を満たした設備投資について、特別償却または税額控除の適用を受けることができます。

対象となる方

都道府県による地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ、国による課税特例の確認を受けた事業者の皆さま

＜国による課税特例の確認要件＞

- ①対象事業が先進性を有すること(※特定非常災害により被災した区域を除く)
〔通常類型〕労働生産性の伸び率が4%以上または投資収益率が5%以上
〔サプライチェーン類型〕・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等
 - ②設備投資額が2,000万円以上であること
 - ③設備投資額が前事業年度の減価償却費の20%以上であること(※)
 - ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、
過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
 - ⑤旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上
- (※)連結会社の場合には、連結財務諸表における減価償却費を用いる。

＜上乗せ要件＞(要件⑥((ア)または(イ))と要件⑦を満たすこと)

- ⑥(ア)直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
(イ)対象事業において創出される付加価値額3億円以上、かつ、対象事業者の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上
 - ⑦労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上
- (※)サプライチェーン類型・災害特例の事業者は上乗せ要件の対象外

支援内容

措置の内容・対象設備

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

- ① 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は 80 億円が限度となります。
- ② 税額控除は、その事業年度の法人税額または所得税額の 20%相当額が限度となります。
- ③ 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません。
- ④ 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象となりません。

適用期限

令和7年3月 31 日まで

ご利用方法

詳しくは経済産業省のウェブサイトをご覧ください。最寄りの経済産業局等までお問い合わせください。

お問い合わせ先 経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 電話:03-3501-0645
各経済産業局地域未来投資促進室(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『ベンチャー企業への投資に対する税制上の優遇措置を知りたい』 エンジェル税制

一定の要件を満たすスタートアップ企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において所得税の優遇を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合を通じ個人が株式を取得した場合や株式投資型クラウドファンディング業者の電子募集取扱業務により個人が株式を取得した場合についても本税制の対象となります。

対象となる方

対象となるスタートアップ企業の要件

1. 創業（設立）10年未満（※1）の中小企業者であることかつ、新規性要件（※2）を満たすこと
2. 外部（特定の株主グループ以外）からの投資を一定以上（※3）取り入れている会社であること
3. 大規模法人（資本金1億円超等）および当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さない、未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

※1. 下記「支援内容」の内、①の対象及び②のシード期の特例の対象となるのは創業（設立）5年未満、③の対象となるのは創業（設立）1年未満のスタートアップ企業となります。

※2. 設立経過年数や支援内容で異なります。 ※3. 支援内容で異なります。

対象となる個人投資家の要件

1. 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること
2. 投資先スタートアップ企業が同族会社である場合、持株割合等が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合が初めて50%超になる時における株主グループに属していないこと（※4）
- ※4. 下記「支援内容」の内③の場合は適用されません。

支援内容

対象となるスタートアップ企業へ投資した年に受けることができる所得税減税

個人投資家は①、②又は③のいずれかを選択可能です。

- ①（スタートアップ企業への投資額－2,000円）をその年の総所得金額から控除し、課税を繰延（控除可能な投資額の上限は、総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方）
- ② スタートアップ企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除し、課税を繰延
なお、当該企業がシード期の企業要件を満たす場合、控除額分を非課税化（非課税措置の適用を受ける場合、控除可能な投資額の上限は20億円であり、その他は上限なし）
- ③ スタートアップ企業を設立した際の自己資金による出資額をその年の他の株式譲渡益から控除し、非課税化（控除可能な出資額の上限は20億円）

対象となるベンチャー企業株式を譲渡した年に受けることができる所得税減税

- ④ 未上場スタートアップ企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）することができます。

※投資時点の所得税減税を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

ご利用方法

経済産業省 HP「申請ガイドライン」をご参照ください。

お問い合わせ先

企業の本店所在地の都道府県がエンジェル税制利用相談窓口となります。

2023年4月1日以降、下記のウェブサイトに掲載予定です。

URL:<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/>

『公害防止設備に関する税制上の優遇措置を知りたい』 公害防止税制

公害防止用設備について固定資産税の課税標準の特例が認められます。

対象となる方

2022年4月1日より2024年3月31日の間に①～⑥の設備を取得し、かつ、以下の要件を満たす事業者
①汚水又は廃液処理施設(※1)、②熱回収又は再生利用の用に供するごみ処理施設(※2)、③一般廃棄物最終処分場、④産業廃棄物処理施設(石綿)、⑤産業廃棄物処理施設(PCB)、⑥除害施設(※3)

※1:「排水基準を定める省令」において、暫定排水基準が適用される業種に該当する方

※2:ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽を有する施設に限ります。

※3:新たに下水道が整備された区域内の工場又は事業場において、既に当該区域で事業を営んでいる方

支援内容

設備毎に以下の課税標準の特例率が認められます。

①:3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(2分の1を参酌)

②:2分の1

③:3分の2

④:2分の1

⑤:3分の1

⑥:10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(5分の4を参酌)

ご利用方法

固定資産税の課税標準の特例の適用にあたっては、固定資産税の課税標準の特例に係る届けを各都税事務所および市町村税務部署に提出することが必要です。

その他:減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第5「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」において、構築物は18年、機械および装置は5年と規定されています。

お問い合わせ先

各都道府県主税局、税事務所、各市町村税務部署

経済産業省環境管理推進室

電話:03-3501-4665

各経済産業局 環境・リサイクル課

URL:https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

※四国経済産業局は資源エネルギー環境課、沖縄総合事務局は環境資源課

『事務所・研究所・研修所を地方へ移転したい／地方で拡充※したい』 地方拠点強化税制

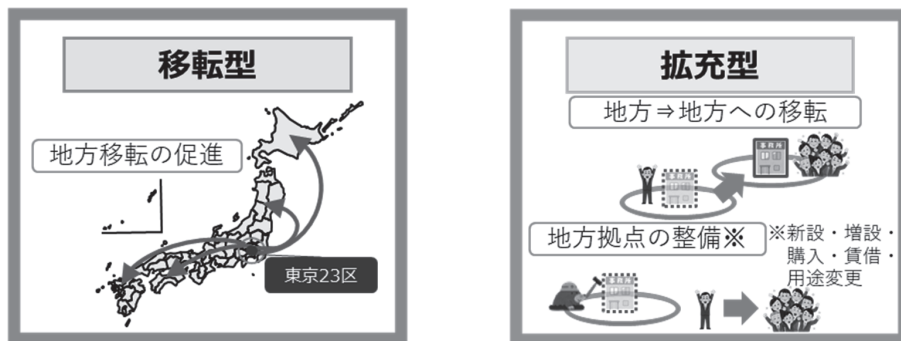
事務所・研究所・研修所を移転・拡充した場合に、減税等の優遇措置を受けることができます。

対象となる方

令和6年3月31日までの間に、各道府県知事の地域再生法に基づく認定を受けた事業者
※業種は問いません。

支援内容

東京23区から地方へ事務所等の全部・一部を移転する場合（移転型）や、地方にある事務所等を拡充する場合（拡充型）に、法人税等の減税を受けることができます。



○オフィス減税

- ・移転型：建物等の取得価額に対して、7%の税額控除または25%の特別償却
- ・拡充型：建物等の取得価額に対して、4%の税額控除または15%の特別償却

○雇用促進税制

- ・移転型：従業員の増加数一人当たり、最大90万円（3年間で最大170万円）の税額控除
- ・拡充型：従業員の増加数一人当たり、最大30万円の税額控除

●その他の優遇措置

- ・地方税の課税免除または不均一課税、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度、日本政策金融公庫による融資制度 があります。

ご利用方法

- (1) 事務所等の整備開始前に、所定の計画書を各道府県へ提出し、認定を受けてください。
- (2) 地方拠点強化税制を活用する場合、事務所等の整備完了後、確定申告を行ってください。
- (3) 地方税の課税免除または不均一課税は、各道府県・市町村によって、適用の有無や優遇内容（対象、税率等）が異なる場合があります。

お問い合わせ先

オフィス減税について、その他一般的なご質問について

内閣府地方創生推進事務局（経済産業省地域経済産業グループ地域経済活性化戦略室内）

電話：03-3501-1697

雇用促進税制について

内閣府地方創生推進事務局（厚生労働省職業安定局雇用政策課内） 電話：03-3502-6770

『法人税の負担を軽減したい』 中小企業者等の法人税率の特例

中小企業等の法人税率は軽減されています。

対象となる方

資本金または出資金の額が1億円以下の法人等(※)

※資本金または出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

- * 大法人(資本金または出資金の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
- * 完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- * 投資法人、特定目的会社、受託法人

支援内容

資本金または出資金の額が1億円以下の法人等の年所得800万円以下の部分にかかる法人税率は、令和7年3月31日までの措置として、15%に引下げられています。

対象	法人税法における税率(本則)		軽減税率 (租税特別措置)
大法人 資本金1億円超	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	23.2%	-
	年所得800万円以下の部分	19%	15%
商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合など	所得区分なし	19%	15% (年所得800万円以下の部分)

適用期間: 令和7年3月31日まで

ご利用方法

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告してください。

お問い合わせ先

国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

『国税が期限内に納付できない』 国税の猶予制度

国税を一時に納付できない場合において、法令の要件に該当する場合には、税務署に申請することにより、猶予制度(納税の猶予・換価の猶予)の適用を受けることができます。猶予が認められると、原則として1年以内の期間、国税を分割して納付することができます。

対象となる方

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないと認められる場合に、所轄の税務署に申請をした方

- ①災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ②本来の期限から1年以上経過した後に修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないなどの一定の要件に該当する場合に、国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請をした方
※これらの猶予を受ける場合、原則として、猶予を受けようとする税額に相当する担保が必要です。

支援内容

- ・ 猶予期間は原則として1年以内の期間であり、猶予期間中の各月に分割して国税を納付することができます。
- ・ 猶予期間中の延滞税の全部または一部が免除されます。
- ・ 猶予期間中は、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

ご利用方法

- ・ 猶予の申請書に、必要な書類を添付して、所轄の税務署に提出してください(「申請による換価の猶予」の場合は、国税の納期限から6か月以内の申請が必要です)。
- ・ 税務署では、申請に基づき、猶予の許可・不許可や猶予金額・期間などを審査します。
※詳しくは、国税庁ウェブサイトの「猶予の申請の手引」などをご参照ください。

参照情報

猶予の申請の手引

お問い合わせ先

国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

『防災・減災のための設備投資を行った場合の税制措置を知りたい(国税)』

中小企業防災・減災投資促進税制

中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画に従って行われた設備投資について、特別償却の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する中小企業者等(※1)で、認定対象期間(令和元年7月16日～令和7年3月31日)内に事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの。

※1 中小企業者等：資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人

資本または出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人ただし、対象外となるケースもあるため、詳しくは中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

支援内容

次の表に該当するもののうち、認定を受けた事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画に記載されたものが対象となる。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途または細目
機械および装置(※2) (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置(※3)
器具および備品(※2) (30万円以上)	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置(同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
建物附属設備(60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、防水シャッター、架台(対象設備をかさ上げるために取得等をするものに限る。)(※3)

※2 「機械および装置」および「器具および備品」には、「対象となるものの用途または細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げるための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

※3 これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。上記に該当する設備でも以下①～③のいずれかに該当する設備は対象外です。

① 消防法および建築基準法に基づき設置が義務づけられている設備等

② 中古品、所有権移転外リースによる貸付資産

③ 資産の取得等に充てるための国または地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をする設備

措置の内容

特別償却 18%(令和7年4月1日以後に取得等をする対象設備は特別償却 16%)

適用対象期間

認定対象期間内に、事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けた後、当該認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、対象設備を取得等をした場合に限られます。

ご利用方法

詳しくは中小企業庁のウェブサイトをご覧ください、以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

最寄りの経済産業局等の担当課(詳細は以下掲載のお問い合わせ先を参照ください)

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

『M&Aを行った場合の税制措置を知りたい』 中小企業の経営資源の集約化に資する税制

経営力向上計画に基づいて M&A を実施した場合に、設備投資減税(中小企業経営強化税制)、準備金の積立(中小企業事業再編投資損失準備金)の両措置が活用できます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人または資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人(※1)であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画(事業承継等事前調査の記載があるものに限る)の認定を受けた者。

※1. ただし、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

- ①大規模法人(資本金または出資金の額が 1 億円超の法人、大法人(※2)の 100%子法人(※3)等)から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
- ② 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人
- ③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前 3 事業年度の所得金額の平均)が年 15 億円を超える法人

※2. 資本金 5 億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が 1,000 人超のもの)または受託法人。

支援内容

＜設備投資減税(中小企業経営強化税制 D 類型)＞

経営力向上計画に基づき一定の設備を取得等した場合、投資額の 10%(資本金 3000 万円超の場合は 7%)を税額控除又は全額即時償却。

＜準備金の積立＞

事業承継等事前調査を記載した経営力向上計画に沿って M&A を実施した際に、投資額の 70%以下の金額を準備金として積み立て可能(積み立てた金額は損金算入)。

お問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821 (9:30~12:00、13:00~17:00)

『会計の質を向上させたい』 中小企業の会計

中小企業が、担保や保証に過度に依存しない資金調達を行い、また、取引先の信用を高めるために、「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という）」や「中小企業の会計に関する指針（以下「中小会計指針」という）」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

対象となる方

【「中小会計要領」「中小会計指針」の対象となる会社】

株式会社（下記を除く）

・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社および関連会社

・会計監査人を設置する会社および子会社

※「中小会計指針」は、とりわけ会計参与設置会社が計算書類を作成する際に拠ることが適当とされた、一定の水準を保った会計処理を示したものです。一方、「中小会計要領」はそれに比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されています。

【上記の他、「中小会計要領」「中小会計指針」が利用できる会社】

特例有限会社

合名会社合資会社

合同会社

支援内容

■中小企業の会計に関するパンフレットの作成

「中小会計要領」や「中小会計指針」の内容をわかりやすく解説したパンフレットを作成しております。中小企業庁のウェブサイトから無料でダウンロードができます。

■中小企業経営者や経理担当者等に対するセミナーの実施

中小企業基盤整備機構等において、中小企業経営者や経理担当者等に対し、財務・管理会計の理解が深まる「会計啓発・普及セミナー」などを実施しています。

■金融機関の融資商品

日本政策金融公庫において、「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用した計算書類の作成および期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対して、貸付を行う融資制度を取り扱っています。

参照情報

中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）

中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）

財務サポート「中小会計要領」

お問い合わせ先

中小企業庁 財務課

電話：03-3501-5803

『カーボンニュートルに向けた設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』 カーボンニュートル投資促進税制

本制度は、産業競争力強化法の認定を受けたエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画に基づき、対象設備の取得又は製作若しくは建設(取得等)をし、国内事業の用に供した場合に、取得価額の50%の特別償却又は5%若しくは10%(注1)の税額控除(注2)が適用できるものです。

対象となる方

青色申告書を提出する個人又は法人であって、産業競争力強化法第21条の15第1項の認定(※)を受けた者

※産業競争力強化法第21条の13第2項第3号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の認定に限ります。

支援内容

(注1)10%の税額控除は、対象設備のうち、「需要開拓商品生産設備」又は炭素生産性を10%以上向上させる計画に記載された「生産工程効率化等設備」の取得等した場合に適用を受けることができます。

(注2)法人税額の特別控除の控除上限は、「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%までです。また、対象設備の取得価額の合計額のうち、本制度の対象となる金額は500億円が限度となります。

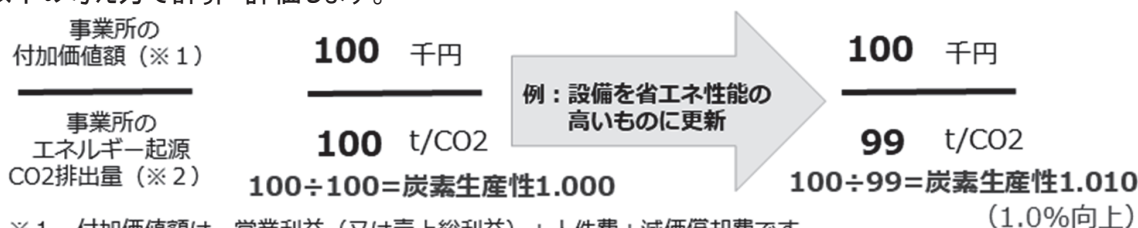
■適用期間

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日(令和3年8月2日)から令和6年3月31日までの間に、対象設備の取得等をし、国内にあるその事業者の事業の用に供する必要があります。

■対象設備

i) 生産工程効率化等設備(工場や店舗等の炭素生産性の向上につながる設備)工場や店舗等の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる「機械装置」「器具備品」「建物附属設備」「構築物」が対象となります。炭素生産性は、よりCO₂を排出せずに収益をあげていくことを評価する指標です。

以下の考え方で計算・評価します。



※1 付加価値額は、営業利益(又は売上総利益)+人件費+減価償却費です。

※2 CO₂排出量は、電気やガスの使用量から計算できるツールを公開しています。

ii) 需要開拓商品生産設備(脱炭素化効果が高い製品を生産する設備)

需要開拓商品(化合物パワー半導体、燃料電池、電気自動車等向けリチウムイオン蓄電池、洋上風力発電設備の主要専用部品)の生産に専ら使用される「機械装置」が対象となります。

お問い合わせ先

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

『M&Aを行った場合の税制措置を知りたい』

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置(登録免許税・不動産取得税)

他者から事業承継を行うために、合併、会社分割及び事業譲渡を実施する場合に、不動産の権利移転等に際して生じる登録免許税・不動産取得税を軽減するものです。

対象となる方

特定事業者等※1であって、他の特定事業者等から合併、会社分割又は事業譲渡により事業を承継することを内容に含む経営力向上計画を策定した上、当該計画につき認定を受けた者。

※1. 登録免許税の場合、経営強化法上の特定事業者等※2を指し、不動産取得税の場合、特定事業者等のうち、中小事業者等※3に該当する場合を指します。

※2. 特定事業者等とは、

- ・常時使用する従業員数が2,000人以下の法人または個人
- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会

※3. 中小事業者等とは、

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等)

また、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

①同一の大規模法人(資本金または出資金の額が1億円超の法人、大法人(※4)の100%子法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

※4. 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が1,000人超のもの)または受託法人。

支援内容

経営力向上計画の認定に従って、他の特定事業者等から合併、会社分割又は事業譲渡により土地・建物を取得した場合、以下の税率が適用されます。

＜登録免許税の税率＞

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%	1.6%

＜不動産取得税の税率＞

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)
土地 住宅	3.0%	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

お問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821 (9:30~12:00、13:00~17:00)

『事業承継について支援を受けたい』 事業承継の円滑化のための支援策

事業承継や引継ぎ(M&A)に関して、さまざまな支援策を用意しています。

対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

支援内容

■経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)に基づく以下の支援を受けることができます。* 遺留分に関する民法の特例 * 所在不明株主に関する会社法の特例 * 金融支援 * 法人版事業承継税制 * 個人版事業承継税制

■事業承継総合支援事業

中小企業等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が相談対応をはじめ、事業承継計画の策定やマッチング支援等を行います。

■事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・M&A 後の経営革新(設備投資・販路開拓等)に係る費用や、M&A 時の専門家活用に係る費用(フィナンシャル・アドバイザーや仲介に係る費用、デュー・デリジエンス、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等)、事業承継・M&A に伴う廃業等に係る費用(在庫処分費等)を補助します。

■M&A 支援機関登録制度の創設／情報提供受付窓口の設置

中小企業が安心して M&A に取り組める基盤を構築するため、中小 M&A ガイドラインの遵守を宣言した M&A 支援機関を登録する制度を創設しました。また、M&A 支援機関登録制度に登録された登録 M&A 支援機関が取り組む中小 M&A 支援に関して、不適切な対応等があった際の情報提供を受け付ける窓口を設置します。

■中小企業成長支援ファンド

後継者不在の中小企業等は、ファンドによる資金供給や経営支援を受けることができます。

■事業承継・引継ぎポータルや事業承継フォーラムなどを通じた情報提供

事業承継・引継ぎポータルでは、事業承継・引継ぎ支援センターによる支援事例の案内や役立つ情報を提供します。また、事業承継を経験した経営者に実体験を語っていただく事業承継フォーラムの開催や地域で事業承継を支援する地域金融機関や商工団体など支援者のための研修の企画・実施をいたします。

■事業承継ガイドライン・中小 M&A ガイドライン・中小 PMI ガイドライン

中小企業の円滑な事業承継、中小 M&A、及び中小 PMI のためのガイドラインを作成しました。

参照情報

事業承継ガイドライン

中小 M&A ガイドライン

中小 PMI ガイドライン

経営承継円滑化法による総合的支援

中小企業成長支援ファンド

『事業承継に関する悩みについて相談したい、会社を引継ぐ後継者探しを支援して欲しい』 事業承継総合支援事業

事業承継の悩みや後継者不在の悩みを抱える中小企業者等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

対象となる方

事業承継の悩みを抱える中小企業者、後継者不在の悩みを抱える中小企業者等

支援内容

中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」が課題解決に向けた相談対応、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

ご利用方法

まずは、各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターまでご相談ください。専門家が親身に対応します。相談は原則無料です。

お問い合わせ先

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター

URL: <https://shoukei.smrj.go.jp/>

独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された事業承継・引継ぎ支援全国本部

中小企業庁 事業環境部 財務課

電話: 03-3501-5803

各経済産業局 中小企業課等

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

(独)中小企業基盤整備機構の各地域本部

『M&A を実施したい/事業承継・M&A をきっかけに新しいチャレンジをしたい』 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・M&A 後の経営革新(設備投資・販路開拓等)に係る費用や、M&A 時の専門家活用に係る費用(「M&A 支援機関登録制度」に登録されたフィナンシャル・アドバイザー(FA)や仲介に係る費用、デュー・ディリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等)、事業承継・M&A に伴う廃業等に係る費用(原状回復費・在庫処分費等)を補助します。

対象となる方

<経営革新事業>

経営資源引継ぎ型創業や事業承継、M&A を行った、中小企業者等。

<専門家活用事業>

補助事業期間内に経営資源を譲り渡す者、または経営資源を譲り受ける中小企業者等。

<廃業・再チャレンジ支援事業>

事業承継や M&A の検討・実施等に伴って廃業等を行う中小企業者等。

支援内容

補助率・補助上限額

【経営革新事業】1/2～2/3・600～800 万円

※一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を 600 万円から 800 万円に引上げ。

【専門家活用事業】1/2～2/3・600 万円

※FA・仲介費用については、「M&A 支援機関登録制度」に登録された FA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象。

【廃業・再チャレンジ事業】～2/3・150 万円

※経営革新事業もしくは専門家活用事業との併用が可能。

ご利用方法

補助金申請に当たっては、事業承継・引継ぎ支援補助金事務局の HP 及び公募要領等を必ずご確認ください。また、経営革新事業の申請は、応募者による経営革新等の内容や補助事業期間を通じた事業計画の実行支援について、認定経営革新等支援機関の確認を受けている必要があります。認定経営革新等支援機関の具体名、連絡先等は、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。最寄りの各経済産業局までお問い合わせください。

参照情報

認定経営革新等支援機関認定一覧について

中小 M&A 支援機関に係る登録制度について

お問い合わせ先

事業承継・引継ぎ補助金事務局

経営革新事業:050-3615-9053

専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業:050-3615-9043

『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』 事業承継円滑化のための税制措置(法人版事業承継税制)

中小企業・小規模事業者の非上場株式等に係る相続税・贈与税が納税猶予・免除されます。

対象となる方

非上場株式を相続または贈与により取得した後継者

支援内容

■非上場株式等についての『相続税』の納税猶予・免除制度

後継者(親族外も対象)が、相続または遺贈により、非上場会社の株式等を先代経営者(被相続人)から取得し、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る相続税の納税が猶予(※(2))され、後継者が死亡した場合などには、猶予税額が免除されます。

■非上場株式等についての『贈与税』の納税猶予・免除制度

後継者(親族外も対象)が、贈与により、非上場会社の株式等を先代経営者から全部または一定以上取得し、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の納税が猶予(※(2))され、後継者が死亡した場合などには、猶予税額が免除されます。

※法人版事業承継税制の特例措置について

2018年4月1日に、法人版事業承継税制の特例措置が創設されました。

2018年4月1日から2024年3月31日までの6年以内に経営承継円滑化法に基づく「特例承継計画」を都道府県知事に提出したうえで、2018年1月1日から2027年12月31日までの10年間に行われた非上場株式の贈与・相続が対象となります。

従前の措置も一般措置として存在していますが、特例措置については一般措置と比べて以下の点で大きく優遇される内容が拡充されています。

(1)経営環境変化に対応した減免制度を導入

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が納税されていたところ、売却時や廃業時の評価額を基に納税額を再計算することとします。これにより、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免いたします。

(2)対象株式数の上限撤廃、猶予割合を100%に拡大

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の3分の2までであり、さらに相続税の納税猶予割合は80%であったところ、対象株式数の上限を撤廃し、納税猶予割合も100%に拡大することとします。これにより、事業承継時の贈与税・相続税の支払い負担はゼロとなります。

(3)雇用要件の抜本的見直し

事業承継税制の適用後5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ猶予された税額の全額を納付しなければならなかったところ、人手不足の現状を受け、雇用要件を弾力化し、5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能といたします(経営悪化等が理由の場合は、認定支援機関の指導助言が必要となります)。

(4)対象者の制限の大幅な緩和

一人の先代経営者から一人の後継者に対して贈与・相続される株式のみが対象であったところ、親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人まで)への承継も対象となります。

(参考)都道府県知事の認定を受けるための主な要件

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 資産保有型会社等に該当しないこと。
- (3) 先代経営者が会社の代表者であったこと。
- (4) 先代経営者およびその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、先代経営者がその同族関係者(後継者を除く)の中で筆頭株主であったこと。
- (5) 後継者およびその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、後継者がその同族関係者の中で筆頭株主であること。
- (6) 後継者が相続開始の直前に会社の役員であったこと(被相続人が70歳未満で死亡した場合及び後継者が都道府県知事の認定を受けた特例承継計画に記載されている者である場合を除きます。)。贈与の場合は、贈与の3年前から引き続き役員に就任していること。等

※個人事業者向けの事業承継円滑化のための税制措置は、「事業承継円滑化のための税制措置(個人版事業承継税制)」をご覧ください。

ご利用方法

法人版事業承継税制の適用に当たっては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等が必要となりますが、認定等に係る申請書・報告書の提出に関する窓口・お問い合わせ先は、都道府県の担当課となります。

参照情報

円滑化法の認定等に関する窓口について

個人版事業承継税制

お問い合わせ先

国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

事業承継税制の前提となる円滑化法の認定については、各都道府県にお問い合わせください。

『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』 事業承継円滑化のための税制措置(個人版事業承継税制)

個人事業者も事業用資産を承継する際に課される相続税・贈与税が納税猶予・免除されます。

対象となる方

- ・ 一定の事業用資産を相続または贈与により取得した個人事業者
- ・ 特定小規模宅地を相続した個人事業者・後継者

支援内容

一定の事業用資産を相続または贈与により取得した個人事業者【個人版事業承継税制】

2019年4月1日に、個人事業者が先代から事業用資産を相続または贈与により取得した際に課される相続税・贈与税が納税猶予・免除される特例措置が創設されました。

法人版事業承継税制と類似の制度設計となっており、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年以内に経営承継円滑化法に基づく「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出したうえで、2019年1月1日から2028年12月31日までの10年間に行われた一定の事業用資産の贈与・相続が対象となります。

その他、主なポイントは以下のとおりです。

- (1) 対象となる事業用資産に係る贈与税・相続税を100%猶予することができます。また、法人版同様に承継後の経営悪化によって廃業等をした場合は納税が減免されるほか、個人版独自の措置として、承継をした個人事業者が一定の身体障害等に該当した場合の免除などが講じられます。
- (2) 事業用の宅地(400平方メートルまで)・建物(800平方メートルまで)、機械・器具備品等の幅広い事業用資産が対象です。
- (3) 親族外への承継も対象になります。
- (4) 相続時精算課税制度との併用は可能です。ただし、個人版事業承継税制と小規模宅地特例(事業用)とは選択適用となります。

特定小規模宅地等を相続した個人事業者・中小企業の後継者

■小規模宅地等(特定事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等)の特例(相続税)

特定事業用宅地等(事業を継続する等の要件があります。)は、400平方メートルを限度として、相続税の課税価格に算入すべき価額の80%が減額となる課税の特例を受けることができます。

※特定事業用宅地等は、個人版事業承継税制と選択適用になります。

<その他、事業承継に際して活用可能な制度>

■相続時精算課税制度(贈与税・相続税)

贈与税の申告時に、「相続時精算課税選択届出書」など必要な書類を添付することで、下記のとおり、贈与時に軽減された贈与税を納付して、相続時に相続税で精算する課税制度を選択することができます。なお、平成30年度税制改正により、事業承継税制の適用を受ける場合には、現行制度に加えて60歳以上の贈与者から、18歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とすることとなりました。(贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。)

(贈与時)

申告を前提に、60歳以上の親または祖父母から18歳以上の子または孫への贈与につき、2,500万円

の非課税枠(限度額まで複数回使用可)があり、これを超える部分については税率一律 20%で課税します。

(相続時)

贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算します。

■相続により取得した非上場株式を自社に売却した場合の課税の特例(所得税等)

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合、①みなし配当課税の特例、②取得費加算の特例を適用することができます。

①みなし配当課税(最高 55.945%の累進課税)※1でなく、譲渡所得課税(20.315%の分離税)※1が適用されます。

②また、この場合の非上場株式の譲渡による譲渡所得金額を計算するにあたり、その非上場株式を相続等により取得したときに課された相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算(譲渡所得から控除)することができます。※2

※1. 税率は、所得税、復興特別所得税および住民税の合計です。

※2. 譲渡所得＝売却金額－(株式の取得費＋譲渡するために直接かかった費用＋加算する相続税額)

特例を受けるためには一定の手続きが必要です。

ご利用方法

個人版事業承継税制の適用に当たっては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等が必要となりますが、認定等に係る申請書・報告書の提出に関する窓口・お問い合わせ先は、都道府県の担当課となります。

参照情報

円滑化法の認定等に関する窓口について

法人版事業承継税制

お問い合わせ先

国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

事業承継税制の前提となる円滑化法の認定については、各都道府県にお問い合わせください。

『後継者に事業を円滑に引き継ぎたい』 経営承継円滑化法による総合的支援

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継の円滑化に向けた支援を受けることができます。

対象となる方

【遺留分に関する民法の特例】

自社の株式（個人事業の承継の場合は事業用資産）の承継について、相続に伴う遺留分に関する紛争を防止したい中小企業の後継者

【金融支援】

事業承継に伴い資金ニーズが発生している中小企業とその後継者

【事業承継税制】

相続税・贈与税の納税猶予・免除の適用を受けようとする中小企業の後継者

【所在不明株主に関する会社法の特例】

事業承継のために所在不明株主が保有する株式の集約（買取り等）をしたい中小企業

支援内容

遺留分に関する民法の特例、金融支援、事業承継税制、所在不明株主に関する会社法の特例という4つの措置は、それぞれ適用要件や効果が異なることから、ご利用を検討される際には、中小企業庁ウェブサイト掲載の申請マニュアル等をご覧ください。

ご利用方法

制度活用のためには、申請をして、経済産業省又は各都道府県の認定等のほか所要の手続きが必要です。経済産業省や各都道府県における手続きの申請受付窓口・問合せ先は、以下の「お問い合わせ先」記載のとおりです。

参照情報

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）

経営承継円滑化法による支援
認定・申請等に関する窓口について

法人版事業承継税制
個人版事業承継税制

お問い合わせ先

【遺留分に関する民法の特例】

中小企業庁事業環境部財務課 電話：03-3501-5803（9:00～17:00）

【金融支援・事業承継税制・所在不明株主に関する会社法の特例】

各都道府県（担当課については、中小企業庁ウェブサイトをご覧ください。）

『地域コミュニティの担い手である商店街に対する支援を受けたい』 地域商店街活性化法に基づく支援

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、国が「商店街活性化事業計画」等の認定を行い、当該計画に基づいて予算措置や税制措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

対象となる方

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合など
- (2) 特定非営利活動(NPO)法人、一般社団法人、一般財団法人

支援内容

- (1) **補助金：「地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業」**
中小事業者等のグループが、商店街等において、来街者の消費動向や需要の変化を踏まえ、需要に応じた最適な供給体制(テナントミックス)の実現を目指す取組を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。地域商店街活性化法に基づき認定を受けた「商店街活性化事業計画」に位置づけられた事業を行う場合、採択審査時に加点されます。
- (2) **信用保険の保証限度額の別枠化**
普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。
- (3) **課税の特例**
認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した場合、その譲渡所得から1,500万円の特別控除が受けられます。
- (4) **都道府県または市町村による無利子融資(独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資)**
都道府県または市町村(特別区を含む。)が認定事業者等に対して必要な資金を無利子貸付けする場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が貸付金の一部を分担できるようにします。
- (5) **低利融資制度(株式会社日本政策金融公庫の融資)**
地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた地域内の中小小売事業者等の事業資金について低利融資を実施します。

ご利用方法

- (1) 支援内容のご利用にあたり、地域商店街活性化法に基づいて、「商店街活性化事業計画」を作成する必要がありますので、各経済産業局の担当部局、株式会社全国商店街支援センターにお問合せください。
- (2) 「商店街活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

中小企業庁 商業課
電話：03-3501-1929
各経済産業局 流通・サービス産業課 等
URL：https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31
株式会社全国商店街支援センター
電話：03-6228-3061

『中小商業機能強化のための融資制度を知りたい』 企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金

経営の近代化及び流通機構の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方又は生産性向上を図る観光産業事業者の方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

(1)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)

(2)中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業および不動産賃貸業を営む方

※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方または第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

※中心市街地関連地域とは、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地などをいいます。

(3)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)のうち、地域再生法第5条第4項第7号に定める商店街活性化促進事業計画に基づき、空き店舗を利用して事業を実施する方

(4)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方

観光産業等生産性向上資金

卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかにおいて観光に関する事業を行う方(これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。)

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額

【中小企業事業】

7億2,000万円

【国民生活事業】

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■資金使途

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

・合理化、共同化等を図るための設備の取得(改造、更新を含む)

・セルフ・サービス店の取得

・ショッピングセンターへの入居

・集配センターの取得(中小企業事業のみ)

- ・販売促進、人材確保
- ・新分野への進出((2)及び(3)の対象の方のみ)
- ・キャッシュレス決済に対応するために必要な長期運転資金((4)の対象の方のみ)

観光産業等生産性向上資金

生産性向上に向けた取組を実施するために必要となる設備資金及び運転資金

■貸付利率

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

○(1)の対象の方Ⅰ. 経営の合理化等に係る資金関連

経営の合理化、共同化やセルフ・サービス店の取得等に当たって必要となる、設備資金および長期運転資金については、基準利率が適用されます(中小企業事業/国民生活事業)。

Ⅱ. 特利対象設備導入関連

Ⅰ. のうち特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①(国民生活事業の一部設備は特別利率②)が適用されます(中小企業事業/国民生活事業)。

Ⅲ. 空き店舗出店関連

Ⅱ. のうち、特定の要件を満たす商店街の空き店舗に出店する場合、必要な資金について特別利率②が適用されます(中小企業事業)。

Ⅳ. 認定商店街活性化事業計画関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます(中小企業事業)。

○(2)の対象の方

Ⅰ. 中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地

【中小企業事業】

特別利率②

【国民生活事業】

特別利率③

Ⅱ. 改正前の中心市街地活性化法に基づく基本計画に定められた中心市街地など

【中小企業事業】

特別利率①

【国民生活事業】

特別利率②

○(3)の対象の方

【中小企業事業】

特別利率②

○(4)の対象の方

【中小企業事業/国民生活事業】

特別利率①

観光産業等生産性向上資金

○対象の方

【中小企業事業/国民生活事業】

特別利率①

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類等については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル
電話:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話:098-941-1785

『物流を効率化したい』 流通業務総合効率化法に基づく支援

事業協同組合や任意グループ等が流通業務の効率化を図る際に融資、信用保険法の特例、投資育成株式会社法の特例など様々な支援を受けることができます。

対象となる方

事業協同組合、中小企業主体の任意グループ等

支援内容

1. 融資制度

(1) 高度化融資制度(中小企業基盤整備機構、各都道府県)
組合・任意グループ等が、認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合 80%までの無利子融資を受けることができます。

2. その他の資金調達

(1) 中小企業信用保険法の特例
組合・任意グループ等およびその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な資金の借りに係る信用保証協会による信用保証について、保証限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を受けることができます。

(2) 中小企業投資育成株式会社法の特例
認定計画に基づく事業実施のために増資等を行う組合・任意グループ等の構成員企業については、資本金 3 億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加されます。

ご利用方法

1. 組合・任意グループ等が基本方針(経済産業大臣、国土交通大臣および農林水産大臣が策定した流通業務総合効率化計画についてのガイドライン)に即して、「総合効率化計画」を作成します。
2. 組合・任意グループ等が作成した「総合効率化計画」を都道府県知事、地方経済産業局長、地方運輸局長、地方農政局長等が認定します。
3. 認定された総合効率化計画(「認定計画」)に基づき組合・任意グループ等が実施する事業に対して、支援を受けることができます。

お問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/12

各経済産業局 流通・サービス産業課等

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

独立行政法人中小企業基盤整備機構

電話: 03-3433-8811

中小企業庁 商業課

電話: 03-3501-1929

『中心市街地における新たな重点支援制度を利用したい』 特定民間中心市街地経済活力向上事業

中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業計画を認定し、税制措置や金融措置、その他関連措置などにより重点的に支援します。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO 法人 等

支援内容

中心市街地活性化法に基づき、中心市街地への来訪者または就業者もしくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト(特定民間中心市街地経済活力向上事業)を、経済産業大臣が認定する制度です。
認定を受けた事業計画に対し、以下の支援策を講じます。

(1) 税制優遇措置

不動産の取得に係る移転登記等の登録免許税を軽減

(2) 金融措置

- ①施設整備者および当該施設に入るテナントに対する低利融資(企業活力強化資金)
- ②市町村が認定された事業者に貸付けを行う際に、中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施
- ③中小企業信用保険法に基づく債務限度額の拡大

(3) 大店立地法の特例

地元の住民や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化します。(大店立地法の届出の免除等)

ご利用方法

- (1) 支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室および各経済産業局の担当部局にお問い合わせください。
- (2) 「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

経済産業省
中心市街地活性化室
電話: 03-3501-3754
各経済産業局 流通・サービス産業課 等
URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

『中心市街地の活性化を図る措置を受けたい』 民間中心市街地商業活性化事業

中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置により、中心市街地の活性化を図ります。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO 法人 等

支援内容

中心市街地活性化法に基づき、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業計画(民間中心市街地商業活性化事業計画)を、経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた事業計画に対して以下の支援策を講じます。

(1) 日本政策金融公庫による設備資金・運転資金に対する低利融資(企業活力強化資金)が受けられます。(中小企業事業:特別利率②、国民生活事業:特別利率③)

(2) 中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施します。

(3) 中小企業投資育成株式会社による支援について、資本金が3億円を超える中小企業者に対しても行えるよう、支援対象を拡大します。

- ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受けおよび保有
- ・増資株式の引受けおよび保有
- ・新株予約権の引受けおよび保有
- ・新株予約権付社債の引受けおよび保有

ご利用方法

(1) 支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「民間中心市街地商業活性化事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室および各経済産業局の担当部局にお問い合わせください。

(2) 「民間中心市街地商業活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

経済産業省
中心市街地活性化室
電話:03-3501-3754
各経済産業局 流通・サービス産業課 等
URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

『中心市街地の経済活性化に取り組むためのセミナー開催、複数専門家による支援』 中心市街地経済活性化診断・サポート事業

中心市街地における経済活性化のための各種計画、事業実施手法、組織体制等について、専門家による助言、勉強会等のサポートを受けることができます。

対象となる方

- ・ 中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織
- ・ 認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援内容

協議会等が行う経済活性化の取組に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)の専門的ノウハウを活用し、以下の支援を行います。

○個別事業等実施のためのセミナー、研修会、勉強会への支援(セミナー型)

中心市街地の経済活性化に資する個別事業実施、または協議会等の活動に関する取組のためのセミナー等の企画・立案支援、講師の派遣を行います。

○事業等実効性向上のための効果的かつ、複合的な支援施策活用を通じた支援(パッケージ型)

中心市街地の活性化に資する事業等に対し、事業等の実効性を高めるため、複数名の専門家による支援の実施など支援施策を効果的かつ、複合的に活用した支援を行います。

ご利用方法

事前に現地調査・ヒアリング等を実施の上、事業実施の可否を決定しますので、以下問い合わせ先へご相談ください。

申込書・利用者の手引きについては、下記ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

高度化事業部 まちづくり推進室

電話:03-5470-1632

URL : http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

『中心市街地の商業活性化に取り組むためのアドバイスを受けたい』 中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)派遣事業

中心市街地の商業活性化の取組を行う場合に、専門家によるアドバイスを受けることができます。

対象となる方

中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織
認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援内容

中心市街地の活性化に関して課題を持つ協議会等に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が実務知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、協議会の設立や運営、個別事業(基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業)についてアドバイスを行います。

○利用者の自己負担

派遣期間が一定期間内であれば、利用者の自己負担はありませんが、一定期間を超えた場合、派遣費用の一部が自己負担となります。

ご利用方法

中小機構まちづくり推進室に申込書を提出してください。

申込書・利用者の手引きについては、下記ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

高度化事業部 まちづくり推進室

電話:03-5470-1632

URL: http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

『中心市街地の中小商業機能強化のための税制支援や低利融資を受けたい』 中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度

中心市街地を活性化させるために意欲的な取組を行う地域は、税制、低利融資などの支援を受けることができます。

対象となる方

【税制支援】

中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した者

【低利融資】

中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業および不動産賃貸業を営む方

※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方または第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

支援内容

【税制支援】

土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人または法人が中心市街地活性化法に規定する中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から1,500万円を特別控除します。

【低利融資】

(1) 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

(2) 貸付限度額

- ・中小企業事業:7億2,000万円
- ・国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)

(3) 資金用途

以下の事項に必要な資金

- ・合理化、共同化等を図るための設備の取得
- ・セルフ・サービス店の取得
- ・集配センターの建設等(中小企業事業のみ)
- ・ショッピングセンターへの入居
- ・販売促進、人材確保(運転資金のみ)
- ・新分野への進出

ご利用方法

【税制支援】

- ・土地の買取をする者が中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた法人であること
- ・認定された中小小売商業高度化事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資を受けている計画であること等

【低利融資】

- ・株式会社日本政策金融公庫(沖縄においては沖縄振興開発金融公庫)にお問い合わせください。

お問い合わせ先

税制支援 中小企業庁 商業課

電話:03-3501-1929

低利融資 日本政策金融公庫

電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

電話:098-941-1795

『中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって支援を受けたい』 中心市街地活性化協議会運営支援事業

これから中心市街地活性化協議会を設立する、またはすでに設立されている協議会に対して、電話等による相談対応、情報提供、ネットワーク構築に向けた支援を行います。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織

支援内容

協議会の設立・運営にあたって、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に以下のような支援を実施します。

- ・ 協議会の設置や運営等についての相談対応を、電話・メール等により行います。
- ・ 公式ウェブサイトおよびメールマガジンで各種情報提供を行います。
 - ・ 協議会の設置状況や基本計画の認定状況
 - ・ 全国各地のまちづくり取組事例
 - ・ 国等の支援策 等
- ・ 協議会のネットワーク構築を支援します。
 - ・ 協議会交流会（全国勉強会）の開催

ご利用方法

中小機構・中心市街地活性化協議会支援センターへお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
高度化事業部 まちづくり推進室
電話：03-5470-1632
中心市街地活性化協議会支援センター
電話：03-5470-1623
URL：<https://machi.smrj.go.jp/>

『地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業』 地域商業機能複合化推進事業

中小事業者等のグループが、商店街等において、来街者の消費動向や需要の変化を踏まえ、需要に応じた最適な供給体制(テナントミックス)の実現を目指す取組を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。

対象となる方

商店街等組織(※1)、または民間事業者(※2)

※1. 商店街等組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街等組織
- ・法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者等

※2. 民間事業者

- ・当該地域のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

1. ソフト事業

AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップの実施による消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援します。

■国庫補助上限額

4,000 千円

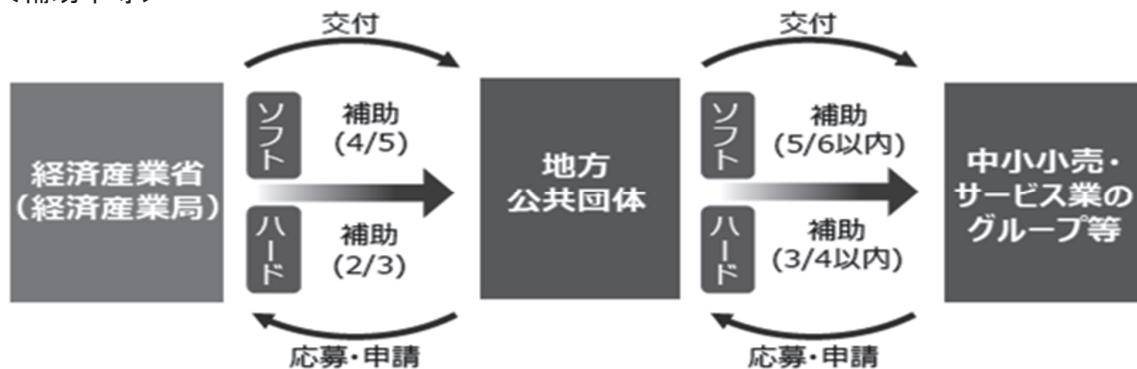
2. ハード事業

最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援します。

■国庫補助上限額

40,000 千円

※テナントミックスとは、商業集積活性化を図るための最適なテナント(業種業態)の組み合わせを意味しており、本事業では、地域の新たなニーズや需要に対応した最適な供給体制を面的に構築すること。
<補助率等>



参照情報

「地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業」公募情報について(中企庁 HP)

https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2023/230209kino_fukugo.html

**ご利用方法**

本事業は地方公共団体を経由した間接補助制度です。

商店街等組織又は民間事業者の方が応募される場合は、所在地の都道府県又は市区町村へお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道経済産業局 経営支援課商業振興室
電話:011-738-3236
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課
電話:022-221-4914
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室
電話:048-600-0317
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室
電話:052-951-0597
近畿経済産業局 流通・サービス産業課
電話:06-6966-6025
中国経済産業局 流通・サービス産業課
電話:082-224-5655
四国経済産業局 商務・流通産業課
電話:087-811-8524
九州経済産業局 流通・サービス産業課
電話:(092)482-5456
内閣府沖縄総合事務局 商務通商課
電話:098-866-1731
中小企業庁 商業課/ 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話:03-3501-1929

面的地域価値の向上・消費創出事業

コロナ禍による来街者ニーズの多様化や、インバウンドの回復等が期待される中、商店街等が自らの魅力・地域資源等を用いて実施する滞留・交流空間整備や消費創出事業等を支援します。その際、地域活性化等の知見を有する専門家が伴走することで、地域の面的な「稼ぐ力」の向上に繋がります。

対象となる方

商店街等組織(※1)、または商店街等組織と民間事業者(※2)の連携体

※1. 商店街等組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街等組織
- ・法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者等

※2. 民間事業者

- ・当該地域のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

① 専門家活用費用

- ・面的伴走支援を担う専門家の謝金・旅費 など

② 消費創出事業

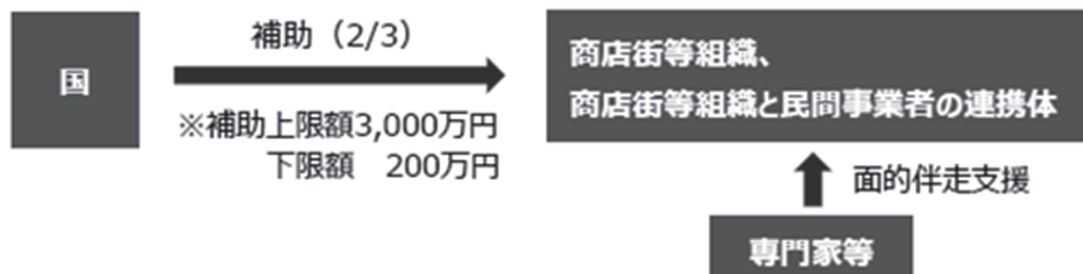
- ・回遊促進事業、体験事業、交流事業、ブランディング、情報発信強化 など

③ 滞留・交流空間整備事業

- ・空き地・空き店舗の利活用、店舗等の機能転換、歩道等の利活用、景観整備(統一化) など

※①及び②が事業計画に含まれていることが必須要件。

<補助率等>



参照情報

「面的地域価値の向上・消費創出事業」公募について(中企庁 HP)

<https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2023/230208menteki.html>



ご利用方法

- (1) 募集期間中に、経済産業局等へ応募申請書等の関係書類を提出
- (2) 外部有識者による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
- (3) 採択された補助事業者は、交付申請書を経済産業局等へ提出し、交付決定後、消費創出事業等を開始
- (4) 消費創出事業等の終了後、実績報告書を経済産業局等へ提出し、補助金を受給

お問い合わせ先

北海道経済産業局 経営支援課商業振興室
電話:011-738-3236

東北経済産業局 商業・流通サービス産業課
電話:022-221-4914

関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室
電話:048-600-0317

中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室
電話:052-951-0597

近畿経済産業局 流通・サービス産業課
電話:06-6966-6025

中国経済産業局 流通・サービス産業課
電話:082-224-5655

四国経済産業局 商務・流通産業課
電話:087-811-8524

九州経済産業局 流通・サービス産業課
電話:092-482-5456

内閣府沖縄総合事務局 商務通商課
電話:098-866-1731

中小企業庁 商業課
電話:03-3501-1929

『ソーシャルビジネス向けの融資をうけたい』 ソーシャルビジネス支援資金

地域や社会が抱える課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫(国民生活事業)が融資を行います。

対象となる方

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) (1)以外の方であって、次のいずれかに該当する方
 - ① 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
 - ② 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方

支援内容

■貸付限度額

7,200万円(うち運転資金4,800万円)
※各種貸付制度とは別枠

■貸付利率

基準利率。ただし、次に該当する方は、それぞれの貸付利率。

- ① 以下のいずれかに該当する方は、基準利率-0.65%。
 - イ) 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方
 - ロ) 過疎地域において社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
 - ② 以下のいずれかに該当する方は、基準利率-0.4%。
 - イ) 認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人を含む。)
 - ロ) 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方
- ※基準利率 2.15~3.15%(担保を不要とする融資を希望される方の場合※令和5年1月4日現在)

■貸付期間

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)

■保証条件

一定の要件を満たす方は、経営者保証を不要とする融資制度をご利用いただけます。
※特定非営利活動法人の方については、0.1%、その他の方については、0.2%の利率が上乘せとなります。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
事業資金相談ダイヤル
電話:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話:098-941-1795

『中小建設企業に対する支援措置を知りたい』 中小建設企業への支援

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業は、人材の確保・育成、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業

支援内容

(1) 人材確保・育成に向けた施策の実施

①建設産業人材確保・育成推進協議会と連携した「建設業界ガイドブック」や建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」等において、建設業の人材の確保・育成等に関する情報提供を受けることができます。

②建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度で以下の助成金があります。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

- * トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)
- * 人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム等普及促進コース、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)、作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))
- * 人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース)

③雇用管理研修

建設業の事業所の雇用管理責任者やその補佐を行う立場の方を対象に、労働者の募集、雇入れ、配置、環境整備など、建設労働者の雇用管理に当たり知っておかなければならない知識の習得を目的とした「雇用管理研修」を全国で開催します。

■研修内容

○基礎講習

労働者の雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得や向上を目的とした研修です。

○コミュニケーションスキル等向上コース

若年労働者の職場環境への適応や技能の習得が円滑に進むよう、熟練労働者が若年労働者と円滑なコミュニケーションを取りながら働くための職場環境づくりのスキル等の習得や向上を目的とした研修です。

■対象

建設業の事業所の雇用管理責任者や雇用管理責任者を補佐する立場の方

※雇用管理責任者とは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れや配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務付けられています。また、事業主は雇用管理責任者に対し、必要な研修を受けさせるなど、これらの管理のための知識の習得・向上を図るように努めなければならないとされています。

■費用(受講料・テキスト代)

無料

④働き方改革推進支援センターの設置による支援

働き方改革関連法が順次施行されている中、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家が技術的な支援を無料で行います。

(2)金融の円滑化**○下請セーフティネット債務保証事業および地域建設業経営強化融資制度**

資金調達の円滑化を図るため、元請建設企業が公共工事等の請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする事業です。

本事業では、融資事業者が融資を行うにあたっての金融機関からの借り入れに対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

なお、本事業は、令和8年3月末までの事業となっています。

○下請債権保全支援事業

下請建設企業等の債権保全や資金繰り改善を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等債権について、ファクタリング会社が保証又は買取を行う際の保証料(買取料)に対する助成等を行うことで、下請建設企業等の負担軽減を図っています。

なお、本事業は、令和6年3月末までの事業となっています。

お問い合わせ先

(1) 人材確保・育成に向けた施策の実施

① 建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」

URL: <http://genba-go.jp/>

② 各都道府県労働局

労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

③ 厚生労働省 職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室

電話: 03-5253-1111(内線 5804)

④ 各働き方改革推進支援センター

一覧は以下のウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

(2) 金融の円滑化

国土交通省 不動産・建設経済局建設市場整備課

電話: 03-5253-8111(内線 24824)

一般財団法人建設業振興基金

URL: <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/index.html>

『農林水産関連企業等に対する助成措置を知りたい』 農林水産関連企業等に対する金融措置による支援

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業は、融資等の金融措置を受けることができます。

対象となる方

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業

支援内容

(1) 関税の引下げ等により影響を被る農産加工業者(特定農産加工業者)の経営の改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、事業転換、新商品・新技術の開発・利用、事業提携等に対し、金融税制の面での支援措置を講じます。

(2) 中山間地域における農林漁業の総合的な振興を図るため、中山間地域内で生産される農林畜水産物を活用した新商品・新技術の研究開発等を行うのに必要な資金および中山間地域内において農地、森林等の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金等を融資します。

(3) 需要の増進を図ることが特に必要な農林畜水産物(特定農林畜水産物)の新規の用途または加工原材料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に対し、必要な施設の改良、造成または取得等するための資金を融資します。

(4) 近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るために必要となる施設の改良等を行う資金である水産加工資金を融資します。

(5) 林業・木材産業の経営改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金(林業・木材産業改善資金)を融資します。

また、林業経営の改善を図るとともに、木材の生産および流通の合理化等を促進し木材供給の円滑化を図るため、低利な運転資金(木材産業等高度化推進資金)を融資します。

(6) 動植物性残さを原料または材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵または回収のための施設および関連施設の改良、造成または取得に必要な資金を融資します。

(7) 農業および農業生産関連事業の健全な発展を図るため、農業競争力強化支援法に基づいて行う、施設の改良、造成または取得、株式の取得などの事業再編の実施に必要な資金(農業競争力強化支援資金)を融資します。

お問い合わせ先

- (1) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課
電話: 03-6744-2060
- (2) 農林水産省 農村振興局 地域振興課
電話: 03-6744-2498
- (3) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ
電話: 03-6744-2352
- (4) 水産庁 漁政部 加工流通課
電話: 03-6744-2349
- (5) 林野庁 林政部 企画課
電話: 03-3502-8037
- (6) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課
電話: 03-6744-2066
- (7) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課
電話: 03-3502-8245

『食品関連企業に対する助成措置を知りたい①』 食品等流通合理化支援策

食品関連事業者が品質の優れた食品などを消費者に提供するために必要な施設の整備を行う場合に、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

食品等製造業者、食品等販売業者、乳業者 等

支援内容

- (1) 日本政策金融公庫が、食品等製造業者と農林漁業者が提携して安定した取引を行うために必要な設備資金などを対象に低利融資します。
(食品流通改善資金のうち生製提携型施設: **金利 0.65%~0.85%**(令和5年3月20日現在))
- (2) 日本政策金融公庫が、食品等販売業者(卸・小売・飲食業者)と農林漁業者が提携して安定した取引を行うために必要な設備資金などを対象に低利融資します。
(食品流通改善資金のうち生販提携型施設: **金利 0.65%~0.85%**(令和5年3月20日現在))
- (3) 乳業の再編・合理化による効率的な乳業施設の整備等を行う事業に対して助成します。

お問い合わせ先

- (1) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課
電話: 03-6744-2060
- (2) 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課
電話: 03-3502-8267
- (3) 農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課
電話: 03-3502-5987

『飲食店営業、クリーニング、理容・美容、旅館等、生活衛生関係営業者に対する支援』 生活衛生関係営業への支援

生活衛生関係営業の計画的な振興を図る観点から、生活衛生関係営業者は、経営相談・指導を受けることができます。さらに、衛生水準を高め、経営の近代化を促進するために必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫から融資を受けることができます。

対象となる方

理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業、飲食店営業(すし、そば・うどん、中華料理、料理、一般飲食、社交)、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業および氷雪販売業を営む事業者

支援内容

(1) 相談・指導事業

都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、経営指導員による経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導の実施、また、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用の指導を受けることができます。

(2) 融資事業

株式会社日本政策金融公庫において、生活衛生関係営業者向けの融資制度(生活衛生資金貸付)を実施しております。各貸付制度の詳細については、下記にお問い合わせください。

<貸付制度の例>

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経融資)

○貸付対象者

常時使用する従業員の数が5人以下(旅館業および興行場営業は20人以下)の生活衛生関係営業者

○貸付限度額

2,000万円

○貸付金利

年1.30%(令和5年3月1日現在)

※金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。

○貸付期間

設備資金10年以内、運転資金7年以内

○措置期間

設備資金2年以内、運転資金1年以内

○担保等

無担保・無保証人

※この貸付制度を利用しようとする場合は、生活衛生関係営業者の属する業種の生活衛生同業組合(組合が未結成の場合には、都道府県生活衛生営業指導センターまたは都道府県生活衛生営業指導センターの指定する組合)からの融資の推薦を受ける必要があります。

なお、融資の推薦を受けるためには、①経営特別相談員または経営指導員の指導・審査および②生活衛生同業組合における特別融資審査委員会の審査が必要です。

振興事業貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合または生活衛生同業小組合の組合員の方が設備資金や運転資金の融資を受けられる制度です。この制度では、振興事業に係る事業計画書を策定し、生活衛生同業組合から確認を受けた場合は、さらに低利で融資を受けることができます。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

厚生労働省
医薬・生活衛生局生活衛生課管理係
電話：03-5253-1111(内線 2434)
日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)
事業資金相談ダイヤル
電話：0120-154-505

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT 事業)

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

支援内容

1. 事業目的

- ・2030 年度削減目標の達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- ・さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してサプライチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

①CO2 削減計画策定支援(補助率: 3/4、補助上限: 100 万円)

中小企業等による工場・事業場での CO2 削減目標・計画の策定を支援

※CO2 排出量をクラウド上でリアルタイムで見える化し運用改善を行う DX 型計画は、補助上限 200 万円

②省 CO2 型設備更新支援

【A.標準事業】

工場・事業場単位で 15%以上又は主要なシステム単位で 30%以上削減する CO2 削減計画に基づく設備更新を補助(補助率:1/3、補助上限:1 億円)

【B.大規模電化・燃料転換事業】

主要なシステム単位で、以下の i) ii) iii) の全てを満たす CO2 削減計画に基づく設備更新を補助(補助率: 1/3、補助上限:5 億円)

i) 電化・燃料転換、ii) CO2 排出量を 4,000t-CO2/年以上削減、iii) CO2 排出量を 30% 以上削減

【C.中小企業事業】

中小企業等による CO2 削減計画に基づく設備更新に対し、以下の i) ii) のうちいずれか低い額を補助(補助上限:0.5 億円)

i) 年間 CO2 削減量×法定耐用年数×7,700 円/t-CO2(円)、ii) 補助対象経費の 1/2(円)

③企業間連携先進モデル支援(補助率:1/3、1/2、補助上限5億円)

Scope3 削減目標を有する企業が主導し、複数サプライヤーの工場・事業場を対象とした計画策定・設備更新・実績評価を2力年以内で行う取組を支援(金融機関も参画の場合は重点支援)

参照情報

SHIFT 事業ウェブサイト: <https://shift.env.go.jp/>

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
電話: 0570-028-341

『初期費用を抑えて脱炭素機器を設備導入したい』 脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業

脱炭素機器のリース料低減を通じて、ESG 要素を考慮した取組を促進し、サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等を支援致します。

対象となる方

1. 個人事業主、中小企業。(中小企業の要件は別途条件があります)
2. 政府機関、地方公共団体又はこれに準ずる機関でないこと。
3. サプライチェーン上の脱炭素化に資する以下の ESG 要素を考慮した取組を行っている者。

用途・対象物

1. 対象となるリース契約
 - ・環境省が定める基準を満たす脱炭素機器に係る契約であること。
2. 対象となる脱炭素機器
 - ・業務部門・産業部門・運輸部門

対象地域

- ・日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること。

支援内容

- ・適格要件を満たした中小企業等が脱炭素機器をリース導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料(消費税及び再リース料を除く)の1～4%の補助金を指定リース事業者に対して交付します。
- ・更に、ESG 要素を考慮した優良な取組には、1%上乘せします。また、リース先(中小企業等)及び指定リース事業者の両社が ESG 要素を考慮した優良な取組を行っている場合、極めて先進的な取組として、2%上乘せします。

ご利用方法

- ・補助金申請は環境省から指定を受けた指定リース事業者が行います。そのため、リース先では補助金申請の手続きは必要ありません。
- ・リース先の ESG 要素取組方針の証憑他、提出物があります。

参照情報

パンフレット

<https://www.env.go.jp/content/000041617.pdf>

- ・詳細については執行団体が定める交付規程等を確認ください。

お問い合わせ先

環境省 大臣官房
環境経済課 環境金融推進室
電話:03-3581-3351

『地球温暖化対策のための設備投資資金借入れの際に利子の負担を抑えたい』 地域脱炭素融資促進利子補給事業

地域脱炭素融資促進利子補給事業では、脱炭素に向けた戦略策定や ESG 融資に積極的に取り組む地域金融機関を支援し、脱炭素化に向けた投資を促進します。

対象となる方

環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の要素を考慮して行う地域循環共生圏の創出に資する省エネ・再エネ設備投資を行う融資を行った地域金融機関。

本事業では、民間事業者による地球温暖化対策のための設備投資に対して地域金融機関が行う融資を対象としております。

なお、融資先事業者は自らの二酸化炭素排出量を算定する必要があります。

交付対象となる融資の要件については、交付規程等を参照願います。

用途・対象物

地球温暖化対策のための設備投資の具体例

- ・太陽光発電設備及び自家消費のための自営線及び蓄電池
- ・バイオマス発電設備
- ・水力発電設備
- ・省エネ性能の高い機器 (製造設備、LED 照明、空調設備等)
- ・事務所の省エネ改修 (断熱性の高い断熱材、サッシ及び断熱ガラス材等)

支援内容

投融资を通じた地域の脱炭素化に積極的に取り組む地域金融機関※を対象に、地球温暖化対策のための設備投資に対する融資について、年利 1.0% を限度に利子補給を行う。

※TCFD が開示を推奨する項目に沿った情報を開示する地方銀行及び“E”に着目した ESG 融資に関する数値目標を設定する信用金庫又は信用組合

融資利率の範囲	利子補給利率
1.3% ≤ 融資利率	利子補給利率 = 1.0%
0.3% ≤ 融資利率 < 1.3%	利子補給利率 = 融資利率 - 0.3%
融資利率 < 0.3%	対象外

ご利用方法

補助金の交付申請は、指定金融機関が行います。

指定金融機関の採択情報は補助事業者の HP から確認いただけます。

なお、補助金交付にあたっては融資実行及び工事着工日の前に申請が必要となります。予めご注意ください。

お問い合わせ先

環境省 大臣官房
環境経済課 環境金融推進室
電話: 03-3581-3351

『ITの活用を専門家に相談したい』 ITに関する専門家派遣・オンライン相談

IT経営に関する高度な知見と実績を有する専門家の派遣および専門家とのオンライン相談により、中小企業・小規模事業者のITリテラシーを高め、IT導入による生産性向上、販路拡大を促進します。

対象となる方

ITを活用して経営力の向上を目指す中小企業者

支援内容

○戦略的CIO育成支援事業

IT経営に関する高度な知見と実績を有する専門家を派遣し、情報セキュリティにも配慮しつつ、IT導入・運用のプロジェクトに対するアドバイスを行うと同時に、ITを活用した経営課題の解決を通じ、プロジェクトのリーダーが企業内CIOとして求められるスキルを習得することを支援します。

事業名	通称	概要	費用	標準支援期間と回数
IT企画・導入	CIO-A（企画・導入）	IT活用、導入の具体的なアドバイス IT人材の育成	17,500円／人日	10か月20回程度
IT構想策定	CIO-B（構想策定）	IT活用、導入に向けた構想・計画策定をサポート	17,500円／人日	4か月8回程度

○IT経営相談センター

（独）中小企業基盤整備機構が運営する、ITに関する無料オンライン相談のサービスです。

相談は予約制です。1回あたり60分で、複数回ご利用可能です。実務経験豊富なITの専門家が、IT利活用や導入についての課題を整理・見える化し、解決に向けた実践的なアドバイスをします。



<https://it-sodan.smrj.go.jp/>
ご相談のお申し込みはこちらから

○IT経営簡易診断

専門家との3回の面談を通して、経営課題・業務課題を全体最適の視点から整理・見える化し、IT活用可能性を無料でご提案します。

○IT関連の専門家等派遣事業

全国各地に設置されているよろず支援拠点および地域プラットフォームではITの活用に関する相談を受け付けています。また、専門性の高い支援が必要な場合には、より専門的な知識を有する専門家を派遣します。（304頁参照）

ご利用方法

お問い合わせ先

- 戦略的CIO育成支援事業・IT経営相談センター・IT経営簡易診断のご利用方法
（独）中小企業基盤整備機構（電話：03-5470-1564）までご連絡ください。

『様々な経営課題を解決して欲しい』 よろず支援拠点 (中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

対象となる方

経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

支援内容

経営コンサルティング、IT やデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家が中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で対応しています。経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対しても、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行っています。



ご利用方法

まずは、お近くのよろず支援拠点にご相談ください。
各都道府県よろず支援拠点一覧



お問い合わせ先

中小企業庁
経営支援部 経営支援課
電話: 03-3501-1763

『高度・専門的な経営課題を解決して欲しい』

専門家派遣(中小企業 119)

(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により高度化、複雑化している中で、事業の各段階に応じた様々な経営課題・支援ニーズに対応するため、専門家派遣を実施します。

対象となる方

中小企業・小規模事業者および起業を目指す者であって、国内に主たる事務所または事業所を有する者

(起業に係る場合にあっては、国内に主たる事務所または事業所を設置しようとする者)

支援内容

中小企業・小規模事業者等からの経営相談を受けたよろず支援拠点または地域プラットフォーム※の構成機関が、相談対応した際に当該機関では解決が困難な経営課題について、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援します。

一の中小企業・小規模事業者等が1年度当たりを受けられる専門家派遣は、5回まで。1回目は無料、2回目以降は一部費用負担が必要です。

※地域プラットフォーム

商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関による、中小企業支援を目的に連携した組織体。平成 25 年度から設置。

ご利用方法

お近くのよろず支援拠点または地域プラットフォームの構成機関にご相談ください。中小企業 119 の WEB サイトで近隣の支援機関の検索ができます。

必要に応じて、よろず支援拠点または地域プラットフォームの構成機関が専門家派遣を申請します。

参照情報

中小企業 119 サイト <https://chusho119.go.jp/>

お問い合わせ先

専門家派遣事業 事務局

電話: 03-5542-1685

『企業経営における課題について具体的な相談をしたい』 中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター

中小企業者が直面する経営上の課題について、専門家が適切な助言や支援をします。

対象となる方

様々な経営課題を抱える中小企業者の方

支援内容

1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)各地域本部

全国9ブロックに設置されている中小機構各地域本部では、経営課題の解決に取り組む中小企業者の方々を対象に、豊富な実務経験と支援実績を持つ専門家を派遣し、支援終了後も自立的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートします。

- ・ハンズオン支援(専門家派遣)、事業再構築ハンズオン支援
- ・経営アドバイス(対面相談・WEB相談)、メール経営相談
- ・経営相談チャットサービス「E-SODAN」

※E-SODANは、パソコンやスマホで利用でき、AIチャットボットが対応します(24時間対応)。

また、平日9時～17時は、専門家(中小企業診断士)にチャットで相談ができます。

LINEからも利用いただけます。アカウント名: 中小機構_チャット経営_起業相談

- ・「経営相談ホットライン」(電話経営相談)
- ・情報の提供
- ・カーボンニュートラルに関する相談(WEB相談)

2. 都道府県等中小企業支援センター

中小企業の経営全般に知見を有する専門家が、政府系金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、中小企業の方が抱える問題解決のためアドバイス等の様々な支援を行います。

ご利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構各地域本部
企業支援課

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/hands-on/index.html>

オンライン経営相談「E-SODAN」

URL: <https://bizsapo.ai.smrj.go.jp/>

(専門家とチャットの受付は、平日9:00～17:00)



Webはこちら

LINEはこちら

経営相談ホットライン 電話:050-3171-8814(受付時間:平日9:00～17:00)

カーボンニュートラルに関する相談(WEBページからお申し込みください。)

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html>

各都道府県等中小企業支援センター

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/15

『中小企業・小規模事業者が抱えている経営面での問題に関する相談がしたい』 商工会・商工会議所の窓口

経営上の様々な問題は、商工会・商工会議所にご相談ください。経営指導員がいつでも中小企業・小規模事業者のみなさまのご相談に応じます。

対象となる方

中小企業・小規模事業者の方

支援内容

中小企業・小規模事業者の経営に詳しい、いわば経営面でのホームドクターともいうべき経営指導員が、相談に応じます。

(例) * 金融・信用保証など * 税務、経理、労務、社会保険など * 経営・技術の改善、知的財産権、商取引・販路開拓など * 新型コロナウイルス感染症等の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入など * 各種支援金・補助金等申請サポートなど

このほかこんな事業を実施しています

(例) * 税理士、公認会計士、弁護士による無料相談コーナー * 各種経営セミナー・講演会 * 技術士や店舗プランナーなど様々な分野の専門家の派遣 * 年末調整や決算、申告手続などの記帳指導 * 創業や新事業展開を目指している方への支援

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所

(商工会については、全国商工会連合会 URL: <http://www.shokokai.or.jp/>)

(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <http://www.jcci.or.jp/>)

『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』 J-Net21 中小企業ビジネス支援ポータルサイト

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。

対象となる方

中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等

支援内容



経営課題を解決する羅針盤

- (1) 経営力向上に役立つ情報
 - ・経営者の悩みに答える「ビジネス Q&A」
 - ・経営者向けの教科書「経営ハンドブック」
 - ・3つの質問に答えると経営課題解決のヒントが得られる「経営のヒント」
 - ・決算情報を入力して経営状態を点検できる「経営自己診断システム」
- (2) 起業・創業に役立つ情報
 - ・起業を思い立ってから開業するまで、必要な情報をステップごとにまとめた「起業マニュアル」
 - ・300以上の業種の業界トレンドや開業手続きをまとめた「業種別開業ガイド」
 - ・LINE でいつでもどこでも 24 時間起業の相談ができる「起業ライダーモデル」
- (3) 支援情報
 - ・補助金・助成金など全国の中小企業支援機関が提供している最新の施策情報を、地域や目的別に検索できる「支援情報ヘッドライン」(スマホアプリも利用可能)
 - ・新型コロナウイルスに関する補助金や助成金の情報を集めた「新型コロナウイルス関連情報」
- (4) 特集・事例
 - ・SDGs や BCP、事業承継、創業など、様々なテーマについての企業の取り組み事例や解説記事。
 - ・課題解決の事例をストーリー仕立てのマンガで読むことができる「中小タスクが行く！」。
- (5) 中小企業 NEWS
 - 注目の補助金・助成金などの重要施策やイベントの情報をピックアップ

ご利用方法

J-Net21 に今すぐアクセス！

参照情報

J-Net21
※中小企業庁のウェブサイトからもアクセス可能です

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
広報統括室 広報課
電話：03-5470-1519

『高度な知識・技能を有する外国人材の採用から活躍までを支援します！』 高度外国人材活躍推進プラットフォーム

企業による留学生を含む高度外国人材の採用から活躍までを継続的に支援します。

対象となる方

高度外国人材の活用を考えている／活用している中小企業
日本企業での就労に関心のある高度外国人材
高度外国人材の就労を支援する専門家 等

支援内容

JETROを事務局として以下の支援を提供します。

1. ポータルサイトでの情報提供・問合せへの対応

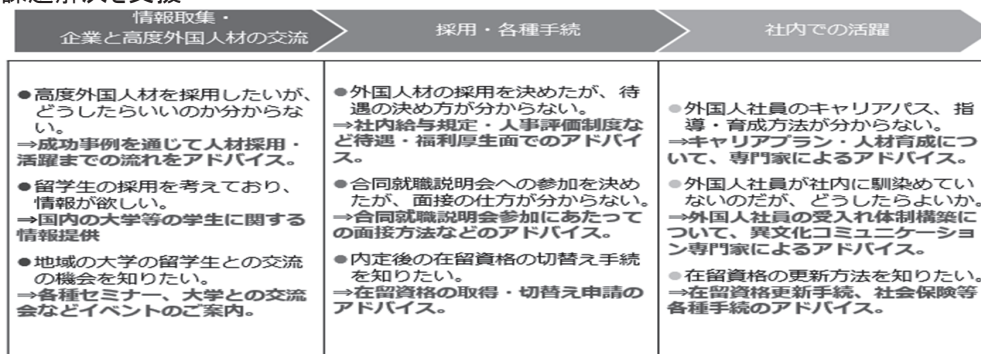
JETRO HP 上のポータルサイト(*)にて、各省庁横断的な施策情報を一元的に発信
?掲載情報: イベント情報(セミナー等)、政策・制度の概要、就職関連情報 等

2. ジョブフェア・セミナーの機会提供

公的機関が携わる高度外国人材に関するジョブフェア、セミナー等の実施

3. 専門家による伴走型支援

採用、各種手続き、社内での活躍等について、継続的な情報提供や個別相談を実施し、採用から活躍までの課題解決を支援



ご利用方法

詳細はポータルサイト(*)にアクセスいただくか、高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局または最寄りのJETRO貿易情報センターにお問い合わせください。

(*)高度外国人材活躍推進ポータル“Open for Professionals” URL: <https://www.jetro.go.jp/hrportal>



お問い合わせ先

JETRO 高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局

電話: 03-3582-4941

E-mail: OpenforProfessionals@jetro.go.jp

東京、大阪JETRO本部及び全国 48 の貿易情報センター

JETRO国内事務所一覧 URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/>

『お助け隊サービス』 サイバーセキュリティお助け隊サービス制度

中小企業の皆様がサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービス(相談窓口、異常の監視、緊急時の対応支援、簡易サイバー保険など)をワンパッケージで安価に提供するサービスです。

対象となる方

自社のサイバーセキュリティ対策について「対策が十分にできているかわからない」「知識のある担当者がいない」といった悩みを抱える中小企業・小規模事業者

支援内容

IPAでは、中小企業における情報セキュリティ対策の強化を目的に、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」制度を運営しています。サイバーセキュリティお助け隊サービスは、サイバー攻撃の検知や緊急時の対応支援、簡易サイバー保険など、中小企業のセキュリティ対策に有効なサービスを安価に、かつ、ワンパッケージで提供するものです。

専門的な知識がなくても、安価で複合的な対策をまとめて講じることができるため、人的リソースやコスト面で課題を抱える中小企業の皆様にも導入しやすいサービスになります。



サイバーセキュリティお助け隊

手遅れになるまえに、
手を打つ。

サイバーセキュリティ
お助け隊

サイバーセキュリティ問題、起こる前に考えよう!

見守り <small>(異常の監視)</small> 24時間365日監視 挙動や問題のある攻撃を 検知しあなたのPCと ネットワークを守ります。	駆付け <small>問題が発生したときに、 地域のIT事業者等が 駆付け対応します。 (リモート支援の場合あり)</small>	保険 <small>簡易サイバー保険で、 駆付け支援等インシデント 対応時に突発的に発生する 各種コストが補償されます。</small>
---	---	--

ワンパッケージで安価に!

ご利用方法

「サイバーセキュリティお助け隊サービス」ユーザー向けサイトのサービスリストをご覧ください。

URL: <https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/>



お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ

電話: 03-5978-7508

E-Mail: isec-otasuketai@ipa.go.jp

『情報セキュリティ対策の意識向上を図りたい』 SECURITY ACTION (情報セキュリティ対策自己宣言)

中小企業の皆様が情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言し、それらの実践を促すためのロゴマークと情報セキュリティ対策の情報を提供します。

対象となる方

情報セキュリティ対策に取り組む全ての中小企業・小規模事業者

支援内容

情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言した中小企業者に対して2段階の取り組み目標に応じたロゴマークを提供します。パンフレット、名刺、ウェブサイト等に表示することで中小企業者の取り組みのPRにつながります。また、メール配信を通じて情報セキュリティ対策に役立つ情報を定期的に提供します。

＜★1つ星＞「情報セキュリティ5か条」に取り組むことを宣言する。



セキュリティ対策自己宣言

＜★★2つ星＞「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティ基本方針を定め、外部に公開したことを宣言する。



セキュリティ対策自己宣言



●25項目の設問に答えるだけ ●ポリシーの雛形などを提供

ご利用方法

SECURITY ACTION 自己宣言者ウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html>



お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ

電話 : 03-5978-7508

E-Mail: security-action-info@ipa.go.jp

『パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策を強化したい』 情報セキュリティ対策支援サイト

中小企業の皆様が自社の情報セキュリティ対策(パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策)を推進するための自社診断ツールや各種教材を提供するサイトを開設しています。

対象となる方

自社の情報セキュリティ対策を「始めたい」「学びたい」「強化したい」と考えている中小企業・小規模事業者

支援内容

以下2つのサービスを無償提供しています。

・「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

25個の診断項目に答えるだけで、自社の情報セキュリティの状況を簡単にチェックできるウェブアプリケーションです。強化すべきポイントがわかり、前回の診断結果や全体平均、同業種平均との比較が行えます。



- 設問に当てはまる選択肢を選ぶだけ
- 結果も自動的に集計
- 結果に応じた推奨資料を表示

・「5分でできる！情報セキュリティポイント学習」

基本的な情報セキュリティ対策を学べるWebアプリケーションです。「5分でできる！自社診断」の25個の診断項目と連動しており、弱点を効率的に学習することができます。



- 事例を疑似体験しながら対処法を学べます
- 確認テストで理解度が図れます

ご利用方法

情報セキュリティ対策支援サイトの「5分でできる！自社診断＆ポイント学習」をご覧ください。
URL: <https://security-shien.ipa.go.jp/index.html>



お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ
電話：03-5978-7508
E-Mail: isec-secushien-info@ipa.go.jp

『働き方改革の実現に取り組む事業主の方を支援します』
中小企業・小規模事業者に対する働き方改革推進支援
(働き方改革推進支援センター)

働き方改革関連法が順次施行されている中、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、47 都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家が技術的な支援を無料で行います。

対象となる方

全ての事業主の方がご利用いただけます。

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- ・ 36 協定について詳しく知りたい
- ・ 非正規雇用労働者(パート・アルバイト、有期契約社員)の待遇を改善したい
- ・ 同一労働同一賃金について何をすればいいのか知りたい
- ・ 生産性を上げて賃金を上げたい
- ・ 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- ・ 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない 等

支援内容

社会保険労務士等の専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則等の整備方法や助成金の活用などを含めたアドバイスを無料で行います。

具体的には、以下の支援を実施していますので、お気軽にご利用ください。

(1) 個別相談支援

- ・ 窓口(来所)、電話、メールなどによる相談、問い合わせを受け付けています。
- ・ 希望に応じて、企業へ直接訪問してのコンサルティングやオンラインによるコンサルティングも行っています。

(2) 働き方改革セミナーの開催

- ・ 働き方改革関連法の周知、その取組に向けた労務管理の手法、助成金の活用方法などについての企業向けのセミナーを随時開催しています。

ご利用方法

最寄りの働き方改革推進支援センターへご相談ください。

参照情報

働き方改革推進支援センターのご案内

お問い合わせ先

各働き方改革推進支援センター
一覧は以下のウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



『職場のトラブルに関して相談がしたい』 個別労働紛争解決制度

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、職場でのいじめ・嫌がらせなど、労使双方からのあらゆる労働相談を専門の相談員が面談あるいは電話でお受けしています。また、労働紛争を早期に解決するため、都道府県労働局長の助言・指導および紛争調整委員会によるあっせんも行っています。

対象となる方

中小企業者を含む事業主の方、労働者の方

支援内容

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図ることを目的に、以下の支援を行っています。

1. 総合労働相談

都道府県労働局、各労働基準監督署などに総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員があらゆる労働問題に関する相談をお受けしています。

2. 助言・指導

民事上の個別労働紛争について、自主的な解決を促進するために、都道府県労働局長が解決の方向を示す助言・指導を行っています。

3. あっせん

都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が中立な第三者として紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の簡易・迅速な解決を図ります。手続利用の費用はかかりません。また、手続は非公開で行われます。

ご利用方法

ご利用方法等、制度の詳細については厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

個別労働紛争解決制度（労働相談、助言・指導、あっせん）

お問い合わせ先

都道府県労働局
雇用環境・均等部（室）内
総合労働相談コーナー



URL: <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/> 03-3501-1511(代)

課室名	電話番号
長官官房	
総務課	03-3501-1768
広報相談室	03-3501-4667
事業環境部	
企画課	03-3501-1765
調査室	03-3501-1764
経営安定対策室	03-3501-0459
国際協力室	03-3501-9093
金融課	03-3501-2876
財務課	03-3501-5803
取引課	03-3501-1669
消費税転嫁対策窓口	03-3501-1502
経営支援部	
経営支援課	03-3501-1763
小規模企業振興課	03-3501-2036
創業・新事業促進課	03-3501-1767
海外展開支援室	03-3501-1767
技術・経営革新課(イノベーション課)	03-3501-1816
商業課	03-3501-1929

経済産業局等

局・部・課室名	電話番号
北海道経済産業局	https://www.hkd.meti.go.jp/ 011-709-2311(代)
総務企画部	国際課 011-709-1752
地域経済部	地域経済課 011-709-1782
	産業人材政策室 011-700-2327
	産業技術革新課 011-709-5441
	知的財産室 011-709-5441
	製造・情報産業課 011-700-2253
	地域未来投資促進室 011-709-1782
産業部	産業振興課 011-709-1728
	中小企業課 011-709-3140
	取引適正化推進室 011-728-4361
	経営支援課 011-756-6718
	商業振興室 011-738-3236
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課 011-709-1754
	エネルギー対策課 011-709-1753
東北経済産業局	https://www.tohoku.meti.go.jp/ 022-263-1111(代)
総務企画部	国際課 022-221-4907
産業部	中小企業課 022-221-4922
	取引適正化推進室 022-217-0411
	経営支援課 022-221-4806
	地域ブランド連携推進室 022-221-4923
	産業振興課 022-221-4906
	商業・流通サービス産業課 022-221-4914
地域経済部	地域経済課 022-221-4876
	地域未来投資促進室 022-221-4876
	産業人材政策室 022-221-4881
	企業成長支援課 022-221-4807
	産業技術革新課 022-221-4882
	知的財産室 022-221-4819
	製造産業・情報政策課 022-221-4903
資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課 022-221-4927
	環境・リサイクル課 022-221-4930

局・部・課室名		電話番号
関東経済産業局		
	https://www.kanto.meti.go.jp/	
総務企画部	国際課	048-600-0261
産業部	中小企業課	048-600-0321
	適正取引推進課	048-600-0325
	中小企業金融課	048-600-0425
	経営支援課	048-600-0331
	産業振興課	048-600-0303
	製造産業課	048-600-0313
	流通・サービス産業課	048-600-0344、0345
	商業振興室	048-600-0317
地域経済部	地域経済課	048-600-0253
	地域振興課	048-600-0266
	企業立地支援室	048-600-0269
	地域未来投資促進室	048-600-0272
	社会・人材政策課	048-600-0358
	産業技術革新課	048-600-0236、0237、0422、0289
	知的財産室	048-600-0239
	次世代産業課	048-600-0342
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	048-600-0292
中部経済産業局		
	https://www.chubu.meti.go.jp/	
産業部	中小企業課	052-951-2748
	取引適正化推進室	052-951-2860
	経営支援課	052-951-0521
	産業振興課	052-951-0520
	製造産業課	052-951-2724
	流通・サービス産業課	
	商業振興室	052-951-0597
地域経済部	地域経済課	052-951-8457
	地域人材政策室	052-951-2731
	地域未来投資促進室	
	地域振興室	052-951-2716
	次世代産業課	
	情報政策室	052-951-0570
	産業技術課	
	知的財産室／ ／産学官連携推進室	052-951-2774
資源エネルギー環境部	国際課	052-951-4091
電力・ガス事業北陸支局	環境・リサイクル課	052-951-2768
	地域経済産業課	076-432-5518
近畿経済産業局		
	https://www.kansai.meti.go.jp/	06-6966-6000(代)
産業部	中小企業課	06-6966-6023
	下請取引適正化推進室	06-6966-6037
	産業課	06-6966-6021
	産業振興室	06-6966-6054
	製造産業課	06-6966-6022
	流通・サービス産業課	06-6966-6025
	サービス産業室・コンテンツ産業支援室	06-6966-6053
地域経済部	創業・経営支援課	06-6966-6014
	地域経済課	06-6966-6011
	産業技術課	06-6966-6017
	知的財産室	06-6966-6016
	次世代産業・情報政策課	06-6966-6008
	地域未来投資促進室	06-6966-6012
通商部	国際課	06-6966-6031
	国際事業課	06-6966-6032
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	06-6966-6018

局・部・課室名		電話番号
中国経済産業局	https://www.chugoku.meti.go.jp/	
産業部	中小企業課 取引適正化推進室 経営支援課 新事業支援室 産業振興課 地域未来投資促進室 国際課	082-224-5661 082-224-5745 082-224-5658 082-224-5658 082-224-5638 082-224-5734 082-224-5659
地域経済部	流通・サービス産業課 地域経済課 競争環境整備室 地域企業支援担当参事官 製造・情報産業課 自動車・航空機・産業機械担当参事官 産業人材政策課 産業技術連携課 知的財産室	082-224-5655 082-224-5684 082-224-5684 082-224-5734 082-224-5630 082-224-5760 082-224-5683 082-224-5680 082-224-5680
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	082-224-5676
四国経済産業局	https://www.shikoku.meti.go.jp/	087-811-8900(代)
産業部	中小企業課 産業振興課 商務・流通産業課	087-811-8529 087-811-8523 087-811-8524
地域経済部	地域経済課 地域未来投資促進室 知的財産室 産業技術室	087-811-8513 087-811-8516 087-811-8519 087-811-8518
資源エネルギー環境部	製造産業・情報政策課 新事業推進課 資源エネルギー環境課	087-811-8520 087-811-8517 087-811-8532
九州経済産業局	https://www.kyushu.meti.go.jp	
産業部	中小企業課 中小企業金融課 経営支援課 産業課	092-482-5447 092-482-5448 092-482-5444 092-482-5433、5432
国際部	流通・サービス産業課 国際課	092-482-5455 092-482-5423～5425
地域経済部	地域経済課 企業成長支援課 産業技術革新課 知的財産室 九州知的財産戦略センター	092-482-5430、5431 092-482-5435～5437 092-482-5462 092-482-5463 092-482-5463
資源エネルギー環境部	情報政策課 製造産業課 環境・リサイクル課	092-482-5440、5441 092-482-5442 092-482-5544、5471、5472
沖縄総合事務局	https://www.ogb.go.jp/keisan	098-866-0031(代)
経済産業部	中小企業課 地域経済課 産業人材政策室 知的財産室 企画振興課地域未来投資促進室 商務通商課 環境資源課	098-866-1755 098-866-1730 098-866-1730 098-866-1730 098-866-1727 098-866-1731 098-866-1757

都道府県中小企業担当課

県名	部・課名	電話番号
北海道	経済部地域経済局中小企業課	011-204-5330(直)
青森	商工労働部商工政策課	017-734-9365(直)
岩手	商工労働観光部経営支援課	019-629-5546(直)
宮城	経済商工観光部中小企業支援室	022-211-2745(直)
秋田	産業労働部産業政策課	018-860-2214(直)
山形	商工労働部中小企業振興課	023-630-2354(直)
福島	商工労働部商工総務課	024-521-7270(直)
茨城	商工労働観光部中小企業課	029-301-3544(直)
栃木	産業労働観光部経営支援課	028-623-3173(直)
群馬	産業経済部産業政策課	027-226-3314(直)
埼玉	産業労働部産業支援課	048-830-3775(直)
千葉	商工労働部経営支援課	043-223-2791(直)
東京	産業労働局商工部調整課	03-5320-4744(直)
神奈川	中小企業部中小企業支援課	045-210-5556(直)
新潟	産業労働観光部産業政策課	025-280-5232(直)
長野	産業労働部経営・創業支援課	026-235-7195(直)
山梨	産業労働部産業政策課	055-223-1532(直)
静岡	商工業局経営支援課	054-221-2526(直)
愛知	産業部産業政策課	052-954-6330(直)
岐阜	商工労働部商工・エネルギー政策課	058-272-8350(直)
三重	雇用経済部中小企業・サービス産業振興課	059-224-2534(直)
富山	商工労働部地域産業支援課	076-444-3249(直)
石川	商工労働部経営支援課	076-225-1521(直)
福井	産業労働部創業・経営課	0776-20-0537(直)
滋賀	商工観光労働部中小企業支援課	077-528-3731(直)
京都	商工労働観光部中小企業総合支援課	075-366-4357(直)
大阪	商工労働部中小企業支援室経営支援課	06-6210-9488(直)
兵庫	産業労働部地域経済課	078-362-3313(直)
奈良	産業・観光・雇用振興部産業政策課	0742-27-7005(直)
和歌山	商工観光労働部企業政策局企業振興課	073-441-2760(直)
鳥取	商工労働部商工政策課	0857-26-7213(直)
島根	商工労働部中小企業課	0852-22-5883(直)
岡山	産業労働部経営支援課	086-226-7354(直)
広島	商工労働局経営革新課	082-513-3321(直)
山口	商工労働部経営金融課	083-933-3185(直)
徳島	商工労働観光部商工政策課	088-621-2315(直)
香川	商工労働部経営支援課	087-832-3342(直)
愛媛	経済労働部産業支援局経営支援課	089-912-2480(直)
高知	商工労働部経営支援課	088-823-9695(直)
福岡	商工部中小企業振興課	092-643-3425(直)
佐賀	産業労働部産業政策課	0952-25-7182(直)
長崎	産業労働部産業政策課	095-895-2611(直)
熊本	商工労働部商工政策課	096-333-2312(直)
大分	商工労働部商工観光労働企画課	097-506-3215(直)
宮崎	商工観光労働部商工政策課	0985-26-7094(直)
鹿児島	商工労働水産部中小企業支援課	099-286-2944(直)
沖縄	商工労働部中小企業支援課	098-866-2343(直)

都道府県経営革新計画担当課

都道府県	担当部	担当課	担当課電話番号
北海道	経済部	中小企業課	011-204-5331
青森県	商工労働部	地域産業課	017-734-9373
岩手県	商工労働観光部	経営支援課	019-629-5543
宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	022-211-2742
秋田県	産業労働部	地域産業振興課	018-860-2225
山形県	産業労働部	中小企業・創業支援課	023-630-2359
福島県	商工労働部	産業振興課	024-521-7283
茨城県	産業戦略部	中小企業課	029-301-3550
栃木県	産業労働観光部	経営支援課	028-623-3174
群馬県	産業経済部	地域企業支援課	027-226-3339
埼玉県	産業労働部	産業支援課	048-830-3910
千葉県	商工労働部	経営支援課	043-223-2712
東京都	産業労働局商工部	経営支援課	03-5320-4795
神奈川県	産業労働局中小企業部	中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620
新潟県	産業労働部	地域産業振興課地場産業・日本酒振興室	025-280-5243
長野県	産業労働部	経営・創業支援課	026-235-7200
山梨県	産業労働部	成長産業推進課	055-223-1544
静岡県	経済産業部	経営支援課	054-221-2526
愛知県	経済産業局中小企業部	中小企業金融課	052-954-6334
岐阜県	商工労働部	商業・金融課	058-272-8389
三重県	雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	059-224-2534
富山県	商工労働部	地域産業支援課	076-444-3249
石川県	商工労働部	経営支援課	076-225-1525
福井県	産業労働部	創業・経営課	0776-20-0537
滋賀県	商工観光労働部	中小企業支援課	077-528-3731
京都府	商工労働観光部	ものづくり振興課	075-414-4851
大阪府	商工労働部	中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9494
兵庫県	産業労働部	産業振興局経営商業課	078-362-9184
奈良県	産業・観光・雇用振興部	産業政策課	0742-27-7005
和歌山県	商工観光労働部 企業政策局	企業振興課	073-441-2760
鳥取県	商工労働部	企業支援課	0857-26-7242
島根県	商工労働部	中小企業課	0852-22-5285
岡山県	産業労働部	経営支援課	086-226-7354
広島県	商工労働局	経営革新課	082-513-3370
山口県	商工労働部	経営金融課	083-933-3180
徳島県	商工労働観光部	企業支援課	088-621-2369
香川県	商工労働部	経営支援課	087-832-3345
愛媛県	経済労働部産業支援局	経営支援課	089-912-2480
高知県	商工労働部	工業振興課	088-823-9724
福岡県	商工部	新事業支援課	092-643-3449
佐賀県	産業労働部	産業政策課	0952-25-7182
長崎県	産業労働部	経営支援課	095-895-2651
熊本県	商工労働部	産業支援課	096-333-2319
大分県	商工観光労働部	経営創造・金融課	097-506-3223
宮崎県	商工観光労働部	商工政策課経営金融支援室	0985-26-7097
鹿児島県	商工労働水産部	中小企業支援課	099-286-2944
沖縄県	商工労働部	中小企業支援課	098-866-2343

☎ 都道府県高度化事業担当部署

都道府県名	部・課名	電話番号
北海道	経済部 中小企業課	011-204-5345
青森	商工労働部 商工政策課	017-734-9368
岩手	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5541
宮城	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742
秋田	産業労働部 産業政策課	018-860-2215
山形	商工労働部 商業振興・経営支援課	023-630-3370
福島	商工労働部 経営金融課	024-521-7288
茨城	産業戦略部 中小企業課	029-301-3549
栃木	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3181
群馬	産業経済部 地域企業支援課	027-226-3332
埼玉	産業労働部 金融課	048-830-3806
千葉	商工労働部 経営支援課	043-223-2707
東京	産業労働局 金融部 金融課	03-5320-4804
神奈川	産業労働局 中小企業部 金融課	045-210-5681
新潟	産業労働部 地域産業振興課	025-280-5240 025-280-5235
長野	産業労働部 経営・創業支援課	026-235-7200
山梨	産業労働部 産業振興課	055-223-1537
静岡	経済産業部 商工業局 商工金融課 経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2506 054-221-2526
愛知	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6334
岐阜	商工労働部 商業・金融課	058-272-8862
三重	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447
富山	商工労働部 地域産業支援課	076-444-3249
石川	商工労働部 経営支援課	076-225-1522
福井	産業労働部 創業・経営課	0776-20-0373
滋賀	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
京都	商工労働観光部 中小企業総合支援課	075-414-4868
奈良	産業・観光・雇用振興部 地域産業課	0742-27-8807
大阪	商工労働部 中小企業支援室 金融課	06-6210-9509
兵庫	産業労働部 地域経済課	078-362-9162
和歌山	商工観光労働部 商工振興課 商工観光労働部 商工観光労働総務課	073-441-2744 073-441-2765
鳥取	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
島根	商工労働部 中小企業課	0852-22-5883
岡山	産業労働部 経営支援課	086-226-7361
広島	商工労働局 経営革新課	082-513-3323
山口	商工労働部 経営金融課	083-933-3192
徳島	商工労働観光部 企業支援課	088-621-2354
香川	商工労働部 経営支援課	087-832-3344
愛媛	経済労働部 経営支援課	089-912-2481
高知	商工労働部 経営支援課	088-823-9905
福岡	商工部 中小企業振興課	092-643-3423
佐賀	産業労働部 産業政策課	0952-25-7093
長崎	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
熊本	商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課	096-333-2326
大分	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
宮崎	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
鹿児島	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2949
沖縄	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343

8 都道府県等中小企業支援センター

都道府県等中小企業支援センター名	電話番号
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-777-4066
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3820
(公財)みやぎ産業振興機構	022-222-1310
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5610
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0660
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4070
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5317
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2600
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5011
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2901
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7886
(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5000
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0025
(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5803
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4434
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3061
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1080
(公財)三重県産業支援センター	059-228-3326
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1001
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7400
(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1410
(公財)京都産業21	075-315-9234
(公財)大阪産業局	06-6947-4324
(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9070
(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5110
(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9664
(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7701
(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	087-840-0348
(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6230
(公財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4411
(公財)長崎県産業振興財団	095-820-3838
(公財)くまもと産業支援財団	096-286-3311
(公財)大分県産業創造機構	097-533-0220
(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1270
(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6255

8 政令指定都市における中小企業支援センター

政令指定都市における都道府県等中小企業支援センター名	電話番号
(一財)さっぽろ産業振興財団(札幌中小企業支援センター)	011-200-5511
(公財)仙台市産業振興事業団	022-724-1212
(公財)千葉市産業振興財団	043-201-9501
(公財)さいたま市産業創造財団	048-851-6652
(公財)横浜企業経営支援財団	045-225-3700
(公財)川崎市産業振興財団	044-548-4141
(公財)静岡産業振興協会	054-285-3111
(公財)名古屋産業振興公社	052-735-2111
(公財)京都高度技術研究所	075-315-3625
(公財)大阪産業局	06-6264-9800
(公財)神戸市産業振興財団	078-360-3199
(公財)広島市産業振興センター	082-278-8880
(公財)北九州産業学術推進機構	093-695-3111

8 中小企業活性化協議会

協議会名	設置主体	電話番号
北海道中小企業活性化協議会	札幌商工会議所	011-222-2829 (※経営改善計画策定支援事業については011-232-0217)
青森県中小企業活性化協議会	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1021 (※経営改善計画策定支援事業については017-723-1024)
岩手県中小企業活性化協議会	盛岡商工会議所	019-604-8750 (※経営改善計画策定支援事業については019-601-5075)
宮城県中小企業活性化協議会	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3872 (※経営改善計画策定支援事業については022-722-9310)
秋田県中小企業活性化協議会	秋田商工会議所	018-896-6150 (※経営改善計画策定支援事業については018-896-6153)
山形県中小企業活性化協議会	(公財)山形県企業振興公社	023-646-7273 (※経営改善計画策定支援事業については023-647-0674)
福島県中小企業活性化協議会	(公財)福島県産業振興センター	024-573-2562 (※経営改善計画策定支援事業については024-573-2563)
茨城県中小企業活性化協議会	水戸商工会議所	029-300-2288 (※経営改善計画策定支援事業については029-302-7550)
栃木県中小企業活性化協議会	宇都宮商工会議所	028-610-4110 (※経営改善計画策定支援事業については028-610-0310)
群馬県中小企業活性化協議会	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5061 (※経営改善計画策定支援事業については027-265-5064)
埼玉県中小企業活性化協議会	さいたま商工会議所	048-836-1330 (※経営改善計画策定支援事業については048-862-3100)
千葉県中小企業活性化協議会	千葉商工会議所	043-201-3331 (※経営改善計画策定支援事業については043-227-0251)
東京都中小企業活性化協議会	東京商工会議所	03-3283-7425 (※経営改善計画策定支援事業については03-3283-7575)
神奈川県中小企業活性化協議会	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5143 (※経営改善計画策定支援事業については045-633-5148)
新潟県中小企業活性化協議会	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0096 (※経営改善計画策定支援事業については025-246-0093)
長野県中小企業活性化協議会	(公財)長野県産業振興機構	026-227-6235 (※経営改善計画策定支援事業については026-217-6382)
山梨県中小企業活性化協議会	(公財)やまなし産業支援機構	055-220-2977 (※経営改善計画策定支援事業については055-244-0070)
静岡県中小企業活性化協議会	静岡商工会議所	054-253-5118 (※経営改善計画策定支援事業については054-275-1880)
愛知県中小企業活性化協議会	名古屋商工会議所	052-223-6953 (※経営改善計画策定支援事業については052-228-6128)
岐阜県中小企業活性化協議会	岐阜商工会議所	058-212-2685 (※経営改善計画策定支援事業については058-214-4171)
三重県中小企業活性化協議会	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3370 (※経営改善計画策定支援事業については059-253-4300)
富山県中小企業活性化協議会	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5663 (※経営改善計画策定支援事業については076-441-2134)
石川県中小企業活性化協議会	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1189 (※経営改善計画策定支援事業については076-267-4974)
福井県中小企業活性化協議会	福井商工会議所	0776-33-8293 (※経営改善計画策定支援事業については0776-33-8289)
滋賀県中小企業活性化協議会	大津商工会議所	077-511-1529 (※経営改善計画策定支援事業については077-522-0500)
京都府中小企業活性化協議会	京都商工会議所	075-353-7330 (※経営改善計画策定支援事業については075-353-7331)
奈良県中小企業活性化協議会	奈良商工会議所	0742-26-6251 (※経営改善計画策定支援事業については0742-24-7034)
大阪府中小企業活性化協議会	大阪商工会議所	06-6944-5343 (※経営改善計画策定支援事業については06-6944-6481)
兵庫県中小企業活性化協議会	神戸商工会議所	078-303-5852 (※経営改善計画策定支援事業については078-303-5856)
和歌山県中小企業活性化協議会	和歌山商工会議所	073-402-7788
鳥取県中小企業活性化協議会	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-33-0195 (※経営改善計画策定支援事業については0857-33-0197)
島根県中小企業活性化協議会	松江商工会議所	0852-23-0701 (※経営改善計画策定支援事業については0852-23-0867)
岡山県中小企業活性化協議会	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9682 (※経営改善計画策定支援事業については086-286-9704)
広島県中小企業活性化協議会	広島商工会議所	082-511-5780 (※経営改善計画策定支援事業については082-228-3006)
山口県中小企業活性化協議会	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-5221 (※経営改善計画策定支援事業については083-902-5651)

徳島県中小企業活性化協議会	徳島商工会議所	088-626-7121 (※経営改善計画策定支援事業については088-679-4090)
香川県中小企業活性化協議会	高松商工会議所	087-811-5885 (※経営改善計画策定支援事業については087-813-2336)
愛媛県中小企業活性化協議会	(公財)えひめ産業振興財団	089-970-5790 (※経営改善計画策定支援事業については089-970-5771)
高知県中小企業活性化協議会	高知商工会議所	088-802-1520 (※経営改善計画策定支援事業については088-823-7933)
福岡県中小企業活性化協議会	福岡商工会議所	092-441-1221 (※経営改善計画策定支援事業については092-441-1234)
佐賀県中小企業活性化協議会	佐賀商工会議所	0952-27-1035 (※経営改善計画策定支援事業については0952-24-3864)
長崎県中小企業活性化協議会	長崎商工会議所	095-811-5129 (※経営改善計画策定支援事業については095-895-7300)
熊本県中小企業活性化協議会	熊本商工会議所	096-311-1288 (※経営改善計画策定支援事業については096-356-0020)
大分県中小企業活性化協議会	大分県商工会連合会	097-540-6415 (※経営改善計画策定支援事業については097-574-6805)
宮崎県中小企業活性化協議会	宮崎商工会議所	0985-22-4708 (※経営改善計画策定支援事業については0985-33-9115)
鹿児島県中小企業活性化協議会	鹿児島商工会議所	099-805-0268 (※経営改善計画策定支援事業については099-225-9123)
沖縄県中小企業活性化協議会	那覇商工会議所	098-868-3760 (※経営改善計画策定支援事業については098-867-6760)

☎ 事業承継・引継ぎ支援センター

地域事務局名	設置主体	電話番号
北海道 事業承継・引継ぎ支援センター	札幌商工会議所	011-222-3111
青森県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1040
岩手県 事業承継・引継ぎ支援センター	盛岡商工会議所	019-601-5079
宮城県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3884
秋田県 事業承継・引継ぎ支援センター	秋田商工会議所	018-883-3551
山形県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)山形県企業振興公社	023-647-0663
福島県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)福島県産業振興センター	024-954-4163
茨城県 事業承継・引継ぎ支援センター	水戸商工会議所	029-284-1601
栃木県 事業承継・引継ぎ支援センター	宇都宮商工会議所	028-612-4338
群馬県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5040
埼玉県 事業承継・引継ぎ支援センター	さいたま商工会議所	048-711-6326
千葉県 事業承継・引継ぎ支援センター	千葉商工会議所	043-305-5272
東京都 事業承継・引継ぎ支援センター	東京商工会議所	03-3283-7555
東京都 多摩地域事業承継・引継ぎ支援センター	立川商工会議所	042-595-9510
神奈川県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5061
新潟県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0080
長野県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)長野県産業振興機構	026-219-3825
山梨県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1830
静岡県 事業承継・引継ぎ支援センター	静岡商工会議所	054-275-1881
愛知県 事業承継・引継ぎ支援センター	名古屋商工会議所	052-228-7117
岐阜県 事業承継・引継ぎ支援センター	岐阜商工会議所	058-214-2940
三重県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)三重県産業支援センター	059-253-3154
富山県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5625
石川県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)石川県産業創出支援機構	076-256-1031
福井県 事業承継・引継ぎ支援センター	福井商工会議所	0776-33-8279
滋賀県 事業承継・引継ぎ支援センター	大津商工会議所	077-511-1505
京都府 事業承継・引継ぎ支援センター	京都商工会議所	075-353-7120
奈良県 事業承継・引継ぎ支援センター	奈良商工会議所	0742-93-8815
大阪府 事業承継・引継ぎ支援センター	大阪商工会議所	06-6944-6257
兵庫県 事業承継・引継ぎ支援センター	神戸商工会議所	078-303-2299
和歌山県 事業承継・引継ぎ支援センター	和歌山商工会議所	073-499-5221
鳥取県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-20-0072
島根県 事業承継・引継ぎ支援センター	松江商工会議所	0852-33-7501
岡山県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9708
広島県 事業承継・引継ぎ支援センター	広島商工会議所	082-555-9993
山口県 事業承継・引継ぎ支援センター	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-6977
徳島県 事業承継・引継ぎ支援センター	徳島商工会議所	088-679-1400
香川県 事業承継・引継ぎ支援センター	高松商工会議所	087-802-3033
愛媛県 事業承継・引継ぎ支援センター	公益財団法人えひめ産業振興財団	089-948-8511
高知県 事業承継・引継ぎ支援センター	高知商工会議所	088-802-6002
福岡県 事業承継・引継ぎ支援センター	福岡商工会議所	092-441-6922
佐賀県 事業承継・引継ぎ支援センター	佐賀商工会議所	0952-27-7071
長崎県 事業承継・引継ぎ支援センター	長崎商工会議所	095-895-7080
熊本県 事業承継・引継ぎ支援センター	熊本商工会議所	096-311-5030
大分県 事業承継・引継ぎ支援センター	大分県商工会連合会	097-585-5010
宮崎県 事業承継・引継ぎ支援センター	宮崎商工会議所	0985-72-5151
鹿児島県 事業承継・引継ぎ支援センター	鹿児島商工会議所	099-225-9550
沖縄県 事業承継・引継ぎ支援センター	那覇商工会議所	098-941-1690
事業承継・引継ぎ支援全国本部	(独法)中小企業基盤整備機構	03-5470-1595
中小機構北海道本部	企業支援課	011-210-7471
中小機構東北本部	企業支援課	022-716-1751
中小機構関東本部	企業支援課	03-5470-1620
中小機構北陸本部	企業支援課	076-223-5546
中小機構中部本部	企業支援課	052-220-0516
中小機構近畿本部	企業支援課	06-6264-8613
中小機構中国本部	企業支援課	082-502-6555
中小機構四国本部	企業支援課	087-811-1752
中小機構九州本部	企業支援課	092-263-0300
中小機構沖縄事務所		098-859-7566

☎ 独立行政法人中小企業基盤整備機構(代表)

03-3433-8811

☎ がんばる中小企業経営相談ホットライン

050-3171-8814

[受付時間 平日午前9時～午後5時]

中小企業の方からの経営相談等をお受けする電話相談窓口(ホットライン)を開設しています(通信料は発信者側の負担となります)。ホットラインにつながらない場合は、最寄の地域本部までお問い合わせください。

経営相談、専門家の派遣、戦略的CIO育成支援事業、販路開拓コーディネーター事業等担当課

地域本部・事務所	担当部署	電話番号
北海道本部	企業支援部 企業支援課	011-210-7471
東北本部	企業支援部 企業支援課	022-716-1751
関東本部	企業支援部 企業支援課 企業支援部 企業支援課(経営相談)	03-5470-1637 03-5470-1620
中部本部	企業支援部 企業支援課	052-220-0516
北陸本部	企業支援部 企業支援課	076-223-5546
近畿本部	企業支援部 企業支援課	06-6264-8613
中国本部	企業支援部 企業支援課	082-502-6555
四国本部	企業支援部 企業支援課	087-811-1752
九州本部	企業支援部 企業支援課	092-263-0300
沖縄事務所	—	098-859-7566

海外展開支援事業相談窓口

地域本部・事務所	担当部署	電話番号
北海道本部	企業支援部 支援推進課	011-210-7472
東北本部	企業支援部 支援推進課	022-399-9031
関東本部	企業支援部 支援推進課	03-5470-1640
中部本部	企業支援部 支援推進課	052-201-3068
北陸本部	企業支援部 企業支援課	076-223-5546
近畿本部	企業支援部 企業支援課	06-6264-8624
中国本部	企業支援部 支援推進課	082-502-6311
四国本部	企業支援部 支援推進課	087-823-3220
九州本部	企業支援部 支援推進課	092-263-1535
沖縄事務所	—	098-859-7566

新事業創出支援事業担当課

地域本部・事務所	担当部署	電話番号
北海道本部	企業支援部 企業支援課	011-210-7471
東北本部	企業支援部 支援推進課	022-399-9031
関東本部	企業支援部 企業支援課	03-5470-1637
中部本部	企業支援部 企業支援課	052-220-0516
北陸本部	企業支援部 企業支援課	076-223-5546
近畿本部	企業支援部 企業支援課	06-6264-8613
中国本部	企業支援部 企業支援課	082-502-6555
四国本部	企業支援部 支援推進課	087-823-3220
九州本部	企業支援部 企業支援課	092-263-0323
沖縄事務所	—	098-859-7566

JETRO 国内事務所

事務所名	電話番号
本部(東京)	03-3582-5511
大阪本部	06-4705-8606
ジェトロ北海道	011-261-7434
ジェトロ青森	017-734-2575
ジェトロ岩手	019-651-2359
ジェトロ仙台	022-223-7484
ジェトロ秋田	018-865-8062
ジェトロ山形	023-622-8225
ジェトロ福島	024-947-9800
ジェトロ茨城	029-300-2337
ジェトロ栃木	028-670-2366
ジェトロ群馬	027-310-5205
ジェトロ埼玉	048-650-2522
ジェトロ千葉	043-271-4100
ジェトロ東京	03-3582-4953
ジェトロ横浜	045-222-3901
ジェトロ新潟	025-284-6991
ジェトロ富山	076-415-7971
ジェトロ金沢	076-268-9601
ジェトロ福井	0776-33-1661
ジェトロ山梨	055-220-2324
ジェトロ長野	026-227-6080
(同)諏訪支所	0266-52-3442
ジェトロ岐阜	058-271-4910
ジェトロ静岡	054-352-8643
ジェトロ浜松	053-450-1021

事務所名	電話番号
ジェトロ名古屋	052-589-6210
ジェトロ三重	059-228-2647
ジェトロ滋賀	0749-21-2450
ジェトロ京都	075-341-1021
ジェトロ神戸	078-231-3081
ジェトロ奈良	0742-23-7550
ジェトロ和歌山	073-425-7300
ジェトロ鳥取	0857-52-4335
ジェトロ島根	0852-27-3121
ジェトロ岡山	086-224-0853
ジェトロ広島	082-535-2511
ジェトロ山口	083-231-5022
ジェトロ徳島	088-657-6130
ジェトロ香川	087-851-9407
ジェトロ愛媛	089-952-0015
ジェトロ高知	088-823-1320
ジェトロ福岡	092-471-5635
ジェトロ北九州	093-541-6577
ジェトロ佐賀	0952-28-9220
ジェトロ長崎	095-823-7704
ジェトロ熊本	096-354-4211
ジェトロ大分	097-513-1868
ジェトロ宮崎	0985-61-4260
ジェトロ鹿児島	099-226-9156
ジェトロ沖縄	098-859-7002

JICA 国内機関

事務所名	電話番号
本部	03-5226-3491
JICA北海道(札幌)	011-866-8421
JICA北海道(帯広)	0155-35-1210
JICA東北	022-223-4772
JICA筑波	029-838-1117
JICA横浜	045-663-3253
JICA東京	03-3485-7680

事務所名	電話番号
JICA中部	052-533-1387
JICA北陸	076-233-5931
JICA関西 (JICAコラボデスク)	06-6136-3477
JICA中国	082-421-6300
JICA四国	087-821-8824
JICA九州	093-671-6311
JICA沖縄	098-876-6000

政府系金融機関等

機関名	電話番号・ホームページURL
全国信用保証協会連合会	http://www.zensinhoren.or.jp/ 03-6823-1200 ※資金繰りのご相談は、最寄りの保証協会 (http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html) にお問い合わせください。
株式会社日本政策金融公庫 ・国民生活事業 (個人企業・小規模企業向け事業資金) ・中小企業事業 (中小企業向け長期事業資金)	https://www.jfc.go.jp/ 事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫	https://www.okinawakouko.go.jp/ 098-941-1795
株式会社商工組合中央金庫	http://www.shokochukin.co.jp/ お客さまサービスセンター 0120-079-366 ※資金繰りのご相談は、最寄りの営業店 (https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/)の代表番号 にお問い合わせください。

8 信用保証協会

信用保証協会名	電話番号
北海道信用保証協会	011-241-2231
青森県信用保証協会	017-723-1351
岩手県信用保証協会	019-654-1500
宮城県信用保証協会	022-225-6491
秋田県信用保証協会	018-863-9011
山形県信用保証協会	023-647-2245
福島県信用保証協会	024-526-2331
新潟県信用保証協会	025-210-5131
茨城県信用保証協会	029-224-7811
栃木県信用保証協会	028-635-2121
群馬県信用保証協会	027-231-8816
埼玉県信用保証協会	048-647-4711
千葉県信用保証協会	043-221-8181
東京信用保証協会(※)	03-3272-3081
神奈川県信用保証協会	045-681-7172
横浜市信用保証協会	045-662-6622
川崎市信用保証協会	044-211-0503
山梨県信用保証協会	055-235-9700
長野県信用保証協会	026-234-7288
静岡県信用保証協会	054-252-2120
愛知県信用保証協会	0120-454-754
名古屋市信用保証協会	052-212-3011
岐阜県信用保証協会	0120-015-047
岐阜市信用保証協会	058-265-4611
三重県信用保証協会	059-229-6021
富山県信用保証協会	076-423-3171
石川県信用保証協会	076-222-1511
福井県信用保証協会	0776-33-1800
滋賀県信用保証協会	077-511-1300
京都信用保証協会	075-354-1011
大阪信用保証協会	06-6131-7567
兵庫県信用保証協会	078-393-3900
奈良県信用保証協会	0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	073-423-2255
鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
島根県信用保証協会	0852-21-0561
岡山県信用保証協会	086-243-1121
広島県信用保証協会	082-228-5500
山口県信用保証協会	083-921-3090
香川県信用保証協会	087-851-0061
徳島県信用保証協会	088-622-0217
高知県信用保証協会	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	089-931-2111
福岡県信用保証協会	092-415-2600
佐賀県信用保証協会	0952-24-4341
長崎県信用保証協会	095-822-9171
熊本県信用保証協会	096-375-2000
大分県信用保証協会	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	099-223-0271
沖縄県信用保証協会	098-863-5300
(一社)全国信用保証協会連合会	03-6823-1200

※令和5年5月8日より新事務所に移転することから電話番号が変更となっている可能性があります。

詳細は東京信用保証協会のHPをご確認下さい。(https://www.cgc-tokyo.or.jp/)

☎ 日本商工会議所	03-3283-7823
☎ 全国商工会連合会	03-6268-0088
☎ 全国中小企業団体中央会	03-3523-4901
☎ 全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
☎ 全国中小企業振興機関協会	03-5541-6688
☎ 一般財団法人 海外産業人材育成協会 (AOTS)	03-3888-8221
☎ 株式会社日本貿易保険 (NEXI)	03-3512-7650

☎ 産業復興相談センター(二重ローンや事業の復旧・復興についての総合相談窓口)

都道府県名	産業復興相談センター	電話番号
青森県	青森県産業復興相談センター	017-752-9225
岩手県	岩手県産業復興相談センター	019-681-0812
宮城県	宮城県産業復興相談センター	022-722-3858
福島県	福島県産業復興相談センター	024-573-2561
茨城県	茨城県産業復興相談センター	029-302-5880
千葉県	千葉県産業復興相談センター	043-215-8790

☎ 都道府県事業復興型雇用確保事業担当課

都道府県	担当課	担当課電話番号
岩手県	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室	019-629-5593
宮城県	経済商工観光部 雇用対策課	022-797-4661
福島県	商工労働部 雇用労政課	024-521-7489

☎ 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)内 総合労働相談コーナー

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎9階	011-707-2700
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8階	017-734-4211
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3002
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8834
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-862-6684
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8226
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階	024-536-4600
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階	029-277-8295
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4677
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2303
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-3512-1608
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7358
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3501
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階	076-432-2740
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4432
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-3363
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11 4階	055-225-2851
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階	026-223-0551
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階	058-245-8124
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-252-1212
愛知	460-0001	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階	052-972-0266
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階	059-226-2110
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階	077-522-6648
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3221
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-7660-0072
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0850
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階	0742-32-0202
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1020
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9 鳥取労働局庁舎2階	0857-22-7000
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7009
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9296
山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0398
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-9142
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8916
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5208
高知	781-9548	高知市南金田1-39 労働総合庁舎4階	088-885-6027
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4764
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎5階	0952-32-7218
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階	095-801-0023
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-312-3877
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-536-0110
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-6060

8 都道府県中小企業団体中央会

都道府県中小企業団体中央会	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011-231-1919
青森県中小企業団体中央会	017-777-2325
岩手県中小企業団体中央会	019-624-1363
宮城県中小企業団体中央会	022-222-5560
秋田県中小企業団体中央会	018-863-8701
山形県中小企業団体中央会	023-647-0360
福島県中小企業団体中央会	024-536-1261
茨城県中小企業団体中央会	029-224-8030
栃木県中小企業団体中央会	028-635-2300
群馬県中小企業団体中央会	027-232-4123
埼玉県中小企業団体中央会	048-641-1315
千葉県中小企業団体中央会	043-306-3281
東京都中小企業団体中央会	03-3542-0386
神奈川県中小企業団体中央会	045-633-5131
新潟県中小企業団体中央会	025-267-1100
長野県中小企業団体中央会	026-228-1171
山梨県中小企業団体中央会	055-237-3215
静岡県中小企業団体中央会	054-254-1511
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811
岐阜県中小企業団体中央会	058-277-1100
三重県中小企業団体中央会	059-228-5195
富山県中小企業団体中央会	076-424-3686
石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
福井県中小企業団体中央会	0776-23-3042
滋賀県中小企業団体中央会	077-511-1430
京都府中小企業団体中央会	075-708-3701
奈良県中小企業団体中央会	0742-22-3200
大阪府中小企業団体中央会	06-6947-4370
兵庫県中小企業団体中央会	078-331-2045
和歌山県中小企業団体中央会	073-431-0852
鳥取県中小企業団体中央会	0857-26-6671
島根県中小企業団体中央会	0852-21-4809
岡山県中小企業団体中央会	086-224-2245
広島県中小企業団体中央会	082-228-0926
山口県中小企業団体中央会	083-922-2606
徳島県中小企業団体中央会	088-654-4431
香川県中小企業団体中央会	087-851-8311
愛媛県中小企業団体中央会	089-955-7150
高知県中小企業団体中央会	088-845-8870
福岡県中小企業団体中央会	092-622-8780
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598
長崎県中小企業団体中央会	095-826-3201
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255
大分県中小企業団体中央会	097-536-6331
宮崎県中小企業団体中央会	0985-24-4278
鹿児島県中小企業団体中央会	099-222-9258
沖縄県中小企業団体中央会	098-860-2525

知財総合支援窓口

全国共通ナビダイヤル **0570-082100** 自動的にお近くの窓口におつなぎいたします。

※最新の情報は知財総合支援窓口のホームページをご覧ください。

都道府県	電話番号	住所
北海道	011-747-8256	北海道札幌市北区北7条西4-1-2 KDX札幌ビル5階 北海道知的財産情報センター
青森県	017-762-7351	青森県青森市長島1-1-1 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内
岩手県	019-634-0684	岩手県盛岡市北飯岡2-4-25 地方独立行政法人岩手県工業技術センター2階
宮城県	022-725-6370	宮城県仙台市泉区明通2-2 宮城県産業技術総合センター 2階
秋田県	018-860-5614	秋田県秋田市山王3-1-1 秋田県庁第二庁舎2階
山形県	023-647-8130	山形県山形市松栄2-2-1 山形県高度技術研究開発センター1階
福島県	024-963-0242	福島県郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ2階
茨城県	029-224-5339	茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館12階
栃木県	028-670-2617	栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内
群馬県	027-290-3070	群馬県前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター 1階
埼玉県	048-621-7050	埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階
千葉県	043-305-5724	千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル5階
東京都	03-6424-5081 03-6273-3332	東京都港区虎ノ門3-1-1 虎ノ門三丁目ビルディング1階 2023年8月より 港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス ※詳細な移転時期は、窓口にお問い合わせください。
神奈川県	045-620-4062	神奈川県横浜市西区南幸2-19-4 南幸折目ビル9階902号室
新潟県	025-211-3722 0258-86-5064	新潟県新潟市中央区鏡西1-11-1 新潟県工業技術総合研究所2階 新潟県長岡市千秋2-2788-1 千秋が原ビル2階
山梨県	055-243-1888	山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階
長野県	026-228-5559 0266-23-4170	長野県長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階 長野県岡谷市長地片間町1-3-1 長野県工業技術総合センター1階
静岡県	054-251-6000 055-963-1055 053-489-8111	静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館1階 静岡県沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル3階 静岡県浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館8階 (公財)浜松地域イノベーション推進機構内
愛知県	052-753-7635	愛知県名古屋市中区千種区千種通7-25-1 サンライズ千種6階6-B
岐阜県	058-325-8098	岐阜県各務原市テクノプラザ1-1 テクノプラザ5階
三重県	059-253-8310 059-327-5830	三重県津市栄町-891 三重合同ビル5階 三重県四日市市鶴の森1-4-28 ユマニテックプラザ1階
富山県	0766-25-7259 076-432-1119	富山県高岡市二上町150 富山県産業技術研究開発センター技術開発館1階 富山県富山市高田527 富山県総合情報センター情報ビル2階
石川県	076-267-5918	石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1階
福井県	0776-55-2100	福井県福井市川合鷺塚町61字北福田10 福井県工業技術センター1階

都道府県	電話番号	住所
滋賀県	077-558-3443	滋賀県栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館1階
京都府	075-326-0066	京都府京都市下京区中堂寺南町134番地 京都リサーチパーク内京都府産業支援センター2階
大阪府	06-6444-2300	大阪府西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル4階 大阪府東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪南館2階
兵庫県	078-306-6808 078-731-5847	兵庫県神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館4階 兵庫県神戸市須磨区行平町3-1-12 兵庫県立工業技術センター内技術交流館1階
奈良県	0742-35-6020	奈良県奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター2階
和歌山県	073-488-3256	和歌山県和歌山市本町2-1 フォルテワジマ6階
鳥取県	0857-52-5894 0859-36-8300	鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1 公益財団法人鳥取県産業振興機構 本部内 鳥取県米子市日下1247 公益財団法人鳥取県産業振興機構 西部センター内
島根県	0852-60-5145	島根県松江市北陵町1 テクノアークしまね1階
岡山県	086-286-9711	岡山県岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3階
広島県	082-247-2562	広島県広島市中区千田町3-13-11 広島発明会館
山口県	083-902-2166	山口県山口市小郡令和1-1-1 KDDI維新ホール内
徳島県	088-669-0158	徳島県徳島市雑賀町西開11-2 徳島県立工業技術センター2階
香川県	087-802-3650	香川県高松市林町2217-15 香川県産業頭脳化センタービル2階
愛媛県	089-960-1118	愛媛県松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛2階
高知県	088-854-8876	高知県高知市布師町3992-3 高知県工業技術センター4階
福岡県	092-401-0761 092-622-0035 093-873-1432	福岡県福岡市中央区天神4-4-11天神ショッパーズ福岡8階 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階 福岡県北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンター1階
佐賀県	0952-30-8191	佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114 佐賀県産業イノベーションセンター内
長崎県	0957-46-6230	長崎県大村市池田2-1303-8 長崎県工業技術センター内
熊本県	096-327-9975	熊本県熊本市中央区水道町7-16 富士水道町ビル2階
大分県	097-596-6171	大分県大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内
宮崎県	0985-74-3956	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16500-2 宮崎県工業技術センター2階
鹿児島県	099-295-0270	鹿児島県鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館中2階
沖縄県	098-987-6074	沖縄県浦添市伊祖2-2-2 明幸ビル3階

8 よろず支援拠点

都道府県	よろず支援拠点実施機関	電話番号	住所
北海道	(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル9階
青森県	(公財)21あおり産業総合支援センター	017-721-3787	青森県青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階
岩手県	(公財)いわて産業振興センター	019-631-3826	岩手県盛岡市北飯岡2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター2階
宮城県	宮城県商工会連合会	022-393-8044	宮城県仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター2階
秋田県	(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5605	秋田県秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階
山形県	(公財)山形県企業振興公社	023-647-0708	山形県山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター2階
福島県	(公財)福島県産業振興センター	024-954-4161	福島県郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館4階403号室
茨城県	(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5339	茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館12階
栃木県	(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2618	栃木県宇都宮市ゆいの社1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5016	群馬県前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター1階
埼玉県	(公財)埼玉県産業振興公社	0120-973-248	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階
千葉県	(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2921	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23階
東京都	(一社)東京都信用金庫協会	03-6205-4728	東京都港区新橋1-18-8 共栄火災ビル1階
神奈川県	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5071	神奈川県横浜市中央区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル4階
新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0058	新潟県新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10階
山梨県	(公財)やまなし産業支援機構	055-288-8400	山梨県甲府市南口町7-20
長野県	(公財)長野県産業振興機構	026-227-5875	長野県長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階
静岡県	静岡商工会議所	054-253-5117	静岡県静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所内
愛知県	(公財)あいち産業振興機構	052-715-3188	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち)14階
岐阜県	(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1088	岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館10階(県民ふれあい会館)
三重県	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3326	三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階
富山県	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605	富山県富山市高田527 情報ビル1階
石川県	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-6711	石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地産産業振興センター新館1階
福井県	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7402	福井県坂井市丸岡町能登第3号7番地1-16 ソフトパークふくい 福井県産業情報センタービル3階
滋賀県	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1425	滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階
京都府	(公財)京都産業21	075-315-1055	京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内
大阪府	(公財)大阪産業局	06-4708-7045	大阪府大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階
兵庫県	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9085	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2階
奈良県	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-81-3840	奈良県奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター3階
和歌山県	(公財)わかやま産業振興財団	073-433-3100	和歌山県和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階
鳥取県	鳥取県商工会連合会	0857-31-6851	鳥取県鳥取市湖山町東4丁目100番地
島根県	(公財)しまね産業振興財団	0852-80-5103	島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内
岡山県	(公財)岡山県産業振興財団	086-206-2180	岡山県岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山1階
広島県	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7706	広島県広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1階
山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-5959	山口県山口市小郡令和1丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設内
徳島県	(公財)とくしま産業振興機構	088-676-4625	徳島県徳島市南末広町5番地8-8 徳島経済産業会館2階
香川県	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-6090	香川県高松市林町2217-15 香川県産業顕彰センタービル2階
愛媛県	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1131	愛媛県松山市久米窪田町337-1 (公財)えひめ産業振興財団内
高知県	(公財)高知県産業振興センター	088-846-0175	高知県高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館5階
福岡県	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-7809	福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階
佐賀県	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4433	佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114 佐賀県産業イノベーションセンター内
長崎県	長崎県商工会連合会	095-828-1462	長崎県長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階
熊本県	(公財)くまもと産業支援財団	096-286-3355	熊本県上益城郡益城町田原2081番地10
大分県	(公財)大分県産業創造機構	097-537-2837	大分県大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル
宮崎県	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-0786	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2
鹿児島県	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-3740	鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館3階
沖縄県	沖縄県商工会連合会	098-851-8460	沖縄県那覇市小祿 1831番地1 沖縄県産業支援センター4階 414号室
全国	よろず支援拠点全国本部 (独立行政法人中小企業基盤整備機構)	03-5470-1581	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

※最新の情報はよろず支援拠点全国本部のホームページをご覧ください。

～事業者向け補助金・助成金一覧～

本ガイドブック掲載のうち、事業者向けの主な補助金・助成金をピックアップしました。こちらで見つからないものは、本ガイドブックの索引よりご確認いただくか、補助金・助成金を所管する府省庁や自治体、実施機関等にお問い合わせください。

ページ

あ	し
IT 導入補助金…………… 4	事業承継・引継ぎ補助金…………… 269
	事業復興型雇用確保事業による支援…………… 84
え	施設・設備の復旧・整備に対する 補助制度（グループ補助金）…………… 195
エイジフレンドリー補助金…………… 145	重度障害者多数雇用事業所 施設設置等助成金…………… 136
き	重度障害者等通勤対策助成金…………… 135
技術協力活用型・新興国市場開拓 事業費補助金（社会課題解決型 国際共同開発事業）…………… 179	受動喫煙防止対策に関する各種支援事業…………… 96
キャリアアップ助成金…………… 110	省エネ関連設備等の導入に対する支援…………… 10
け	障害者介助等助成金、 職場適応援助者助成金…………… 132
建設事業主等に対する助成金…………… 107	障害者作業施設設置等助成金…………… 130
こ	障害者トライアル雇用…………… 129
高度安全機械等導入支援補助金…………… 140	障害者福祉施設設置等助成金…………… 131
雇用調整助成金…………… 102	小規模事業者持続化補助金…………… 40
さ	人材開発支援助成金…………… 117
最低賃金引上げに向けた中小企業・ 小規模事業者支援事業…………… 93	人材確保等支援助成金…………… 104
産業雇用安定助成金 （スキルアップ支援コース）…………… 156	せ
	生産性向上人材育成支援センター…………… 123
	成長型中小企業等研究開発支援事業…………… 3
	た
	脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業…………… 300
	団体経由産業保健活動推進助成金…………… 154

ち

地域雇用開発助成金
 (地域雇用開発コース)…………… 106

地域商業機能複合化推進事業…………… 286

地域商店街活性化法に基づく支援…………… 275

地域戦略人材確保等実証事業…………… 157

地域 DX 促進環境整備事業
 (地域デジタルイノベーション実証型)… 43

中小企業・SDGs ビジネス支援事業…………… 178

中小企業組合等課題対応支援事業補助金… 32

中小企業等外国出願支援事業…………… 65

中小企業等外国出願中間手続支援事業…………… 66

中小企業等事業再構築促進事業…………… 49

中小建設企業への支援…………… 291

中途採用等支援助成金
 (中途採用拡大コース)…………… 141

中途採用等支援助成金
 (UIJ ターンコース)…………… 142

て

伝統的工芸品産業支援補助金…………… 48

と

特定求職者雇用開発助成金
 (特定就職困難者コース)…………… 103

特定求職者雇用開発助成金
 (成長分野等人材確保・育成コース)… 152

特定求職者雇用開発助成金
 (発達障害者・難治性
 疾患患者雇用開発コース)…………… 116

特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河
 世代安定雇用実現コース)…………… 128

特定短時間労働者の雇用に対する支援…………… 150

特許料等の軽減制度…………… 55

トライアル雇用助成金
 (一般トライアルコース)…………… 112

な

なりわい再建支援事業 (なりわい補助金)… 196

に

認定経営革新等支援機関による
 経営改善計画策定支援事業…………… 74

認定経営革新等支援機関による
 早期経営改善計画策定支援事業…………… 75

認定職業訓練制度…………… 121

は

働き方改革推進支援助成金
 (勤務間インターバル導入コース)… 88

働き方改革推進支援助成金
 (団体推進コース)…………… 90

働き方改革推進支援助成金
 (適用猶予業種等対応コース)…………… 85

働き方改革推進支援助成金
 (労働時間短縮
 ・年休促進支援コース)…………… 87

働き方改革推進支援助成金
 (労働時間適正管理推進コース)…………… 89

ひ

東日本大震災復興緊急保証…………… 219

東日本大震災復興特別貸付…………… 207

ふ

フィットテスト測定機器等購入補助金…………… 153

ほ

防衛型侵害対策支援事業…………… 52

冒認商標無効・取消係争支援事業…………… 53

め

面的地域価値の向上・消費創出事業…………… 288

も

ものづくり・商業

・サービス生産性向上促進補助金…………… 1

模倣品対策支援事業…………… 51

り

両立支援等助成金…………… 125

ろ

労働移動支援助成金

(再就職支援コース)…………… 100

労働移動支援助成金

(早期雇入れ支援コース)…………… 101

65歳超雇用推進助成金…………… 114

～索引～

ページ

あ

IT活用促進資金	234
ITに関する専門家派遣	
・オンライン相談	302
IT導入補助金	4
ITプラットフォーム	
・IT戦略ナビ・みらデジ	36
IPランドスケープ支援事業	70
アジア等ゼロエミッション化	
人材育成等事業費補助金	167
新たな事業活動を支援する融資制度等	45

い

EC活用支援	184
--------	-----

え

営業秘密・知財戦略相談窓口	68
エイジフレンドリー補助金	145
SBIR制度に基づく支援	6
越境EC等利活用促進事業	160
エンジェル税制	257

か

カーボンニュートラル投資促進税制	265
海外CEO商談会	183
海外知財情報提供と専門人材による支援	64
海外知財訴訟保険事業	54
海外展開・事業再編資金	171
海外展開セミナー、WEBによる	
海外情報の提供	169
海外展開ハンズオン支援	159

海外投資保険	175
外国人旅行者向け消費税免税制度	249
開放特許情報データベース、 特許出願技術動向調査、GXTI、 特許戦略ポータルサイト	59
化学物質管理に対する支援 (労働安全衛生法に基づくラベル、 SDS、リスクアセスメント等)	97
過重労働解消のためのセミナー	155
環境・エネルギー対策資金 (公害防止対策関係)	233
環境金融の拡大に向けた利子補給事業	301

き

企業活力強化資金／観光産業等	
生産性向上資金	276
企業再生貸付	78
起業支援ファンド	20
技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (研修・専門家派遣・ 寄附講座開設事業)	181
技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (国際化促進インターンシップ事業)	182
技術協力活用型・新興国市場開拓 事業費補助金(社会課題解決型 国際共同開発事業)	179
キャリアアップ助成金	110
勤労者財産形成促進制度	124

く

グリーントランスフォーメーション 関連融資事業	13
----------------------------	----

経営安定特別相談事業	197
経営改善サポート保証 （感染症対応型）制度	227
経営革新計画 「経営者保証に関するガイドライン」 の利用促進 （事業承継時の経営者保証解除）	44 236
経営承継円滑化法による総合的支援	274
経営承継借換関連保証	239
経営承継関連保証	238
経営承継準備関連保証	240
経営セーフティ共済 （中小企業倒産防止共済制度）	199
健康・医療事業分野への資金供給	47
建設事業主等に対する助成金	107
現地進出支援強化事業 （海外調査・情報提供）	170
現地進出支援強化事業 （海外進出支援）	164
現地進出支援強化事業 （海外販路開拓支援）	165
こ	
公害防止税制	258
交際費等の損金算入の特例	248
工場・事業場における先導的な脱炭素化 取組推進事業（SHIFT 事業）	299
公設試験研究機関（公設試）	12
高度安全機械等導入支援補助金	140
高度外国人活躍推進プラットフォーム	308
高度化事業（工業団地等の 整備に対する貸付制度）	232
高度化事業（災害対策）	212
国税の猶予制度	261
個別労働紛争解決制度	313
雇用調整助成金	102
コロナ借換保証	225

災害関係保証	220
災害復旧貸付	202
再チャレンジ支援融資制度 （再挑戦支援資金）	229
最低賃金引上げに向けた中小企業・ 小規模事業者支援事業	93
サイバーセキュリティ お助け隊サービス制度	309
産業競争力強化法に基づく創業支援	14
産業雇用安定助成金 （スキルアップ支援コース）	156
産業財産権制度に関する説明会、 講師派遣、研修、相談	57
産業復興相談センター・産業復興機構	76
産業保健総合支援センター	98
し	
CIP(技術研究組合)制度	11
J-クレジット制度	203
J-Net 21 中小企業ビジネス 支援ポータルサイト	307
事業継続力強化計画	204
事業再生円滑化関連保証制度 （プレ DIP 保証制度）	81
事業再生計画実施関連保証制度 （経営改善サポート保証）	226
事業再生保証制度（DIP 保証制度）	80
事業承継・引継ぎ補助金	269
事業承継円滑化のための 税制措置（個人版事業承継税制）	272
事業承継円滑化のための 税制措置（法人版事業承継税制）	270
事業承継総合支援事業	268
事業承継特別保証	237
事業承継の円滑化のための支援策	267
事業復興型雇用確保事業による支援	84
自主廃業支援保証	243

施設・設備の復旧・整備に対する	
補助制度（グループ補助金）	195
下請ガイドライン	187
下請かけこみ寺にご相談ください	190
下請Gメンヒアリング	189
「下請代金支払遅延等防止法」	
の規制について	185
下請中小企業	
・小規模事業者の自立化支援	191
社会環境対応施設整備資金	
融資制度（BCP融資）	201
若年技能者人材育成支援等事業	
（ものづくりマイスター制度）	122
就業環境整備・改善支援事業	91
重度障害者多数雇用事業所	
施設設置等助成金	136
重度障害者等通勤対策助成金	135
受動喫煙防止対策に関する各種支援事業	96
省エネ関連設備等の導入に対する支援	10
障害者介助等助成金、	
職場適応援助者助成金	132
障害者雇用に関する優良な中小事業主	
に対する認定制度（もにす認定制度）	148
障害者作業施設設置等助成金	130
障害者トライアル雇用	129
障害者の職場適応の	
ための支援（ジョブコーチ支援）	137
障害者福祉施設設置等助成金	131
奨学金の代理返還支援	180
少額減価償却資産の特例	247
小規模企業共済制度	198
小規模事業者経営改善資金	
融資制度（マル経融資）	206
小規模事業者持続化補助金	40
証券化支援スキームを	
活用した融資制度（CLO融資）	230
商工会・商工会議所の窓口	306
情報セキュリティ対策支援サイト	311
食品等流通合理化支援策	296
女性、若者／シニア起業家支援資金	18

新型コロナウイルス感染症対策	
挑戦支援資本強化特別貸付	
（新型コロナ対策資本金劣後ローン）	211
新型コロナウイルス感染症特別貸付	210
新価値創造展・中小企業総合展	29
新規開業支援資金	19
新規輸出1万者支援プログラム	158
人材開発支援助成金	117
人材確保対策推進事業	138
人材確保等支援助成金	104
新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）	
による創業・ベンチャー支援	25
新事業創出支援事業	41
新創業融資制度	16
新輸出大国コンソーシアム	162
信用保証協会による借換保証	221
信用保証協会による経営支援事業	246
信用保証制度	216
信用保証付債権 DDS について	228

す

スタートアップ創出促進保証	224
スタートアップ特化型知財	
ネットワーク構築事業（IP BASE）	71
スタンドバイ・クレジット制度	173

せ

生活衛生関係営業への支援	297
生産性向上人材育成支援センター	123
精神・発達障害者	
しごとサポーター養成講座	147
成長型中小企業等研究開発支援事業	3
セーフティネット貸付	213
セーフティネット保証制度	217
SECURITY ACTION	
（情報セキュリティ対策自己宣言）	310
設備資金貸付利率特例制度	208

先端設備等導入計画に係る 固定資産税の特例……………	37	中小企業・SDGs ビジネス支援事業……………	178
専門家派遣（中小企業 119） （中小企業・小規模事業者 ワンストップ総合支援事業）……………	304	中小企業・小規模事業者等に対する 働き方改革推進支援事業 （働き方改革推進支援センター）……………	312
そ		中小企業・小規模事業者の再編 ・統合等に係る税負担の軽減措置 （登録免許税・不動産取得税）……………	266
早期審査・審理／面接／巡回審判……………	62	中小企業・小規模事業者の 受注機会の増大のための支援……………	192
創業関連保証制度……………	223	中小企業アドバイザー （中心市街地活性化）派遣事業……………	283
創業期スタートアップに対する 知財戦略構築等支援事業（IPAS）……………	69	中小企業育児・介護休業等推進支援事業……………	139
創業支援貸付利率特例制度……………	17	中小企業海外ビジネス人材育成塾……………	163
ソーシャルビジネス支援資金……………	290	中小企業活性化協議会……………	72
た		中小企業技術基盤強化税制 （研究開発税制）……………	7
脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業……………	300	中小企業基盤整備機構 ・中小企業支援センター……………	305
団体経由産業保健活動推進助成金……………	154	中小企業共通 EDI……………	34
ち		中小企業組合等課題対応支援事業補助金……………	32
地域雇用開発助成金 （地域雇用開発コース）……………	106	中小企業組合に対する助言、情報提供……………	33
地域商業機能複合化推進事業……………	286	中小企業経営強化税制……………	252
地域商店街活性化法に基づく支援……………	275	中小企業経営力強化資金融資事業……………	215
地域戦略人材確保等実証事業……………	157	中小企業再生ファンド……………	77
地域中小企業人材確保支援等事業……………	82	中小企業者等の法人税率の特例……………	260
地域 DX 促進環境整備事業 （地域 DX 支援活動型）……………	39	中小企業成長支援ファンド ／中小企業経営力強化支援ファンド……………	21
地域 DX 促進環境整備事業 （地域デジタルイノベーション実証型）……………	43	中小企業大学の研修……………	83
地域ブランド保護に関する支援 （地域団体商標制度）……………	67	中小企業退職金共済制度……………	200
地域未来投資促進税制……………	255	中小企業知財経営支援金融 機能活用促進事業……………	50
地域未来投資促進法による支援……………	42	中小企業等外国出願支援事業……………	65
知財総合支援窓口……………	56	中小企業等外国出願中間手続支援事業……………	66
地方拠点強化税制……………	259	中小企業等経営強化法 （経営力向上計画）……………	26
		中小企業投資育成株式会社による投資……………	22
		中小企業等事業再構築促進事業……………	49
		中小企業投資促進税制……………	254

中小企業と国内外の信頼できる 企業とを繋ぐビジネスマッチング サイト「J-GoodTech(ジエグテック)」…………… 30	特定経営承継準備関連保証…………… 242
中小企業の会計…………… 264	特定社債保証制度(私募債保証制度)…………… 244
中小企業の経営資源の 集約化に資する税制…………… 263	特定短時間労働者の雇用に対する支援…………… 150
中小企業防災・減災投資促進税制…………… 262	特定民間中心市街地経済活力向上事業…………… 280
中小企業向け賃上げ促進税制…………… 251	特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)…………… 58
中小建設企業への支援…………… 291	特許料等の軽減制度…………… 55
中心市街地活性化協議会運営支援事業…………… 285	トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)…………… 112
中心市街地経済活性化診断 ・サポート事業…………… 282	取引先の支払条件改善のための融資制度 ～企業活力強化資金 (下請中小企業関連)～…………… 194
中心市街地に対する 税制支援措置・低利融資制度…………… 284	な
中途採用等支援助成金 (中途採用拡大コース)…………… 141	なりわい再建支援事業(なりわい補助金)…………… 196
中途採用等支援助成金 (UIJ ターンコース)…………… 142	に
挑戦支援資本強化特別貸付 (資本性ローン)…………… 231	日本台湾交流協会事業…………… 176
て	認定経営革新等支援機関による 経営改善計画策定支援事業…………… 74
ディープテック・スタートアップ支援事業…………… 24	認定経営革新等支援機関による 早期経営改善計画策定支援事業…………… 75
適正取引講習会(テキトリ講習会)…………… 188	認定情報処理支援機関 (スマートSMEサポーター)…………… 35
電子出願支援…………… 61	認定職業訓練制度…………… 121
伝統的工芸品産業支援補助金…………… 48	の
と	農林水産関連企等に対する 金融措置による支援…………… 294
特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)…………… 103	は
特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース)…………… 152	働き方・休み方改善コンサルタント制度…………… 92
特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性 疾患患者雇用開発コース)…………… 116	働き方改革推進支援資金…………… 143
特定求職者雇用開発助成金(就職氷河 世代安定雇用実現コース)…………… 128	働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)…………… 88
特定経営承継関連保証…………… 241	働き方改革推進支援助成金 (団体推進コース)…………… 90

働き方改革推進支援助成金 （適用猶予業種等対応コース）……………	85
働き方改革推進支援助成金 （労働時間短縮 ・年休促進支援コース）……………	87
働き方改革推進支援助成金 （労働時間適正管理推進コース）……………	89
働く人のメンタルヘルス ・ポータルサイト「こころの耳」……………	99
販路開拓コーディネーター事業……………	31

ひ

東日本大震災復興緊急保証……………	219
東日本大震災復興特別貸付……………	207
標準化（JIS、ISO等）活用支援制度……………	38

ふ

フィットテスト測定機器等購入補助金……………	153
------------------------	-----

ほ

防衛型侵害対策支援事業……………	52
冒認商標無効・取消係争支援事業……………	53

み

民間中心市街地商業活性化事業……………	281
---------------------	-----

め

面的地域価値の向上・消費創出事業……………	288
-----------------------	-----

も

ものづくり・商業 ・サービス生産性向上促進補助金……………	1
模倣品対策支援事業……………	51

ゆ

ユースエール認定制度……………	113
輸出商社マッチング……………	161
輸出保険……………	174

よ

よろず支援拠点（中小企業・小規模 事業者ワンストップ総合支援事業）……………	303
---	-----

り

流通業務総合効率化法に基づく支援……………	279
流動資産担保融資保証制度 （ABL保証制度）……………	245
両立支援等助成金……………	125

れ

令和2年7月豪雨特別貸付……………	209
-------------------	-----

ろ

労働移動支援助成金 （再就職支援コース）……………	100
労働移動支援助成金 （早期雇入れ支援コース）……………	101
65歳超雇用推進助成金……………	114

お問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:00



0570-064-350

※通料は発信者側の負担となります
※PHS電話等一部の電話からはご利用になれません

■お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

がんばる中小企業 経営相談ホットライン

受付時間 平日(月曜日～金曜日) 9:00～17:00



050-3171-8814

※通料は発信者側の負担となります。

■経営に関することについて、中小企業基盤整備機構の経営相談員が相談に応じます。

オンライン経営相談 E-SODAN

E-SODANで検索 または QRコードからアクセス



■パソコンやスマホからお気軽にご利用ください。

相談室

中小企業庁 広報相談室 **03-3501-4667** 平日(月曜日～金曜日)9:00～17:30(12時～13時を除く)

■中小企業施策に関する相談等に対応します。

その他



日本弁護士連合会 ひまわり中小企業センター

0570-001-240 受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く)
10:00～12:00 13:00～16:00

中小企業庁の情報発信



中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/>

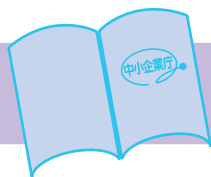
中小企業施策に関する最新情報をはじめ、補助金の公募情報、関連イベントの開催情報などを提供しています。
パンフレットなどの送付申込みやダウンロードも可能です。

ミラサポ plus は、中小企業事業者・小規模事業者の皆様へ、中小企業支援施策(制度)を「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指し、制度をわかりやすく検索できる機能や、各制度の説明や申請方法をご案内しています。ぜひ、会員登録してご利用ください。

ミラサポ plus
中小企業向け補助金・支援サイト

ミラサポ plus

<https://mirasapo-plus.go.jp/>



各種出版物

各種冊子については、中小企業庁ホームページよりお申し込みください。

編集・発行

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁 広報相談室

